函南町誌

上巻

函南町誌

上巻

題字

函南町長　田中和雄

町　　旗

町の花　ハコネザクラ

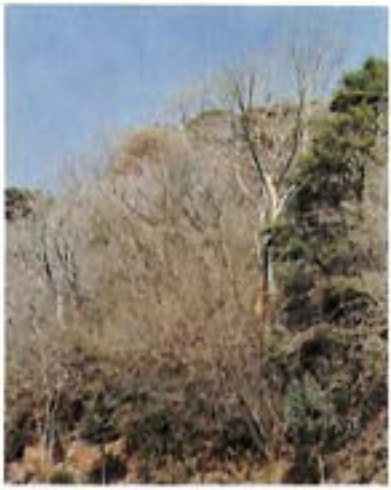

町の木　ヒメシャラ

町旗は、町のカラーである紺地の中心に昭和44年6月18日に制定された町章を配置したものである。

町章の作者は、山口苑（塚本）で、丸は、平和を示し、垂直、垂平線は、厳しさを物語るもので、これを和でつないで一字の中に明るい町を表現している。

函南町章比例図

町の木　ヒメシャラ（Stewartia mono delpha Siebold et Zuccarini）は、夏にツバキに似た白い花が咲く、ツバキ科の落葉高木である。樹皮がなめらかなのでサルスベリと間違えられることがあり、サルタ、サルナメリとも呼ばれる。幹は、赤黄色で枝が細く赤かっ色をおび多数の小枝にわかれている。

当町箱根山原生林の代表的な樹木であり町制施行10周年を記念して昭和48年4月1日、町の木に制定された。

町の花　ハコネザクラ（Prunus incisa Thunberg）は、富士から箱根にかけての山地に多く自生しているマメザクラの別名である。4月頃小さい花が咲き、非常にかれんで、郷土に適しており、育成も容易であるので町制施行10周年を記念して昭和48年4月1日、町の花に制定された。

刊行のことば

函南町十周年を記念して企画された函南町誌上巻がこのほど纒まって刊行される事になりました。

編集に当たられた方々の永い御努力が実った訳で、深い敬意と感謝の意を表するものであります。

「温故知新」古きを温ねて新しきを知る、その通りでありまして、明治の初めにスタートを切った函南村が、先人の営々の努力に依り築き上げた村作り、町作りの跡を辿る事に依って、更に未来へ力強い町作りを進める事こそ堅実な歩みというべきであって、激動する現代に対応する為に誠に意義深いものがあるといえます。

この町誌の誕生が、函南町の未来、また日本の未来を築く若者に読まれ、更に函南町が、平和日本の大きな原動力の一部を担う事を期待するものであります。

昭和四十九年五月三日

函南町長　田中和雄

函南町誌　目次

総説……9
村から町へ……9
町の誕生……9
「かんなみ」の名称……9
田方郡仁田村外十四か村から函南村・函南町へ……11
沿革……11
第一章　函南町の自然……13
一、地理的環境……13
位置……13
地勢……16
面積……17
二、地質……17
伊豆半島の地質……17
函南町の地質……18
三、地下資源……22
岩石……22
地下水……22
四、水系……25
河川……25
瀑布……27
池沼……28
五、気象……30
気象の概況……30
六、植物……33
禁伐林の植物……33
町の木・花……36
七、動物……42
第二章　函南町の歴史……46
はじめに……46
一、原始時代のようす……47
(一)旧石器時代……47
人類の生活の始まり……47
(二)縄文時代……49
山地での自然採集生活……49
(三)弥生時代……57
ムラでの生活……57
二、古代のようす……61
(一)古墳時代……61
古墳の発生……61
柏谷の百穴……64
古墳文化の広がり……69

大化改新と伊豆支配……71
(二) 奈良時代……72
政治の地方浸透……72
民衆の生活……74
信仰の高まり……75
(三) 平安時代……79
箱根権現と桑原……79
民衆の生活……81
流人と地方文化……82
武士の発生……84
三、中世のようす……85
(一) 鎌倉時代……85
頼朝の伊豆支配……85
頼朝と比企尼……85
石橋山合戦と宗時神社……87
郷土の武士……93
頼朝の寄進と寺社の再建……101
新仏教の興隆……103
鎌倉時代の民衆の生活……105
(二) 室町と戦国時代……106
室町幕府の伊豆支配……106
北条氏の支配と西原源太……108
北条氏の民政……113
戦乱と遺臣の地方定着……114
北条氏の滅亡……119
四、近世のようす……125
(一) 安土桃山時代……125
太閤検地と刀狩……125
家康の関東移封と伊豆支配……130
(二) 江戸時代……134
幕藩体制確立と伊豆……134
新田開発と八ツ溝用水……138
東海道の整備……140
農民の負担……142
村の生活……171
元禄の石直しと支配者……193
争論……196
幕藩体制の動揺……219
沼津藩の郷組制度……227
大政奉還と箱根戦争……229
五、近代にはいって……232
(一) 明治時代……232
維新と静岡県の成立……232
函南村の成立……234
近代国家への諸整備……238
近代産業の発達……248
立憲政治の始まり……252
日清日露戦争と出征者……263
耕地整理事業……267

(二)
大正から昭和へ……268
函南村誌の編纂……268
第一次世界大戦と戦後の動き……269
二つの震災……271
丹那トンネル工事と渇水問題……275
水騒擾事件……277
木立入植……278
第二次世界大戦への道……280
戦時中のくらし……286
函南駅空襲……289
ニポナイト工場の煙突……290
(三)
戦後の復興と発展……291
日本の民主化と函南町……291
農地改革……292
教育の民主化……292
地方自治の発展……293
仁田・上沢の大火……294
アイオン台風……294
箱根山の緑化推進……294
新農村建設事業……295
進む観光開発……295
狩野川台風……295
村議会の定数減……299
集中豪雨……299
函南町の誕生……300
町制施行十周年まで……301

第三章　住　民……304

一、集落の発達……304
集落の形成……304
江戸時代の村々……310
二、人口および世帯数……313
郡下における位置……313
人口・世帯数の移りかわり……313
地区別人口……317
三、人口構成……323
年令別人口構成……323
職業別産業別人口構成……328
四、人口の動態……330
出生・死亡・自然増減……330
社会的増減……331
昼間人口……332

凡　例

一、本書は、函南町誌・上巻で、第三章まで扱っている。

一、中巻以降は、次のような内容である。

中巻……第四章　産業、第五章　交通・通信、第六章　行財政、第七章　教育及び宗教

下巻……第八章　生活、第九章　民俗、第十章　天災地変、第十一章　名勝及び史蹟、

第十二章　函南町の将来・付、近代史年表

一、本文は、原則として当用漢字・新かなづかいを使用し、引用文については特殊なものを除き、現行のものに改めた。

また、明らかに脱字・誤字と思われるものは訂正、加筆を行なった。

なお、史料等で虫食い・汚渝・印刷不明等で文字の判読ができない場合は、相当字数によって□□とした。

一、文中の年号は、日本年号を用い、適宜その下に（　）で西暦年数を付記した。

一、地名などの固有名詞は、初出の個所で、ふりがなをつけた。
一、出典・文献名は原則として『　』で示し、引用は「　」で示した。
一、本文中、数字を示す場合の単位語は、原則として年月日・概数を示す場合、十・百・千・万・億を使用した。
一、資料等は後日、別冊で原文のまま刊行する予定である。
一、史料・写真等の出典・所蔵者については、一部省略させていただいたものがある。
参考にさせていただいた方々に、お詫びかたがたご了承を得たい。
一、本書のとびらの題字は、田中和雄函南町長の筆になるものである。
一、本書の執筆委員・編集委員は次のとおりである。（敬称略・五十音順・○印は編集委員）

勝又　繁雄　　杉山　萬　　○鈴木　勝彦
鈴木　庫雄　　髙橋　寿男　　○田中　悟
○土屋　弘光　　露木　義俊　　仁菅　信吾
○三田　利雄　　○豊竹　文彦　　渡辺　巌

一、本書の印刷は、沼津市耕文社印刷所が担当した。

総説

村から町へ

町の誕生　私たちの町「かんなみちょう」は、昭和三八年（一九六三）四月一日、町制実施によって誕生した。

それは明治二二年（一八八九）市町村制がしかれてから七五年目にあたる。

それまでは「かんなんむら」といい、十七の各大字から成り立っていた。

仁田・大土肥・植谷・畑毛・平井・丹那・畑・軽井沢・田代・桑原・大竹・上沢・間宮・塚本・肥田・日守・新田。そして町制十周年にあたる今は新区の成立もあって後述する十四区を加え三一区、人口二万人余を擁する郡下一の大きな町に発展してきている。

「かんなみ」の名称

「函南」という文字が、明治の頃、どのようにして決められたか確かな資料は存在しないが、伝承として箱根（中国風のよびかたで箱根のことを函嶺という）の南に位置する村なので、函嶺の南、すなわち「函南村」としたのであろうといわ

函南小に残る扁額（三条実美書）

れている。

記録にあらわれたものとしては、明治六年（一八七三）創立された小学校名に「函南小学校」とあり、続いて明治二二年（一八八九）市町村制実施によって誕生した村の名称に、やはり「函南村」という記録がある。

つぎにその文字の読み方であるが、当時の人々は「かんなん小学校」「かんなん村」と読んでいた。その読み方は、明治・大正を経て、昭和の初めまで続いた。しかし、昭和九年（一九三四）、丹那トンネル開通に伴い、新しく駅がつくられ、その駅名が「かんなみ駅」と発表されたことにより、「かんなん」という読み方は大きく後退していった。いわば、新しい時代を感じさせることばとして、「かんなみ」は、たちまち村内に広まっていった。（聞くところによると、丹那トンネル開通に伴い、新しい駅名をどうするかという時、「かんなん駅」では、国鉄駅名として、乗客に知らせる場合「ん」が発声しにくいので、「かんなみイーえき」がよかろう、ということでできまったという。）

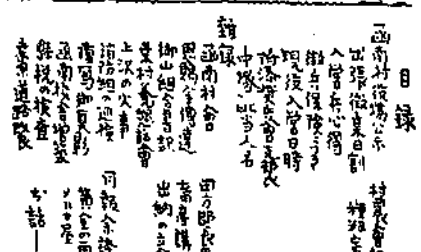
大正六年十一月號
函南月報
Volume VI No. 11.
The Kannami Geppo.
Mr. Taisan Taijiro Yamada,
editor & proprietor.
Ex-councillor and lieutenant mayor (honorary) of the rural township of Kannami.

目録

『函南月報』の表紙

また、記録には大正六年十一月号の「函南月報」に、ローマ字で「カンナミゲッポウ」と編集者の山田泰次郎によって記されている。ただ一般的には、ほとんどの人々が、「かんなん」と読んでいたようである。

正式に「かんなみちょう」として決められ発表されたのは、昭和三八年（一九六三）四月一日町制施行からである。

また、「函南」の「函」という文字も、最初は

「函」または「函」という文字が日常使用文字としてずいぶん使われていた。それを、町制実施に際して、「函」・「函」は、「函」の俗字だから使わないように広報「函南」を通してよびかけ、以後、町の刊行物を利用しては「函南」の「函」を使うよう積極的に働きかけて今日にいたっている。

田方郡仁田村外十四か村から函南村・函南町へ

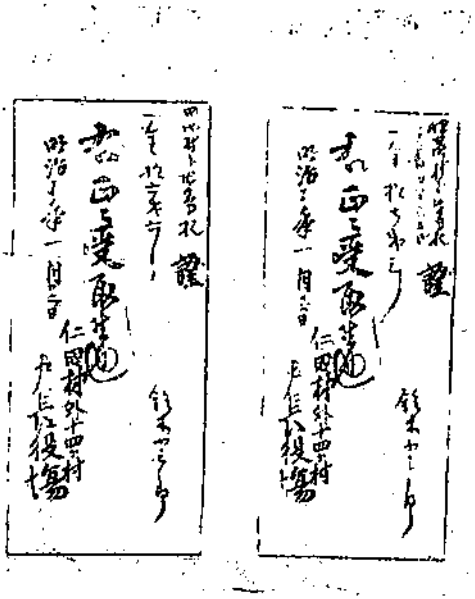

戸長役場の名が見える『皆済目録』

沿　革　古い時代のことは明らかではないが、徳川時代、町内の各区（字）はそれぞれの村として韮山の代官江川氏、沼津藩主水野氏、小田原藩主大久保氏等の支配に分轄されていた。

幕末に韮山代官所の所轄となり、明治元年韮山県、さらに明治四年韮山県が廃されると足柄県の管轄にはいった。以下年表を追っていくと、

明治五年（一八七二）

仁田・大土肥・柏谷・平井・丹那・畑・軽井沢・田代・桑原・大竹・上沢・間宮・塚本・肥田の計十四か村をもって足柄県第四大区七小区として一行政区を形成名主を廃し

て戸長・副戸長をおいた。

明治九年（一八七六）四月足柄県が廃止され、静岡県に移り、その年五月、静岡県第八大区七小区と改まり、副区長・戸長・副戸長が共に官選となり、各村同係りをおいた。

明治十二年（一八七九）三月大小区を廃して郡役所（三島）を置き、村にまた戸長をおいた。

明治十七年（一八八四）新たに畑毛村を組み入れ、仁田・大土肥・柏谷・畑毛・平井・畑・軽井沢・田代・桑原・大竹・上沢・間宮・塚本・肥田の十五か村をもって「仁田村外十四か村」と称し、戸長一名を官選とし、各村に村務委員をおいた。

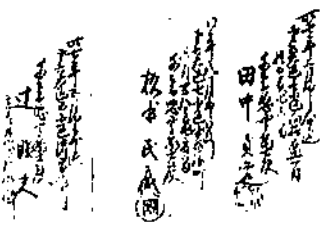

大小区制の見られる文書

明治二二年（一八八九）、町村制が実施され、駿東郡日守村、および君沢郡山中新田小字馬坂を合併し、さらに日守村を一区として独立させ、馬坂を桑原区に合併し、村の総称を「函南村」と改称し、役場を現在の畝地（仁田）においた。

明治二九年（一八九六）肥田地籍内小字新宿住民のため、肥田・日守間に争いが生じ、明治四四年（一九一一）十一月、右小字を分割し、一大字を形成し、通称にしたがって新田と改称、ここに十七大字が形成された。

昭和三八年（一九六三）四月一日町制施行、各字も各区として発足、現在、次の三一区がある。

仁田・大土肥・柏谷・畑毛・平井・丹那・畑・軽井沢・田代・桑原・大竹・上沢・間宮・塚本・肥田・日守・新田・八ッ溝・鉄道官舎・新幹線・通信病院・函南・冷川・鬢の沢・細沢・六本松・奴田場・城山・柿沢台・白道坂・中冷川。

第一章　函南町の自然

一　地理的環境

位置　函南町は、伊豆半島の入口に位置し、東経一三八度五四分五八秒～一三九度二分四五秒、北緯三五度三分二九秒～三五度一〇分四五秒の間にあって、東は、箱根山系の分水嶺をもって熱海市や神奈川県足柄下郡箱根町に接し、北は三島市、西の一部は沼津市に接し、南の大半が田方郡韮山町に、一部が伊豆長岡・大仁の両町に接している。交通の便にも恵まれ、東海道本線函南駅からは丹那や平井・畑毛・桑原・上沢・八ッ溝に、また伊豆箱根鉄道大場駅からは函南駅・丹那・畑毛に定期バスがそれぞれ出ている。さらに、仁田駅も通勤・通学者にとって重要な

日守山から望む函南町の景観

利用駅となっている。道路は国道一三六号線（下田街道）が南北に走り、韮山―函南―三島を結びつけ、県道一一号線（熱海街道）は町内を大きく東西に二分して熱海へ、さらに熱海バイパスの完成によっ

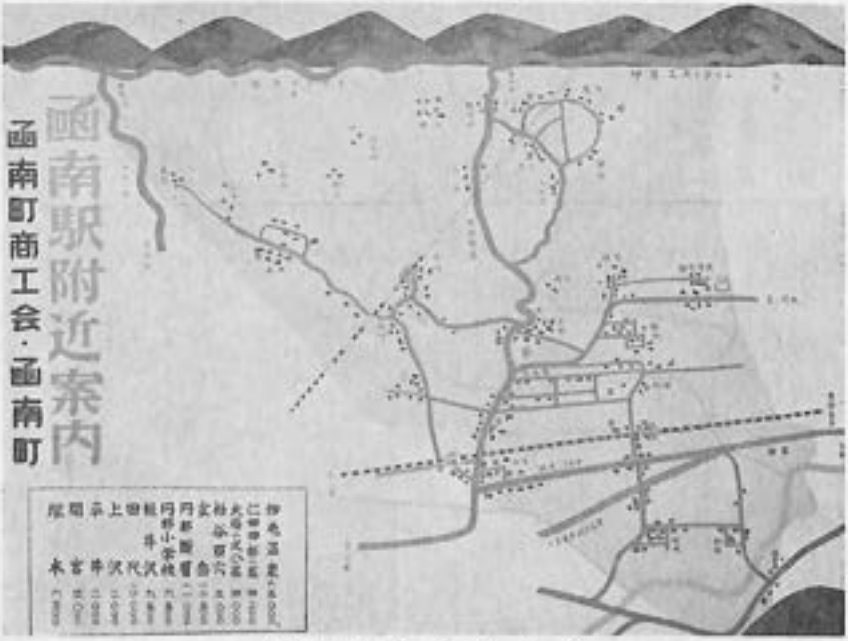

函南駅付近案内図

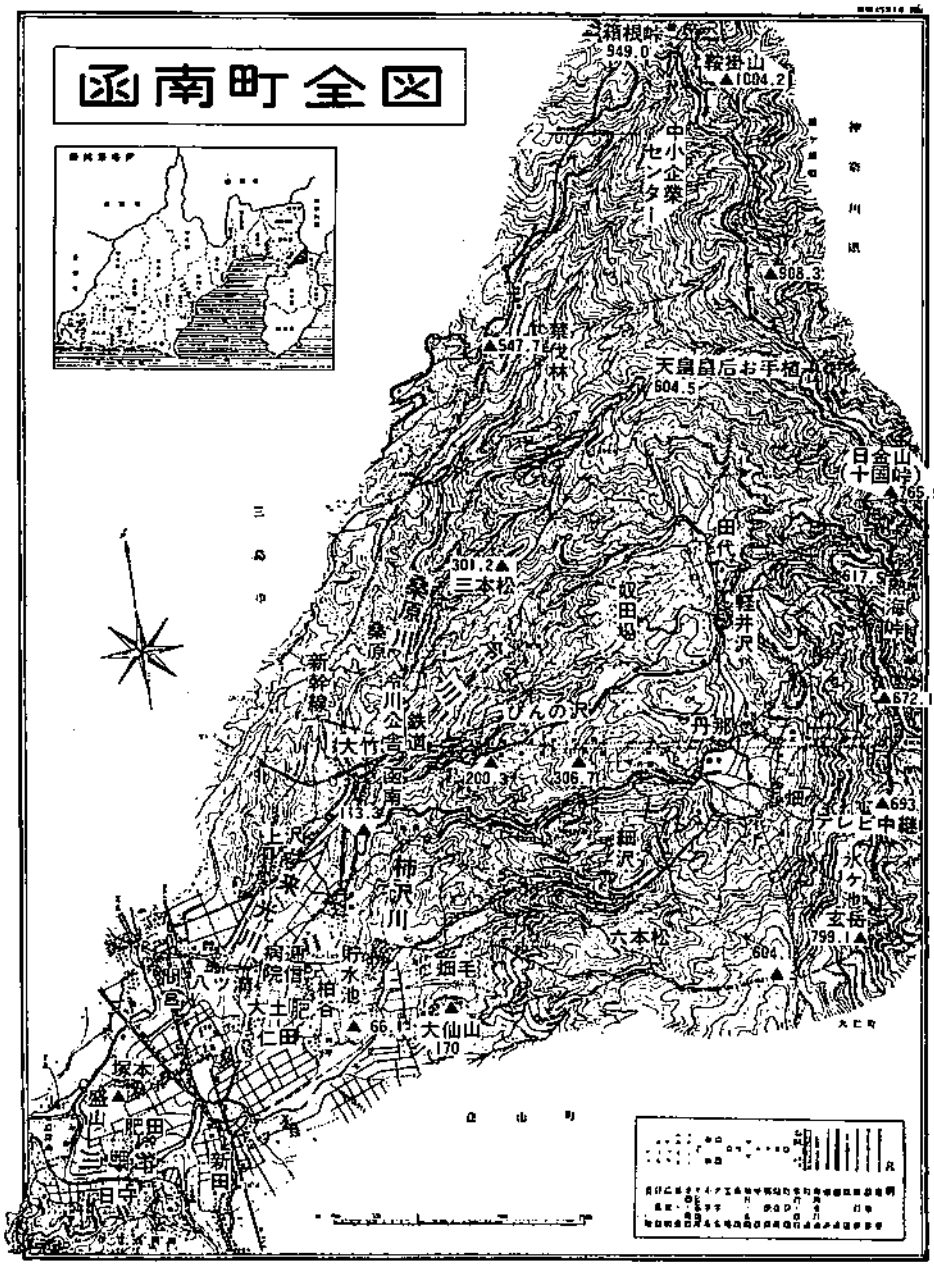
函南町全図
箱根峠
949.0
鞍掛山
▲1094.2
中小企業センター
▲908.3
▲547.7
天鳥貝后お手植
604.5
日金山
(十国峠)
▲765.9
田代
三本松
奴田場
軽井沢
617.5
▲672.1
桑原川
新幹線
公鉄道
ひんの沢
丹那
大竹
函南
▲200.3
▲306.7
▲693
テレビ中継
上沢
柿沢川
細沢
水ケ池
玄岳
799.1
六本松
604.
病院
貯水池
畑毛
八ツ溝
大土肥谷
仁田
▲66.1
大仙山
170
塚本
盛山
肥田
三嶋
新田
日守

て、観光伊豆の玄関口にふさわしい道路網を充実させている。

地　勢

函南町の地勢は、箱根連山から狩野川流域の田方平野に至る東高西低の地形の関係上、地勢を大別すると、東部山岳部と中部丘陵地と西部平坦地の三部に分けて考えることができる。

(一) 東部山岳部

熱海市や箱根町に隣接する東部山岳部は、十国峠（七七四メートル）を中にして、玄丘（七九九メートル）や函南町最高の鞍掛山（一〇〇四メートル）から成り、最高度の分水嶺を形成している。この山地には丹那・田代及び逆川の三つの盆地があって、その中および周囲に丹那・畑・軽井沢・田代・奴田場・鬣の沢・細沢・六本松の八区がある。

(二) 西部平坦地

狩野川を隔てて西には日守山（一九一メートル）があり、また東方丘陵地との間には狩野川の沖積平野（田方平野）が広がっている。ここには日守・新田・肥田・塚本・間宮・仁田・大土肥・八ツ溝の八区があり、その肥えた田地は函南町の穀倉地帯を形成している。また、当町の活動の中心部ともなっており、人口も集中している。

(三) 中部丘陵地

西部平坦地から山岳部に通ずる所に小丘や谷間に沿って集落が形成されている。北から桑原・大竹・中冷川・冷川・鉄道官舎・函南・新幹線・上沢・平井（以上は来光川流域）・遥信病院・柏谷・畑毛・城山・柿沢台・白道坂（以上柿沢川流域）の十五区がある。

傾斜のゆるやかな所は山裾から次第に開墾が行なわれ、急な所には植林の計

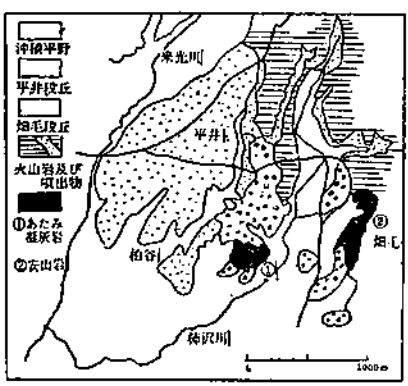

平井・畑毛付近の地質図　（図2）

画が進み、松・杉・檜・檪等が美林をなしている。この丘陵地帯には二つの谷があり、北の谷は上沢・平井の台地の間を北東に伸びて大竹に至って二つに分かれ、一つは冷川となり一つは桑原から馬坂を通って小豚野の山麓で箱根山の原生林にはいっている。東にある谷は畑毛から柿沢を経て丹那盆地に通じている。

面　積　函南町は、その面積からみると県下有数の大きな町で、東西約一二・七キロメートル、南北約一一・一キロメートル、総面積六六・二四平方キロメートルで、三島市全域に匹敵する広さをもっている。地目別に見ると、下表のとおりである。

地目別面積

田	474ha
畑	845ha
山林	2,151ha
原野	1,961ha
宅地	2,330,506㎡
雑種地	115ha
その他	399ha
計	6,624ha

（昭46.3.1 現在）

二　地　質

伊豆半島の地質　伊豆半島は、その全体が火山でおおわれているほどの火山半島で、天城・玄岳・達磨など大小の火山が群がっている。伊豆を横切る火山脈は大小三つあると言われている。その最大のものが富士火山脈である。これは、小笠原諸島から青ケ島・八丈島・御蔵島・三宅島・新島を経て北北西に向かって天城山を貫いて愛鷹山・富士山に至っている。これとほぼ平行に二つの火山脈がある。その一つは、箱根火山脈と呼ばれるもので、大島から玄岳・箱根の諸火山に及んでいる。もう一つは達磨火山脈で、達磨・猫越火山を連ねるものである。

半島で最も早く噴出したのは猫越火山で、第三紀中新世あるいはそれ以前のことと言われている。その後、南の達磨・天城の両火山が噴出し、北では愛鷹・玄岳・香貫の諸火山が活動を始め、やや遅れて箱根火山が、次いで富士が盛んに活動を始めた。

鉄砲穴（平井）

伊豆半島は、このようにして形成され、相模湾・駿河湾の二湾をつくり出したものと考えられている。半島の基底を構成しているのは主に第三紀層の岩石であって、伊豆の火山活動は、これら第三紀層を打ち破って噴出したものであり、半島の大部分は、火山の噴出物によっておおわれている。

しかし、狩野川沿岸のように洪水の氾濫や、丹那盆地のように断層や侵食のために沖積層の堆積を見た所もある。

伊豆半島は、以上のように富士火山脈をはじめ大小の火山脈が錯綜して多くの火山を噴出しているので、丘陵地が多く沖積層が少ない。また、三方を海に囲まれていて、幾多の断層の影響とともにその地形はきわめて複雑な状態を示している。したがって半島を横切る函南町の地質は、まったく複雑そのものである。

函南町の地質

支岳火山は、火山帯が南北に走っているため、多くの断層によって切断されているという特徴をもっている。

かつて丹那トンネル工事を妨げた大湧水は、この断層に集まった地下水が幾つもの副断層を通ってトンネル内に湧き出したものである。

また、昭和五年の北豆震災の時の畑の丹那断層や、田代の火雷神社の断層遺跡は、その間の事情を物語っている。

当町中西部の肥沃な平野の地質は、狩野川の本流およびその支流である来光川や柿沢川によって運ばれた土砂の堆積した沖積土から成りたっている。

北豆震災で崩れた火雷神社の鳥居（田代）

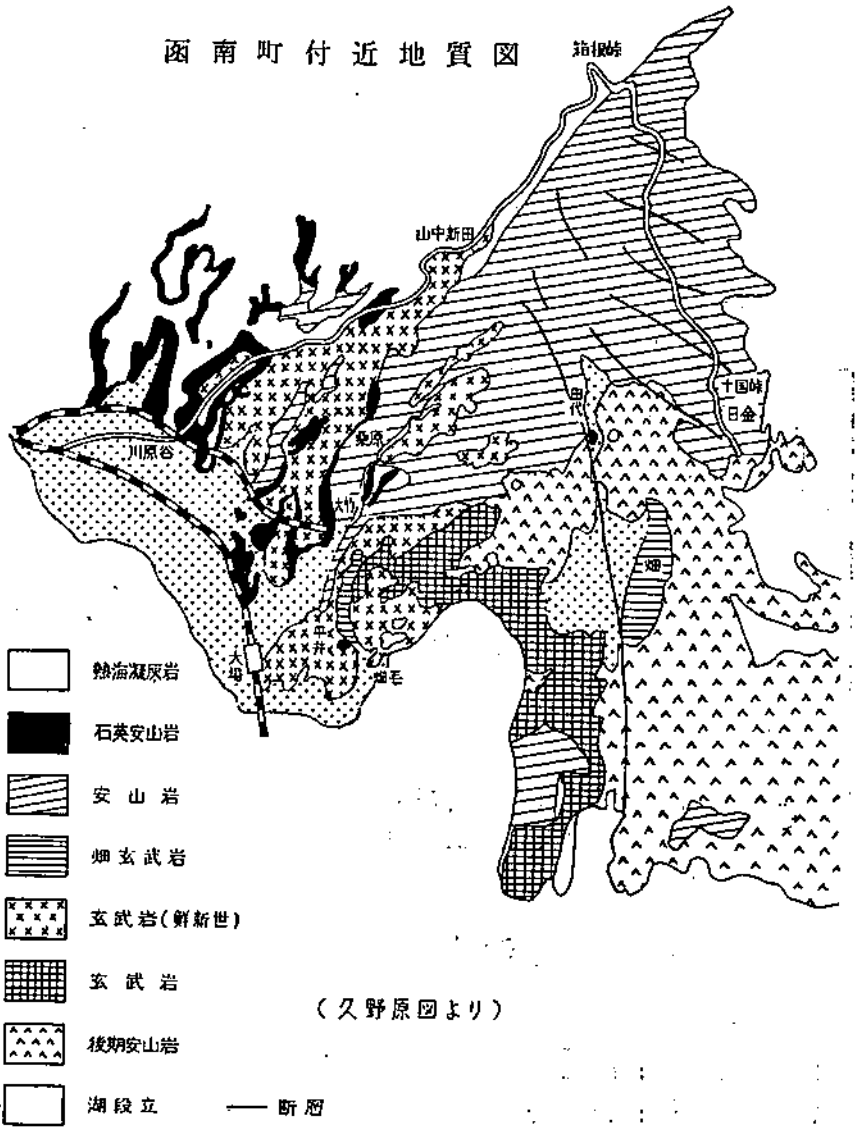
函南町付近地質図
箱根峠
山中新田
十国峠
日金
田代
川原谷
桑原
大竹
畑
大場
平井
畑毛
熱海凝灰岩
石英安山岩
安山岩
畑玄武岩
玄武岩(鮮新世)
玄武岩
後期安山岩
湖段立
断層

（久野原図より）

函南中学校理科クラブは、『函南町付近の地質』（一九六一年）と題して次のようにまとめている。

a　古い火山の分布と山脈

函南中学校から真西に見える浮浦山地（香貫山～葛城山）に似た凹凸の多い骨ばった山地が、玄岳をのせた山脈の下にあった。それが新生代第三紀の最後の時代、鮮新世と第四紀の初めの洪積世に火山作用を盛んに行なった。まず、この山脈の南部から宇佐美火山、次に亀石峠の北側に多賀火山、そして平井から丹那を経て熱海峠に至る県道を境に、北側に湯河原火山（今は原形を残していない）が、それぞれ多量の熔岩と火山灰や火山礫などを骨ばった山地に次々とかぶせていき、現在の南北性のなだらかな山脈をつくりあげた。

b　丹那断層と地形

丹那地域には、図1に見られるように丹那・田代両盆地で示される典型的な断層地形が発達している。

丹那付近では南北性の断層と東西性の断層に大別されるが、最も著しいのは南北を縦走する丹那断層である。この断層は田代盆地をつくり、軽井沢のくびれをつくりさらに南に延びて丹那盆地をつく

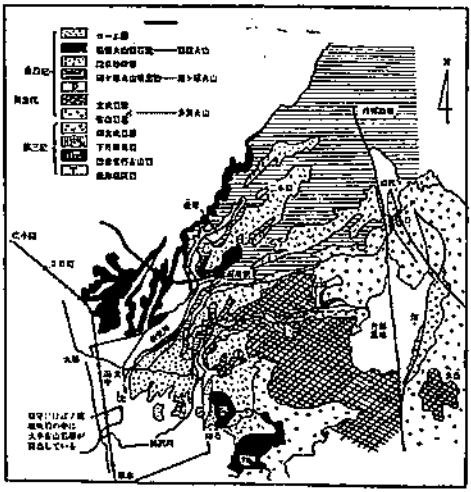

函南地域の地質（図1）

A地点付近の切通しにみられる平井・畑毛両段丘の関係（図3）

玄岳を通る山脈の横断面（図4）

上沢方面から望んだ平井段丘

っている。また、丹那盆地の東の畑区にはもう一本の大きな断層が通っている。それは、図4のように地溝帯としての性質を残しながらも盆地から出ていく谷口が大きく開けているため美しい盆地を形成している。

c　地質と構造

平井から熱海峠へ登る県道を大体の境として、北は湯河原火山の噴出した安山岩が箱根の国道一号線まで続き、それ以北は箱根火山の安山岩でしめられている。そのため、この山地の中腹以下の表面は、火山灰・ローム層・軽石層となっている。

こうして、畑毛温泉以北では平野との境には、火山の痕らしい放射状の谷が発達し、畑毛以南では湯河原火山の安山岩ではなく、それよりも古い多賀火山が噴出したといわれる玄武岩が山地をつくっている。

また、丹那盆地の北から東にかけては、この玄武岩よりさらに古い多賀火山の安山岩が存在し、畑区付近の玄岳断層崖の下部には、もっと古い畑玄武岩が露出している。

伊豆スカイラインの通る箱根から玄岳へ続く山脈の構造は、図1・図4のように畑玄武岩が下丹那頁岩と熱海凝灰岩の上に顔を出し、凹凸のはげしい山脈となり、その上に新しい地質時代の火山が宇佐美・多賀・湯河原・箱根火山の順に噴出物をおおいかぶせ、現在の山脈を形成している。

d　平井段丘と上沢・畑毛の段丘

平井段丘は、一般に平井原と呼ばれ、海抜約五〇メートル、これと呼応するように東南に畑毛段丘、北西に上沢段丘があり、いずれもローム層の中に軽石層安山岩礫を含んでおり、東の柿沢川、西の来光川による流入、後には浸食、搬入によって形成されている。両段丘は海抜三〇～四〇メートルとなっている。

三　地下資源

岩石

伊豆半島は、一部が新第三紀層第三紀火成岩からなっているほかは、大部分が第四紀火成岩からなっている。そのため、当町から産出される岩石はほとんど安山岩、いわゆる「伊豆石」と呼ばれるもので、石英質に輝石・雲母等を含む青灰色、硬質の岩石で主として石積用のケンチ等に利用されている。

主産地は、丹那地域および桑原地域の丘陵地帯ならびに柿沢川・来光川上流地域で、年産ケンチ約九万個を生産している。

地下水

富士・箱根山一帯に降った雨・雪等の一部は地下にしみこんで地下水となり、函南町にとって重要な上水道および掘抜井戸などの水源となり、また灌漑用水源ともなっている。

また、地表の水は来光川・柿沢川などとなって狩野川の本流に注ぎ、その間田畑の灌漑用水として役立っている。

丹那盆地周辺にしみこんだ水は、丹那トンネルを掘りすすめる際、坑内に溢れ泥流と化し坑道を埋め、多くの犠牲者を出した。昭和九年トンネル開通とともにこの湧き水を利用して簡易水道を敷設、大竹・上沢・平井等の各区に貴重な飲料水として供給するようになった。

旧丹那トンネルの坑道から排出する水量は六万トンと言われ、昭和三七年三月、この湧き水を利用して町営水道貯水

槽（七〇〇トン）を敷設し、仁田・大土肥・八ッ溝・柏谷・間宮など下流地域の町民七、二〇〇人に給水した。その後約四、〇〇〇人分を増設したが、人口の増加による需要が増大したので、さらに八、五〇〇万円をかけて第二貯水槽（一、二〇〇トン、給水人口一万五〇〇〇人）の建設工事に着工、昭和四五年七月完成した。

これによって、今まで水がないために住宅地にならなかった台地や傾斜地の開発が促進されるようになった。

また、柿沢川流域の地下水の一部は暖められて、昔から畑毛の温泉源となっている。この温泉は寛延年間（一七四八～一七五〇）里人の創発により、弘化年中（一八四四～一八四七）松屋宇兵衛が一丈二尺（三・六メートル）の湯井を掘って湯槽を設けたと言われている。くだって明治十二年、真野某が井上勝右ェ門の土地を借りて一湯を得、初めて営業を始め後高橋広右ェ門がこれを継いだ。

泉温　C三六度、長時間の入浴に最適

泉質　ラジウム・エマナチオンを含有する弱アルカリ性炭酸泉

畑毛温泉

泉効　皮膚病、高血圧、神経痛

その他、丹那トンネル掘削のため渇水に悩んだ丹那地域も、昭和四十年国鉄の施工により丹那トンネルの湧き水を二〇〇メートルもポンプアップし、給水施設を完備したので丹那・鍋の沢地区の長年の悩みも解消し、それによる酪農をはじめ生活の便宜は計りしれないものがある。

このほか、塚本・肥田・日守等の平坦地をはじめ、簡易水道が敷設されたが塚本・肥田は昭和三九年四月一日から、日守は昭和四二年四月一日に町の上水道に統合されている。軽井沢・田代をはじめ三本松その他山間地域も簡易水道が敷設され、今や全町がその恩恵に浴している。

また、丹那トンネルの湧き水は、ひとり全町の飲料水・雑用水・灌漑用水として利用されているばかりでなく、函南駅周辺では鱒・鮎などの養魚にも活用され、町内水産業の発展にも寄与している。

平井発電所跡

昭和初期まで行なわれていた水車も、電気の普及により精米所ができることによって姿を消した。明治の中頃あった柿沢川にかかる発電所（駿豆電気株式会社）も渇水のため撤去され、その後わずかに田代や船山に水力による自家発電が行なわれていた。しかし、函南町における水流は落差が少ないので今日この方面への利用は薄めない。

狩野川（日守・日の出橋）

来光川と冷川の合流点

また、丹那トンネルの湧き水は水質もきわめて良く、水量にも恵まれているので隣接する観光都市熱海の給水ピンチに、時に援水することもある。そうした豊富な湧き水は町にとってまことに心強い宝庫である。

四水系

河川

箱根連山が東から西に低く、田方平野にその山裾を広げ、狩野川がこの平野を南から北にゆるやかに流れている。その支流である柿沢川と来光川は、いずれも東から西に流れ蛇ケ橋付近で狩野川に合流する。その流れは、山地ではいずれも急流であり下流ではゆるやかな流れとなって田方平野の穀倉地帯をうるおしている。

(ア) 狩野川

天城山に源を発し、田方平野の中央を北流して沼津港湾付近で駿河湾に注ぐ全長約四二キロメートル、伊豆半島第一の河川である。天城湯ケ島町から北上してきたこの川は、修善寺町で大見川を合わせ、大仁町・伊豆長岡町・韮山町の境界河川となり、函南町にはいっては、日守・新田・肥田・塚本の各地先を、さらに、北上して函南町と三島市との境界で大場川を合流し、三島・沼津両市の間を貫流して、清水町付近で北駿から南下する黄瀬川を合わせて西進し、沼津で駿河湾に注いでいる。昔から伊豆半島の動脈であり、筏流しや舟運の便もあったという。

鎌倉時代その流れは、韮山町土手和田・松並・多田・長崎を通って当町の柏谷・向原付近に出て左折し、肥田を流れ

ていたようである。柏谷向原の弁天さん周辺は最近まで湿地となっていたが埋め立てられ宅地造成され、また肥田にも耕地整理前まで「長池」という河跡沼が残っていたようにそれを物語るものもある。

(イ) 来光川

鞍掛山に源を発する桑原川と田代盆地から出る冷川の二川は大竹で合流して来光川となるが、冷川区付近で丹那トンネルの排水を合わせて流量を増し、潅漑面積は三〇〇ヘクタール余となっている。この川は上沢の堰で二筋に分かれ一つは(八ツ溝用水となって)八ツ溝でさらに八つに分流し、仁田・大土肥・間宮・塚本の耕地を潅漑し、他の一つ(本流)は大土肥・仁田を経て蛇ケ橋付近で柿沢川に合流、さらに下って狩野川に注いでいる。桑原川まで含めると全長約一四キロメートルの狩野川の支流である。

また、途中仁田字五反田付近で揚水機にかけられ、柏谷・仁田の耕地を潅漑するなど農業用水としての利用度が高い。

(ウ) 柿沢川

源を玄岳および十国峠に発して約七〇ヘクタールの丹那盆地の水田を潤し、柿沢の急流となっている。この川は、明治の中頃各地に先がけて水力発電に利用されたこともあった

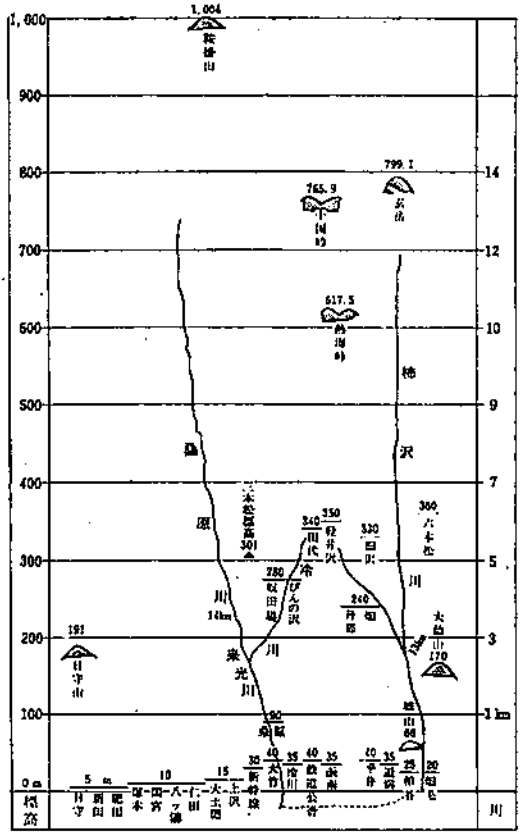

函南町の水系

が、昭和の初期渇水とともに廃止された。この川は当町畑毛・平井・柏谷・仁田、および隣町の奈古谷・長崎の一四〇ヘクタールの耕地を潤し、蛇ヶ橋付近で来光川と合流、さらに、その下流で狩野川の本流に注いでおり、全長一三キロメートルある。丹那トンネル工事の進むに従い丹那盆地一帯の渇水がはなはだしく、そのため水田を畑に転換、飲料水にも事欠き水車も止まり、柿沢川発電所（駿豆電気株式会社）閉鎖の一因ともなった。

(ヘ)　大　場　川（境川）

陸地測量部の地図には境川と書かれている。この川は箱根山西麓から出て流域に大小幾つもの集落をつくり、下流は函南町と三島市の境川となり、間宮・塚本地先で狩野川の本流に注いでいる。

湯　　布　函南町は溶岩台地のような広範囲に岩石の露出している所はない。傾斜も比較的ゆるやかなため特に大きな湯布はないが、次の二、三が名を知られている。

(ア)　観音滝

桑原川をさかのぼって、馬坂からさらに登った禁伐林の中にある高さ一〇メートル、最近付近に観音堂を復元し、原始林中の深閑とした場所であるのでハイキングに好適である。

(イ)　お鶏磐石の滝

高さ五メートル、桑原字入谷と馬坂の中間にあり、岩盤の上に渓流がかかる滝で、以前は水量も多かったとのことである。しかし、林野の伐採、開墾などのため現在は雨後のほかは水量も細い。伝説にお鶏が身を投げた悲話を秘めている。歩け歩け運動、ピクニック

不動の滝（桑原）

には好適地である。

(ウ) 不動の滝

函南駅から約二キロメートル、船山の高源寺に通ずる道路脇左側にある。水量は少ないが年中絶えることがない。境内に不動尊を祭る堂があり、昔は遠近の善男善女が参詣、繁盛をきわめた。駅からも近いので老少などが参詣するには好適の場所である。

池沼　昔は丹那盆地も水をたたえていたという説もあり、伊豆スカイラインに沿った所に池の平(たいら)などの名も残ってはいるが、今は水はない。また、肥田の長池も耕地整理のため水田となっている。

ただ、天然池沼として現存しているものは次の二、三である。

(ア) 氷ケ池

周囲二キロメートル、玄岳の中腹にあり、スカイライン熱海ケーブル高原駅から眺めた景観はまさに絵のように美しい。周囲には牛・羊などの放牧もあり、遊覧用のボートや売店もあって行楽客を誘うに十分な魅力がある。この池から少し登ってスカイライン高原駅に立つと、富士の秀嶺はもちろん、東は熱海市をはじめ、初島および大島をも展望することができる。

また、西方の脚下には丹那、田代両盆地の家並や構造改善された田園が見おろされ、函南町全域を一望に収めることができる。

人造氷のできなかった明治時代には、この池に張りつめた天然氷を切り出して熱海・三島方面へ運んだというので、今も「氷ケ池」と呼ばれている。

(イ) 牧場(まきば)の池

牧場の池（畑）

周囲五〇〇メートル、玄岳の南西麓、新山から長道を三・五キロメートル登った所にある。池というより沼沢といった感じである。玄岳付近に降った雨や雪が地下水となって湧き出るもので年中絶えることがなく、畑区などの水道および灌漑用水源となっている。また、玄岳へのハイカーや山仕事の農民の憩いの場所ともなっている。この付近は明治の頃、土地の先覚者たちによって放牧が行なわれ、遠くは鎌倉時代、名馬「池月」の出た池とも言われている。牧場の池とはこのような放牧の行なわれたことに起因するものである。

(ウ) 天池

間宮にある円形の池で、昔は直径四間（七・二メートル）深さは計りしれず、旱魃（ひでり）の年も減水しなかったと言い伝えられている。「災害減を逆うし、池沼湧れんとする時も、池上に鐘をつるし之をうちて祈らば雨降らずということなし」と伝えにある。池のほとりに弁財天が祭られ遠来の参詣者も多かったという。今は付近に住宅が建ち並び間宮区の老人会が管理にあたっている。

この池は上沢の井堀田の池と同じように自然の湧き水であるところから灌漑用水として利用されてきた。

その他、人工の池として現在利用されているものに次の三つがある。

(エ) 柏谷の堤

柏谷の堤（柏谷）

柏谷耕地の灌漑用として、明治初期につくられた。当初は小さかったが、明治末期に仁科平次郎・佐藤友吉などが委員となり拡張、七反八畝一六歩とし、一〇町歩の水田を潤した。最近付近に住宅が増加し、中には釣りを楽しむ人などもあり憩いの場としても利用されている。

(オ) 丹那貯水地

軽井沢の下にある。丹那渇水対策として鉄道省で昭和四年頃造り、下流の灌漑に利用されている。最初は断層のためか水がたまらなかったが、最近は池底もあがり洋々と水をたたえている。

(カ) いもりが池

周囲約四〇〇メートル、「水清く底知れず」といわれている。原始林の間にあって、県道熱海箱根線に面し、バスの車上から見える絶好の景勝の地である。いもりがたくさん棲息しているところからその名が出たといわれる。

五 気 象

気象の概況 函南町は地域がきわめて広く、そのうえ地形も複雑で、高いところでは鞍掛山のように一、〇〇〇メートルを越え

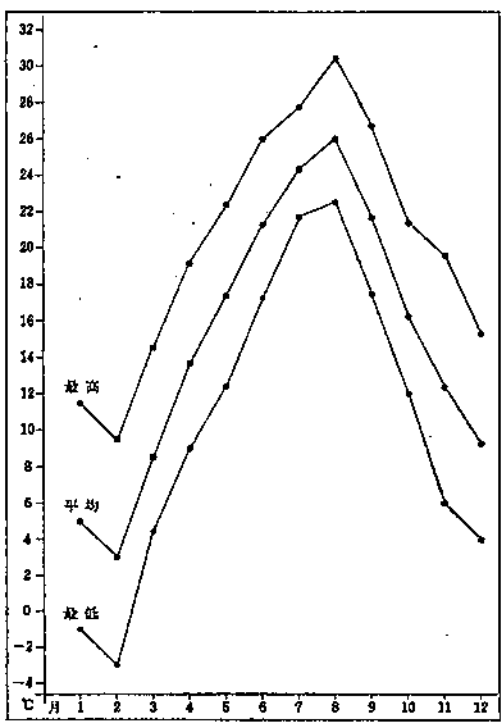

昭和43年各月の気温

る山もあり、低いところでは狩野川流域の田方平野のように五メートルそこそこの平地もあるので、気温をはじめ、湿度・風速・風向・日照時間・天候・降水量などについても一様ではない。また、これらの平均を求めるにも測定の施設も乏しく、正確を期すのはむずかしい。幸い函南町に隣接する三島市（東本町二丁目）に昭和五年に設置された三島測候所の測定した記録があるので、その中から函南町の記録をあげてみよう。

なお、町内各校で児童生徒が測定した資料や、特に丹那小学校において建設省から雨量の記録を委嘱され、毎年たんねんに測定した資料など函南町山岳部の気象を知る上にも大いに参考になるものが多い。

過去30年間の気象 (1)　　（於：三島測候所測定）

年次	平均気温	最高気温	最低気温	平均湿度	降水量	平均風速	最大風速	その方向	と
昭和14	14.4	20.3	9.6	79	1,325.1	2.2	14.9	WSW	11／26
15	14.5	20.4	9.5	76	1,262.3	2.4	22.8	SSW	4／3
16	14.9	20.3	10.2	79	2,931.6	2.3	18.3	SSW SW	5／4
17	14.9	20.8	9.6	77	1,438.0	2.3	18.3	SW	4／5
18	14.4	20.3	9.1	78	1,693.2	2.2	17.3	WSW	10／3
19	14.1	19.9	9.3	78	1,593.4	2.2	17.5	SW	5／6
20	13.8	19.5	8.8	78	2,213.7	2.2	23.0	SSW	9／18
21	15.0	20.3	10.4	78	1,428.1	2.3	17.3	WSW	12／14
22	14.1	19.6	9.3	76	1,250.1	2.3	20.7	SW	4／2
23	15.3	20.4	10.9	79	2,151.2	2.1	17.8	N	9／16
24	14.6	19.7	10.0	79	2,079.0	2.8	22.5	E	8／31
25	15.3	20.5	10.7	78	1,995.2	2.8	19.9	WSW	12／17
26	14.9	20.5	10.2	78	2,170.2	2.6	19.4	SSW	3／6
27	15.0	20.1	10.7	79	2,169.6	2.5	19.6	SW	4／18
28	15.0	20.1	10.5	77	2,310.1	2.8	20.4	SSW	3／11
29	15.1	20.2	10.8	77	2,128.2	2.8	21.1	N	11／28
30	15.6	20.8	11.1	76	1,688.5	2.8	18.5	WSW	2／20
31	15.0	20.0	10.8	76	1,875.8	2.6	22.6	SW	4／20
32	14.8	20.0	10.4	76	1,994.2	2.6	22.0	SSW	12／13
33	15.4	20.4	11.1	75	1,939.0	2.9	23.5	SW	7／23
34	15.8	20.8	11.6	76	2,292.4	2.6	29.8	ESE	8／14
35	15.6	20.7	11.1	74	1,568.4	2.8	17.1	SW	6／22
36	15.9	21.1	11.4	73	1,755.1	2.6	19.0	SW NE	9／18 10／10
37	15.1	20.4	10.6	74	2,124.7	2.5	14.7	WSW	3／16
38	14.8	19.9	10.7	74	1,768.6	2.7	15.3	WSW	8／31
39	15.4	20.4	11.0	75	1,510.9	2.3	19.3	SW	9／25
40	14.8	20.2	9.8	72	1,753.7	2.5	22.8	ENE	8／22
41	15.4	20.6	10.7	73	1,887.6		17.3	E	8／22
42	15.6	20.3	10.5	73	1,675.6		18.3	WSW	3／27
43	15.0	20.4	10.3	74	1,981.5		14.0	SW	8／29
43-1	5.1	11.6	-1.1	62	68.5	3.0	13.2	WSW	1 8
2	-3.1	9.5	-2.8	63	40.5	2.3	11.5	NNE	1 6
3	9.6	14.7	4.3	70	228.0	2.8	13.2	SW	8
4	13.8	19.1	9.0	74	130.0	2.3	10.0	WSW	1 0
5	17.3	22.4	12.4	74	108.0	2.2	9.5	WSW	1 4
6	21.1	26.1	17.2	78	143.0	1.9	9.7	SW	1 1
7	24.2	27.8	21.8	82	348.5	2.6	11.0	E	2 8
8	26.1	30.3	22.6	81	477.5	2.5	14.0	SW	2 9
9	21.7	26.6	17.5	76	45.5	2.1	8.5	ESE	2 1
10	16.3	21.2	12.1	76	109.5	2.0	11.5	WSW	2 6
11	12.3	19.6	6.2	76	47.0	1.7	13.0	WSW	1 0
12	9.3	15.3	4.2	77	235.5	1.8	12.7	WSW	2 2

前表でみるように函南町は総じて気候温暖、適度の降雨があり、住民の生活に快適な土地となっている。降雪はほとんど稀である。以下、昭和十四年以降三十年間の平均を示すと次のとおりである。

平均気温　C一五度
最高気温（最高月の平均）C二〇度三　最低気温（最低月の平均）C一〇度四
平均湿度（年）七六％　平均雨量（年）一八六・五ミリ　最大風速　ESE二九・八メートル（昭和三八年八月十四日）
平均風速（年）二・五メートル

過去30年間の気象 (2)

年次	最多風向	日照時（シロルダン式）	晴	曇	雨	暴風	初雪	終雪	雪	霧
		時	日	日	日	日	月 日	月 日	日	日
昭和14		2352.0	57				0	0	0	7
15		2509.6	65				2／22	3／1	2	8
16		2019.1	44				2／10		1	13
17		2341.0	70				2／1	2／24	4	4
18		2354.0	72				2／26	3／10	3	6
19		2253.6	50				2／3	2／19	2	9
20		2291.6	68				2／7	2／27	2	6
21		2318.7	49				3／12		1	2
22		2458.3	73				1／16	3／10	2	7
23		2202.7	47				0	0	0	4
24		2226.8	56				0	0	0	6
25		2221.8	56				2／14	2／15	2	15
26		2247.4	75				2／14		1	9
27		2023.5	63				1／8	2／19	2	5
28		1877.4	70				2／22		1	10
29		1877.4	55	188			1／23	1／24	2	5
30	WSW	2052.3	75	167	111	57	3／5	3／6	2	7
31	WSW	2049.7	69	183	158	66	0	0	0	6
32	SW	1930.7	63	179	195	64	3／14		1	9
33	WSW	1918.3	59	186	149	94	1／4	1／18	2	11
34	WSW	1906.6	58	182	174	66	0	0	0	14
35		2045.7	79	160			0	0	0	6
36	WSW	2159.4	80	156			3／13			6
37	W	1959.7	73	161			0	0	0	10
38	W	1820.8	76	172			3／13		1	11
39	WSW	1630.8	47	196			2／25	3／18	4	18
40	WSW	1984.9	81	157			2／23	2／24	2	4
41	WSW	1871.8								
42	WSW	1893.7								
43	WSW	1978.7								

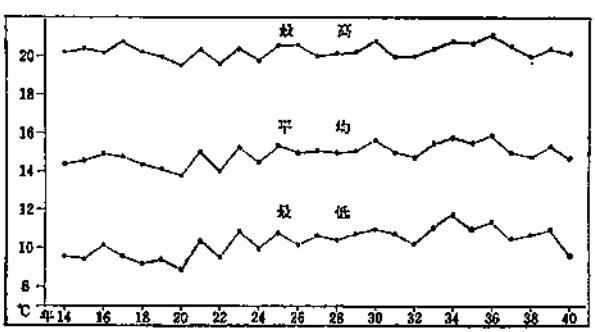

六　植　物

禁伐林の植物　町内には、広大な原生林が北から南にわたって一一・一キロメートルにおよんでいる。森林法上の保安林ではないが、古くから「禁伐林」と名づけ函南町をはじめ三島市・清水町一部農民の灌漑用水の水源涵養林として、関係者みずからが自主的に保護してきた。

二二三ヘクタールの巨大林を擁している関係上、ここに生育する動植物の種類もきわめて多い。学界でも珍重される固有の動植物があるが、これを公表することは乱獲の恐れもあり、一部研究者の胸中に秘められている。

この千古不滅の禁伐林の動植物、ことに植物については、昭和四十年六月東京農工大学助教授、農学博士中村克哉、静岡高等学校教諭中村浩三兄弟によってその調査研究の結果が出版された。（以下その調査結果『原生林の植物相、特に樹木について』による）

この原生林の主要部分は、地元で「大樹立」と称するだけあって広葉樹の巨木が完全に林冠をおおい、林内には歩道すらなく、文字通りの原生林である。ただ林内の下半部に多いシキミが仏花として供えられるため、一部採取されるのと、枯死木が時に採取される程度で人跡まれである。周囲の大半がかつて原野に囲まれ、火入れの野火の侵入の危険にさらされていたが、林の周囲に耐火性のコナラがよく発生して林衣を構成している。この原生林の下部には観音滝を中心とする原生林が来光川の東岸に八〇ヘクタール存在したが、今はわずかに滝の周辺にその面影をとどめているにすぎない。

この観音滝周辺にはウラジロガシ・シラカシ・アラカシ・スダジイなどを高木とする暖帯林で、上部の大樹オキ・コ

原生林の航空写真　（白線で囲んだ黒い部分が原生林）

クサギ・ハナイカダ、着生植物としてタリハラン・ノキシノブなどが顕著である。

上部の原生林の大部分をしめる部分は、ブナ林とカシ林に二大別することができる。下半部すなわち海抜六〇〇～七五〇メートル付近はウラジロ・スダシイの優先種は著しく後退して、それに代わるものがアカガシ・フクバネガシである。その間に混生する落葉広葉樹として多いものはエゴノキ・カエデ・ケヤ

キなどである。亜高木層として多いものはシキミ・シラキである。低木として著しいものはミヤマシキミで諸処に群生している。一部にスズダケの密生するところもあるが、概してハコネダケが多い。しかし、上部地帯にくらべこのあたりササの発生は大樹に押されて著しくない。

この林中、最も大きなカシはアカガシで一般にはオオガシと称され大樹立の主である。標高八〇〇メートルの個所に生じ、胸高周囲六メートル、枝下高三メートル枝の広がり約一・五アールにおよんでいたが、数年前の台風で地上二メートルの所で四枝が垂れ下がっている。樹皮にはコケ類が密生しているが、菌類の一種オオカミノケタケが数十センチメートルの長さに多数垂れ下がって奇観を呈している。これは昔から「キヒゲ」あるいは「七輝の揃毛（そりげ）」と称し、仏寺の宝物にされていたそうである。

禁伐林の原生林

オオガシ

ブナ林の優先種はブナで、標高七〇〇メートル付近から次第に多くなり、八〇〇メートル以上になるとアカガシがほとんど姿を消しそれに代わるものである。一部ケヤキ・ヒメシャラも高木層の主要樹種で、この原生林に多いヒメシャラは冬季落葉季には、その赤褐色の木肌が周囲のブナの黒肌に照り映えて国道一号線および県道熱海箱根線を通る行楽客の目をひくものである。このヒメシャラは箱

ヒメシャラの群生

根駒ケ岳・天城山・大山にも分布するが、特にこの原生林に多く、なかでも来光川木流筋の国道下部に群生しており、地元ではこの場所を「サルタ淵」と称している。サルタはヒメシャラの地方名である。

ケヤキは下部のカシ林に点々と生じており、特に観音滝付近の原林生に立派なものが多い。

中低木にはタンナサワフサギ・ヤブデマリ・マメザクラ・ヤマボウシなどがある。マメザクラは海抜八〇〇メートル以上に多く、春に先がけて美しい花を咲かせる。本種は富士・箱根・丹沢に分布するもので、フジザクラともいわれている。

低木にはアブラチャン・サンシキウツギ・ニワトコ・ハコネグミなどがみられる。

林床植物中アオホウヅキ・ランヨウアオイが諸処に生じている。

町の木・花

昭和四八年（一九七三）町制施行十周年を記念し、町の木として「ヒメシャラ」が制定された。「ヒメシャラ」は、なつつばき科に属し、その木肌が赤褐色でまことに美しく、原生林の美観の主役をなしている。俗名「さるすべり」「さるた」と呼ばれ、「さるた淵」と称されるほど群生している。夏の初め、五糎ほどの白色の花が咲き、秋には卵型の果実がなり裂開してレンズ型の種子が落下する。また町の花には、「箱根桜」が制定された。「箱根桜」は別名「ふじざくら」「まめざくら」といわれ、原生林の尾根の部分に多い。花は薄桃色から真白なのまで変種が多く、可憐な趣を示している。

次の表は、中村克哉・中村浩三兄弟の調査による函南原生林中の植物科名表である。

函南原生林の植物(1)

シダ植物				
トクサ科 ヒカゲノカズラ科 イワヒバ科 ハナヤスリ科 ゼンマイ科 コケシノブ科	スギナ トウゲヒバ クラマゴケ フユノハナワラビ ゼンマイ コウヤコケシノブ	ウチワゴケ		
ワラビ科	フモトシダ タチシノブ	ワラビ	イノモトソウ	イワガネソウ
シノブ科	シノブ			
オシダ科	イヌカンソウ ヤブソテツ ミゾシダ ホソバシケシダ ヒロハノイヌワラビ	ジュウモンジシダ リョウメンシダ ハリガネワラビ シケシダ キヨタキシダ	イノデモドキ クマワラビ ヒメワラビ ヘビノネゴザ ヒカゲワラビ	ツヤナシイノデ ミヤマイタチシダ ホシダ ヤマイヌワラビ
ウラボシ科	ノキシノブ	ヒメノキシノブ	マメヅタ	
裸子植物				
イチイ科 イヌガヤ科 マツ科 スギ科 ヒノキ科	カヤ イヌガヤ アカマツ(メマツ) スギ ネズミサシ (ヒムロ)	クロマツ (オトコマツ) アスナロ		
被子植物・双子葉植物・古生花被植物				
ドクダミ科 コショウ科 センリョウ科	ドクダミ フウトウカズラ フタリシズカ			
ヤナギ科	ヤマナラシ タチヤナギ	シバヤナギ	キツネヤナギ	バッコヤナギ
クルミ科	オニグルミ			
カバノキ科	オオバヤシャブシ ミズメ	ヤシャブシ アカシデ	ハンノキ イヌシデ	ヤマハンノキ クマシデ
ブナ科	クリ ウラジロガシ ブナ コナラ	スダジイ イチイガシ イヌブナ	アカガシ シラカシ クヌギ	アラカシ ツクバネガシ ミズナラ

ニレ科 クワ科 アサ科	ムクノキ コウゾ カナムグラ	エノキ イヌビワ	ケヤキ イタビカズラ	ヤマグワ
イラクサ科	ウスバオニヤブマオ ウワバミソウ	オオメヤブマオ ムカゴイラクサ	カラムシ ヤマミズ	コアカソ
ヒノキバヤドリギ科	ヒノキバヤドリギ			
ヤドリギ科 カンアオイ科 ウマノスズクサ科	ヤドリギ ランヨウアオイ ウマノスズクサ	オオバウマノスズクサ		
タデ科	ハルトラノオ イヌタデ ギシギシ	タニソバ ミゾソバ ミズヒキ	ハナタデ ミヤマタニソバ	ホソバハナタデ スイバ
ヤマゴボウ科	ヤマゴボウ			
ナデシコ科	ミミナグサ ハコベ	ナデシコ	ノミノフスマ	ササハコベ
フサザクラ科	フサザクラ			
キンポウゲ科	ボタンヅル ハンショウヅル アカキカラマツ ヤマシャクヤク	コボタンヅル シロバナハンショウヅル ニリンソウ	センニンソウ オキナグサ イヌショウマ	クサボタン キツネノボタン トリカブト
メギ科 アケビ科 モクレン科	メギ アケビ コブシ	ナンテン ホオノキ	シキミ	サネカズラ
クスノキ科	クスノキ イヌガシ ヤマコウバシ	ヤブニッケイ シロダモ	カゴノキ アブラチャン	タブノキ クロモジ
ケシ科 アブラナ科	タケニグサ タネツケバナ	イヌガラシ		
ユキノシタ科	ウツギ ゴトウヅル アカショウマ ニシキノシタ	マルバウツギ イワガラミ フジアカショウマ	タマアジサイ クサアジサイ コチャルメラソウ	ヤマアジサイ チダケサシ ウメバチソウ
ベンケイソウ科 マンサク科 シモツケ科	ヒメレンゲ マンサク シモツケ	コゴメウツギ		
バラ科	キンミズヒキ	ヘビイチゴ	シモツケソウ	ダイコンソウ

バラ科	ヤマブキ ノイバラ コバノフユイチゴ クサイチゴ	ヒメヘビイチゴ テリハノイバラ モミジイチゴ バライチゴ	サンショウバラ フユイチゴ エビガライチゴ	フジイバラ ナワシロイチゴ ニガイチゴ
サクラ科 ナシ科 ネムノキ科 カワラケツメイ科	ウワミズザクラ クサボケ(シドミ) ネムノキ ジャケツイバラ	マメザクラ ズミ	ヤマザクラ コバノカマツカ	
マメ科	ヌスビトハギ マルバハギ フジ	コマツナギ ミヤコグサ	ヤハズソウ クズ	メドハギ クララ
フウロサウ科 カタバミ科	ゲンノショウコ カタバミ	ミヤマカタバミ		
ミカン科	マツカゼソウ ヒロハノキハダ	カラスサンショウ ミヤマシキミ	イヌサンショウ ツルシキミ	コクサギ サンショウ
ニガキ科 トウダイグサ科 ドクウツギ科 ウルシ科	ニガキ エノキグ ドクウツギ ツタウルシ	アカメガシワ ヌルデ(カツノキ)	コミカンソウ ヤマウルシ	シラキ
カエデ科	アサノハカエデ イタヤカエデ ウリハダカエデ	ヤマシバカエデ エンコウカエデ	ウリカエデ イロハモミジ	カジカエデ オオモミジ
ミツバウツギ科 アワブキ科 ツリフネソウ科 モチノキ科	ゴンズイ アワブキ キツリフネ イヌツゲ	ミツバウツギ ツリフネソウ ケナシアオハダ	クロガネモチ	
ニシキギ科	ツルウメモドキ ツリバナ	ニシキギ マユミ	コマユミ モクレイシ	ツルマサキ
クロウメモドキ科	クマヤナギ			
ブドウ科	ノブドウ サンカクヅル	ヤブガラシ	ツタ	エビヅル
ツバキ科 マタタビ科 オトギリソウ科	ヤブツバキ サルナシ オトギリソウ	サカキ マタタビ	ヒサカキ	ヒメシヤラ (サルタ)
スミレ科 キブシ科 ジンチョウゲ科 グミ科 アカバナ科 ウリノキ科	エイザンスミレ キブシ (ツッケンザシ) オニシバリ ツルグミ タニタデ ウリノキ	タチツボスミレ コガンピ ハマグミ	マルバスミレ ミツマタ マルバナツグミ	スミレ

ウコギ科	アカウコギ キヅタ	タラノキ ハリギリ	メダラ トチバニンジン	ヤツデ
セリ科	ノダケ セントウソウ	イワニンジン ノヂドメ	ハナビゼリ チドメグサ	ミシマサイコ ミツバ
ミズキ科	アオキ ハナイカダ (ママッコ)	ヤマボウシ (ヤマグワ)	ミズキ	クマノミズキ
後生花被植物				
リョウブ科	リョウブ			
ツツジ科	ネジキ ヤマツツジ	アセビ スノキ	ミツバツツジ	トウゴクミツバツツジ
ヤブコウジ科 サクラソウ科 カキノキ科 ハイノキ科 エゴノキ科 モクセイ科 フジウツギ科	ヤブコウジ科 オカトラノオ シナノガキ タンナサワフタギ エゴノキ(コハゼ) イボタノキ フジウツギ	コナスビ ミヤマイボタ	ヌマトラノオ ヒイラギ	
リンドウ科 キョウチクトウ科 ガガイモ科 ナス科 ムラサキ科 クマツヅラ科	リンドウ テイカカズラ イヨカズラ アオホオズキ オオルリソウ ムラサキシキブ	ミツガシワ ヤマルリソウ ヤブムラサキ	センブリ クサギ	ツルリンドウ
シソ科	カイジンドウ カキドオシ ウツボグサ	クルマバナ セキヤノアキチョウジ アキノタムラソウ	トウバナ イヌヤマハツカ	ナギナタコウジュ ヤマジソ
ゴマノハグサ科	イズコゴメクサ クワガタソウ	シオガマギク	イヌノフグリ	オオノスノフグリ
キツネノマゴ科 オオバコ科	キツネノマゴ オオバコ			
アカネ科	アリドウシ ヨツバムグラ	ヒメヨツバムグラ カワラマツバ	ヤエムグラ ヘクソカズラ	キクムグラ アカネ
スイカズラ科	ツクバネウツギ ガマズミ ミヤマシグレ	ヤマウグイスカグラ ハコネガマズミ サンシキウツギ	ウグイスカグラ ヤブデマリ	ニワトコ ゴマキ
オミナエシ科	オミナエシ	オトコエシ		

マツムシソウ科 ウリ科	マツムシソウ カラスウリ	キカラスウリ		
キキョウ科	ツリガネニンジン キキョウ	ヤマホタルブクロ	ホタルブクロ	タニギキョウ
キク科	ノブキ ヨモギ モミジガサ リュウノウギク ヒメジョオン ハハコグサ ニガナ タビラコ フキ タムラソウ アキノキリンソウ オニタビラコ	キッコウハグマ ノコンギク ガンクビソウ ノアザミ アズマギク チチコグサ ヨメナ ヤブタビラコ コウゾリナ メナモミ ノゲシ ヤクシソウ	ヤマハハコ シロヨメナ ホソバガンクビ タカサブロウ ヒヨドリバナ キツネアザミ ヤマニガナ センボンヤリ シュウブンソウ ナガバノコウヤボウキ ヤブレガサ マルバダケブキ	オトコヨモギ センダングサ ヒメガンクビソウ アレチノギク ミツバサワヒヨドリ カセンソウ アキノノゲシ カシワバハグマ ハンゴンソウ コウヤボウキ オナモミ
単子葉植物				
タケ科	ヒメスズ スズ	メダケ ミヤマクマザサ	ハコネダケ	ヤダケ
イネ科	カモジグサ トダシバ オヒジワ アシボソ チカラシバ シバ	ヌカボ ヒマアブラススキ カゼクサ ススキ スズメノカタビラ	スズメノテッポウ メヒシバ ニワホコリ ネズミガヤ イヌアワ	コブナグサ アブラススキ チガヤ チヂミザサ エノコログサ
カヤツリグサ科	オオイトスゲ カンスゲ アゼガヤツリ	ミヤマシラスゲ シバスゲ	ナルコスゲ ホナガヒメゴウ	ホソバヒカゲスゲ シラコスゲ
サトイモ科 ホシクサ科 ツユクサ科 イグサ科 ナベワリ科	イズテンナンショウ イトイヌヒゲ ツユクサ コウガイゼキショウ ナベワリ	ムラサキマムシグサ	ナガバマムシグサ	
ユリ科	ヤマラッキョウ ヤマユリ ツルボ バイケイソウ	ウバユリ オニユリ サルトリイバラ （フクダンバラ）	チゴユリ ヤブラン	オオバギボウシ キチジョウソウ ホトトギス
ヒガンバナ科 ヤマノイモ科 ラン科	ヒガンバナ タチドコロ ギンラン	ヤモノイモ		

七　動　物

当町のみに棲息する動物というのは研究された資料がないので、ここでは昭和三二年発行の『南伊豆風土誌』の中から海洋にすむ動物を除いたものを取りあげ、これに若干付加してみることにした。

(一) 哺乳類

(家畜) ウシ・ウマ・ブタ・ヤギ・ヒツジ・ウサギ・ネコ・イヌ等。

自然に棲息するものとして、

サル・イノシシ・タヌキ・シカ・イタチ・アナグマ・カワウソ・テン・モモンガ・ノウサギ・リス・イエコーモリ・モグラ・イエネズミ・カワネズミ・ハタネズミ。

(二) 鳥　類　三七科　一七〇種

(家禽) ニワトリ・アヒル・チャボ・シチメンチョウ・ハクチョウ・イエガモ・ジュウシマツ・カナリヤ・キュウカンチョウ・オウム・イエバト。

(野外鳥) タカ・トビ・モズ・キジ・コジュウケイ・ヤマドリ・ウズラ・オオゲラ・アカゲラ・ハト・ハシブトカラス・ハシボソカラス・フクロウ・ミミズク・ホオジロ・メジロ・ウグイス・ホトトギス・カッコウ・セキレイ・スズメ・シジュウカラ・ヤマガラ・カワセミ。

(候鳥) ツバメ・ガン・ツル・サギ。

(三) 爬虫類

トカゲ・イシガメ。

（無毒蛇）ヤマカガシ・アオダイショウ・シマヘビ・ジムグリ。

（有毒蛇）マムシ。

(四)　両　棲　類

トノサマガエル・ツチガエル・ヒキガエル・ヤマアオガエル・ニホンアカガエル・ニホンアマガエル・ハコネサンショウウオ・イモリ。

(五)　魚　類

（淡水魚）アユ・コイ・フナ・ヤマメ・メダカ・ハゼ・ドジョウ・ナマズ・ウナギ。

(六)　甲　殻　類

カワエビ・ツノガラエビ・サワガニ・カワガニ・ザリガニ。

(七)　貝　類

（二枚貝）シジミ・カラスガイ。

（巻　貝）タニシ・カワニラ・カタツムリ。

(八)　昆　虫　類

（鱗翅類）七〇余種の中

（蝶　類）モンシロチョウ・キチョウ・アゲハチョウ・その他数十種。

（蛾　類）六〇種の中

（毒　蛾）マイマイ蛾・カシワマイマイ・チャド。

有毒ではないが稲に大害を与えるズイムシ。

（甲虫類）カブトムシ・タマムシ・ホタル・カミキリムシ。

（直翅類）農薬のためイナゴは最近めったにみられなくなったが、バッタ・ハタオリはたまにみかける。スズムシ・マツムシ・クツワムシ・ウマオイは秋の山野に美しい音楽を奏でて詩情をそえる。

（脈翅類）

〈トンボ科〉タテアカネ・ショウジョウトンボ・ヨツボシトンボ・シオカラトンボ・シオヤトンボ・ハラビロトンボ・コヤマトンボ・トラフトンボ。

〈ヤンマ科〉クロスジギンヤンマ・ギンヤンマ・ヤブヤンマ・カトリヤンマ・ミルンヤンマ・オニヤンマ。

（蝉　類）二三科八四種

エゾハルゼミ・ハルゼミ・ミンミンゼミ・ツクツクボーシ・ヒグラシ・エゾゼミ・アブラゼミ・ニイニイゼミ等。

（ウンカ）トビイロウンカ・セジロウンカ・ヒメトビウンカ等。

（双翅目蠅）イエバエ・キンバエ・クロバエ・ニクバエ・シロウジョウバエ・アブ・ブユ等数十種があるが、何れも人畜の吸血または伝染病の媒介をなすものが多く、その駆除には特に厳にする要がある。

（双翅目蚊）にも相当数の種類があり、ハマダラカは特にマラリヤ、アカイエカは日本脳炎、ヤブカはフイラリヤの病原体を移すので厳重な警戒防除が蠅類と同様に望まれる。

(九)（蜘蛛類）一二科五八種が挙げられている。その中、

網を営むクモには・ジョロウグモ・ダイミョウグモ・タナグモ等があり、

網をつくらないクモには、

ハエトリグモ・トタテグモ・オニグモ・キムラグモ等がいる。

(ｲ) 多足類にはオオムカデ科とアカムカデ科に属するものとがあるが、嘴(くちばし)から猛毒を出すので咬まれないよう注意をする。

(ﾛ) 環形動物の中

ヒル類は水中にすみ体の両端に吸盤があり人畜等の吸血虫であるが、近来農薬の普及により沼沢の外にはみえなくなったことは、農家の幸である。

なお、環形動物の中貧毛類に属するものには、フトミミズ・フツウミミズ・シマミミズ等があり、主として腐植質土中にすみ、釣魚の餌に用いられる。

第二章　函南町の歴史

はじめに

最近長泉町で、日本最古の住居跡上野遺跡（二〜一万年前）が発見された。この上野遺跡の発見は、三ケ日原人と名付けられた化石人骨の発見や、愛媛山麓の休場遺跡（沼津市）などとともに、本県における旧石器時代解明の一つの大きな手がかりであった。

一方、近代社会の発展に伴い、地域開発という名目によって失われていく遺跡や文化財の破損、消滅のあることは、私たちの歴史を解明していくうえに大きな障害となっている。

函南町においても諸開発の陰で知らず知らずの間に失われていった貴重な文化遺産があることを忘れてはなるまい。

そのような文化遺産を保護し、正しく解明していくことは、町民としての義務でもあり、責任でもあると言えよう。文化遺産の発掘・解明は当町においては必ずしも十分とは言えない。そのため、本章も地域的な偏りのあることは否めない。特異な行政が見られたというような地域もないので、一つの例として自分の住む地域でも見られたという見解で

読んでいただきたい。

一　原始時代のようす

(一)　旧石器時代

人類の生活の始まり　昭和二四年(一九四九)の岩宿遺跡(群馬県)の発見によって、日本にも旧石器時代のあったことが明らかとなって以来、各地において旧石器時代の遺跡が発見されるようになった。

このころの生活は狩・漁・採集などの自然採集生活をし、土器も使わず(旧石器時代を無土器時代、先縄文時代ともいう)道具も自然に割れた石を見つけたり、割り砕いて使うといった打製石器を用い、生活はきわめて原始的なものであった。したがって、この時代を代表して発見され

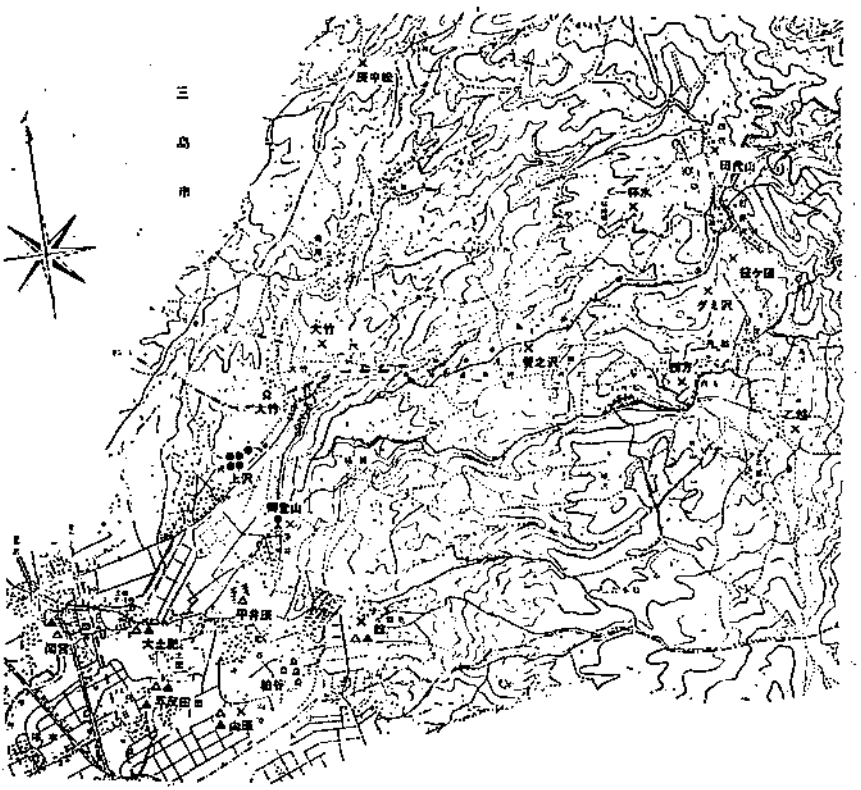

遺跡の分布(『静岡県埋蔵文化財地図』より)

×縄文遺跡　△弥生遺跡　前方後円墳　●円墳　Ω横穴古墳　▲土師・須恵出土

る生活用具は石器であり、時代が進むにつれて改良された石器を見ることができ、私たちはこの石器の改良の進み方を調べ、発掘された石器を分類比較することによって年代を推定し生活を想像することができるわけである。

今日、このような旧石器時代の遺跡は静岡県下だけで八〇余か所が知られており、その多くは箱根山の西斜面に分布し、函南町でも次の六か所が明らかにされている。

(ア) 下原遺跡（大竹）

函南駅北方の台地上で発見された遺跡で、ナイフ形石器（ナイフブレイド）・石核（コア）などが出土、当町最古の遺跡の一つである。

(イ) 上原遺跡（桑原）

ナイフ形石器を多く出土し、沼津東高校と韮山高校に十点、沼津商業高校に九点、沼津女子高校に五点保存されているほか、全部で三九点が採集されている。ほかに尖頭器（ポイント）三点、掻器（スクレーパー）三点、石核二点が知られ、計四九点の石器類が発見された有望な遺跡である。

(ウ) 三本松遺跡（桑原）

沼津女子高校郷土研究部員により昭和四十年ナイフ形石器二点が採集され、さらにその翌年農業構造改善事業によって付近の畑一帯が破壊されることになったとき、小野真一（沼津女子高校教諭）・山内昭二（日大三島高校教諭）を担当者として当町教育委員会主催で発掘調査が行なわれたが、この時は遺跡の中心部をはずれ石器の出土を見ることができなかった。

(エ) 下人原遺跡（上沢）

上沢部落の背後の丘陵上にある遺跡で、ナイフ形石器・彫器・尖頭器・細石刃（マイクロブレイド）・細石核（マイクロ

コア）等を出土、細石刃や細石器を出土していることから無土器時代末期の遺跡である。

(オ) 上男山遺跡（桑原）

石核・剥片（フレイク）・ナイフ形石器・尖頭器などを出土している。

(カ) 大田原遺跡（田代）

地元の鈴木軍雄家に同所出土の尖頭器二点が保存されている。

(キ) その他の遺跡

桑原の伊山では敲打器としての礫器（チョッパー）が一点出土しているが、これだけの出土であるので時期は今のところ不明である。

無土器時代は①敲打器→②ナイフ形石器→③尖頭器→④細石器の順に変わってきたと言われているが、伊山出土の石器がナイフ形石器出現以前のものであれば当町最古の遺物ということになり、私たちの町の歴史を数万年前にさかのぼらせることになる。しかし、ナイフ形石器以後でも礫器は一部残存するので一点だけの出土では判定することはできない。

伊山を除いてはともかく、下原・上原・三本松・上男山などの遺跡が相次いで形成され、石刃文化の花を咲かせるとともに一部は大田原と次の尖頭器の段階になり、さらに終末の細石器の段階では下人原に一時的な居住が行なわれたようである。

(二) 縄文時代

無土器時代に続く時代が新石器時代としての縄文時代である。

山地での自然採集生活

静岡県東部、特に伊豆半島ではこの時代の遺跡が豊富で、その一部を占める函南町内にも多数

の遺跡が発見されている。

この時代は伊豆においては一万年近く前から二千二百年位前まで続いているので八千年近い歴史をもっており、今日では早期・前期・中期・後期・晩期の五時期、または、最初に草創期を加えて六時期に分けている。

① 草創期

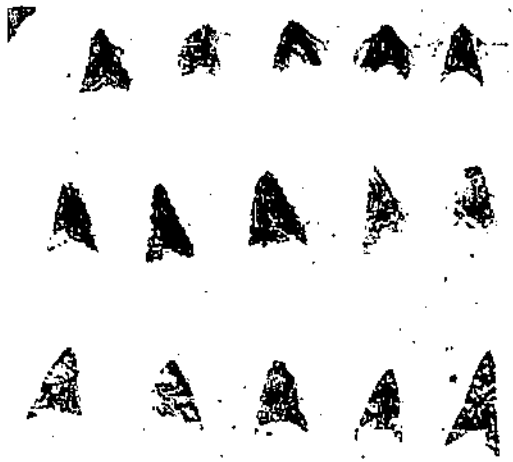

石　鏃（田代出土）

縄文文化遺跡（静岡県埋蔵文化財包蔵地地名表から）

遺跡名	所在地	地形	編年（土器）	遺物	備考
平沢	丹那・平沢	舌状台地	諸磯，十三菩提式	打石斧	「伊豆半島」
平田山	丹那・平田山	舌状台地	諸磯式	打石斧，磨石斧，石鏃 磨石等	「伊豆半島」
グミ沢	丹那・グミ沢	丘陵	茅山，諸磯式	打石斧，磨石斧 押型文土器	「伊豆半島」
一杯水	丹那・一杯水	丘陵	茅山式	黒曜石	
西方	丹那・西方	丘陵斜面	早期	石鏃	「伊豆半島」
乙越	畑・乙越	丘陵斜面	早期	押型文土器，石鏃	「伊豆半島」
向畑	丹那・向畑	丘陵斜面	早期	押型文土器	「伊豆半島」
笹ケ窪	軽井沢・笹ケ窪	舌状台地	子母口，茅山，諸磯， 十三菩提式	打石斧，石鏃，石匙 磨石，石皿，押型文土器	「伊豆半島」 「伊豆半島」
田代城山	田代・城山		早期	繊維土器，磨石	「伊豆半島」
田代山	田代・田代山		加曽利E式	石鏃	「伊豆半島」
奴田場	桑原・奴田場	丘陵上部	早期		「伊豆半島」
雷見代	桑原・雷見代	丘陵		打石斧	
聲ノ沢	平井・聲ノ沢	丘陵斜面	加曽利E，堀之内式	打石斧，磨石斧，磨石	「伊豆半島」
細沢	平井・細沢		諸磯式		「伊豆半島」
大竹	大竹	台地	早期，諸磯B式	石鏃，磨石	「伊豆半島」
御堂山	平井・御堂山	台地	田戸下層，諸磯C式 中期	局部磨石斧，石鏃 押型文土器撚糸紋土器	「伊豆半島」
館	畑毛・館	埋立丘	堀之内，加曽利B 安行Ⅰ，安行Ⅱ，大洞B C式	石剣，打石斧	35年発掘
向原	柏谷・向原	低台地	晩期		22年発掘

この時期には有舌尖頭器と呼ばれる特色ある石器と共に、隆線文土器とか爪形文土器という最古式の土器がいっしょに出土するようで、県外ではすでに多くの遺跡が知られているが、静岡県下ではまだ解明されていない。ただ、有舌尖頭器は各地で多く発見されており、平井の御堂山遺跡をはじめ、三島市や大仁町でも出土している。

②　早　期

この時期の主な遺跡は次のとおりである。

(ア)　グミ沢遺跡（丹那）

丹那盆地内の柿沢川上流、軽井沢に至る間の西側丘陵上にあり、押型文土器や条痕文土器を出土する。押型文土器とは丸い棒に種々の彫刻をし、焼きあげる前の土器の表面に回転させて山形や楕円・格子目などの文様をつけるもので、早期の後半に駿豆地方ではさかんに行なわれている。条痕文とは貝類の腹縁で土器の内外面を調整したため、その跡（条痕）がついたものである。

(イ)　奴田場遺跡

部落近くの畑から堆土の中に植物繊維を混入した撚糸文土器が出土している。このような繊維を含む土器を繊維土器ともいい、北伊豆地方では縄文早期後半から前期にかけてさかんに使用されたようである。土をこねる際手頃な植物を混入するもので、土器の破片を見るとその断面に真黒に焼けた繊維を見ることができる。

石器類（田代出土）

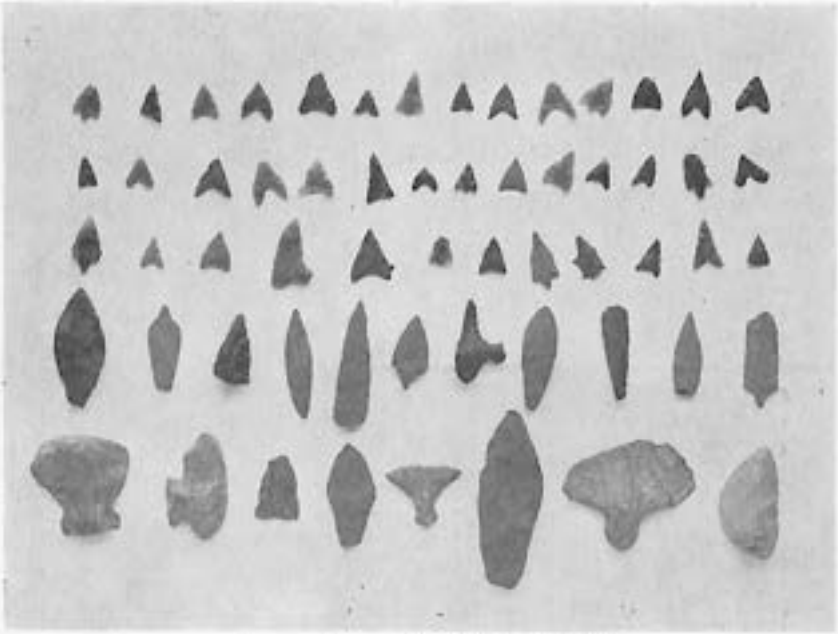

石器類（田代出土）

(ゐ) 細沢遺跡

ここからも撚糸文土器が出土している。撚糸文土器とは丸い棒に植物繊維を撚った紐状のものを巻きつけ、焼く前の土器の表面を回転させ、押しつけたものである。その発生は押型文土器よりも古く早期前半のものは繊維を含まないのがふつうである。

(ゑ) 笠ケ窟遺跡（軽井沢）

山形押型文、楕円押型文などの押型文土器や子母口式・茅山式などと呼ばれる早期後半の土器類を多く出土し、鹿前から中伊豆町出身の芹沢長介（現東北大学助教授）らにより学界に紹介されており、また河出書房の『日本考古学講座』第一巻（縄文文化）にも紹介されている。

(ゐ) 乙越遺跡（丹那）

小高い畑から楕円押型文土器と石鏃（やじり）を出土している。

(ゐ) 下人原遺跡（上沢）

かなり高い台地上であるが、無土器時代の石器を出

土する地点からやや西方の畑の中から早期後半の土器片をかなり多く出土する。

(キ)　御堂山遺跡（平井）

部落背後の丘陵上、大きな松の一本生えているところにある。有舌尖頭器なども出土し、かなり古い遺跡であるが、昭和二四年四月、芹沢長介や岡本勇（現立教大学講師）、大塚初重（現明治大学助教授）ら明治大学考古学研究室により発掘調査された。この調査の結果は『日本考古学年報』や『考古学論叢5』に報告されている。

撚糸文土器のほか山形・格子目・楕円など種々の押型文土器を出土し、山形押型文も縦形のものが主で比較的古い形式のものである。

以上の諸遺跡から考えると、まず平井の御堂山遺跡に草創期、または早期初頭からささやかな生活民の跡が見られ、次いで軽井沢の笹ケ窪やグミ沢などに遺跡が営まれ、終末近くに奴田場や細沢・乙越、さらに田代の城山、丹那の西方、畑部落周辺（東側後背斜面）などにも遺跡を残したようである。

この当時の遺跡は、一般に山の高所に営まれた小規模のものが多く、定着性の少ないむしろ移動的性格の強い生活民の姿を推察することができる。おそらく鳥獣や木の実を追って各地を移動したのであろう。このような傾向は次の前期の遺跡にも共通している。

③　前　期

(ア)　平田山遺跡（丹那）

前期の半截竹管文をもつ諸磯式土器や十三菩提式土器を出土する。石器も打製石器・磨製石斧・石鏃・磨石などかなり多く出土している。

(イ)　細沢遺跡

諸磯式土器を出土

(ゐ) 笹ヶ窪遺跡（軽井沢）

早期から引き続いた有力な遺跡で、やはり諸磯式・十三菩提式の土器が発見されている。磨石・石皿・石匙・石鏃・打製石器などの石器も出土している。

(ヒ) 平沢遺跡（丹那）

少量ではあるが前期の土器片を出土している。

(オ) グミ沢遺跡（丹那）

早期のほか前期の諸磯式土器も出土し、磨製石斧・打製石斧が発見されている。

(カ) 大体場遺跡（桑原）

諸磯式土器や石匙を出土している。

(キ) 下原遺跡（大竹）

函南駅北方の広い台地上から諸磯式土器を出土している。

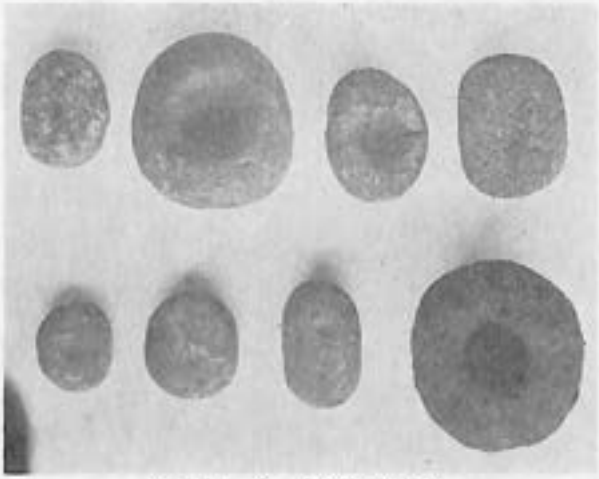

石皿類（田代出土）

④ 中期

早期から前期までは狩猟中心の移動的小集落であったが、中期になると丘陵縁部や平地に接した台地末端などの広い平坦面に、かなり規模の大きい定着性のある集落を作るようになった。修善寺町の入谷平、大仁町の田京台、三島市の千枚原などはその代表的なものであるが、函南町でも次のような遺跡が知られている。

(ア)　御堂山遺跡（平井）

早期の遺物のほか中期の阿玉台式土器片を少し出土している。

(イ)　向原遺跡（柏谷）

加曽利E式土器と共に磨石・打製石斧・そのほか石器類を豊富に出土している。沼工郷土研究部に比較的まとまって所蔵されている。

(ウ)　鍛ノ沢遺跡（平井）

加曽利E式土器を出土する、駅前に大沢利夫（当時静岡中学校教諭）により『先史考古学』に紹介された。

以上のほか、田代や細沢などからも出土し、桑原や平井地内にも分布するようであるが調査がまだ不十分である。なお、わずかな例であるが、この時期に向原のような田方平野内の低台地に進出して集落を構えている点が注目される。

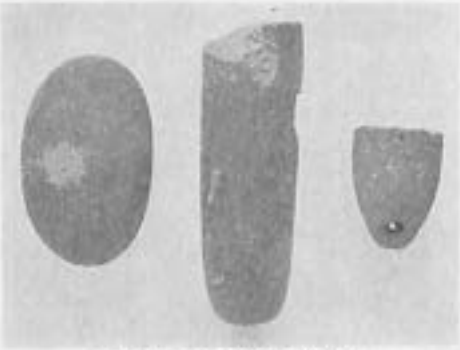

磨製石器（田代出土）

⑤　後期

後期の遺跡としては次の二か所がよく知られている。

(ア)　館遺跡（畑毛）

畑毛温泉北側の県道に面した半独立丘的な丘陵の上にあり、白山神社が存在する。同神社周辺一帯の畑地から石器や土器を豊富に出土するが、その中に瀬ノ内式・加曽利B式・安行Ⅰ式・安行Ⅲ式など後期の土器類が見られ、石鏃が多く採集されている。このほか、向原遺跡からも後期の遺物が発見される可能性がある。

(イ)　鍛ノ沢遺跡（平井）

部落の背後の山から後期初頭の称名寺式土器を多く出土する。

その他、養徳寺（平井）の石棒が特異な出土品としてあげられる。墓地の一角に巨大な石棒が祭られているが形態は男子のシンボルである。科学の進まない先史社会が呪術的社会であったこと、したがって先史人たちの遺形には当然呪術的思想が反映した。

呪術崇拝というのは、人間が自然現象や生命の生死や力のおよばないものに対してそれを崇拝することによって不幸をさけ、幸せを願う祭りのあらわれである。その対象に乳房を強調した女性土偶がある。豊作や多産を願ったものであろう。男性の性器も石棒としてあらわれ、同じように豊作多産を願い、幸せを願ったものと思われる。

養徳寺の石棒の出土地は鬼ノ沢と伝えられている。縄文中期から後期にかけての遺物が、鬼ノ沢から掘り出され運ばれ、境内に祭られたものであろう。

同じような石棒は平井の梶尾家の前庭にも見受けられ、桑原の中村常次郎も畑から出土した巨大な、しかも丸く表面が長い間多くの人の手で撫でさすられたようなつやのある石棒を所蔵している。

これらから考えて、おそらく縄文遺跡の豊富な丹那・平井・桑原には石棒・土偶の出土が見られたにちがいない。

⑥ 晩　期

縄文時代の終末は晩期であるが、現在のところ次の二か所が知られている。

養徳寺（平井）の石棒

(ア) 館（たて）遺　跡（畑毛）

大羽B・C式など、この時期の土器類を多く出土し、北伊豆における数少ない遺跡として知られている。

(イ) 向原（むかいばら）遺　跡（柏谷）

戦後間もなく東京在住の研究家により、晩期の土器が採集されたというが正式な発表はなされていない。

後期から晩期にかけての遺跡からは石鏃（石製のおもり）も多く発見され、漁撈活動も積極的になったようであるが、当町のように内陸性の地域では狩野川水域を中心とし、当時まだ多く残っていた湿原などで行なわれたのであろう。

(三) 弥生時代

ムラでの生活

縄文時代の長い生活のあとにやってきたのが今から二千年ほど前の弥生時代である。弥生時代の大きな特色は稲作の開始とそのための生活様式の変化である。

人々は森や丘から次第に平地に移って住むようになり、住居も竪穴式が進歩し、さらに高床式の倉庫などもつくられるようになった。人々は一か所に定住して水田を開き、米やヒエを作り農耕具を生産し物々交換もさかんになり、大ぜいでムラをつくりだし、その中で階級も発生してきた。

北伊豆地方の弥生文化は、昭和二五年山木遺跡が発見されると一躍学界の注目をあびるようになり、登呂遺跡と並んで日本の弥生文化を代表する地域として、狩野川周辺の大仁・伊豆長岡・韮山・函南・中郷がクローズアップされてきたのである。特にこれら諸遺跡は日本各地で発見されにくい木製品・農耕具等の出土量が多く、その保存状態も良いのできわめて重要な遺跡群とされている。

さて縄文時代の中期以後一部の集落は平地に進出する傾向を見せていたが、次の弥生時代になるとこの現象は一般的となり、低台地や自然堤防上にさかんに集落をつくり、狩猟・漁撈のほかに米作その他の農耕も行なうようになって定

五反田（仁田）付近より出土した土器

着的な集落をつくるようになった。米はすでに弥生時代の初頭から見られるが、後期になると静岡の登呂や沼津の沢田、韮山の山木など県内の各地に水田を伴う大規模な遺跡が営まれている。青銅器や鉄器も使用され、木製品も普及して生活もかなり豊かになった。

函南町内の主な遺跡は次のとおりである。

(ア) 向原遺跡（柏谷）

昭和二二年日大考古学研究室で発掘した結果、弥生中期の鴨ケ池式・有東式のほか太形蛤刃石斧、鑿形石斧・偏平片刃石斧などこの時期特有の磨製石斧類を多く出土した。昭和三六年には沼津東高校が発掘し、後期初頭の住居跡を発見して沢田式土器を多く出土した。

(イ) 館遺跡

弥生文化遺跡（静岡県埋蔵文化財包蔵地地名表から）

遺跡名	所在地	地形	編年（土器）	遺物	備考
平沢	軽井沢・平沢	舌状台地	後期		
向畑	丹那・向畑	丘陵斜面	後期		
寄居	畑・寄居	台地	中・後期	扶入石斧	
笹ケ窪	軽井沢・笹ケ窪	舌状台地	後期	土器片	
西方	丹那・西方	丘陵末端	後期	土器	
間宮	間宮	河岸段丘	中・後期	土器	
向原	柏谷・向原	台地	中期	鑿形石斧，偏平磨石斧 土器	発掘
弁天	柏谷・弁天	低地	中期	完型土器	
大土肥	大土肥	低地	後期	壺形土器	
五反田	仁田・五反田	低地	中・後期	植物果核，石鏃，木材	
平井原	平井	台地	後期	土器片	
館	畑毛・館	独立丘	中・後期	土器片	

沼津東高校と同西高校の郷土研究部により昭和三五年発掘され、鴨ケ池式土器の破片と共に後期の沢田式・飯田式・曲金式土器が多く出土し、さらに後続の土師器も多量に発見された。

(ウ) 弁天遺跡（柏谷）

水田中にある小低丘に弁天宮（厳島神社）があるが、その境内から有東式の完全な土器が戦後三島南高校郷土研究部により発掘された。

(エ) 五反田遺跡（仁田）

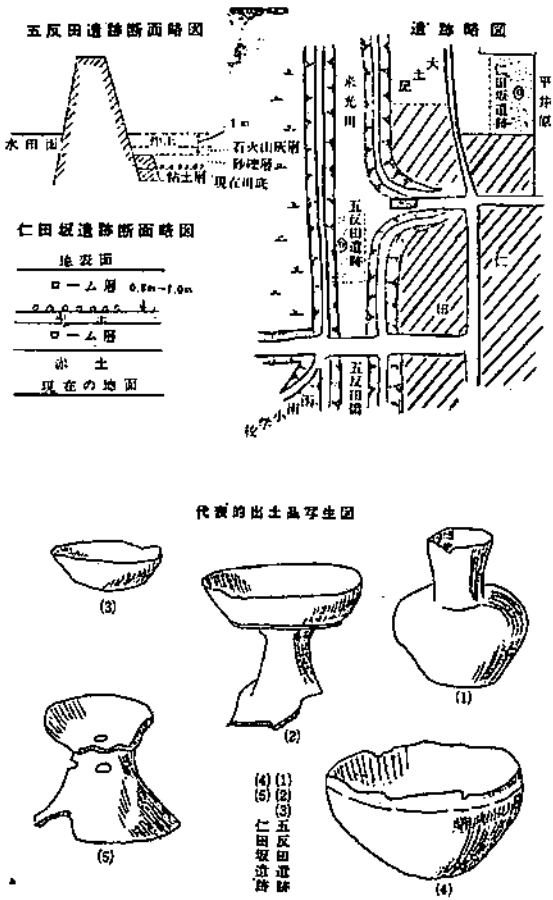

函南小学校裏の米光川の堤防改修工事で昭和二七年、その川底から多くの弥生式土器や土師器が出土し、中村利夫（当時函南中学校教諭）小野真一によって発掘調査された。その中に弥生時代中期の鴨ケ池式や有東式土器の破片が含まれ、また後期の各時期にわたる土器片が多量に発見された。

なお、五反田遺跡の近くの仁

田坂遺跡からも土器が数点発見されている。

(オ) 間宮遺跡

大場川の流域、間宮地内から戦前改修工事で多量の弥生式土器や土師器が出土した。中期の原添式・有東式、後期の沢田式・飯田式・曲金式などの完成品が多く、『弥生式集成図録』にも紹介されている。

(カ) 平井原遺跡（平井）

平井通信病院敷地付近も弥生後期以降の有力な遺跡である。そこからの出土品は現在日大三島高校に沢田式の壺形土器とかめ形土器の二点が保存されている。

このほか八ツ溝や大土肥・軽井沢の笹ヶ窪、丹那の向畑、畑の寄居などからも遺物が発見されている。

一般に弥生時代の集落は発見されるが水田跡はなかなか発見されにくい。特に水田は現在も二千年前も低湿地帯にあるし、なお、それら水田の上に現水田が営まれているので、よほど条件のよい機会に恵まれていなければ水田下の発掘は困難である。

韮山町山木遺跡からは当時の水田畦畔が発見され、水田構築の方法は全国同一技術をもって矢板や横板・杭でおこなわれた。これら土木技術には集団の力が必要であった。矢板だけでも何万枚も製作しなければならず、やはりムラの団結力とそれをリードする階級制が必然的に生まれ、米作が行なわれたのである。これら集落の階級制を象徴する権力者の墓は、次の時代、古墳となって当町の諸処にその姿をとどめるのである。

二　古代のようす

(一)　古墳時代

古墳の発生　弥生文化時代の最大関心事は立派な耕作地を獲得することにあり、これが族長・豪族の出現となり、耕地中心の社会が形成される。すなわち部落国家・小国家の出現となるわけである。

さて日本の古墳は、北朝鮮(楽浪郡)への使者が見聞してきたことに基づき、豪族・天皇・貴族にのみ作られはじめた。そして仏教文化隆盛とともにその姿も消し、この間五、六百年間といわれている。

伊豆地方に多く見られる古墳としては、

円　　墳　　一番多い。

前方後円墳　　平井の御堂山(みどうやま)に一基のみ。

方　　墳　　まれにしかないが原形はない。

墳丘を築かぬ横穴古墳

各町村に相当数見受けられるようである。

前期古墳には土砂のくずれを防ぐために円筒埴輪が使用される場合がある。埴輪には円筒埴輪と形象埴輪の二種類があり、この中で形象埴輪は日本の特産であり、後になるほど多く作られている。

次の中期古墳時代となると棺も種々工夫され、石をくりぬいた蒲鉾形のくりぬき石棺や、石を組み合わせたものや積み立てたりするなど立派な石棺が出現してくる。

古墳文化遺跡（静岡県埋蔵文化財包蔵地地名表から）

遺跡名	所在地	地形	編年(土器)	遺物	備考
向原	柏谷・向原	台地	円墳		県史1
柏谷百穴	柏谷	丘陵斜面	横穴		郡集
柏谷B2号	柏谷	丘陵斜面	横穴		
柏谷B13号	柏谷	丘陵斜面	横穴	刀身，鉄鏃	「三誌上」
柏谷B16号	柏谷	丘陵斜面	横穴	須恵器，人骨	「三誌上」
柏谷B24号	柏谷	丘陵斜面	横穴		「三誌上」
柏谷B28号	柏谷	丘陵斜面	横穴	須恵器	「三誌上」
柏谷C5号	柏谷	丘陵斜面	横穴	須恵器，人骨	「三誌上」
柏谷C6号	柏谷	丘陵斜面	横穴	恵須器	「三誌上」
柏谷C16号	柏谷	丘陵斜面	横穴	恵須器	「三誌上」
柏谷C24号	柏谷	丘陵斜面	横穴	須恵器，土師器	「三誌上」
柏谷C32号	柏谷	丘陵斜面	横穴	古銭，人骨，勾玉，刀身	「三誌上」
柏谷C52号	柏谷	丘陵斜面	横穴	須恵器，人骨	「三誌上」
柏谷D1号	柏谷	丘陵斜面	横穴	骨片	「三誌上」
柏谷D2号	柏谷	丘陵斜面	横穴	亀甲片	「三誌上」
柏谷D4号	柏谷	丘陵斜面	横穴	須恵器，鉄鏃	「三誌上」
柏谷D9号	柏谷	丘陵斜面	横穴	土師器	「三誌上」
柏谷D11号	柏谷	丘陵斜面	横穴	亀甲，鉄鏃	「三誌上」
柏谷D13号	柏谷	丘陵斜面	横穴	切子玉，勾玉，琥玉，鉄鏃	「三誌上」
柏谷D15号	柏谷	丘陵斜面	横穴	須恵器	「三誌上」
柏谷D16号	柏谷	丘陵斜面	横穴	鉄鏃，須恵器	「三誌上」
柏谷D17号	柏谷	丘陵斜面	横穴	須恵器，人骨	「三誌上」
柏谷D18号	柏谷	丘陵斜面	横穴	鉄鏃	「三誌上」
柏谷D19号	柏谷	丘陵斜面	横穴	鉄鏃，須恵器	「三誌上」
柏谷D20号	柏谷	丘陵斜面	横穴	玉類，須恵器	「三誌上」
柏谷D22号	柏谷	丘陵斜面	横穴	馬具，人骨	「三誌上」
柏谷D23号	柏谷	丘陵斜面	横穴	人骨，鉄鏃，須恵器	「三誌上」
柏谷D25号	柏谷	丘陵斜面	横穴	須恵器	「三誌上」
柏谷D26号	柏谷	丘陵斜面	横穴	金環	「三誌上」
瓢箪山	平井字御堂山	丘陵	前方後円墳？	鏡，管山，鉄鏃	「三誌上」
上沢	上沢	丘陵斜面	横穴		県史1
大竹	大竹	丘陵斜面	横穴		県史1
平井	平井	丘陵斜面	横穴		県史1
比丘尼塚	仁田	台地	円墳		

副葬品としては金銅製の鉄剣・玉類・鏡等が用いられ、特に石製模造品といわれる剣・玉・鏡のいわゆる三種の神器がさかんに用いられるようになった。特に函南町では上沢の横穴古墳群付近から出土した子持勾玉が有名である。同じように子持勾玉は隣接する韮山の式内社奈古谷神社からも出土し、祭祀遺跡をうらづ

横穴古墳（上沢）

ける重要な資料として注目をあつめている。また柏谷の横穴古墳からは多量の亀甲片が出土し、これまた祭祀に関係あるものとして貴重であり、特に伊豆は古部氏との関係により、この種の遺跡の今後発見される可能性は大きいものである。

古墳時代も後期になると墳丘の下部に大きな石槨を作り、玄室と羨道とに区別し、玄室内には棺を安置する場合が多い。副葬品中の土器は須恵器が土師器と共に用いられてくる。須恵器は祝部式土器ともいわれ、その技術は遠く朝鮮の百済・新羅諸邦から伝えられた完全にロクロを使用し、登り窯を利用している。この須恵器を焼いた陶窯跡は伊豆長岡町で発見されている。ここで焼かれた土器は伊豆長岡を中心に三島付近の古墳でしばしば発見されている。鞍部教授によれば窯の構造から焼き方に至るまで完全に朝鮮式と一致しているとのことで、当時朝鮮から陶工が招かれ権力者の庇護のもとに奈良朝前後にかなりこの付近は繁栄していたものと想像されるわけである。

なお、この付近からは国分寺瓦が諸処に出土することは古来から広く知られている。つまり、自然的条件・粘土・水・燃料・交通・気候・風土等に恵まれ、さらに数多くの古墳・遺跡から推察して古代文化も当時相当高度に発達していたというべきであろう。

さて、北豆地方には実に多数の横穴古墳が各所に構築されている。中でも、北豆で有名な横穴古墳は、当町柏谷の通称「柏谷の百穴」と言われる横穴古墳群である。

柏谷の百穴

昭和二二年軽部慈恩（日大教授）によって発掘調査され注目された古墳群であり、現在開発進展の中で破壊の危機に立つにおよんで、その保護保存が、町はじめ文化財保護委員会・地元・学者の間で叫ばれ、それがための調査が四八年三月に日大高校教諭山内昭二の手によって進められたので、その報告書を借りて柏谷の百穴の価値をのべたい。山内教諭はその中で、

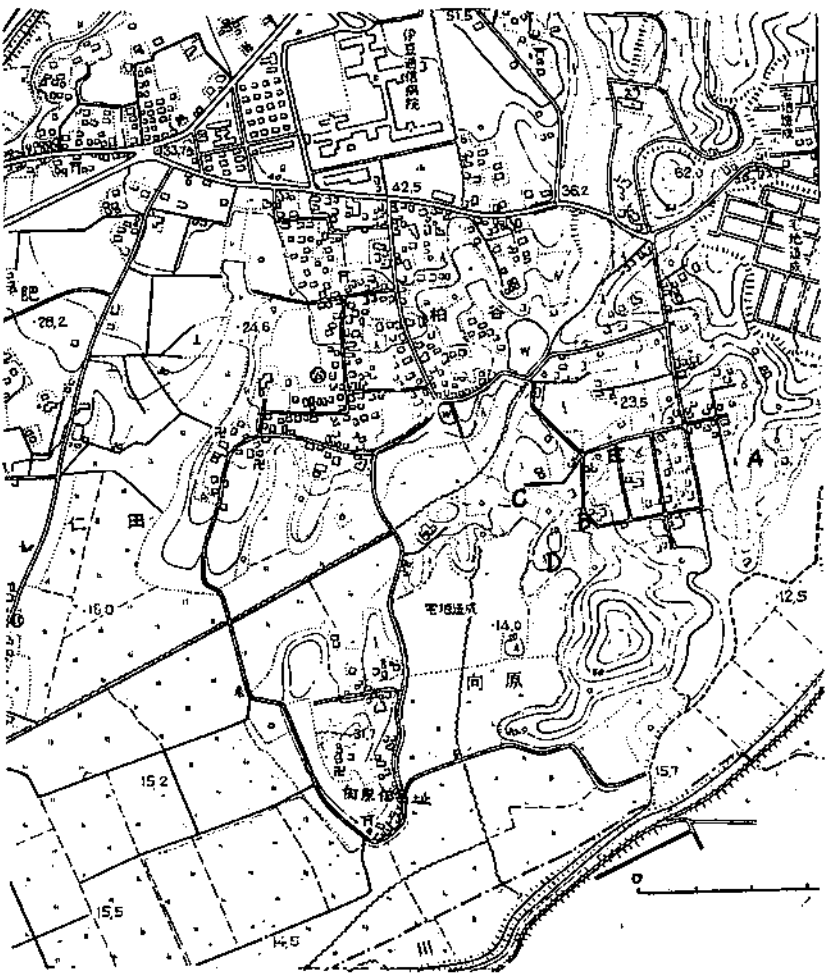

柏谷の百穴所在図（A—E群）

城山より柏谷百穴を望む（中央に黒く点在しているのが百穴）

「昭和二二年調査の際、軽部先生がつけられた地区割の正確な図がなくBCE地区の境界がはっきりせず、その上横穴番号もB地区の十基を除いて全くわからず、結局今回の調査で横穴と認められたものについて改めて一連番号をうたざるを得なかった。その結果、調査区域のBC地区と道路西側のED地区の一部で計一〇一基の横穴を確認した。宅造されたD地区ではわずかに八基の横穴が申しわけ程度に残されていた。BC地区で確認された横穴はいずれも現在開口している横穴で、実際は未開口及び埋没している横穴が相当数あると思われるので、実数は相当の数になるものと思われる。またBC地区の横穴は斜面に四～五段構築され、現在開口している横穴は最上段かまたは第二段であり、三段目、四段目はほとんど埋没している。開口している横穴は先の報告（軽部報告）にもあるように墓室内に龕を具えたもの、棺座のあるもの、棺を収納する特別の施設が壁に掘りこまれているもの、前室を具えたもの等、特殊な施設を具えた横穴が多い。この他、羨門の横に祭壇用と考えられる龕が掘られているものがある。横穴の内部に龕の具えられたものは他にもあろうが、羨門の横に龕のあるものは他に例をみない。戦後の横穴の調査では前庭で墓前祭が行なわれたことが明らかになり、多くの横穴の前庭から供献用の土器が出土し

柏谷の百穴調査図（昭和48年3月）

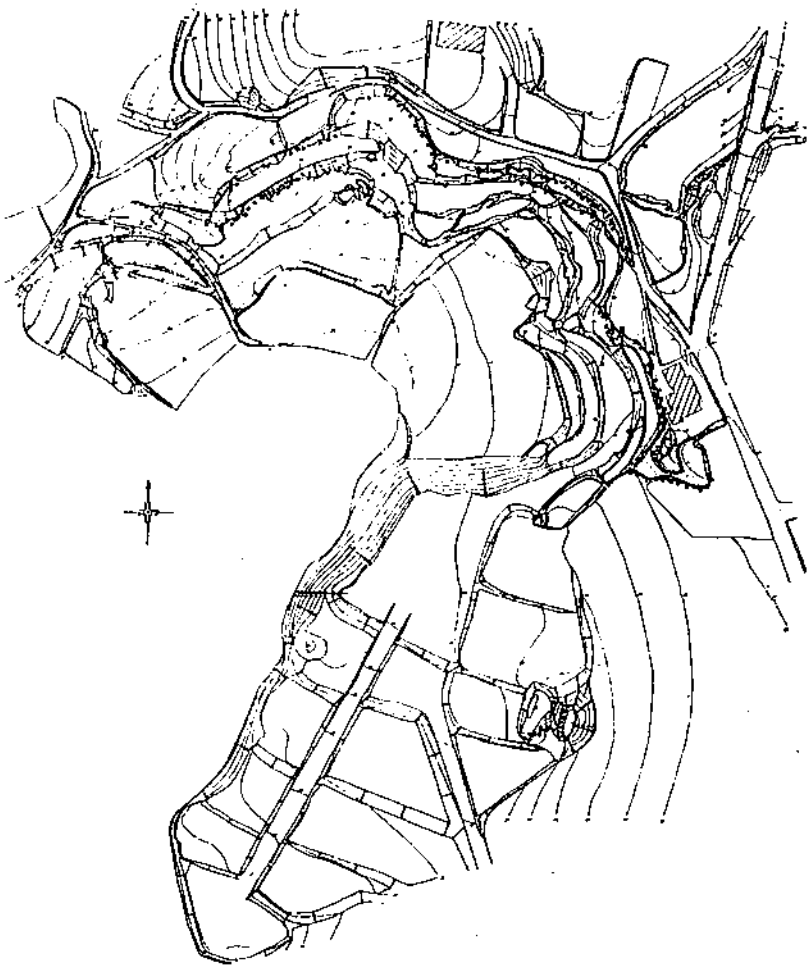

ている。しかし、本遺跡のような施設をもっているものはないようである。本遺跡の周辺にも八か所の横穴群があるが、現在知られているこれら横穴には本遺跡のような施設をもつ横穴は知られていない。伊豆長岡町千代田横穴群とは形態的にも異質のものであり、趣を異にしている。

出土遺物では須恵器・土師器・玉類・直刀・鉄鏃・馬具・骨片等一般的な副葬品の他、多量の亀甲片が出土している。横穴から亀甲片が出土した例はなく、形態の特殊なことと考え合わせ両者の間に特別な関係が存在するのではないかと想

７０号墳

８７号墳

１９号墳

２５号墳蓋

２７号祭壇用蓋

４８号墳二重蓋

像される。

延喜式の中に、対馬・壱岐とならんで伊豆の国から五人の卜部を採用する記事がみえ、さらに三代実録の卜部宿禰平麻呂の死亡記事の中に、彼が伊豆の出身で幼時から亀卜の道を習い、神祇官卜部となったことが書かれている。これらの記事から伊豆国には亀卜をおこなう卜部が存在したことが推定されていた。ところが、平城宮址の発掘調査が進むにつれ各地からの調につける木簡が発掘され大いに注目された。その出土木簡の中に次のような調札がある。

「伊豆国賀茂郡三嶋郷戸主占部久須理戸占部広遅調鹿堅魚拾壱斤」

裏に「天平十八年十月」の年号がある。この木簡をみると伊豆国に占部が居住していたことが明白で、先の『延喜式』及び『三代実録』の記事と一致している。伊豆に亀卜を良くする人々が住み柏谷の横穴から亀甲が出土している事実とを考え合わせると、鞍部先生が推定された卜部と関係の深い墓地ということが出来るのではないだろうか、それが本横穴群の形態上の特色となって現われているように考えられる。

以上のような問題をもっている横穴群であり、且つ、県東部最大の横穴群である柏谷の百穴は、横穴の形態的研究を進めるための重要な遺跡であるばかりでなく、七世紀から九世紀にかけての当国の歴史の一端を解く重要な鍵を握っている遺跡であるといえる。また、現在の柏谷部落から伊豆逓信病院にかけての地域が土師器を使用した時期の広範な集落の跡であり、これとのつながりをも考えると横穴だけの遺跡ではなく、当国の前期時代を解明する貴重な遺跡であることはもはや明白であり、歴史的、考古学的価値の高い遺跡である。」

と、柏谷百穴の学問的価値の高いことを強調している。柏谷百穴の詳細については鞍部慈恩の報告書『伊豆柏谷百穴古墳群発掘特輯号』（日本考古学論雑誌第二号、日本古代文化研究所、昭和二三年）や『平井誌』に述べられているので省略するが、山内昭二の報告にBC地区の三段目、四段目はほとんど埋没しており、未開口および埋没している横穴が相当あるとのことから、今後の調査の中で柏谷の百穴の価値を決定づける発見がなされるであろうことを期待して、柏谷百穴

の説明を終わることとする。

その他、当町には柏谷と相対して平井・大竹・上沢、さらに三島市の赤王にかけて多くの横穴古墳を見ることができる。苗山町から大仁町にかけても現在まで相当数の横穴古墳は調査発掘されているし、山地だけでなく、特に浄蓮（多比・江の浦）・内浦（三津・重寺）さらに香貫（霊山寺墓地内）等にあり、その中でも多比・江の浦は一五〇基をこえるといわれている。さらに調査すればかなりの数になるのではないかと思われる。

このように山のある所になぜ伊豆には横穴古墳が多数存在するのだろうか。まず、

① 構築すべき自然条件に恵まれていること。

② 畿内から遠方にあるので文化流入にも比較的遅かったこと。

③ 生活的にも極力的にも小さな力の者の集合地であったこと等が考えられる。

古墳文化の広がり

古墳時代は前期・中期・後期の三時期に分けられるが、前期と中期には大古墳が築造され、後期には群集墳（円墳や横穴古墳、地下式古墳など）が作られ、大体六世紀後半から七世紀半ばごろにかけて築造されたものとまとめられよう。したがって紀元一世紀から三世紀頃まで日本の各地の小国家がしだいに統一されて邪馬台国があったことは『魏志倭人伝』に記されているとおりである。また、五世紀のころは大和地方に強大な王権があって、日本の各地を征服し、朝鮮まで進出していった。それが皇室の先祖であり、当時はオオキミと呼ばれていた。このオオキミの権力が四世紀の初め頃から大規模な前方後円墳をつくりあげたのである。

東海地方においても、当函南町においてもそういう各地の小国家は大和の王権に服従しており、大和朝廷から国造とか県主という姓を与えられ（氏姓制度）、それぞれの地域の支配を認められてい

嘉明古墳出土の直刀（上沢）

藤明古墳（上沢）

たのである。

各地に巨大な古墳が発生しだしたのは、農耕を基盤とする階級社会が誕生し、支配階級がその権力を誇示したかったためである。

静岡県下にも四世紀後半からこうした大古墳が各地に作られているが、東部では四世紀末の富士市比奈東坂古墳（前方後円墳）、五世紀代の同市増川浅間古墳（前方後円墳）、五世紀末ないし六世紀前半の沼津市長塚古墳（前方後円墳）、同市西沢田子の神古墳（前方後円墳）、同市松長神明塚（前方後円墳）、同市中沢田伊勢塚古墳（長方墳または円墳）などはその主なものである。

全長一〇〇メートル以上の古墳は東部に唯一であるが、中部・西部には一一〇メートル、一一六メートルにおよぶ大古墳が多い。特に遠州に多いのは、平野が広く大きな生産力を背景とした有力な大豪族が存在したからであろうといわれている。

大古墳の存在は、トオトオミ・イオハラ・スルガ各地域に族長的小国家が誕生し、それらの首長（族長）の墓として築造されたのが前方後円墳ということができよう。

さて、当浜南町でも平井に前方後円墳があり、通称平井の瓢箪山（ひさごたんやま）とよばれてきた。場所は平井を通過する県道一一号線（熱海街道）より東側の丘陵で標高一〇〇メートル前後の地である。丘陵上に独立丘があり、その南方にひょうたん形をしてそびえていたものと思われる。

御堂山古墳（平井）

大正時代に発掘した際は鏡・管玉・鉄鏃等が出土し、鏡は県立韮山高校へ保管したとのことなので今回調査したが遺物は見当たらず、そのような記憶をもつ先生方もいなかった。当時は前方後円墳の全面が葺石に被われていたというが、今はその面影は確認できない状況である。

伊豆の国にある前方後円墳は三島・平井・伊豆長岡の三か所が古くから有名である。ところが、そのいずれもが前方後円墳として確認するまでにはいたっていない。平井のひょうたん山古墳も軽部慈恩(日大教授)・斎藤宏(現中郷中教頭)・小野真一(沼津女子高教諭)等が調査したが確証はあがらなかった。しかしながら、位置といい伝えられる出土遺物といい前方後円墳にふさわしい要素をいくつか持っていたことは事実であるので、伊豆地方の有力な豪族の墓であったことはまちがいない。

なお、これら大古墳の築造は七世紀中頃の大化改新(六四五年)により禁止され古墳は消えていくのであるが、同時に国造制は廃止されて新たに中央集権体制の国司制が採用されるわけである。伊豆の国造族は伊豆直と言われ後の三島神社宮司家であろう。

大化改新と伊豆支配

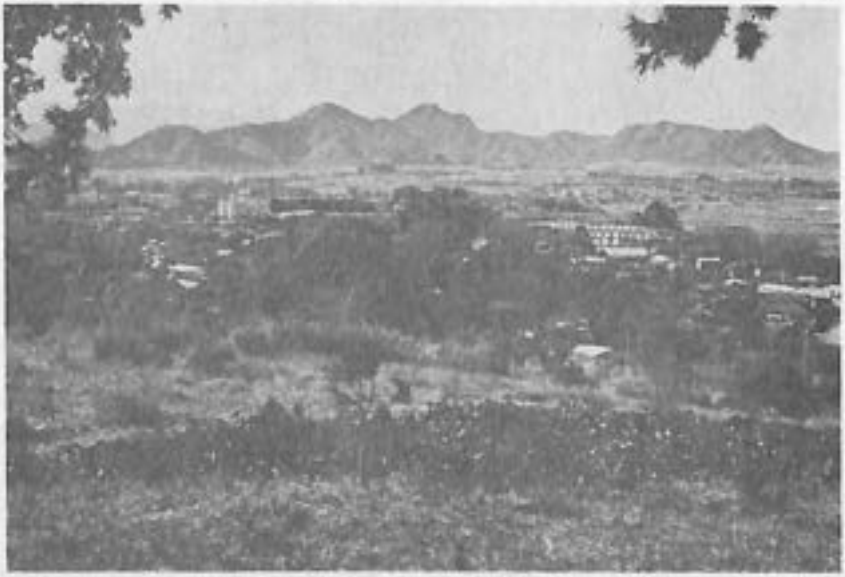

御堂山より田方平野を望む

大化改新は同時に諸国を再編成した。伊豆国・珠流河国・廬原国の三国を合併して駿河国にし大井川以東の大国となり、以西は遠江国となった。各国々の下には郡がつくられ、郡の下には郷・里・保などの行政区画があった。駿河国の下には賀茂・田方・駿河・富士・庵原・有渡・安倍・巻頭・志太の九郡があったものと推定される。

諸国の政治はそれぞれ中央から勅命されてくる国司によって行なわれたのだが、六八一年には伊豆国が再び分離独立し、国府は三島に移った。やがて条里制が施行され、田京条里もつくられ、班田収授の法が進んだ。特に山木遺跡の、弥生水田の畦畔方向とちがった東西方向、具体的にはN22。Wの軸方向をもって条里制以降の水田畦畔が発掘され大きな話題を呼んだ。三島の市ケ原廃寺、沼津の日吉廃寺、大仁町宗光寺廃寺等当時の権勢を示す廃寺が次々に発掘され新しい勢力地図が完全にできあがるのも近い将来であろう。

(二) 奈良時代

政治の地方浸透　奈良に都が営かれてからは天皇をはじめ貴族の勢力はますます強力となってきた。政治のしくみもいっそう整い中国との交際も進み、優れた文化も輸入された。仏教の信仰は前代にも増してさかんとなり政治も学問もすべて仏教に結びついていた。

都には「青丹よし奈良の都は咲く花の匂ふが如く今盛りなり」の歌のように若々しい力がみなぎっていたのである。七四一年には全国に国分寺・国分尼寺を建立するよう勅命が発せられた。伊豆の国の国分寺は、三島市の広小路駅の線路をはさんで現存の国分寺のあたりに、七六七年頃建てられた。そして最初の国分寺は平安朝の初め頃に焼失したので、代用国分寺が三島大社の東側に建てられたらしい。同時に建てられた国分尼寺は三島市六ノ橋付近と考えられている。

伊豆の国の国府は国分寺から東二〇〇メートルの地に一〇〇メートル平方くらいの大きさでつくられ、その付近から最近でも古瓦が出土している。当時の当地方の人々は労役奉仕に何年も従事したであろう。できあがった巨大な伽藍建

築と金ピカの仏像の前に何度も何度もひざまずいたと思われる。

中央集権の進む中で伊豆の国に派遣された役人として『続日本紀』などに次のような者の名が見られる。

七一九（養老三年）
　はじめて按察使をおく、遠江国守正五位大伴宿禰山守按察使として駿河、伊豆、甲斐三国を管する

七七〇（宝亀一年）
　従五位下笠朝臣乙麻呂伊豆守となる

七七二（宝亀三年）
　従五位下紀朝臣犬養伊豆守となる

七七四（宝亀五年）
　外従五位下村国連子老伊豆守となるが同年再び紀朝臣犬養伊豆守となる

七七七（宝亀八年）
　従五位上石川朝臣人麻呂伊豆守となる

七八二（延暦一年）
　外従五位下田辺史浄足伊豆守となる

七八四（延暦三年）
　外従五位下吉田連季元伊豆守となる

七八八（延暦七年）
　従五位下県犬養宿禰継麻呂伊豆守となる

これが奈良時代に国府に派遣された伊豆守（国司）であるが在任期間の短いことに驚かされる。

また、この間駅伝の制が定められたり（七二〇年）、税が課せられるようになったり（七四〇年）、国府・兵庫の護衛のため健児制が採用されたり（七九二年）、政治の地方浸透を知る事例を見ることもできる。

民衆の生活

国分寺、国府のはなやかさにくらべ地方の人々のくらしはどのようであったろうか。

昭和四四年一月二四日平井地籍にある伊豆遞信病院東側畑地を宅地造成工事中おびただしい土器片の出土があり、ただちに桂部慈恩・山内昭二・斉藤宏が調査した。その結果、ここは奈良時代から平安初期にかけてきわめて貧しい庶民の住居跡であったろうと推定されるに至った。というのは現場は工事が進みすでに破壊された後であり、しかも水道管敷設のための部分的工事だったらしく手のほどこしようがなかったからである。出土遺物は土師製の壺・椀・杯等であり、出土土器から推定して八世紀以前にさかのぼるものでなく、奈良時代以降のものであろう。

出土した土器は国分寺式土器で土師器の中では終末期のものであり、奈良時代以降に使用されたものである。全国の国分寺跡から瓦と共にさかんに発見されているし、三島市の伊豆国分寺からも出土している。この土器はすべてロクロで成形され量産化されたものである。そして従来の土師器に見られたローカル色もなくなり、全国的に画一性をもって普及しているものである。これは奈良時代における中央集権国家体制の強力さを物語る証拠でもある。伊豆地方においては日通富士見ランドの前峠遺跡からも出土し、相当奥深い山間集落まであまねく使用されていたことが判明している。

当時の住居は長方形または正方形に準ずるもので、長径三～四メートル、短径二・五メートルくらいの小規模住宅である。登呂遺跡の住居を想像していただければよい。

農業のやり方もそまつなものであった。そのためいったんひでりや大雨が続くとイナゴがむらがり出たり、キキンに

なったりで餓死する人もたくさんあったと思われる。「天平九年（七三七）七月伊豆の国に飢疫あり賑給を受く」（続日本紀）というような記録に見られるように飢饉や疫病が流行したり、前代の和銅二年（七〇九）のように伊豆国の連雨で稲の被害が多かったとか、特に自然災害には手のうちようがなかったと思われる。そのような中で山上憶良は『貧窮問答歌』（万葉集）で、「風まじりに雨の降る夜や雪の降る夜はやりきれないほど寒いので、塩をなめながらお湯にとかした酒のカスをすすり、ふとんをかぶり、ありったけの着物を重ねてもまだ寒い。こういう寒い夜自分より貧しい人たちはどんなにおなかをすかせて寒がっているだろう。妻や子は食物がほしいと泣いているだろう。家の主人はどんな気もちでくらしているだろう。」「みんなと同じ人間に生まれたのにまるで海の藻のようにぼろぼろな着物を肩にかけ、地面にべったり屋根のはいついた柱もない円形の小屋の中で、地面にじかにわらをしいて横になっていると、父母はまくらの方で、妻や子は足の方で泣いている。カマドには煙もたたず、めしをふかすコシキにはクモが巣をはっており、まるでぬえみたいに細々とうめいている時に、小枝のムチを持った村長が寝ているところまでやってきて『税金を出せ』といってどなるのだ。こんなにまでやりきれないものか、人間社会に生きるということは」と詠んでいるが、防人の歌と共に民衆の生活の苦しさがひしひしと伝わってくる。

また、この時代は信仰面でも大きな変化を見た時代でもあった。

信仰の高まり

平坦部では三島神社、山岳部で伊豆山権現、箱根権現の信仰が広まり、仏教の広がりと合わさって神仏融合がなされた。神仏融合とは神仏混淆、本地垂迹説ともいわれ、仏が神々の姿となってあらわれるというもので、山や木、湖や温泉等の自然崇拝信仰と仏教とが一体化し信仰されたものである。箱根権現、伊

日金山東光寺（熱海市）

雷電神社（大土肥）

豆山権現（走湯権現）のほか町内では熊野権現、大仙権現等の名を見ることができる。

の　伊豆山権現と日金山

『あたみ』に伊豆山権現の由来として「伊豆国略縁起という社伝によると、応仁天皇の御代に松葉仙人がこの日金山に社を建て、この仙人が走湯権現の始まりである」と書かれている。その後、木生仙人・金地仙人・蘭脱仙人が続いてあらわれたが、六九九年文武天皇の三年役小角が走湯山に草堂をつくり、修験道の霊場となり大きな勢力をもつようになったという。

日金山の信仰は当町とゆかりが深く、大土肥の地名も大土肥坂に大きな一の鳥居があったことから大鳥居＝大土肥となったと伝えられ、雷電神社が祭られている（日金山は火の神である火牟須比命の住んでいるところだと自然崇拝の中で考えられていた）。さらに登って軽井沢にも雷電神社、田代には火雷神社が祭られている。熱海街道の起こりはこのような日金山信仰と結びついて開かれたものであり、鬢ノ沢のお堂は鬢田山法伝坊と呼ばれ延命地蔵尊が祭られているが、日金山の一の坊であったという。

日金山信仰の御詠歌はこの道すがらを歌ったものであり、今と違った街

延命地蔵尊（鬢ノ沢）

道の性格を知る格好の資料となっている。

日金山一の木戸が下平井
久保子童子大権現
金山童子大権現
桜童子大権現
薬師阿弥陀堂の前
さて赤坂を乗り越えて
法の山路の清水洞
辻観音のびんの沢
ここに延命地蔵尊
麦巳の方名の清水
みの鬼久保とぬかずいて
日金へあげる茶湯坂
念仏六字のおし車
つくりし厚は軽井沢
いつか峠の地蔵尊
見下す海や舟ケ久保
来光坂の道すがら
登りかねたる人心
萩の錦の草結び

日金山道しるべ

責の河原の参詣橋
さてこれからが日金山
聞いて尋ねて来てみれば
いつも絶えせぬ旅人の声
六道の辻の地蔵尊
みちびきたまえ弥陀の浄土へ
ふもとよりはるかに拝む地蔵尊
絶えずたなびく紫の雲

この伊豆山権現が頼朝をはじめとする鎌倉武士の厚い信仰を受けたことは周知のとおりであり、このことについては後に述べることにする。

(イ) 箱根権現

駒形さん（軽井沢）

伊豆を代表するもう一つの神仏融合に箱根権現がある。この由来について『はこね』という本は次のように述べている。

大化の改新の行なわれているころ仏教、漢字、機織などいろいろな文化をわが国に伝えた朝鮮に、中国の勢力がのびてきたので百済、新羅、高句麗などから大勢の人々が日本に逃げてきた。その人々は朝鮮の上層の文化を持っていた。その一人に高句麗の王族で高麗若光がいた。若光は朝廷から関東の開発を命ぜられたので一族とともに伊豆を過ぎ相模の大磯に上陸し開発をはじめた。そして一部の人々は箱根にのぼりその開拓に当たった。駒ガ岳山頂にある「駒形権現」は大磯の高麗神社を勧請したといわれてい

る。箱根の各地（畑宿・旧箱根宿・元箱根）などにも駒形権現が今なお残されている。軽井沢の弦巻山にあった駒形堂もその一つであろう。また、箱根細工（象嵌細工・寄木細工）のいろいろな技術も高麗人たちの残したものだといわれている。七五七年（天平・宝字元年）箱根に一人の僧がきた。名を万巻上人といった。当時の箱根山は古い上代からの神を中心にした信仰と新しい仏教が入りまじりながら信仰されていた。万巻はこうした箱根山の各地の神社を今の地にあわせ箱根権現をつくった。（七五九年）

箱根権現は神領を広くもち桑原周辺は神領に属し、この頃では箱根を大筥根と呼ぶのに対し、桑原は小筥根と呼ばれていたということである。桑原には箱根山の旧跡としての万巻塚・神賀道・新光寺の薬師如来像など関係の深いものが今なお残り、後述するように桑原は箱根権現とのかかわりの中で発展してきたと言える。

㈢　平安時代

箱根権現と桑原

七九四年、桓武天皇は奈良時代の仏教と政治の結びつきの弊害を改めようとし、都を奈良から京都へ移した。

しかし、地方においては仏教の隆盛を見、とりわけ箱根山麓は前代に続く修業の地として権現信仰の隆盛を見ていた。桑原は箱根権現の神領に、丹那は伊豆山権現の神領に属するといったように周辺の地を神領として加えていき、宗教を媒介として地方の文化圏が形成されてきていた。

箱根神社にある『箱根山縁起』という巻物によると、弘仁八年（八一七）当時筥根（箱根）に対して小筥根と呼ばれていた桑原に小筥根山新光寺という七堂伽藍の大きな寺が建てられたという。この新光寺は箱根山を開いた万巻上人の高名が朝廷の耳にはいり、都に招かれて上る途中病死したので弟子たちが相談をし、生前万巻上人が愛していた桑原の地（神生土周辺）に寺を建て上人の霊を安んじようとしたという。

新光寺は金龍寺・一雲寺・徳元寺・雙石寺といったたくさんの子院をもち、また、多くの僧舎をもっていたというが

新光寺跡と思われる柿生土付近　（桑原）

今はまったく名残りはなく、ただ新光寺の本尊であったという薬師如来像や十二神将などが薬師堂（長源寺）に安置されているのみである。また、万巻塚と呼ばれる塚は今も桑原川（来光川上流、冷川と合流し来光川となる。前川ともいう）に沿った神賀道にあり、小高くはなっていないが、石の祠が祭られている。かつてここを調査した時、経筒が出たとも言われている。

万巻塚（桑原）

今、長源寺にある唯念の南無阿弥陀仏の妙号塔も元は桑村小学校横の熊野神社の所にあり、ここは森文書（桑原）によると古稲根山平清寺（廃寺）の前に建てたとあり、この平清寺も新光寺の子院であったと言われている。

新光寺に関しては未だ不明の点が多く史料も乏しい

が、これを解明していけば古代における桑原や周辺の姿をより明らかにしていくことができるであろう。

新光寺の薬師如来像は、諸国をまわり歩いて多くの信者を教え導き橋をかけたり池を掘ったりして社会事業にも尽くしたという行基の作と伝えられているが、この点については明らかでない。しかし、江戸時代の末に十二神将等を周辺の信者の寄進によって彩色をした時、行基の作であるということで薬師如来像のみ彩色をしなかった（森文書）というように桑原においては古くから行基の作と言い伝えられ大切にされてきたし、桑原地域の歴史の中において新光寺は、薬師如来を通じて明治に至るまで人々の心の中に脈々と生き続けてきたことは事実である。

新光寺本尊薬師如来像（桑原）

民衆の生活

さて、奈良時代に続くこの時代の人々の生活はどのようであったろうか。

前述したように平井の通信病院東側の畑地から多量の土器片が発見され、それが奈良時代にかけてのきわめて貧しい庶民の住居跡であろうということが軽部教授らによって推測されているが、この時代もまた庶民にとって苦しい時代であった。

貧しいといえば、この時代は大化の改新で決められた班田収授の制

新光寺十二神将像（桑原）

度がますます守られなくなり、貧富の差が大きくなりとりわけ農民の生活はみじめになった時代でもあった。十一世紀になると班田収授の制度も消え、それに代わって貴族や大きな寺院の私有地が増し荘園が生まれた。地方の豪族たちも税金対策に名前だけ中央貴族の所有地として実質的には地方で支配するしくみをとり、財力を背景とする貴族・豪族の時代となっていった。

平安初期の伊豆の国は、田方・賀茂・那賀の三郡に分けられ、その中には二一のむら里があった。

むら里は五〇戸を単位としてできており、一戸は今と違って二〇人ぐらいの大家族をさし、いくつかの房戸に分かれていた。豪族は戸長に、戸長は里長に、里長は郡司に、郡司は国司に、国司は朝廷に服従するしくみとなっていた。

伊豆の国の人口は約二万一〇〇〇人ぐらいで、耕作田は二、一〇〇ヘクタールほどで、人々は男が二反、女はその三分の二反の口分田をもらい、終日熱心に働き続けたものと思われる。戸長は豪族を監督したいへんいばっていた。稲や絹や労役（租・庸・調）を出すことが重くのしかかってきたし、里長は役目をかさに無一物になるまで取り立てていったので農民の生活はまったく苦しかった。

その反面、役人はいろいろな名目の田をもらい、農奴をこきつかってさかんに開墾をし、私有地をみるみるうちに増大させていった。

流人と地方文化

また、この時代伊豆は流人の地であったことも忘れてはならない。『続日本紀』によれば神亀元年（七二四）、諸配流遠近の程を定め伊豆を以って遠流の国と定めるとある。

この当時の東海道の官道は、駿東郡の横走（御殿場）から足柄へ箱根山の北を通って行くので、伊豆はその道から外れていた。しかも、天城山の南側（奥伊豆）はどうなっているか皆目見当のつかない頃であった。したがって、平安時代の伊豆は朝廷の勢力の及ぶ範囲でのたいへん遠い国であったわけである。しかも、交通の難所であり誤って罪を犯した人

や戦争で敗れた人を流すには最も適した所と都では思っていたに違いない。

しかし、流人たちは京都で思っていたほどこの地を悪い所と思わなかったはずである。寒い京都より暖かいし、温泉はあるし富士をはじめ風光明媚であること、一方都の人には一目置く地方人の人情とあいまって比較的自由な生活が営まれたであろうと思われる。

函南町周辺に流された有名人には源頼朝を筆頭に、奈良興福寺の僧恵信、京都の怪僧文覚などがあげられる。古文書等に文覚や弘法大師などの名が見られるのは、当時の人々がこれらの流人を高く評価し流人としてではなく聖者として、あるいは尊敬できる人として、また、学識者として見ていたことを示す一例と言えよう。

このような流人との接触によって都の新しい文化が地方にもたらされたことも事実であり、地方文化の形成に影響を与えたことも忘れてはなるまい。

これら流人によって伊豆には頼朝の「夫婦石」とか「ひずめ石」「腰掛石」とかという話が伝えられているが、これらについては史実と伝説の区別をつけて考えたいものである。

流人とは違うが、中央で藤原氏の一統から外れた貴族たちの中には立身出世をあきらめて、自ら地方に下る者も多かった。

『豆国史記』（平井梶尾文書）に、

豆州田方郡月見岡阿原見庄平井郷者其昔人皇五十四代之皇孫仁明天皇承和元年（八三四）藤原公平井極中将秋兼公住居を建テヨリ平井郷ト号ス、月見岡□□□天皇孫五十八代□光孝天皇の御時寛平三歳辛亥□月十五日頃元仁之王子此所に□□□帯□□□□の景□□□御覧有テ□□□□□□□□□□□乃処ニヨリ唱阿原見ノ庄と冒者時代相□□金山之林下阿原山ヨリ見下ス、以テ阿原見庄トヤ言ス、阿原山月見山とも（言）ゆる地□□とも平井郷常ニ是を以テ庄とス、

この場合は藤原氏の一統に属しているようであるが、平井権中将秋兼公が平井に住居を建てたというのである。そして、この地は台地上で月見にはすばらしい地であるということから月見ケ丘と阿原見を呼んだりしている。「以テ庄とス」とあるので、このようにして都から下った貴族の私有地（荘園）に地方の地がなっていく例が他にも多く見られたであろうことが推測できる。このような地方に下った貴族も都の文化の伝承者であったことには変わりはない。

武士の発生

平安時代末期になると全国各地に武士が発生してきた。藤原氏の栄華は地方の政治をおろそかにしたため、地方の政治は乱れ、各地に山賊や海賊・盗賊がはびこるようになった。そこで、地方の郡司や有力な農民（名主）は一族の者や支配下の農民にも武器を持たせて武芸を習わせ、自分の力で土地を守ろうとしたのである。これが地方における武士の発生であったが、貴族の中でも都にいても藤原氏に妨げられて出世できない者は国司となって地方に下り、そのままそこに住みつき武士の棟梁となる者も多かった。

函南町内にも武士が発生し、明らかに知られている者として、仁田四郎忠常や沢六郎宗家、平井名主紀六久重などがあった。

仁田四郎忠常は仁田の出身であり、仁田の姓を名乗っていた。頼朝の行なった富士の巻狩で手負いの猪にまたがって退治したという勇将であった。

沢六郎宗家については詳しいことは分らないが、沢郷に属していた上沢の出身ではないかと推測されている。頼朝に従い石橋山の合戦で戦死している。

平井名主紀六久重は平井の名主であったが、石橋山の合戦の時、平家方の伊東祐親の雑兵として頼朝の家臣で北条時政の嫡子であった三郎宗時を射取ったために後で捕えられ、鎌倉の腰越の浜で処刑となっている。紀六は最初頼朝のもとへ行ったが、みんなから軽くあしらわれ、反対側の伊東祐親の元へ走ったという。この時代の地方の恩賞や出世目当

ての武士の一面を示す好例とも言えよう。

函南出身の武士は悲運に終わっているが、武士の発生を見たことは私有地の増大を背景として成長する者のあったことを示すものであり、全国的な流れの中で武士の時代の幕明けへとはいっていくわけである。

三　中世のようす

(一)　鎌倉時代

頼朝の伊豆配流

平治の乱で、父義朝が平清盛と対して敗れたことによって、頼朝は伊豆の国に流された。伊豆の国が奈良時代に遠流の地と定められて以来、多くの人々が流されてきたが、頼朝の伊豆配流によって、今までになかったような変化を伊豆の地に与えたことは確かである。北条氏が執権職につき、天下に号令することができるようになったことは頼朝との出会いからであるし、また、頼朝の挙兵に味方し名を挙げた武将もある。逆に平兼隆や伊東祐親、大庭景親のように敵対して身を滅ぼした者もある。したがって、頼朝にまつわる伝説も数知れない。以下頼朝と関係のある事柄にふれながら鎌倉時代の郷土の姿を明らかにしていきたいと思う。

頼朝と比企尼

頼朝が伊豆に流された時、乳母の比企尼はひとり頼朝を東国へやるのは痛々しい、少しでも近くにいて世話をしてやりたいと夫の掃部允と共に武蔵国比企庄に東下したと言われている。しかし、大

頼朝伝説をもつ蛇ケ橋（肥田）

竹に比企尼に関する言い伝えが残っているのはどのような事情によるものであろうか。比企庄に移る途上一時的に大竹に居住したのであろうか。この頃は史実として書く自信はないが、言い伝えの根拠となっていると思われている点について考察を進めてみると、『増訂豆州志稿』の古墓の項に、

大竹村日影山ニ老松一株アリテ標ス、里俗地頭様ト呼ぶ、伝云比企某ノ墓ナリト、按ズルニ比企遠宗(掃部允)ノ妻(世称比企尼)源頼朝ヲ乳養ス、頼朝本州配流ノ日夫妻亦従テ寓居セシナル可シ、是蓋其縁故ノ墓ナラム

とあるように、比企氏にゆかりのある者の墓であろうと推測できる。

法国山光明院遊華寺(廃寺)縁起(大竹・杉山文書)の中にも比企尼に関する記職が見られる。すなわち、

時に人皇七十八代二条院平治元年巳卯に左馬頭源の義朝右衛門右藤原の信頼の謀叛にくみし都をかたぶけんと計りしに王寺も略□なふして義朝の軍敗れ永暦元年庚辰尾張の国野間の内海に於て討れし時三男右兵衛佐頼十三歳なりしに池の尼公の宥めに依って当国姪ケ小島に流されし時掃部充遠宗悲有る者にて第一番に膳を奉りしかば頼朝甚悦び給ひ肌の守りに所持し給ふ観世音一軀をあたへ給ひ汝が領地に安置せよ霊応無比の尊像なりと有りければ遠宗随喜の涙を流し大竹の邑に小室をしつらひ彼観音を納め佐殿の開運を祈りしに機感まことに唐しからず治承四年庚子初めて義兵を挙げ給ひしより壁を粋き牢を破り鎌倉鑑賀の勢ひに乗じて平族西海の泡と消え源家一統の世となりぬ此の時に至って掃部充遠宗は已に病死し嫡子藤四郎能員と云う者有りしに頼朝昔の厚情をよみして能員を判官代となし本領なれば武蔵国比企郡を一円に賜はりて入部せり

この縁起によると比企庄に住むようになったのは能員の代になって、頼朝から比企庄一円を所領として与えられてからであるということになる。

また、「地頭さんの松」というのがあって古老の中には記憶されている方もある。この松は現在伐られてないが、大竹日影山、飯塚勝氏所有の畑の傍にあったそうで、今はそこに小さな祠が祭られている。「地頭さん」と呼ばれるからには大竹の土地を支配し年貢を徴収する立場にあったわけであり、一時的には大竹を支配し居住していたとも思われる。

船山高源寺（桑原）

また、居住していたと考える時、『増訂豆州志稿』の中の次のような記載とも結びつきが出てくる。すなわち、石塔の項に、

同村寺屋敷ニアリ、（伝云往昔此地ニ仏寺アリテ比企能員ノ妹丹後局暫ク隠居スト、按ズルニ丹後局ハ源頼朝ノ側室ト為リテ娘ルアリ、政子の妬チ遷ケ潛ニ西国ニ赴ク事アリ是レ当時ノ事ナラム）

とある寺屋敷が比企氏の居住地であったのではなかろうかと。

ともかく比企氏については史実か伝説か判断に苦しむところであるが、一応『増訂豆州志稿』や『光明院縁起』、「地頭さんの松」と祠の存在、『船山高源寺過去帳』に見られる「征夷大将軍二品幕下武皇墻源大禅定門」という頼朝の戒名、倉に見られる源家の笹りんどうの紋章、頼朝と丹後局とのロマンス、椎の木の伝説、安産地蔵尊、新光寺再建と八巻庄寄進についての『箱根山縁起』等を数えると無視することもできないので、先にも記したように一応取り上げ今後の研究の中で史実と史話伝説の区別をつけてほしいものだと思う。

石橋山合戦と宗時神社

治承四年（一一八〇）八月、頼朝は後鳥羽上皇の皇子以仁王の令旨を奉じて挙兵、義父北条時政や伊豆・相模の武将と謀って、目付役であった伊豆の目代山木判官平兼隆を夜襲して討ち、緒戦成功の勢いを駆って石橋山（箱河原町）に向かい、大庭景親・伊東祐親の軍三千余と対した。頼朝方は十分の一の三百余、戦いの結果はすでにわかっているようなものであった。この時頼朝は朽木（洞穴とも言われる）の中に身を潜め梶原景時に助けられるという有名な話を残しているわけであるが、この戦いの中に当町に関係ある人物として北条宗時・狩野茂光・仁田四郎忠常等の名を見出すことができる。仁田四郎忠常については項を改めて触れることとし、北条宗時・

狩野茂光について述べていこう。

大竹神戸坂に通称「ときまつさん」と呼ばれる宗時神社がある。境内にはいると記念碑と崩れた五輪塔の一部が残されている。宗時神社はその名のとおり北条宗時を祭っているのであるが、狩野茂光の墓も並んでおり、両者ともこの石橋山の合戦で戦死した者である。

北条宗時は、北条時政の嫡子であり、二代の執権職についた小四郎義時には兄にあたる。この宗時の父時政、弟義時とともに挙兵に加わり、石橋山で戦死するわけであるが、その時のことを『東鑑』は次のように記している。

又北条殿　同四郎主等者　経ニ竹槻湯坂ニ　欲ニ赴ニ甲斐国ニ　同三郎者　自ニ土肥山ニ降ニ桑原ニ　経ニ平井郷ニ之処　於ニ早河辺ニ被ニ囲ニ
于祐親法師軍兵ニ　為ニ小平井名主紀六久重ニ　被ニ射取ニ訖

すなわち、頼朝主従三百が大庭景親、伊東祐親等平家の軍勢三千余のためにちりぢりとなり、北条時政は子の小四郎義時とともに甲斐（山梨県）へ逃れたが、三郎宗時はまぐれて土肥山（石橋山）から桑原に降り、平井を経た所の早河のあたりで伊東祐親の軍兵小平井名主紀六久重のために射取られたというのである。

この場所についてであるが、『増訂豆州志稿』に、

大竹村ノ東、神戸坂ノ半腹ニ五輪塔二基アリ、大ハ宗時、小ハ狩野茂光ナリト云、俱ニ源頼朝ニ従ヒ、石橋山ニ戦ヒ、軍破レテ此地ニ戦死ス

宗時神社　五輪塔（大竹）

とあるように、二基の五輪塔があるが、この地が両者にとって戦死の地ではないことは確かである。

同じく『増訂豆州志稿』に、

北条宗時（三郎）

時政ノ嫡子、石橋山ノ役平井郷早川ノ辺ニ於テ、小草井久重ニ射殺サル

とあることと、先の『東鑑』の「経二平井郷一之処　於二早河辺一」と結びつけてみると早河とは桑原と平井の中間もしくは平井の一部ということになる。早河という地名は現在函南町内にはないが、『増訂豆州志稿』は次のように解釈している。「巻之六川渓之部」の中で、

冷　川

田代村山中ヨリ発シ、桑原村南ヲ過グ、東鑑ニ出ル早川即是也（はやハひえの転語乎）コレ北条宗時戦死ノ処

地頭さんの祠（大竹）

すなわち、冷川が早河に当たるというのである。こう考えるといろいろな面で思い当たることが出てくる。一つは横渡りの素光川（上流は冷川）に沿った地域に塚が幾つかあり、剣などが発見されている事実、二つ目には鎌倉時代の伊豆と相模を結ぶ交通路が走湯山（伊豆山）～目金山～桑原～平井であったという『三島市誌』の記載、さらに鳥羽山瀬が史伝小説『仁田四郎忠常』の中で述べている伊豆山～田代～丹那～平井のコースを思うと、宗時の「自二土肥山一降二桑原一　経二平井郷一之処　於二早河辺一」という敗走とが一致するように思えるのである。

現在の神戸と言われている所について江戸時代に妻良の医者不白の著わした『伊豆鑑』は次のように記している。

むかしより此処を落合といふ事、中ハ土肥道、左ハひえ川道、右ハ桑原へ行也、三方ゑ来ル人此辻に出あいけるによって落合トいふ、今業渡と改ム事其謂ハ、北条三郎宗時者、上野守直方ニハ六世の末裔、器量世に越、仁義武勇父にも勝たる人也、まして平家累代の大将也、運の窮達者通かたし、戦場に討死するハ勇士のならひなれ共、あへなくも平井の土民が矢先キにかかり給ふと聞より落合ノ地名ヲ改メ業渡ト名ツク者也、詞伝へ伝る也。

後部の方の落合が業渡となったということは信用できかねるが、前の部分の三つの道があって一つが石橋山への土肥道であったということは早河＝冷川とする根拠となるであろう。

宗時の討たれた場所「早河」について疑問が残るのは『源平盛衰記』の記載である。

北条次郎宗時、仁田次郎忠俊馬の鼻を返して戦ひける程に甲斐国の住人平井冠者義直と伊豆の住人仁田次郎忠俊と馳せ並んで組んで落ち差違へて死にけり、北条次郎宗時は波打ちぎはを歩せ落ちけるを伊豆五郎助久並べて取組んで落ちにけり、両虎相戦ひて互ひに命を亡し名を留めける。

と、宗時の戦死のようすを記しているが「早河尻」に陣を張った後戦いに敗れ、ついに宗時の戦死した場所を「波打ちぎは」としていることにまず疑問を覚える。「早河尻」という表現からすれば川口であり、「波打ちぎわ」という表現からすれば海岸線である。当町内の冷川では想像できないところである。

鳥羽山瀚は『仁田四郎忠常』の中で、

四辺には彼我の雑兵の死屍が無数に横たわって、小具足や鎧を脱ぎ捨てた源氏の将兵が諸土の泥濘を冒して土肥の杉山へ落ちて往った、真鶴の汀で忠俊と北条宗時は並んで防矢をしていたが最後の矢筈までも射尽して迫り来る敵と激しく渡り合った。

と、宗時の戦った場所を「真鶴の汀」としている。恐らく『源平盛衰記』を元にされたと思われるが、両者を考えてみた時、早河＝冷川の方が妥当な線だと思われる。

次に宗時を討った相手のことであるが、『東鑑』では小平井名主紀六久重とし、『源平盛衰記』では伊豆五郎助久としており、この点でも相違が見られる。伊豆五郎助久については史料がないので、小平井名主紀六久重のみについて後述することにする。

次に、宗時神社に宗時とともに合祀されている狩野茂光について述べることにしよう。

『東鑑』に「茂光者依行不進退自殺」とあり、歩行できぬほどこの合戦で疲れ果て自殺したとしている。『源平盛衰記』は、この間の事情を詳しく伝えている。

源平盛衰記巻第二十

工藤介自害の事、禁効刑保の事八月廿四日辰刻には兵衛佐殿上の杉山へ引き給ふ

（中略）

軍兵皆戦々として登りがたければ、鎧に太刀ばかり帯て此彼より落上りけり、伊豆国住人沢六郎宗家ここにて討たれぬ。

同国の住人工藤介茂光は如法肥太りたる男なり、悪所に懸って身苦しく気絶えて登りやらず、伴したりける子息の狩野五郎親光に云ひけるは、此山は嶮しくして落延びがたし、一定敵に討たれぬと覚ゆ、人手に懸けずして我が頭を切れ、佐殿は未慰しき人ぞ、構へて二心なく奉公して助け奉れと云ふ。

親光恩愛の名残りを憐みて肩に引懸け上りけれ共、我身だに行きかねたるに、父をさえ斯くしければ更に延びえず、工藤介はやおれ親光よ、我育まんとて父子共に人手に懸って冤角いはれん事、無き跡までも心羞かるべし、敵は既に近付きたり、只急ぎ我頭を切って孝養せよ、全く逆罪に成るまじ、急げ〳〵と冒ひけれ共、さてこそ父が命ナリとも争でか逆罪を造るべきと思ひけん、左右なく太刀をば抜かざりけり。

工藤介も甲斐なき敵に首を取られて恥をみんよりは疾く切れ〳〵と云ひけれ共、父が命を懸る上は孝養の子にこそ有るべけれ共恩愛の命を絶たん事の悲しさに暫く案じける間に、茂光は腹掻切って臥しにけり、田代冠者信綱は茂光には孫子なりけるが心剛に身健な

り、祖父が自害を見てつと寄り、首掻落して其れ孝養し給へとて、伯父狩野五郎に与へけり、親光甲の袖に引隠して泣く〳〵山に登りけり。

宗時と茂光の戦死の場所は、宗時が早川（冷川）であるのに対し茂光は上の杉山山中であり違っている。このことから両者がどうして大竹にいっしょに祭られているか疑問点が生じる。

茂光の墓について『増訂豆州志稿』には、

沢宗家（六郎）も是日戦死ス故ニ或以宗家の墓トス

とあり、沢六郎宗家の墓ではないかとする考えもあるようであるが、『源平盛衰記』の中にあったように沢六郎宗家も茂光同様上の杉山へ逃れる途中で戦死しているので、茂光が宗家と代わってもいっしょに祭られているという疑問は解決されない。

ここで、この疑問を解くすべもないので、次にそれでは大竹にいつ頃から祭られているのか調べてみると『東鑑』第十七　建仁二年六月十一日の記に、

遠州令レ下二向伊豆国北条一給　依有二夢想告一　為レ訪二亡息北条三郎宗時之菩提一給ヒ也　彼墳墓堂　在二当国桑原郷一之故也

というのがある。これによると宗時戦死後一二年後の建仁二年（一二〇二）にはすでに大竹の現地に祭られており、この間いつ頃祭られたものであるかは不明である。しかし、『増訂豆州志稿』巻之十上に、

三島山法華寺

寺伝ニ云、治承四年伊東祐清北条宗時ノ為ニ当寺ニ於テ法会ヲ修スト

とあり、これを事実とするならば宗時戦死後例合早い時期に大竹に祭られたのであろうと想像される。

郷土の武士

函南町出身、もしくは当町ゆかりの武士については先にも述べたように仁田四郎忠常とか小平井名主紀六久重、田代冠者信綱、沢六郎宗家等の名を挙げることができる。以下これらの武将について述べていくことにしよう。

(ｲ) 仁田四郎忠常

郷土の生んだ鎌倉武士としての仁田四郎忠常の名は、富士の巻狩で猪にまたがりこれを退治したということであまりにも名高い。

この仁田四郎忠常について『増訂豆州志稿』は、

仁田三兄弟の墓（仁田）

仁田忠常（四郎）

仁田村ノ人也、初狩野茂光ニ従ヒ源為朝ヲ討ツ
源頼朝ニ仕ヘ親疎セラレ、平氏ヲ征シ、平泰衡ヲ討スル等戦功多シ
富士野ノ狩ニ野猪ニ乗ルト、比登洞ヲ窮ルト
建仁三年兄弟三人鎌倉ニ於テ北条時政ニ殺サル

と記している。

忠常は伊豆の豪族仁田忠行の三子として仁安二年（一一六七）四月十日仁田に生まれ、兄に忠俊・忠次、弟に忠正・忠時があり、五人兄弟のまん中として育った。

治承四年（一一八〇）八月十七日源頼朝が韮山で兵を挙げるや忠常はこれに参加、平兼隆・提信遠を攻め稲板の一番乗りをなしとげた。忠常十四才で忠常にとっては初陣の戦功であった。次いで八月二三日の

石橋山合戦では三千余兵という大庭景親・伊東祐親との大軍と対戦奮戦するも功なく敗れ、同二七日仁田の館へさんざんな目にあって帰館した。この戦いで兄忠俊は琵鶴で、甲斐国住人平井義直と組み打って戦死した。石橋山の敗走から一時消息を絶っていた頼朝が房州へ渡り勢いを盛り返したことを知った忠常は、負傷の完全に癒えぬ身であったが兵を集め頼朝のもとへ参じた。その途中、藍沢街道にて大庭景親の軍と対し景親を降伏させ頼朝の所へ引き出すという大手柄を挙げたのであった。十月には頼朝に従い富士川に出陣、さらに十一月には常陸の豪勇佐竹義政攻略の軍に加わるなど頼朝にとってはなくてはならぬ存在となっていった。

寿永二年（一一八三）には父忠行も戸倉山に賊徒を平定するという戦功を挙げたが、翌年の元暦元年二月九日病状が悪化し遂に帰らぬ人となった。一方、忠常は元暦元年正月には勢多で木曾義仲の軍と戦い、さらに二月には一の谷の合戦に加わり生田大手門を攻めて平家を追い、九月には範頼に従って京を出発西海に平氏を追った。翌文治元年正月には範頼に従い九州にはいり、二月一日太宰少弐と芦屋浦にて戦い、七月には九州一円を平定、頼朝からは恩賞として新領地を賜わった。その後一時仁田へ戻り身を置いたが鎌倉に戻った後、文治三年正月には病魔に倒れ重患の身となって再起が危ぶまれた。この時、妻の菊子は水垢離をする一方、三島大社へ祈願、夫忠常の病気平癒を一心に願った。その菊子は不運な事であったが三島大社祈願の帰途、宮川の江尻の渡し場で渡し舟が転覆し溺死するという悲運に合った。

『伊豆鑑』は、そのことを次のように記している。

仁田忠常ガ妻女者　信力強盛の婦人也、幼より成長の今に至ルまで、三島大明神を信して毎月当社に参詣して、夫忠常が武運長命ヲぞ祈ける、然ニ去正月忠常鎌倉に於て重病危急の時、此女房一通の願書を認、三島の御宝殿に奉納、其斉願ハ妻カ命ヲ縮たまひ、夫忠常ガ命ヲ救ハセ給へとぞ祈ける。

同年七月十八日女房三島の社にまうてけるか、俄に大雨頻にして、棹扁舟ニ江尻の渡戸に乗浮ぶ、此川当国の大河なれば逆浪淼々と

して船ヲ覆ス、同船の男女不残水底に入、うきぬ沈ぬしけるが、危命を助かり、皆々陸に揚げるが、忠常の婆女一人ばかり溺死けること、ひとえに三島大明神婆女の願を納受し給ひ命を転セしめ給せ、志のゆく所誠に貞女の誉ありて、時の口遊みとなるとかや。

これはまだ狩野川が蛭ヶ小島の方から柏谷へ、さらに大場の方へ湾流している頃のことであった。

文治五年（一一八九）妻の祈願の効あってか回復した忠常は四月に鎌倉へ邸を構えて移り十月には頼朝に従って奥羽に戦った。

建久元年（一一九〇）十一月四日頼朝の入洛に従って入京、五二番手を忠常、四二番手を弟忠時が勤めた。同月十一月には石清水八幡宮参詣に際し次御車の役を勤めている。

建久四年（一一九三）には下野国那須野の狩倉に踏馬衆二二人の中へ加えられた。同年五月二八日には富士の大巻狩に参加、荒猪を退治勇名を馳せたのであった。

建久六年（一一九五）二月十四日、頼朝に従って再度上洛、六月に帰った。八月十八日には範頼の遺臣橘太左衛門滝口綿刑部之丞を討っている。同八年には仁田の庄へ帰り風月を友としていたが、翌九年には頼朝重体と聞き鎌倉へ赴いた。

正治元年（一一九九）正月、頼朝が亡くなるや鎌倉は北条派・比企派・将軍派の三派に分かれ抗争するところとなった。このような動きの中で忠常・忠正・忠時の三兄弟は北条氏の謀略にかかり、建仁三年（一二〇三）九月六日夜、忠常は加藤景廉に、忠正は波多野忠綱にそれぞれ討たれ、忠時は台盤所に火を放って自殺をし、ついに仁田氏は北条氏の下にあえない最後をとげた。忠常は三七歳の若さであった。

『伊豆鑑』は、この時のことについても次のように記している。

建仁三年九月六日　比企判官能員が逆心によって鎌倉大ニ騒動ス、仁田五郎、同舎弟六郎不□に、北条父子を恨憤、義朝が館に乱入、四方八面に切て廻りけるが、仁田五郎ハ波多野次郎忠綱に対しけり、同六郎ハ義朝館に火をかけ放チ、腹切て死たり、忠常ハ此

事夢にも不知ガ、此燈を途中にて見る、郎等走来て燈と告げければ、是又通がたき時也、命を可拾と詞て御所に参ル処を加藤次景廉がために討れ畢

いま、仁田家の屋敷内には、中央に四郎忠常、右に六郎忠時、左に五郎忠正を並べた五輪塔が緑陰に苔むして眠っている。（写真八六ページ参照）

(イ) 田代冠者信綱

一説に当町田代に城を構えたことがあるという。文献等はそれについて触れてはいるが確証にふれるものではない。ここで取り上げることにも疑問を覚えるが、先の「頼朝と比企尼」の項でも述べたように伝説や史話として無視しがたいので、これも今後明らかにしていくべき問題として取り上げることとする。

『増訂豆州志稿』に、

田代村

冠者源信綱　狩野ノ田代ニ居り、後此ニ来り住ス、以テ村名トス

伊豆鑑ニ云、田代冠者居住ノ地也、船山、田代、丹部、軽井沢ハ領地ナル可シト、又古城ハ村ヨリ六七町北山ノ手平ナル所也、惣堀ノ址アリ、先年城跡ニテ大判ヲ掘出ス事三度、マタ瀬戸物出ル事度々アリ

また『伊豆鑑』の記載をさらに詳しく見ると、

田代村

△此処ハ田代冠者信綱が居住の地也、此処箒根山ノ麓底にて四方の落込、摺鉢鉢のごとく也、船山田代丹部軽井沢四箇村ハ信綱ガ領知（地）ト申伝へたり

田代城址（田代）

▽田代冠者ガ俗姓者　後三条院第四皇子ノ御子左皇有佐五代ノ孫女為綱朝、崇ニ朝思ニ伊豆ノ国司ヲ給リ、任国神拝ニ下シ給ヒけるが暫ク在国の間工藤介茂光が娘を思て儲たりし子也、父為綱上洛シけれ共信綱未幼児の事なれば、祖父工藤介夫縁憐之、伊豆国狩野にて養育シける程に、十一にて兵衛佐殿へ見参に入てより以来其忠節世に越利根才智の人がら也、さればこそ木曽義仲追討の時ハ軍兵多ク指上せられるるが、頼朝公仰出さるハ、田代冠者信綱者鎌倉に可止、若自然の用心なりとて留給ふ事賢慮指ス所あれば也、文は父方ヲ学ヒ、武ハ狩野ガ一流を伝へ、着帽公家武家一雙の達人なり、源平盛衰記ニ曰、木曽平家対陣の時平家の陣中を見渡しけるに、誰人トハしれぬ共武者一騎馬の上にて軍の控する事から見るに、容貌もすぐれたり、源氏方ニハ九郎判官義経殿、伊豆の田代殿殿、是等の大将軍にておハすらんやと出たれば、冠者信綱あっはれよき武者振共覚へたり

信綱杉山の戦功

▽頼朝公石橋の御陣敗で杉山にわけ入給へば、大場が三千餘騎跡を追いて責登りければ、君もあやうかりし所に、田代冠者信綱大将を延さんため、高木の上に昇りさし詰引取散々に射ければ、田代一人に射まくられ、寄与の三千餘騎左右なく山ニも不ル入りけり、其節に佐殿者殿の岩屋という谷に下り給ひ、大き成臥木の中ニかくれ給へば、其処大勢にてハ叶ハレと、北条父子三人ハ山伝して甲斐国へ落行けり、田代冠者加藤次同景廉三人ハ三島の社に忍居之、自ル余一処に打連立甲斐国へ落行けり、是又信綱弓取てならひなき印なり

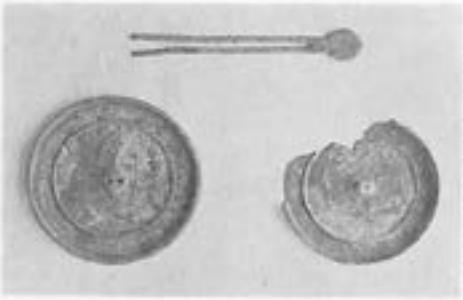

銅鏡、銅かんざし（田代出土）

同古城

▽予当国一見の時、此所に至り所の人に信綱の古城をくわしく尋けるに、自ル邑六七町北に当ッテ山手の平地なる所に塀廻の跡有、是田冠者殿常の館也、先年当所の百姓古城の辺にて耕作の時土深ク穿ければ大判一枚掘出したり、前後一枚宛掘出ス事三度也、其外あやしき瀬戸物等の出たる事度々なり、是又平人の可ル持ニあらず、信綱の古城に紛あらざる物をとぞ語りき

福地山洞天寺

▽当寺モむかし真言の寺也、今ハ曹洞宗の寺ト成ル、上古ゟ此処の一箇寺にして田代冠者信綱の菩提をたのむ旧跡也

という記載となっている。

(ウ) 小平井名主紀六久重

先に述べたように北条宗時を討った武士である。『増訂豆州志稿』によると、

小草井久重（紀六）

本州小草井ノ名主也、治承四年石橋山ノ役、北条宗時ヲ射殺ス

と、伊豆国小草井の名主であるとしている。「小草井」とは『増訂豆州志稿』巻之二下に

平井村

東鑑ニ平井又小草井トモ有リ　豈、小草井ハ小地名ナルニヤ、

とあるように平井を指しているようである。紀六を平井の名主と考えてもよいと思われることに、紀六が伊東祐親の軍兵であったということがある。軍兵に加わったということからすれば、祐親の勢力の及ぶ範囲内としての平井を考えてもよいのではなかろうか。

『伊豆鑑』には、紀六が平井の住人であるとしている。

頼朝公流人たりし時、平井村名主紀六といふ者、北条村に来り四五人打集り、世間物語の次手此紀六頼朝公の御身のうへを敬々と詞ちらしける、折節佐々木三郎盛綱傍に有テ、□□と出いやしき匹夫の口より佐殿を誹謗する事宮語道断の曲者、已今一言可遏討て可捨ト刀に手をかくれば、紀六はっと思跡へにちりて逃去りけるが、自〻是伊東入道に取入、頼朝公の御事をいろ〳〵あしくこしらへ讒しければ入道紀六が讒口を信じて益々つらく当り奉り、剰へ大場と一味同心して相伝の君に弓を引く事運命トハ謂ながら、皆是紀六が侫よりぞ起りたるとハ後にぞくわしくあらわれたり

『伊豆鑑』でいえば、このようにして伊東祐親の軍に加わった紀六であるが、宗時を討った時のことについては、

治承四年八月廿四日、石橋の御陣敗レしかは、北条時政父子三人佐殿ニ別レまいらせ、甲斐国へ落行ばやと、箱根山に□□□□隔子三郎宗時ハ心細クも杉山を下り、桑原を見かけて平井の郷を落行ク所に、伊東入道□心、同九郎祐清父子、早川口に陣取て居たりしが、此処に来り宗時を見付け、能敵ぞ通すなと真中に取籠、火水になれと攻戮、宗時寡より剛強の人なりしかば敵の中に切入て死生をしらすに戦ハル、妻良三郎忠茂、千原七郎政光、松崎八郎重信等我レ討取んと勇進ムといへとも、宗時是を事共せす、左ニ当テ右を払ヒ敵六七騎切て落シ欠破り飛ガごとく桑原の方箱根道を目当に返し給へと詞をかく、かへすに難き事あらんと宗時引かへさる処を、紀六よっ引、兵と射ければ、其矢宗時の胸板後をかへして射通さば、犬居百伏けるを走寄て首を取、伊東が陣に持行けり

と、その時の有様をあらわしているが、『東鑑』の記載もこのような内容である。この紀六の最後もまたあわれである。『伊豆鑑』に「運命とは言いながら」と記されているように一時の戦功も身を滅ぼす原因となったのである。

『東鑑』養和元年（一一八一）正月六日の記に、

六日癸丑　工藤庄司景光生二取平井紀六一　是去年八月早河合戦之時　皆二北条三郎主一之者也　而武衛入二御鎌倉一之後　紀六逐電不レ知二行方一之間　仰二駿河伊豆相模等之輩一　被二捜求一之処　於二相模国簑毛辺一　景光獲之　先相具参二北条殿一　即被申事二由於武衛一　仍被召二預[義盛]一訖　但無二左右一不可二梟首一之旨被二仰付一之　糺問之処　於二所犯一者令二条伏一云々

とあり、石橋山の合戦の翌年、相模国簑毛において工藤庄司景光によって捕えられ鎌倉へ送られている。この史料によると、紀六は頼朝が鎌倉へはいった後逐電して行方をくらましているので、紀六は石橋山合戦には祐親方に加わり、大勝利で安閑としていたが、頼朝が無事で鎌倉にはいったことを知って驚き、自分に探索の手が伸びることを考えて逸早く逐電したものと思われる。また、頼朝や時政の紀六探索もきびしかったようで、駿河・伊豆・相模等の諸将に探索を命じている点、宗時を失なったことの痛さを知ることができる。

やがて紀六はいろいろ糺明された結果、同年四月十九日、

於二腰越浜辺一　梟二首囚人平井紀六一　是射二北条三郎主一　罪科不レ軽之間　日来殊所レ被二禁置一也

と『東鑑』にあるように腰越の浜で処刑されたのであった。この時のことについて『伊豆鑑』は次のように記している。

世替りて伊豆国平井の名主紀六といふ者、鎌倉殿御母として伊豆殿河武蔵甲斐相模の草をわけて尋ねたまへども不出処に、大山の近処鍛毛といふ処に忍けるを捕へ鎌倉に訴へければ頼朝大に悦たまひ、奴者政道の邪魔者、国家の盗賊曾ハ北条宗時が敵なればとて時政に下さる、即由井が浜に引出して忽チ首を刎れけり

考えてみると紀六久重も悲劇の主人公であったと言えよう。源氏の旗上げを知ってどれほどの人が成功を信じただろうか、紀六自身名のある武将ではなく平井の一豪族であった。源氏の旗上げは今の時勢においては失敗に終わる。ここは伊東祐親の軍に加わって手柄をあげ武将としての名声・地位・恩賞を得ようという欲があったのであろう。そして運よく北条宗時という大物を討ち取った。立身出世を目前にしたのもつかの間指名手配を受ける身になるとは、まったく運命とは皮肉なものである。

(エ) なお、当町に関係ある鎌倉武士として他に肥田宗直・景明の名を見ることができるが、詳しいことはわからない。『増訂豆州志稿』に次のように載っているのみである。

肥田　宗直（八郎）

肥田村ノ人、将軍頼家嬖幸ノ臣也

肥田　景明（次郎）・宗直（八郎）墓

肥田村殿屋布ト云処ニ石塔五ツアリタリ、今唯一ト為ル

〔増〕現今畠中ニ大小ノ二塚アルノミ、（近年大塚の傍より古刀ヲ掘出ス）其東即肥田氏の宅址也

頼朝の寄進と寺社の再建

頼朝は諸将に恩地を支給する一方、源氏再興の祈願をした寺社ならびに戦火で焼失した寺社の再建、建立をしたり、寺社領の寄進をしている。

走湯山所領目録

（県史料第一輯　伊豆山関係三宝院文書）

。裏書「右大将家一局御譜内　此外可尋之」

伊　豆

馬宮庄

治承三、十、十一

御寄進右大将家

相　模

金江郷

同年　十、十六

御寄進同

（以下省略）

のように馬宮（間宮）庄を伊豆山に神領として寄進している。治承三年（一一七九）といえば頼朝はまだ自分の所領すら持たぬ配流の身であり、どのような立場で寄進できたのか疑問である。

また、一説に頼朝は桑原にあった新光寺を再建、寺領を寄進したということもある。

船山高源寺略縁起

万巻、文覚等ノ諸師玆ニ修法セル、其冒宗ナリ、教巻法師住スルノ時、頼朝公合戦ノ初メ当山ニ籠リ、前記ノ因縁ニ依リ、公合戦ノ功ヲ得テ、万巻上人開闢諸帝ノ勅願所桑原村新光寺ノ七堂伽藍ヲ祈願所ニ再建、教巻ヲ住セシム、初メ椎ノ木洞ニ籠リシ因縁ヲ以テ当寺ヲ奥ノ院ニ建立アリ、其ノ後鎌倉幕府安定シ給フ時新光寺ニ再詣シ当寺ニ登り……

と「高源寺略縁起」は頼朝の新光寺再建を記しているが、同様なことが『増訂豆州志稿』ならびに『箱根山縁起』に出ている。

『増訂豆州志稿』には、

廃新光寺

「弘仁八年創建ス、初巨刹ニシテ数百ノ支坊有リタリト云、源頼朝寺領を寄付セシコトアリ……」

また『箱根山縁起』にも新光寺について、

頼朝之時寄付八巻里

という記載がある。

現在新光寺の本尊と言われる薬師如来像があり、八巻里の名も八巻橋という橋の名で残っている。

しかしながら、もっと具体的に理解できる史料が見当たらない。

しかし『東鑑』に、

治承四乙未　為二武衛御願一　於二鶴岡若宮一　被レ始二長日勤行一　所謂法華　仁王　護勝王等鎮護国家三部妙典　其外大般若経　観世音経、寿命経等也　供僧等二仕之一　以二相模国桑原郷一為二御供新所一

とあることなどから考えてみると、頼朝が新光寺を再建し、寺領を寄付したということは信用性が高いのではなかろうか。

なお、新光寺のものとして現在長源寺薬師堂に安置されている薬師及び十二神将について弘化五年（一八四八）の薬師

如来勧化帳（船山高源寺文書）は、

豆州田方郡桑原村、桑原山新光寺薬師如来ハ、則チ行基菩薩之御作也。十二神将ハ則チ運慶ノ作ニ而霊験荒高之尊像也。昔右大将頼朝公之依ニ御祈願一、七堂伽藍具足セリ矣、然鎌倉衰敗之後、世ト共ニ衰ヘ、遂ニ至ニ伽藍破滅一依レ之尊像ヲ村裏ニ移シ、樹ニ一宇一…

と、十二神将は運慶の作、すなわち鎌倉期の作であるとしているのである。この薬師像及び十二神将について学者の鑑定も過去に行なわれたとのことであり、それを伝え聞くと、ある学者は薬師如来像について藤原時代のものに間違いはなかろうと言い、ある学者は運慶の作であろうと言ったとのことで、学者の間でも違った判定が下されているように製作年代が今でも明らかではない。薬師や十二神将が運慶の作であるとするならば、運慶が鎌倉初期の彫刻師なので、新光寺再建にあたって頼朝が運慶に命じて作らせたとも考えられる。

新仏教の興隆　平安時代末期は源氏と平氏の激しい戦いの続いた時代であった。人々はこうした騒がしい世の中に安心して生きていられる心のよりどころを求めていた。

ところが多くの僧は政治と結びつき寺院勢力を伸ばすことだけを考え、世の中のこうした不安に悩む人々を救おうともしなかった。

しかし、一部の僧は寺を離れて山村などで厳しい修業を積み仏道に精進し、こうした僧の中から鎌倉時代の新仏教は生まれ、上は貴族から下は一般庶民に至るまで急速に浸透していった。

法然は、末法思想の中から生まれてきた阿弥陀を信仰すれば極楽浄土へ往生できるという浄土信仰をもとにして、浄土宗を安元元年（一一七五）に開き、さらに弟子の親鸞は、法然の教えをもとにし、元仁元年（一二二四）浄土真宗を開き、自らが妻帯し民衆と同じ立場に立って布教をしたので一般庶民の多くの信者を得た。また一遍も諸国を行脚して時宗を広めた。

こうした念仏宗の起こりがある一方、法華宗としての日蓮宗も起きた。日蓮は初め比叡山で天台宗を学んでいたが、末法の世の中で釈迦の教えを正しく伝えるのは法華経であるとし、法華経を信じ、南無妙法蓮華経と唱えれば悩みや苦しみから解放される。法華経を信じないとやがて世の中は乱れ外国からも攻められると説き、文永十一年（一二七四）日蓮宗を開いた。

一方、禅宗も宋から栄西・道元によって伝えられ、栄西は二度も宋に渡り、五年間修業して建久二年（一一九一）帰国し臨済宗を開いた。

道元は栄西の教えを受けるとともに宋に渡り寛元元年（一二四三）曹洞宗を開き、ともに禅宗の自力本願の教えを広めた。

このようにして起きてきた新仏教は旧仏教の迫害を受け、法然は讃岐国（香川県）へ流され、親鸞は越後（新潟県）へ流されている。日蓮もその教えが他宗派を排斥するものであったり、幕府の批判も行なったりしたため伊豆や佐渡へ流されたりしている。しかし、このような目に合いながらも彼等の教えは広まり配流の地でも多くの信者を得た。

一方、禅宗の方は迫害もなく、自力本願の教えと禅による修業、さらに禅宗の質素な生活というものは武士の生き方と迎合し、武士の間に急速に広がり、中でも臨済宗は幕府の保護もあって隆盛するところとなった。道元は幕府や朝廷との結びつきを嫌い福井県に永平寺を建て、その教えを広めたので地方の下級武士や庶民の間にその教えは広まっていった。

そこで函南町内における現在の各宗派の広がりを見てみると臨済宗が多く、臨済・曹洞の禅宗は山間地に多く、日蓮宗・浄土宗は平坦地に多いという特色がまず見られる。また、禅宗の広がりによって真言宗や天台宗から改宗した寺も幾つか見られ、寺の盛衰と新仏教の浸透ということで興味も深い。

禅宗の広がりについては奈古谷の国清寺を中心としての臨済宗の広がり、桑原の高源寺を中心にしての曹洞宗の広がりが見られ、これまた興味深いところであるが「教育および宗教」の章にゆずることにする。

鎌倉時代の民衆の生活

この時代は農業や商業の発達した時代であった。それによって奈良や平安の時代にくらべると地方の人々の生活は楽になってきたと言える。

農業生産の面では農業技術が著しく向上し、灌漑用水路の構築、牛馬による畜耕、鉄製のすき・くわ・かまといった農具の改良、草木灰・人糞などの肥料の使用などが行なわれ、また、水田での米・麦の二毛作、畑での麦・豆などの多毛作も普及した。耕地も新田開発によって拡大され生産量も大幅に高まってきた。ことに荘園制が崩壊し、私有地をもつようになった地方の有力者は農業生産に力を入れたので、農業の発達はめざましかったわけである。

この頃の農村には名主と呼ばれる地主と、作人と呼ばれる耕作農民が住んでいるのが普通であった。名主といっても大から小まであり、彼等のほとんどは武士であった。先に述べた小平井名主紀六久重のような存在である。このような武士はすべて幕府の御家人ではなく、多くは地方に勢力をもつ非御家人であった(函南はほとんど北条氏の領地であった)。大名主は自分の土地の一部を召使う下人に耕作させ(このような土地を佃とか手作といった)、他は小名主や作人たちに貸し与えて耕作させ年貢を徴収して生計を立てていた。直接土地を耕作する農民には小名主・作人・下作人(作人の下にいる小作人)、下人・名子など多くの階層があり、下作人・下人・名子などはまったく独立した農民とはいえず農奴のような存在であった。

商工業も農業の発達とあいまって荘園内に手工業の専門化と商業市場の発生が見られた。手工業の専門化は鍛冶・刀鍛冶・大工・鋳物師などにその傾向が強かった。これらの手工業が人々の生活に大変密接な関係のあることに注目する必要がある。必要度の高い面の手工業の専門化が進んだのである。

専門的な手工業者の独立とともに、それを売買するために市場が開かれた。寺社の門前や荘園の庁の所在地、港などに開かれ、やがて定期的に開かれるようになっていった。三島大社前の「市ケ原」「二日町」、韮山町の「四日町」など市に関係した地名が残っていることに注意してみよう。

その他、問丸という運搬業者、借上とよばれる高利貸業者もあらわれ、商工業者の多様化が目立ちはじめた。武士、ことに御家人の生活は幕府財政が元寇によって窮乏したため苦しくなり、不満不平をつのらせ、やがて幕府滅亡への力となっていったのであった。

(二) 室町と戦国時代

室町幕府の伊豆支配

北条氏を、足利尊氏・新田義貞などの力を借りて倒し親政を始めた後醍醐天皇の建武の新政もわずか二年で終わり、世は再び武士の支配する室町幕府の時代となった。

足利尊氏の再開した武家政治は、義満の時代に京都室町に花の御所と呼ばれる御殿を建て幕府を移し、さらに南北朝の統合もなしとげて幕府の力は最高に達した。

室町幕府は地方政治機構として武士の勢力の強い関東を治めるため関東管領を置き、関八州・伊豆・甲斐一帯を支配させた。

初代は正平四年(一三四九)尊氏の子基氏が任じられている。しかし、丹那のように走湯山(伊豆山)に神領として寄進され支配を受けたところもあった。

「三宝院文書」によれば尊氏は建武二年(一三三五)九月二四日走湯山に対し丹那郷内田畠在家並山野等を寄進している。これによって貞和二年(一三四三)、走湯山では丹那郷に課せられた三島社造営役の停止を願っている(県史料第一輯三宝院文書)。

室町期と思われる五輪塔 (丹那)

応永六年（一三九九）の走湯山領関東知行地を見ると次のようになっており、上記丹那郷の他に田代郷・大田家村（大竹村）・平井薬師堂・馬宮庄領家職等を見ることができる。

走湯山領関東知行地注文

（県史料第一輯　伊豆山関係三宝院文書）

裏書

自弘賢僧正方二注進

此内土佐国介良庄除之　当時不知行故云々　応永六、六、廿五　到来

走湯山関東知行地注文

一、武州　吉田三ケ村、野中村

一、相州　柳下郷　柳橋郷、小田原寺家方　金目庄

一、上州　淵名庄半分

一、豆州　丹那郷　田代郷　大田家村、宵木村、白浜郷　初島領家職　熱海松輪村在三湯屋一、山木郷、山上地、平井薬師堂　馬宮領家職　仁科庄内田島、松下田島

一、駿州　富士山山寺　聖一色伊賀留美

一、越州　国分寺

以　上

この他の地域は関東管領の支配を受けたわけであるが、長禄元年（一四五七）になると将軍足利義政は弟政知を伊豆国堀越（韮山町）に置き関東一帯を鎮めようとした。しかし、関東の地侍や領主はたがいに抗争し、政知はわずか伊豆国を支配するにとどまった。

この堀越公方と呼ばれた政知の伊豆支配も延徳三年（一四九一）北条早雲の手に移り、当町も戦国大名の支配下にはいっていった。

北条氏の支配と西原源太　北条氏（鎌倉時代の北条氏とは別で区別して後北条氏ともいう）の支配が当町におよんだ時期については詳しいことはわからないが、大竹の『光明院蓮華寺縁起』（杉山文書）によると、

永正のころより　当国は北条早雲入道に切り取られ　氏綱、氏康、氏政まで相続し　北条は相州小田原に住し　此辺の村里は彼の長臣間宮豊前守好高奉行せり

とあり、これを事実とすると永正年間（一五〇四～一五二〇）ということになり、北条早雲が堀越公方を滅ぼし、韮山城に居を構えた年とは十～三十年の開きが出てくる。

北条氏の支配は、戦国大名としては早くから郷村を基盤とした近世封建社会を形成したことに特色があるとされている。

『日本の歴史』十二巻天下統一（中央公論社刊）の中には「北条の国家」という項で、

戦国時代を通じて東の北条氏は西の毛利氏とならんでもっとも典型的な戦国大名の道を歩んでいた。その道というのは古い荘園制に拘束されることなく新しく成長してくる郷村制を基盤として知行制による支配体制をつくりあげることである。

すなわち、農民層の解体につれてひろく出現する独立小農民をその経済的地盤とし、それと同時に土豪、名主らに本領を安堵し恩地を支給して、これらを知行人（給人）の名で家臣団に編成するという郷村の知行と給人体制をうちたてた。

と、北条氏の支配の特色が述べられているが、その中の「土豪、名主らに本領を安堵し恩地を支給して知行人の名で家臣団に編成する」という具体的な例を当町内にも見ることができる。

北条家増給充行朱印状
（県史料第一輯　西原文書）

為二増給一米弐拾俵被二下候一　従二来秋一仁田郷善右衛門尉代官所之内を以　前引二可レ請二取之一　向後彌無二無沙汰一可二走廻一由　被二仰
出一候　仍如件
永禄七年甲子
五月十日　大草左近大夫奉
西原源太殿

これは、すでに給米が支給されている仁田の土豪（すでに北条氏の家臣団に編入されていると思える）西原源太に対し、永禄七年（一五六四）、北条氏から増給米二十俵が与えられた朱印状である。

さらに元亀二年（一五七一）にも、

北条家給田充行朱印状
（県史料　西原文書）

廿俵　給米
拾貫文　代方
以上

右、於二仁田郷一給田被二下畢一　田畠上田下田引合　倉地、代原神左衛門名主藤左衛門
前より可レ請二取之一者也、仍如件
辛未（元亀二年）
卯月十日
西原源太殿

右の史料では前が給米であったのに対し、仁田郷の田地を給田として北条氏

韮山街道道しるべ（大竹）

は西原源太に与えている。また、同年のものと思われるが、

佐野北条氏忠朱印状

（県史料　西原文書）

豆州給田　乱入　故不作ニ付而進退之御侘事申上間　雖ニ御逗留候ニ五貫文ニ弐人ふち被ㇾ下候　御給之出方御配符重而可遣　御扶持米未九月より申七月迄十一ヶ月分篠藏弾太郎前より可ニ請取一者也、仍如件

未九月廿六日

西原源太殿

西原源太に扶持米が与えられたというものである。

こうした史料を見ると、西原源太は北条氏から従前からの領地を安堵され、論功によって恩地を支給された北条氏の家臣団の一員であったと推察される。

西原氏は仁田氏とつながりのある家柄であるということで、在地では相当な勢力を持つものであっただろうと想像できるし、北条氏に対しても忠節を尽くし重く用いられたようである。また、恩地を支給されている事実から西原氏の北条氏への忠節、戦功というものを探してみると、

佐野北条氏忠感状

（県史料　西原文書）

此度西原小屋へ敵取詰候処ニ　彼地ニ籠走廻候、無ニ比類一候、弾ニ於相稼一者　御本城様へ申上　可ニ引立一者也　仍如件

永禄十三年庚午

五月廿二日　氏忠（花押）

西原源太殿

これは、西原氏の陣屋を攻めた敵兵を退けた功によって氏忠から下された永禄十三年（一五七〇）の感状であり、この功によって「引き立てべきものなり」とあるように、その後の北条氏の取り立てが十分に予想される。先に史料として挙げた本所安堵ならびに新恩給与の事実も、右のような手柄を重ねたことによるものであろうと想像される。

氏忠の感状の出された以前の西原氏の功績についても幾つかの史料が見出される。

北条氏康書状

房州衆五六百騎ニて市川（下総）ニ陣取　岩付（武蔵槻）へ兵粮送候、然ニねだん問答にて干レ今指延候　此時打而取所由、江戸衆高城以下数度申越間、明日五日自ニ当地一具足ニて腰兵粮乗馬ニ付各懸候、然者必々明日昼以前ニ当地へ可ニ打着一候、兵粮無調候者当地ニて可レ借候、自レ元三日用意ニ候間、陣夫一人も不ニ召連一候、人数馳着次第　馬上ニて鎧を打　必々明日五日昼以前可ニ打着一候、一戦儀定間　中間小者なり共　達者之者共不残可ニ召連一候、土屋大見衆へ此分堅可ニ申遣一候、恐々謹言

二月四日（永禄七年）　　氏康（花押）

親父殿

西原殿

これは、永禄七年（一五六四）房州衆が市川に陣を張り岩槻に兵粮を送ったので、氏康は江戸高城氏等の催促によって兵粮奪取のため東上を急ぎ、秩父・西原両氏に対し着陣を命じたものである。なお、この秩父氏は秩父次郎左衛門といい、小田原衆所領役帳に五七八貫二三文と所領が見え、その在所は相模と伊豆の両国内にあり、伊豆の中では間宮と江間・白浜がはいっている。

また、今川氏に対して北条氏が協力した時のことであろう、今川氏から西原氏に出された感状も県史料の中に見えている。

今川氏真書状

（県史料　西原文書）

就二今度駿府錯乱一　懸河城江相移之処　西原善衛門尉有二同心一　捨二身命一令二馳走一之段　無二比類一候　本意之上此旨氏康へ可二申立一候　恐々謹々

十二月十六日（永禄十一年）

氏真（花押）

西原源太殿

これは今川氏が永禄十一年（一五六八）掛川に籠城した時の西原源太の奉公に対する氏真の感状である。

今川氏真感状

（県史料　西原文書）

去五日　於二本宮山一竭二粉骨一　無二比類一走廻　蒙レ疵之段　感悦之至也　彌於二当城一可レ被レ励二忠節一者也　仍如件

永禄十二年

卯月廿日　氏真（花押）

西原源太殿

これは、翌永禄十二年、氏真のために本宮山において戦功をあげたことに対する感状である。

こうしてみると、いくつかの史料をあげたように、西原氏は在地の土豪としてより北条氏の側近としての活躍が多かったように思える。しかしながら、北条氏の領国支配がこのように在地勢力をうまく支配下に入れうまく利用していったことは今見てきたように明らかなことである。

北条氏の民政

北条氏は前項で述べたように土豪・名主らに本領を安堵し恩地を支給して家臣団に編成するといった給人体制をうちたてたが、一方では農民層の解体につれて広く出現する独立小農民をその経済的基盤として掌握していった。すなわち、農民層の貢租負担の上に成り立っている社会が封建社会であるから、北条氏の農民支配は貢租の率が他の戦国大名とくらべて低いとは言われるものの、農民層の生活は決して楽であったとは言えないであろう。

農民支配の一例として『県史料第一輯』の中の『小出文書』から多呂（三島市）に下された北条氏の朱印状を見てみると、

北條家朱印状

豆州田方郷村之儀ニ付而惣領主へ申出筋目之事

一ケ所　多呂

一、当作之事寸歩も不レ残可仕付　行手堅可レ被ニ申付一　万乙敵味方之押合ニ付而　作付候若労水ニなる模様ニ有レ之而者与　未来之善悪を察　当作致間敷儀可レ為ニ曲事一候、敵味方之可レ為ニ手前次第一間　手堅可レ被ニ申付一事

一、先段郷村放火方々へ令ニ逃散一失墜造作をば為ニ領主一遂ニ塩味一　少々指置をも有レ之　而百姓等に合力懇可レ被ニ申付一事

一、郷村へ如何様ニも立帰而可レ有レ之者尤候、若又夜中忍ニも可レ被ニ追散一地形者　其間寄〳〵ニ令ニ徘徊一　出作ニも可レ致レ之迄候事

一、当郷之百姓自然背ニ領主一之儀他郷へ移而有レ之者　一往領主ニ断可ニ召返一　兎角令ニ難渋一者　経ニ大途一召返　百姓従類共可レ切頭事

一、豆州田方弓矢之巷ニ付而　分国中何方へ落散有之共　領主之儀を相背令ニ他出一者　後年ニ成共　聞出次第可レ行ニ死罪一事

右　郷中之仕置　私領事難ニ不レ及ニ綺候一　為ニ諸百姓一候間如レ此申出候　右之仕置忽緒ニ被ニ申付一　令ニ不作一付而者　領主之可レ処ニ越度一候　仍定所如件

庚辰（天正八年）

というような厳しい触れを出している。作付は寸歩も残さずすることとか、他郷へ逃散した者は連れ帰るとか、領主に背いた者は死罪にするとかといったように強い態度で臨んでいる反面、逃散した百姓の造作については領主として援助を与えるというような面も見られるが、いずれにしても領主としては年貢を取り立てなければならぬということで、農民を土地に隷属させるという近世封建社会の性格を強く打ち出してきていることに注目する必要がある。

戦乱と遺臣の地方定着

甲斐の武田、駿河の今川、伊豆の北条、尾張の織田というような戦国諸侯の天下統一の野望は戦国時代を室町末期に生み出したが、一方では敗軍の士に、また戦乱の世を身捨てた下級武士の中には、山間地に土着してその土地を開発し草分け百姓として、以後近世村落の中においてもその家系は有力者として村役人（名主・組頭・百姓代など村落自治の中心者）の地位につき、村落自治の中心になる者が多かった。

当町においては武田氏の遺臣と諏訪氏の遺臣などの例を見ることができる。

⑦　諏訪氏遺臣と軽井沢

長崎（韮山町）の『諏訪氏先祖之記』（軽井沢・渡辺宗正家文書）に、

豆刕田方郡長崎邑諏訪氏先祖ハ信刕諏訪頼重ノ老臣諏訪喜左衛門之末孫也。頼重ハ天文十九年武田信玄之為ニ滅亡ス。其臣等信刕普門寺ニ籠テ、武田之勢ヲ引請テ戦ヒ、天文十九年正月不残討死ス。右喜左衛門弟喜十郎ト云者、伊豆国ニ落来テ、同刕軽井沢村ニ住シテ、右村ニ而喜十郎者死去ス、男子弐人有、兄ハ軽井沢村ニ住ス。其弟甚右衛門ト云者、文禄之頃、同国長崎邑ニ来テ住ス也。慶長弐年ニ至テ、高弐拾六石四斗六升余組受開発之百姓也。

慶長弐年秋改之書

右書本家ニ有之ヲ写置者也。

先祖諏訪甚右衛門景隆
妻軽沢ニ而死（注・井はぬけている）
一、女子　養子也。
隣屋敷ニ分地
二、男子　家督
三、女子　裏屋敷ニ分地
第二諏訪甚右衛門景政
妻同邑土屋主水娘也
一、男子　家督
二、男子　治郎右衛門
向屋敷ニ分地
三、女子　軽イ澤渡辺氏江遣ス

右本書ハ万治弐年亥六月満水ニ而水ニ入損スヌレ紙ヨリ是ヲ写取者也

正保四年亥二月分家
右分地先祖諏訪治郎右衛門忠政
妻同邑土屋主水娘也。景政妻ノ妹也。

これによると天文十九年（一五五〇）、武田信玄のために滅ぼされた諏訪頼重の老臣諏訪喜左衛門の弟喜十郎という者が伊豆に落ちてきて軽井沢村に土着、この頃すでに軽井沢村は開かれていたかどうかは不明だが農耕生活に従事、この地で

亡くなった。喜十郎には二人の男子があり、兄（名前不詳）は軽井沢村に跡を継ぎ住み、弟の甚右衛門は文禄年中（一五九二～一五九五）に長崎に移り、高二六石四斗六升余の組受百姓となり長崎村に確固たる家系の礎を作った。この甚右衛門の妻は軽井沢村にて死すとしているところから妻亡き後長崎に移ったと思われる。甚右衛門景隆の子甚右衛門景政の代になって二男一女がもうけられ、その女子は軽井沢村渡辺家に嫁いでおり、諏訪氏の血筋は軽井沢に続いたわけであるが、喜十郎の長男であり軽井沢に父喜十郎の跡を継いだ者のその後については史料がなく分らないが、軽井沢村の草分けもしくは発展の過程の中で諏訪氏の遺臣の果たした役割は大きなものであったろうと推測できる。

④ 武田氏遺臣と大竹

諏訪氏を滅亡に追いやった武田氏も信玄亡き後威信衰え、天正三年（一五七五）勝頼は、三河長篠の戦において織田信長・徳川家康の連合軍と対し敗れ、さらに天正十年（一五八二）織田信長の軍を迎え、ついに勝頼は自殺、これによって由緒ある武田家は滅亡した。『法国山光明院蓮華寺縁起』（大竹杉山喜一郎氏蔵）によると、

> 玆に人王百七代正親町院天正十年壬午春三月甲州の大守武田勝頼織田上総介信長のために亡され、武田の累臣或は討れ、あるいは落行て、おのがさまざまになりにける。其中に杉山五郎左衛門と云者ありしが、乱軍の中を切抜け、都留の郡より間道を経て吉田の山中に出て、当国三島に身を潜め、飄蓬辛酸の春秋を送る、ある時古老語りて云く玆を去る亦一里ばかりにして大竹という里有り、昔北条殿の領処にて繁華の里なりきと云えり今は孤狸のふしどと成りて耕耘のわざもなし、哀れ彼処に立越え土地を発き住居せよと教ゆ、杉山大に悦びて彼所に到りて住むこと半年ばかりなるに、是も武田の家臣にて侍る栗田将監、田中助太郎、縫藤右衛門なんどという者跡を慕うて尋ね来り、旧好まことに朽せずと悦び、軒端を並べて邑民とは成りぬ。

とあり、武田氏滅亡の後甲州から都留―吉田―三島の経路を経て杉山氏が落ちてきて、三島にしばらく身を潜めた後、大竹の地のあることを古老から聞き移り土着、さらに半年後、杉山氏を慕って栗田・田中・縫・飯塚氏等が移ってきて

軒を並べ、大竹の地の開発にあたったとしている。

『増訂豆州志稿』巻之二下には、

大竹村

天正十八年豊臣氏ノ文書ニ大竹村中村ト見ユ（其並記セルハ何ノ故アルヲ知ラズ、文禄三年大竹村検地帳有リ）

村人云フ、モト桑原ト一村ナル時大竹林アリシ故地名トス。文禄ノ頃甲州ノ落人杉山氏来リ居リシ時一村ニ分ツト。

とあり、これも甲州の落人杉山氏が大竹に土着したとし、その時期を文禄年中（一五九二～一五九五）としている。大竹はもとは桑原と一村であり、杉山氏等が来てから分郷したとし、さらに文禄三年（一五九四）の検地帳のあるところから杉山氏等の移住は文禄三年以前とも思われる。

次に杉山氏等はなぜ三島へ落ち、さらに大竹へ住むようになったのであろうか。

三島市加屋町に林光寺という寺がある。『増訂豆州志稿』巻之十上に、

摂取山林光寺

相伝フ、武田勝頼庶子アリ、僧侶住（甲州東光寺村如来寺住僧）ノ徒弟トナリ、祝髪シテ故信ト云。（天正十年）天正壬午歳ヨリ遠州山梨林光寺ニ住ス後、本州ニ至リテ此寺ヲ創立シ、元和七年寂スト。

とあり、開基を武田勝頼の庶子、祝髪しての故信和尚であると伝えている。秋元仲公（間宮在住）は林光寺の住職林昌彦の武田氏に関する研究の話を聞き、かつ『光明院蓮華寺縁起』を見て、杉山氏等が三島に来たことを次のように推測している。すなわち、杉山氏・山県氏・神沢氏・平出氏等武田遺臣たちは勝頼の自害によって主を失い、主家再興の望み、もしくは身のおきどころを故信和尚に託して甲州から三島へ出てきた。ところが故信和尚の方は武田家再興というような望みはなく、武田一族の中にあって武田一族ならびに武田ゆかりの諸将、軍兵の霊を安んずるは我が道、我が務めで

あるという固い意志に逆に諭され、武具を捨て農耕の道に転じたのであろうと……。

このようにして秀吉の天下統一までの間には敗軍の将兵の山中への土着は各所にあったと思われ、軽井沢・大竹のみならず他所にも調べていけば出てくるものと思われる。

㋒ 梶尾氏・前川氏と平井

平井村の名主役を代々勤めてきた梶尾氏も地方土着の一士と見てもよいであろう。梶尾家に残る系譜によると、

藤原義長

遠州梶尾ノ住人梶尾能登守ト号ス、北朝の逆臣紬河豊後守元豊ノ旗下タリ、延元暦応ノ合戦ニ所々軍功多シ、越前国黒丸合戦ニハ軍使役トモ、義長是ヲ兼帯シテ大功アリ、其後庚永三年甲申春、紬河元豊逆心ノ聞ニアリ、尊氏怒ツテ元豊一族郎等ヲ攻亡ス、此時義長逆意ニ組セサルニ依テ助命アリ、遠州追放セラレテ後信州国主小笠原次家抱エントス、義長且テ聞ス何ン忠臣二君ニ仕ヘンヤトテ伊豆国ニ来リ、初メテ平井ノ郷ニ偶居ス、英故ノ弓矢ヲ捨テ麻薬ノ鍬鋤ヲモッテ世苦ヲ過ス。

紬河元豊が尊氏に対して謀叛をしたという庚永三年は一三四四年に当たり、その後遠州に追放され、さらに伊豆に来て平井に住むようになったとしても十四世紀の半ばのできごとであり、武士の地方土着としては当町においては古い方と言える。

しかし、系譜は作られたものがままあり、そのまま信ずることは危険も多いが、今まで梶尾家については知られていなかったので系譜発見ということで今回は事実としてとらえ考えてみた。

また、前川氏（断絶）も梶尾氏同様、土着の士として子孫は代々村政の中心となった。

明平

山中伊豆守長道の家臣、延元之戦に敗軍、長道討死して明平佐渡国へ流さる。

免有て当伊豆国に来り、諸々に順住す、長岡と冒処に居してより明平より秀延にいたるまで五代長岡に住す。

秀　延

明平より五代目の孫也。鄰波八郎後に武部丞と号す、是当平井郷前川氏の先祖也。初て長岡より此地に来り居住す、此子孫平井郷と連綿たり、これより鄰波を前川と改める、是子神建立の人也。

この子の神建立は一四六六年とされていることから前川氏が平井に住むようになった時期はその頃ということになる。梶尾氏・杉崎氏・前川氏の間には、その後、種々の関係が生じてくるが、土着と両者とは関係がなかったことは系譜からすれば確かなことである。

北条氏の滅亡

北条氏の勢力は甲斐の武田、駿河の今川とともに戦国時代の中にあってますます伸び、秀吉の天下統一の歩みの前にあって最後まで残った戦国大名であった。秀吉の降伏の勧めも断固として拒絶した北条氏は、ついに籠城決戦の構えを見せた。

これまでの間、北条氏は決して安泰ではなく、常に武田や今川としのぎをけずり、また、たがいに間者をくり出して敵状を探るにやっきとなっていたのであった。先に北条氏の領国支配の項で掲げた西原文書にも見られたとおり、敵の侵入も度々あった。したがってこの時代はたとえ領国内であっても領主にとっては決して安閑としていられる時代ではなかったのである。

秀吉の軍を迎える準備は着々と進められ、それは領民の課役負担としてまず現われてきた。

北条家人足催促朱印状

（県史料第一輯　森文書）

乙酉（注天正十三年）歳大普請人足壱人鍬賃を持、中十日致二用意一、来十二日韮山へ集、十三日より御普請可レ致レ之、一日之猶如、為二過失一如二御法一、五日可被二召仕一間、可レ致二其覚悟一、厳密ニ可レ勤者也。仍如件。

乙酉
三月十七日
桑原
百姓中

これは韮山城修覆のための人足一人を十日間桑原から出すよう命じた天正十三年(一五八五)の北条氏の朱印状であるが、一日休むと五日追加されるというように厳しく命じたものであった。このように厳しく命じた裏には封建領主としての郷村に対する支配の強い姿勢と、秀吉との対決に容易ならざるものを感じている北条氏の心が十分に伺える。このような朱印状はこれ以後次々と出され、韮山城のみならず山中城・小田原本城の修覆にまで及んでいる。

北条家人足催促朱印状

戌歳大普請人足壱人、鍬普を持来九日韮山へ来、十日より御普請可致之、一日之遅参、如二御法一可レ被二仰付一候、無二油断一可レ来者也
仍如件。
丙戌(天正十四年)
二月三日
桑原百姓中

北条家朱印状

人足壱人御傍候、鍬普を持、来十二日山中へ集、中十日可レ致二普請一、傍賃永楽六十文、松田兵衛太夫前より可レ請二取之一者也。仍如件。
丁亥(天正十五年)

十一月八日
桑原百姓中

北条家朱印状

京勢催動之由注進候間、猶境目普請等可二申付一候、人足拾五人鍬普を持、十日致二用意一、来十八日山中へ可レ集旨被二仰出一候、仍如件

戊子（天正十六年）
正月十四日
桑原百姓中

（右史料はともに県史料第一輯森文書）

天正十六年の人足催促朱印状と同一のものが塚本にも出されている（県史料第一輯　宮内文書）が、この方は十五人である。このことから人足の割当は郷村によって異なり、郷村の規模に応じて賦課されたもののように思える。

このような城普請人足催促とともに用材運搬人足徴用ならびに用材調達の命も出されている。

北条家朱印状（森文書）

箱根竹百束、三日之内切調、大屋可二渡申一、一束三銭つゝ、此代物三百文、永楽銭被レ遣者也。仍如件。

巳（永禄十二年）
七月二日　幸田與三郎
桑原郷
小代官
百姓中

これは永禄十二年（一五六九）桑原に対し箭根竹を百束、三百文にて求めたものである。

北条家朱印状（森文書）

人足壱人出レ之、於二伊東山一　平門材木、仁杉大野如二申付一調二取之一　来月三日必津端迄可レ出レ之、傭賃弐十文、安藤前より可調取者也。仍如件。

丙戌（天正十四年）
五月廿八日

御陣御留守之間、御隠居被レ推二御印一者也。

桑原郷
百姓中

これは伊東山において平門材木を調け取り、津端まで運ぶ人足一人を桑原に求めたものである。

また、狩野山（天城山）の材木を伊東まで運ぶ人足を求めた例も『森文書』に見られる。

北条家朱印状（森文書）

人足弐人、為二御伽一出之、狩野山入、ささ板四百枚、仁杉大野前より調二取之一、来晦日を切而伊東迄可レ出レ之、傭賃四十文、安藤前より可調取之者也。仍如件。

丙戌（天正十四年）
九月十五日

桑原百姓中

これは天正十四年（一五八六）に天城山の材木を伊東まで運ぶ人足二人を桑原に求めたものであり、

北条家朱印状（森文書）

御門材木可レ出レ之人足七人、来五日狩野山へ入、仁杉大野如二申付一材木を請取、伊東津端迄、当月十五日を切而可レ出払一、傳賀百四十文、安藤まへより可レ請二取之一者也。仍如件。

丁亥（天正十五年）
六月三日
桑原百姓中

これも天城山から御門材木を伊東まで運ぶ人足七人を求めたものである。

このように、領内の郷村から人足を徴用し、秀吉の軍との決戦の用意を固めた北条氏は、天正十八年（一五九〇）遂に秀吉の軍を迎えることになる。

『光明院蓮華寺縁起』（大竹杉山文書）によると、

十八年庚寅の春、大閤秀吉公北条氏政を征伐のため、自ら斧鉞を提げて東海に出馬まします。北条大いに驚き、山中の城に待ちうけて主戦の用意を専らとする

大竹の民はことごとく小田原に籠るべしとありければ、杉山以下おのおのの催促に応じ、三月四日籠城する

とあり、この決戦の際大竹の住民がことごとく小田原城内に籠城したということを伝えているが、果たしてそれは事実であったろうか。事実であったとしても大竹の住民が全員そうであったかどうか疑問を覚える。山中城に近くかつ韮山と山中を結ぶ通路にも当たるので戦の中に大竹の住民が巻きこまれないようにとの領主の配慮であったか、それとも雑兵として一人でも欲しいという軍事的な要求であったか入城を事実とすると種々のことが考えられる。

『三島市誌』を見ると、小田原籠城を決定すると直ちに諸将に命じて支城守備に就く将士の妻子等を小田原城内に引揚げさせている例を載せており、このようなことが大竹の場合もあったとすると、小田原城内に籠城したのは杉山・田中・飯塚・栗田氏等武田遺臣であり、帰農したとはいえ武士的要素を残す土豪のようなものであったので、先に北条氏

の領国支配のところで述べたごとく、土豪として本領を安堵された北条の家臣団としての入城ではなかったろうかとも考えられるのである。

この頃、伊豆の国内では、北条氏と秀吉の軍との間に戦闘がくりひろげられ、平井原においては小川靱負尉が敵兵一人を討ち取っており、氏直の感状が小川文書（修善寺町）の中に見えている。

北条氏直感状

（県史料第一輯　小川文書）

昨十六、豆州平井台於伏兵敵一人討捕候。高名之至神妙候。彌竭二粉骨一可二走廻者也、仍如件。

三月十七日（天正十八年）

（北条氏直花押）

小川靱負尉殿

戦闘は領民の課役負担の労もなく破れるに至ったわけであるが、「光明院蓮華寺縁起」は、この時の大竹について次のように述べている。

此時に当りて大竹邑は軍勢の放火に逢うて民屋一守も残らず焼払われ古来の記録ことごとく灰燼となりぬ。

さらに、

七月小田原落城し、氏政は自殺し、氏直はとらわれとなりしかは、籠城しつる輩もおのが旧地に帰らんと、杉山等も皆大竹に立ち帰り、家居をしつらい、世を渡るわざをぞなしける。

このようにして北条氏は天正十八年（一五九〇）七月に滅亡し、これによって北条氏の支配から豊臣氏の支配下の生活を送るようになったのである。

北条氏の家臣の一人に川口左京亮秀房がいる。丹那の川口氏の先祖である。秀房は初め小田原北条氏直の家臣であっ

たが小田原が落城すると浪人して丹那へ来て川口教景の養子となり左京亮と改め帰農している。彼もその後、村落自治の中心者となり、丹那・畑・軽井沢・田代四か村の名主を勤めたといわれている。

四　近世のようす

(一)　安土桃山時代

太閤検地と刀狩　安土桃山時代として項を設けたが、天下統一の過程は戦国時代に含めたので、ここでは北条氏滅亡後の秀吉の治政について考えてみることとする。

秀吉の軍によって小田原北条氏が滅びると、伊豆一帯は豊臣の支配の及ぶところとなった。

豊臣氏の治政は数々の法度に示されるように厳しいもので、封建社会の基盤である農民統制と年貢徴収を強く打ち出し、近世封建社会確立の道を急いでいた。その一つは刀狩の実施であり、在地勢力たる土豪の身分を改めることによって、その消滅をはかり農村支配を固めていった。

すなわち、在地における強力な勢力を持つ土豪に対しては家臣として取り上げ、その土地私有を認めた。これは本領安堵とも言うべきもので、このようにして土分に格付けされた者の中には、代官としてその地方の支配をゆだねられるものもあった。伊豆を離れるが初代の駿州代官古郡孫太夫重政も富士市吉原の須津庄中里の土豪から取り立られたものであった。

函南における土豪のうちで刀狩によって土分として取り上げられたという者の名は伝えられてはいないが、低禄の家臣として取り上げられた者もあったのではないかとも想像される。

一方、士分に格付けされなかった土豪の方は農民として格付けされ、彼等は在地の指導者として農民を統率し、支配に反抗する恐れもあったので武器を取り上げ、厳しく農民としての守るべき条々を仰付け、農民への固定化をはかっていった。こうして農民に固定化された土豪は今まで保持してきた在地の勢力と大土地所有という財力を基盤として村政の中心的位置に立ち、名主役として近世村落の形成と発展に指導者として成長していった。この刀狩に先立って実施されたのが全国の土地を測量し、耕作者と所有反別とを明確にした検地であった。これは太閤検地と呼ばれるもので六尺三寸を一間とし反別を算出していったが、この検地によって土豪は土地の所有者として検地帳に記載され、年貢負担の義務を負うところとなり、農民としての地位が確定したのである。

平井の梶尾家に残る系図を見ると、このように名主となった家の先祖は元から当地に勢力を持っていたわけではなく、平安時代の藤原一族の栄華の陰に都落ちした貴族や合戦を経て土着した武士といったように、地位のあるものが地方に土着して勢力を伸ばしてきたものが多かったように思える。

桑原の森家についても同様なことが言えるし、仁田家の場合も忠常の死後も子孫が在地にそのまま勢力を持ち続け、名主としての地位を獲得してきている。

大竹の名主として近世村落を指導してきた杉山・田中・飯塚氏等は先にも記したように武田家の遺臣の子孫であったし、このような遺臣の例として軽井沢に諏訪頼重の遺臣が土着した例もある。

このようにして他所から移ってきた人たちは、この地で勢力を伸ばしたものの、先に記したように刀狩と検地によって本百姓に格付けされていったものと思われるのである。

そこで、この太閤検地と呼ばれるものをさらに詳しく述べてみると、秀吉は信長の死後まもなく全国的に検地を実施ほぼ二十年で全国のほとんどを完了したが、伊豆の国では文禄三年（一五九四）から伊奈熊蔵によって始められている。

この検地の特色は、

(1) 今まで戦国大名によってまちまちであった面積のはかり方を統一し、六尺三寸平方を一歩とし三十歩を一畝、三百歩を一反、十反を一町としたこと。

(2) 従来は、その土地からどれぐらいの収量があるかということを年貢の金額によって表わす貫高制が取られていたがこれをやめ、耕地をその良否によって上・中・下・下々の四等級（例―上田・中田・下田・下々田）に分け、その一反からとれる米・麦・大豆等の生産高をみな米の生産高（石高）に換算して表わす石高制を採用したこと。

(3) 検地は村を単位として行なわれ、検地帳は村ごとに作られ、近世村落たる村名が記されることによって郷村制が確立し、国・郡・村が行政上の区画を示すことになったこと。（念のため記すと当時の村は現在の大字に当たる）

(4) 検地帳にはその土地の実際の耕作者を記載されたので農民は土地に隷属されるところとなり、支配者が変わっても農民は他に移ることは許されなかったこと。

などが挙げられる。

桑原の検地は、伊豆の国の検地の始まった文禄三年の七月に伊奈熊蔵によって実施されている。

文禄三年甲午七月十三日
豆州君沢郡桑原村御縄打水帳
六帳之内

（文禄検地帳表紙き、桑原に残る最古の検地帳、『森文書』）

この検地によって畳り出された田畑および屋敷の総石高は、高二百八十六石九斗八升八合（内、田反歩二十七町三反五畝三

歩、畑八町四反九畝五歩）であり、この石高は寛永十二年頃まで変わっていない。

検地帳の一部を載せると、

かきうと　中田弐畝廿壱歩
　主　水
同所　上田弐畝三歩
　其太郎
同所　上田八畝壱歩
　藤五郎
同所　上田六畝廿八歩
　宇兵衛
かきうと路北　下田弐反拾七歩
　藤五郎
同所　下田壱段四畝拾五歩
　右馬助分宇兵衛
同所　下田壱反弐畝廿四歩
　主　水
たけの後　上田三畝六歩
　右馬助分藤左衛門作
同所　上田壱反六畝六歩
　同人分同作

天正18年の塚本村検地帳　（一橋大学蔵）

同所　　下畑五畝拾歩
　　同人分助六郎作

というように「某分某作」という「分付」記載が見られる。この分付記載は封建社会の成立の過程、すなわち戦国期から徳川初期における検地帳には多く見られ、「某」と記される百姓たちの多くは、旧土豪層たる中世名主百姓たちの下で働く「名子」とか「被官」と呼ばれる隷属民であって、彼等は封建社会成立の過程において、その背景たる新田開発政策によって土地を手に入れ、また名主百姓から土地を与えられて独立、分付百姓から本百姓への転換の過程をたどってはいくが、(検地帳に記載されている彼等は確かに隷属農民ではあるが)自分の土地を少しずつふやして本百姓へ転換しつつある姿を示していると見てもよいであろう。

このように隷属農民の中には土地を与えられ、分付から次第に本百姓へ転換していく者があったが、実際には分付記載もされず、唯黙々として名主百姓の田畑を耕作する名子や被官たちが相当いたであろうことが、桑原においても検地帳の背面に十分うかがわれるわけである。

検地が行なわれ検地帳が作られると、名寄帳が同時に作られるのが普通である。検地帳は現実の耕作者を記載し、名寄帳には土地所有者のみ記載される。したがって名寄帳には検地帳に記載された分付百姓たちの名を見ることができない。そこで名寄帳を分析して屋敷地を持つ者と持たぬ者とに分け、屋敷地を持たぬ者は田畑は所持しているものの、実質的には名主百姓の屋敷内に住んでいる、いわゆる新興農民であるとしてとらえ、百姓自立化について考察する試みが種々なされているが、桑原においては文禄の検地帳が六冊のうちの二冊しかなく、また名寄帳もないので残念ながらこの問題について比較検討することはできない。

検地帳からは田畑の場所を順に追っていくことによって、検地がどこから始められ、どのように進められ、また場所

によって田畑の上下を知ることもできる。この点についても判読がむずかしいということもあって十分の調査が進んでいない現状であるが、次のように進められていることを見ることができる。

寺田—〇の田—家の前—石し田—いけの中—立石—かきうと—かきうと路北—〇〇〇〇—中嶋—たけの後—〇〇〇〇—まぐさば—中原—山の神—上原

かぜふき田—ふり田—〇の前—家の下—宮地—大神—たきの前—大竹北田—大竹北田のはずれ—三反田—て〇〇り—小谷

中嶋田—さいの神—中嶋田河窪—向畑ケ—同所路下—窪畑ケ—ミのはたけ—大竹貫井

家康の関東移封と伊豆支配　北条氏を破って秀吉は天下を統一し、その支配は全国に及んだわけであるが、実質的には諸大名に領国を与え支配させたのであった。伊豆の国は三河・遠江・駿河・甲斐・信濃の東海中部にわたる五か国の領主であった徳川家康が、秀吉の国替によって滅びた北条氏の領土へ移されることになったため、家康の支配下にはいった。すなわち天正十八年八月、家康は小田原城を発ち江戸城にはいり、以後江戸を根拠地として伊豆の国の支配にもあたったわけである。したがって文禄の検地も秀吉の命で進められたものではあるが、それを実施した伊奈熊蔵は初代の三島（伊豆）代官であり、家康から伊豆の地を任されたものであったわけである。

『三島市誌』から江戸幕府を開いた慶長八年（一六〇三）までの伊豆代官を見ると、

伊奈　熊蔵
自天正十八寅年至慶長六丑年

井出　甚助
一云天正十九卯年至慶長五子年

彦坂小刑部

自慶長六年至同十巳年

となっており、文禄の検地が伊奈熊蔵によって進められた事情がわかる。

また、家康は関東に転封されるや本城の江戸を固めるだけでは領国全体の軍事的体制はまっとうされないと考え、いわゆる「後北条氏十三城」と呼ばれた北条氏の多くの支城に一万石以上の上級家臣を配置し、その城の付近に城主の知行地と徳川氏の蔵入地＝直轄地を配置したのであったが、伊豆の国はほとんどが蔵入地とされ、そこで代官が配置されたわけであった。

そこで、韮山城に配置され韮山一万石と称された内藤信成についてみてみると『増訂豆州志稿』は、

内藤信成（三左衛門、従五位下豊前守）

天正十八年韮山壱万石ヲ領シテ韮山城ヲ守ル、子信正（伊豆紀伊守）ニ至リ慶長五年濃州大垣ニ移封シテ此地ヲ去ル

とあり、十年間韮山城主として近郊の村々を支配したわけであるが、当町でこの内藤氏の支配に属した村々としては、丹那・畑・柏谷・平井・上沢・畑毛の六か村の名を見ることができる。

『函南村誌』に（大正元年編）よれば、

天正十八年畑毛は氏親落城後、同十九年柏谷・畑・上沢共に内藤豊前守（三左衛門）の領地となれり。

文禄元年（一五九二）丹那もまた内藤豊前守の領地となれり。

とあり、右の村々が内藤信成の支配下に編入されたようすが理解できる。丹那については『川口文書』の中に次のような記載を見ることができる。

文禄元年

内藤豊前守様御領分ト成、

御高壱万石

さらに平井については『杉崎（厳家）文書』に、

上田十半取、中田九ヲ半取、下田七ヲ半取
上畠弐ヲ半取、是者かたはく取之分
中畠弐ヲ取、是もかたはく取之分
下畠壱ヲ半取、是もかたはく取之分
屋敷四ヲ半取、是もかたはく取之分
右あれ地之分御縄打定之所、田畠屋敷上中下共ニ引さけ、当年之儀者相定らんこと百姓之事ニ候間、さし置中上者、辛卯年之納所少も無沙汰有間敷候。其上只今当作式ニ人候也。百姓上下共ニ卯之秋中まてしょやくゆるし可申者也。

天正十九年辛卯
正月廿五日
内藤三左衛門（花押）
平井之郷年寄中

と、内藤三左衛門の名を見るように天正十九年には内藤氏の支配にはいっていることがわかる。

また、家康は代官に命じて各地の新田開発を積極的に進めている。伊豆の国が北条氏の支配から徳川家康の支配に移ったのは先に記したように天正十八年（一五九〇）八月のことであったが、翌十九年のものと思われる間宮郷百姓への伊奈熊蔵の連状が『県史料第一輯新井文書』の中に見えている。

内藤信成年貢免状（平井・杉崎文書）

伊奈熊蔵達状

間宮之郷当成ケ之事。如二前々一被二仰付一候間、田地少も荒さぬ様に開発可レ被レ仕候。田地不レ荒様ニ於二開発一者 先々定成ケ之内、少者御宥免可レ有レ之候間、ちんりんいたし候百姓等、いづれもめし返指南可レ被レ仕候。種公用於レ無レ之者入次第借可レ申候。何事も自二家康一被二仰付一候分者、我等手形次第奉公可レ被レ申候。上様より之於二御用一等者不レ及二手形一不レ限二夜中一可レ被二走廻一者也。仍如件。

刀五月十六日

伊奈熊蔵（花押）

間宮之郷百姓中

すなわち家康の代官伊奈熊蔵は間宮郷の百姓に対し、年貢を今までどおりに仰せつけるので田地を少しも荒らさないように開発すること、田地を荒らさないように開発した場合は先々定められた年貢のうち少しは御宥免もあるので、戦乱で逃散している百姓等を召し返し田地を少しも荒らさないよう開発することを指導すること。もし種のない場合は必要に応じて借りること。何事も家康の仰せつけられたことは代官の手形が出次第奉公すること。家康からの御用があった場合はいつ何時でも勤めることなどを間宮郷の百姓に仰せつけている。

これをもって考えるに領国支配を確立し財政基盤を確立する上で家康のとった手がまず新田開発であったこと、その新田開発に当たって現在ある田地の確保と逃散百姓の帰農を勧めていること、新田開発をした者には特典を与えることによって開発を督励するという方法をとった事等、家康が封建領主として農村支配に力を入れたことが十分に伺える史料である。

また、その支配も代官所を通じるといった支配ルートの確立、さらに家康の命令の絶対的であることを明示したこと等、この史料から伺い知ることは多い。この達状によってどれくらいの田地が開けたかということは史料がなく不明で

あるが、「江尻の渡し」の言い伝えや「天池」という底無しの池が現存するように、当時は恐らく狩野川古流の流路の縁辺に位置していたので、本格的に開発の進められたのは、狩野川の流路の変わった江戸時代にはいってからであろうと思われ、間宮は歴史の古い所でありながら、この時は、それほど多くの開発はなされなかったものと思われる。

(二) 江戸時代

幕藩体制確立と伊豆

豊臣氏を慶長十九年(一六一四)とその翌年の元和元年の二度にわたる大阪の陣で滅ぼした徳川家康は名実ともに覇権を握り、諸国支配の体制を固めていった。

すなわち、徳川氏にしたがう諸大名を親藩・譜代・外様のの三つに大別し、江戸を本拠とし、親藩は紀伊と尾張と水戸の御三家をはじめ全国要所に置き、江戸を中心とした一帯は関ヶ原合戦(一六〇〇年)以前から徳川氏に従っている譜代大名を配して固め、遠国には外様大名を配した。また、このような私領の間には天領を置き、私領の監視をするとともに代官を配し直轄支配した。

伊豆の国は先にも述べたように天正十八年(一五九〇)北条氏が滅びた後、国替えによって家康の支配するところとなり、代官がその任にあたっていたが、私領支配に移ったところもあり、『函南村誌』(大正元年編)からその支配のようすを抜粋すると次のようになる。

天正十八年(一五九〇)

畑毛　北条氏親落城後内藤豊前守(三左衛門)の支配となる

天正十九年(一五九一)

柏谷・畑・上沢

内藤豊前守支配となる

文禄元年（一五九二）
丹那　内藤豊前守支配となる
慶長八年（一六〇三）
徳川の世となり、（家康江戸幕府を開く）いずれもその所領に属し、代官彦坂小刑部の支配に属す
慶長十一年（一六〇六）
畑　代官今宮惣左衛門支配となる
支配いずれも井出志摩守の領となる
元和五年（一六一九）
丹那・畑
この年より七年まで代官佐野平兵衛の支配となる
上沢　江川氏の支配となる
大竹　元和より享保に至る間代官江川氏の支配となる
寛永三年（一六二六）
丹那　代官小林重郎左衛門の支配となる
寛永十年（一六三三）
丹那　小林彦五郎の支配となる
寛永十九年（一六四二）
丹那・畑・塚本
代官伊奈兵蔵の支配となるこれ以前塚本は小林彦五郎の支配であった

江戸時代の上沢村（年代不詳）

慶安年中（一六四八～五一）

仁田・柏谷

この頃伊奈兵蔵の支配に属していた

寛文四年（一六六四）

丹那・塚本

伊奈兵蔵支配　翌五年伊奈兵右衛門支配に転ずる

寛文五年（一六六五）

畑　伊奈兵作支配となる

一応このあたりまでを幕藩体制の確立期としてみると支配者は右のようになる。しかし、次の代官歴代表と対照してみると誤りと思われるものも出てくる。

歴代代官一覧『三島市誌』

伊奈　熊蔵

天正十八年（一五九〇）～慶長六年（一六〇一）

井出　甚助

一説に天正十九年（一五九一）～慶長五年（一六〇〇）

彦坂小刑部

慶長六年（一六〇一）～十年（一六〇五）

井出志摩守

慶長十一年（一六〇六）～十三年（一六〇八）

佐野平兵衛

慶長十四年（一六〇九）～元和六年（一六二〇）
相模与右衛門
元和七年（一六二一）～寛永二年（一六二五）
小林十郎左衛門
寛永三年（一六二六）～十二年（一六三五）
小林彦五郎
寛永十三年（一六三六）～十八年（一六四一）
伊奈　兵蔵
寛永十九年（一六四二）～寛文五年（一六六五）
伊奈兵右衛門
寛文六年（一六六六）～天和三年（一六八三）

これと対比してみると慶長十一年には畑の支配が今宮惣左衛門となっているが、『三島市誌』の中の諸用向見合（天保十三年写本）には、

慶長十二未年ゟ井出甚之助様御代官所ニ成　志摩守様ト改　同丑年迄七ケ年御支配　其節ゟ公儀御抱也、御手伝四人　井出藤左衛門様　今宮惣左衛門様　佐野平兵衛様　梅原六郎兵衛様　右四人ハ当時御代官様御手代ニハ格別　平勘定ニ而御支配所上納物直名印ヲ以上納当時伊奈半左衛門様御手代其例有之

とあり、年貢免状等に記載されていた手代の名を支配者として誤って載せたものであろうと思われる。寛永十年の畑支配者となっている八木治郎右衛門も、この時は小林彦五郎の支配であり、おそらく前者と同様な誤りであろうと思わ

れる。

また、慶長五年までは韮山城主内藤豊前守（一万石）の支配に属していた村々も内藤氏が大垣に移封されたことによって天領に組み入れられ、幕藩体制初期の時代は天領支配を受けつつ近世村落としての発展をとげてきたのであろう。

新田開発と八ツ溝用水

新田とは本田（旧田）に対するもので、本田以後に開発された田畑屋敷を総称している。

近世初頭以来新田開発はいちじるしく進行したが、これには主として二つの目的があった。一つは田畑を増加させることによって農業生産力を向上させようとするものであり、もう一つは、年貢の増収を目的とする領主の奨励策であった。

新田開発は領主の小農民自立化政策と並行して行なわれた場合が多く、新田開発によって領主財政の基盤たる農民が生まれてきた。

新田開発の種類としては、土豪開発新田・村請新田・代官見立新田・町人請負新田・切添新田等が挙げられる。土豪開発新田は江戸時代初期に見られるもので、中世的土豪が近世封建領主の家臣団に上昇しえず、在地において自己の下人あるいは近隣からの入百姓を支配しつつ新田開発をおこなったものである。この場合、土豪は村落の名主となり、その村民に対する権力ははなはだ強く、領主への年貢とは別に地代金を徴収している例も見られている。村請新田は村民の協力によって開発された新田であって、この場合、村役人（名主・組頭など）がその立場上開発を引き受けるという形が多い。代官見立新田は各地の代官が適当な荒野を見立て開発させたものであり、その場合代官は新田物成の十分の一を終身給与された。この例として駿州代官古郡孫太夫による富士川下流一帯に江川太郎左衛門の名をとって江川新田（廃村）の名と江川用水路の名を見ることができる。町人請負新田は巨富を蓄えた町人がその営利事業の一環として行なうものであり、これは領主財政の窮乏化が進むにつれてさかんに行

なわれるようになった。この開発は江戸時代中期から末期にかけて見られ、大阪商人による木曽川下流地帯の開発の例が挙げられる。切添新田は個人が田畑の周辺等を疎開期を利用して開発するといった局部的小規模のもので、江戸時代を通じ各村々で少なからず見られた。

新田開発は灌漑工事と密接な関係のあることは周知のとおりであって、近世における新田開発と灌漑工事の件数は次表のようであって近世における新田開発の二つの山を見ることができる。

すなわち、新田開発は近世初頭と末期とに二つの山を見ることができ、前者は領主の財政確立を意図とするものであり、後者は財政再建を意図とするものであり、両時期における領主の積極的な開発や奨励がうかがわれる。

近世における新田開発と灌漑工事件数

（古島敏雄「日本農業史」から）

	溜池	用水路	計	新田開発
天文20年(1551)以前	46	24	70	—
天文20年～慶長5年(1600)	3	11	14	14
慶長6年～慶安3年(1650)	66	55	121	122
慶安4年～元禄13年(1700)	93	121	214	220
元禄14年～寛延3年(1750)	27	52	79	103
宝暦元年～寛政12年(1800)	23	31	54	88
享和元年～慶応3年(1867)	99	139	139	450

当町における新田開発の実際を伝える史料は現在発見されておらず、村高の移りかわりを見ても中期から末期にかけてはそれほどの増加が見られず、わずかに切添新田による増加が見られるだけとなると、函南町においては、大々的な新田開発は近世においては実施されず、中世までにおいて開発可能の地域はすでに開発されていたと見る考え方と、史料は未発見だが近世初頭において大々的な新田開発がなされたと見る考え方との二つが成り立ってくる。しかし、天正十九年に伊奈熊蔵が間宮郷の開発を促している事実、古絵図の新田という名の存在、寛文十一年（一六七一）八月二七日の「亥の満水」と呼ばれる大洪水で函南・三島・大仁などが押し流され、狩野川の流路が蛭ケ小島周辺から柏谷・大場へ向かって流れていたのが現在の流路に近い西側に移動したこと、ボーリングによる砂土の出現、湿地を思わす地名からす

ると寛文十一年以降狩野川の流路が変わってできた湿原地一帯の新田開発が行なわれたであろうことが十分予想され、後者の考え方が妥当ではないかと思われる。

また、計画的な分水と灌漑方式をとっている八ッ溝用水の現存することを思うと、なおその感を深くするものである。八ッ溝用水は上沢にて来光川用水を分水し、途中大場（三島市）耕地へ一条用水路をもって分水するが、通称八ッ溝（函南庁舎付近）まで導水、堰をもって仕切り、仁田・大土肥・塚本・間宮の四か村田地を灌漑する重要な用水であることは周知のとおりである。しかしながら、この用水路がいつ頃構築されたものであるかはまったく不明である。上沢の分水口、上沢から八ッ溝に至る導水路、八ッ溝の分水堰等を見てもわかるように人工的な用水路であり、しかも、この用水路が自然地形を利用して広範な間宮・大土肥・塚本、さらに大場耕地をも灌漑するためのものであること、費用の点でも総延長でも大工事であったろうと思われることなどから考えて、近世初頭、亥の満水後に先に述べたような領主の力が強力に働いての代官見立新田が、新田開発か荒地復旧かいずれかの目的をもって開かれたものと想像できるし、その広範な新田の灌漑に資するものとして構築されたのが八ッ溝用水であったと思われる。

東海道の整備　日金山信仰を中心として函南町から熱海へ抜ける通称根府川街道や、韮山から山中に至る韮山街道、さらに三島大社と中伊豆を結ぶ道路の歴史は古いが、東海道が整備され宿駅が置かれたのは近世初期のことである。

慶長五年（一六〇〇）九月関ヶ原合戦に大勝した家康は、翌六年正月に早くも東海道の宿駅を考え寛永年間五十三次の宿駅を確定した。この東海道整備の一環として旅人の便をはかるため一里塚が設けられた。一里塚は街道の一里毎にその目印として道の両側に設置された塚で、例外もあるがふつうその上には榎が植えられ、遠くからも望見できるようになっていた。

この一里塚は慶長九年（一六〇〇）徳川秀忠が東海・東山・北陸の諸街道を修理した際築かせたというのが説であり、一里を三六町として設置されている。

現存するものは少なく、当町では接待茶屋の所に日本橋を起点として二六里を示す一里塚が残り国指定史跡となっている。ここには石だたみも残っており、往時の東海道を知る意味で見るべきものは多い。

東海道の整備と宿駅の設置は後に助郷役と関係してくるが

函南町一里塚（江戸より26里を示す）

箱根関所跡

旧東海道石だたみ

三島市初音一里塚

これは項を改めて述べることにする。

なお、三島宿および東海道については『三島市誌』に集大成というほど詳しく出ているので参照されたい。

農民の負担　封建社会における農民の最大の負担は何といっても年貢負担であった。「百姓は生かさぬように殺さぬように」とか「百姓とゴマの油はしぼればしぼるほど出る」とかということばに代表されるように農民は領主に搾取されてきたのであった。そのうえに、助郷役や普請人足など多くの課役をも負担していたのであった。それらの中から年貢負担と助郷負担について述べてみよう。

◇年貢負担

太閤検地によって、従来の貫高表示から石高表示に各村々の収穫高の表示が改められたが、この石高は年とともに新田開発や自然災害等によって増減が見られた。この石高をもとにして農民が負っていたものが年貢負担である。

それでは、当町を構成している村々（日守は不明）は、どれほどの石高を有していたのであろうか。天保八年（一八三七）頃と思われる『東君政要目安鑑』（田代・鈴木文書）によると各村高は、

間宮	八六八石六斗
外一石二斗七升二合	
塚本	
九二二石三斗一升七合	
外一八石五斗七升七合	
肥田	
五〇九石一斗八升一合	

外五〇石一斗五升四合
仁田
九八〇石七斗九升四合
大土肥
一五三石七斗
上沢
四四九石二斗四升五合
外二石八升
大竹
一〇五石四合
外三斗八升五合
桑原
二九〇石七斗一升八合
田代
一六二石八斗四升八合
外三九石一斗七升八合
軽井沢
七四石八斗一升八合
外六石五斗二升三合
畑村

東君政要目安館（田代・鈴木文書）

一四六石八斗四升六合
外四石八升五合

丹那

三五六石一斗九升七合
外一〇石三斗二升五合

平井

七四六石八斗八升九合
外一三石四斗七升二合

柏谷

八八八石五斗七升五合
外三斗七升五合

畑毛

四〇二石一斗六升

となっている。石高のうえから村の規模に順序をつけてみると、仁田・塚本・柏谷・間宮・平井・肥田・上沢・畑毛・丹那・桑原・田代・大土肥・畑・大竹・軽井沢の順になる。さらに、これを一石を単位として各村の占める割合を見てみると下表のようになる。

現在の地籍とくらべると順序が違うが、これは当時農業生産の可能な田畑と屋敷とを対象として米の収穫量に換算して出してあ

村高の占める割合
（天保8年）

石高順位	村名	割合
1	仁田	14.9
2	塚本	13.1
3	柏谷	12.6
4	間宮	12.3
5	平井	10.5
6	肥田	7.2
7	上沢	6.4
8	畑毛	5.7
9	丹那	5.0
10	桑原	4.1
11	田代	2.3
12	大土肥	2.2
13	畑	2.1
14	大竹	1.5
15	軽井沢	0.1

るからである。

では、年貢収納はどのような形で行なわれたのであろうか。大竹を例にして見ていってみよう。

申御年貢可納割付之事

（大竹・田中文書）

伊豆国田方郡大竹村

一、高百四石壱升六合

此反別九町四反三畝廿四歩

内　八町壱反五畝廿九歩　田方

壱町弐反七畝廿五歩　畑方

此のわけ

上田弐町六反九畝拾壱歩

内　弐反六畝五歩　前々川欠引

廿弐歩　前々山崩引

小以弐反六畝廿七歩

残弐町四反弐畝拾四歩

此取米拾三石六斗弐升七合

反五斗六升弐合

中田三町七畝四歩

弐畝壱歩　前々川欠引

年貢免状（大竹・田中文書）

内
弐畝廿五歩　前々郷蔵敷引
拾六歩　前々講代引
廿歩　去辰荒引
小以六畝弐歩
残三町壱畝弐歩
此取米拾五石六斗弐升五合
反五斗壱升九合
下田弐町三反九畝拾四歩
内弐畝九歩　前々用欠引
弐畝廿六歩　去辰荒引
小以五畝五歩
残弐町三反四畝九歩
此取米拾石九升八合
反四斗三升壱合
上畑壱反七畝拾三歩
此取米三斗五升弐合
反弐斗弐合
下畑八反壱畝拾歩
内わけ
六反三畝五歩

此取米八斗九升壱合
反壱斗四升壱合
壱反弐畝拾壱歩
此取米三斗四升壱合
反弐斗七升六合
五畝廿四歩
此取米五升弐合
反九升
屋敷弐反九畝弐歩
此取米壱石八斗八升壱合
反六斗四升七合
取米四拾弐石八斗六升七合
内　三拾九石六斗九升壱合　田米
三石壱斗七升六合　畑米
一、高壱斗四升弐合　同所新田
此反別弐畝廿五歩
此取米弐升壱合
外
一、畑四反五歩

此取米弐斗九升弐合　見取

一、永五拾文　　船運上

一、永百文　　百姓林林場年貢

納合　米四拾三石壱斗八升

永百五拾文

右者当申御成箇書御之通相極間惣百姓立会無高下割合之米霜月十五日限可令皆済者於難渋者急度可申付者也

明和元年申十月

寺沢辰右衛門　㊞

鈴木安左衛門　㊞

斎藤　保之丞　㊞

浜佐五右衛門　㊞

平　永　蔵　㊞

今　弥右衛門　㊞

右村

名主

惣百姓

これは、明和元年（一七六四）大竹村に対して、年貢米四三石一斗八升と永一五〇文を十一月十五日を期限として納入するようにと命じた年貢免状（割付）であるが、『田中文書』（大竹）を整理して貞享二年（一六八五）から安政三年（一八五六）までの年貢取高表を作ると前ページのような表になる。

集計表（田中文書から）

見取 石 斗 升 合	鮎運上 永 文	百姓 林賃 林場年貢 永 文	夫米 石 斗 升 合	夫銭 永 文 分	口永 永 文 分	口米 石 斗 升 合	納米計 石 斗 升 合	納金合 永 文 分	
							46-442		
							41-382		
							36-556		
							40-026		
	0-050						42-468	0-050	
0-289	0-050						42-757	0-050	
0-292	0-050						41-919	0-050	
0-292	0-050	0-100					43-180	0-150	
0-292	0-050	0-100					43-180	0-150	
0-292	0-050	0-100	0-166	0-130.4	0-004.5	1-301	47-001	0-284.9	寛延三年より小物成が課せられるようになる。
0-292	0-050	0-100	0-166	0-130.4	0-004.5	1-301	47-001	0-284.9	
0-281	0-050	0-100			0-004.5		46-446	0-154.5	松本右近将監の支配時のみ口米が課せられる。
0-281	0-050	0-100			0-004.5		46-446	0-154.5	
0-281	0-050	0-100			0-004.5		41-769	0-154.5	安永八年より口永が課せられる。
0-281	0-050	0-100			0-004.5		38-669	0-154.5	
0-281	0-050	0-100			0-004.5		46-669	0-154.5	松本右近将監の支配時のみ夫銭が課せられる。
0-281	0-050	1-100			0-004.5		44-356	0-154.5	

次に年貢免状の内容についてもう少し詳しくながめていってみよう。

◇本途物成

これは本年貢であり、検地帳に記載された本田畑屋敷に対して課せられる正税である。明和元年の場合、上田二町六反九畝一一歩、中田三町七畝四歩、下田二町三反九畝一四歩、上畑一反七畝一三歩、下畑八反一畝一〇歩、屋敷二反九畝二歩、その他新田、見取畑が本途物成の対象であり、これらの田畑から取れる収穫高を総計して村高が決められた。村高は「石」という単位で表わされるが、その算出の方法は年貢を賦課するために用いられた反当りの収穫率「石盛」を各反別に乗じて算出された。村高は検地によって定められた土

大竹村年貢免状

	上田	中田	下田	上畑	下畑	屋敷	新田
	石 斗升合	石 斗升合	石 斗升合	石 斗升合	石 斗升合	石 斗升合	石 斗升合
貞享 2 年	14-212	16-524	12-124	0-440	1-296	1-759	下畑 0-087
元禄 5 年	11-476	14-714	11-608	0-440	1-297	1-760	0-087
元禄 9 年	10-980	12-501	9-967	0-334	0-944	1-760	0-070
宝永 6 年	12-194	14-854	10-362	0-194	0-610	1-760	0-052
寛延 3 年	13-481	15-475	10-005	0-349	1-274	1-863	0-021
寛延 4 年	13-481	15-475	10-005	0-349	1-274	1-863	0-021
宝暦 11 年	13-281	15-110	9-㊇99	0-352	1-284	1-881	0-021
明和 1 年	13-627	15-625	10-098	0-352	1-284	1-881	0-021
明和 3 年	13-627	15-625	10-098	0-352	1-284	1-881	0-021
安永 8 年	田米合 42-062			畑米合 3-159			0-021
天明 4 年	田米合 42-062			畑米合 3-159			0-021
寛政 10 年	14-406	16-584	11-592	0-366	0-947	1-564	0-023
寛政 12 年	14-406	16-584	11-592	0-366	0-947	1-564	0-023
文化 8 年	14-406	16-584	11-490	0-366	0-947	1-889	0-023
天保 15 年	11-379	13-074	10-027	0-366	0-947	1-889	0-023
弘化 3 年	14-406	16-584	11-490	0-366	0-947	1-889	0-023
安政 3 年	13-638	16-104	11-490	0-366	0-947	1-564	0-023

※この度の記入は年貢免状上での表われであって正しい年度ではない。

地のすべての米を換算した公定収穫高であり、大竹の場合一〇四石一升六合という村高はそれだけの収穫能力を示していたわけである。

石盛の決定は、各村ごとに田畑の善悪を見分けて上・中・下に分け、そのうち三、四か所の坪刈（検見＝毛見）を行ない、一坪（一歩）に平均して籾一升あれば一反にして三石となる。これを五分摺にすると米一石五斗となるわけで、これを石盛一五とした。上以下は二つ下りを通法とし、畑の場合は上畑を中田の六割とするのが享保の頃まで行なわれたらしいが、大体は上畑を下田にあてた。屋敷は上畑に準じた。このようにして石盛が決定されたが、この石盛は地域により相当な差があり、上・中・下にいくに従って二つ下りとなるという通法も必ずしもこれによらずまちまちであったが、標準としては上表①のような石盛であったようである。

①

上田	15
中田	13
下田	11
上畑	10
中畑	8
下畑	6

②

上田	13
中田	12
下田	10
上畑	7
下畑	5
屋敷	10
新田	5

③

上田	14
中田	12
下田	10
上畑	7
中畑	6
下畑	5
屋敷	10

大竹村の場合、天明四年（一七八四）の割付だと前表②のようになっており、これを見ると標準より収穫率が低くされ、二つ下りの通法にもあてはまっていない。上畑＝下田もあてはまらず下田よりも上畑が低くされ、逆に屋敷は下田に相当し上畑より高くなっている大竹村について他の史料があれば推移を見ることもできるが見つからないので、桑原村の寛永四年（一八五一）の控を見ると前表③のようになっており、上田の他は変わりがない。このことは大竹と桑原との土質が似ており、反当りの収穫量がほとんど同じであったということを表わしていると思われる。大竹村の石盛から反当りの収穫量を見ると下表④のようになり、今と比べて反当りの収穫量の少ないことに驚かされる。

④

上田	籾一石六斗	五分搗一石三斗
中田	〃一石四斗	〃　一石二斗
下田	〃一石	〃　一石
上畑	〃一石四斗	〃　七斗
下畑	〃一石	〃　五斗
屋敷（換算）	〃二石	〃　一石
新田	〃一石	〃　五斗

このようにして村の収穫量が算出されると、これに対する租額が決定されるわけであるが、これには「免付取り」と「反取り」の二つの方法があった。

「免付取り」というのは、石高に貢租の一定の比率（免）を乗ずることによって租額を算出する方法で、「免幾ツ何分何厘」と唱え、免一つは石高一石に対する租米一斗を意味した。具体的には田畑の上中下によって免が異なり、それぞれの反別に対する石高にそれぞれの免を乗じて算出された。これに対し「反取り」というのは、上田は一反に付租米七斗、中田は六斗というように反別に「取り」を乗じ田畑の上中下の品等に従って直接年貢を割付ける方法であった。大竹の場合、後者の反取りの方法がとられ、租額が算出されている。割付より「取り」を表にすると次ページの表のようになり、年を追って検討していくと種々の興味ある問題が出てくるが、それは後にして明和元年の貢租について具体的に反取りを見てみよう。

大竹村年貢反取り表（一反に付）

	上田	中田	下田	上畑	下畑	屋敷	新田	見取
	石 斗升合	石 斗升合	石 斗升合	石 斗升合	石 斗升合	石 斗升合	石 斗升合	石 斗升合
貞享2年	0-580	0-540	0-510	0-250	0-170	0-600		
元禄5年	0-580	0-550	0-500	0-250	0-170	0-600		
元禄9年	0-510	0-480	0-430	0-190	0-150	0-600		
宝永6年	0-510	0-490	0-440	0-110	0-180	0-600		
寛延3年	0-556	0-514	0-427	0-200		0-641		
寛延4年	0-556	0-514	0-427	0-200		0-641		
宝暦11年	0-562	0-519	0-431	0-202		0-647		
明和1年	0-562	0-519	0-431	0-202		0-647		
明和3年	0-562	0-519	0-431	0-202		0-647		
安永8年								
天明4年								
寛政10年	0-640	0-600	0-510	0-210	0-150	0-650	0-080	0-070
寛政12年	0-640	0-600	0-510	0-210	0-150	0-650	0-080	0-070
文化8年	0-640	0-600	0-510	0-210	0-150	0-650	0-080	0-070
天保15年	0-640	0-600	0-510	0-210	0-150	0-650	0-080	0-070
弘化3年	0-640	0-600	0-510	0-210	0-150	0-650	0-080	0-070
安政3年	0-640	0-600	0-510	0-210	0-150	0-650	0-080	0-070

上田についてみると二町六反九畝一一歩あるうちに、以前山崩れと川欠で荒地となり耕作できない分としての二反六畝二七歩を差引いた実際作付可能反歩二町四反二畝一四歩に対し、反五斗六升二合の割で取米が計算され、上田分一三石六斗二升七合が租額として決定されている。このような方法で以下中・下田、上・下畑、屋敷を計算し、その和としての四二石八斗六升七合が明和元年における本途物成であり、これに本田畑以外の新田・見取畑に対する租米が加えられて、その年の納米が決定された。

反取り表を見ると年によって差がある。宝暦十一年以前の年貢免状には変化が多く、寛政十年以後の免状には変化がない。この理由は何であろうか、次ページの表と対比して考えてみよう。

これを見ると分るように、これは「検見取り」と「定免」との違いからくるものである。「検見取り」というのは毎年毎年村ごとに坪刈りをし実収穫高を計算し、豊凶によってその年の租額を増減して徴収するという方法であった。自然災害による凶作、工事による田畑の減少等がある場合、収穫高に影響があるので「検見引き」といって年貢の賦課対象から除かれた。大竹村年貢諸引反別控に見られる「前々ゟ永荒引」「午の年ゟ川欠」「当検見引」「当旱損引」「当巳水押一作引」というような諸引きはともに自然災害によるものであり、「郷蔵敷引」「溝代引」というものは村の公共物た

大竹村年貢諸引反別控

（単位　町一反畝歩）

	貞享2	元禄5	元禄9	宝永6	寛延3	宝暦11	天明4	寛政10	文化8	天保15	弘化3	安政3
上田	0-2605 前々より永荒引	〃 〃 0-4705 当検見引	〃 〃 0-2922 当検見引	〃 〃 0-0528 当旱損引	〃 〃 0-0022 前々山崩引	〃 〃 〃 〃 0-0605 当巳水押一作引	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 0-1711 年延用捨	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 〃
中田	0-0402 午ノ年より川欠	〃 〃 0-3814 当検見引	〃 〃 0-0226 郷蔵敷引 0-4221 当検見引	〃 〃 〃 〃	0-0201 前々川欠引 0-0225 同郷蔵敷引 0-0016 同溝代引 0-0020 去辰荒ノ内一作引	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 0-2420 年延用捨	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
下田	0-0400 午ノ年より川欠	〃 〃 0-0517 当検見引	〃 〃 0-0528 当検見引	〃 〃 0-0207 当旱損引	0-0209 前々川欠引 0-0226 去辰荒ノ内一作引	〃 〃 〃 〃 0-0908 当巳水押一作引	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 0-0700 年延用捨	〃 〃 〃 〃 0-0900 年延用捨	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 〃
下畑			0-1310 当検見引									
屋敷								0-0500 名主給米				0-0500 名主給米
新田	0-0022 天和3年より永荒	〃 〃	〃 〃	〃 〃				新田取下りは相除く	〃	〃	〃	〃
備考							定免 天明2 (1782) 〜 天明6 (1786)	定免 寛政8 (1796) 〜 寛政12 (1800)	定免 文化8 (1811) 〜 文化12 (1815)	定免 天保12 (1841) 〜 弘化2 (1845)	定免 弘化3 (1846) 〜 嘉永3 (1850)	定免 安政3 (1856) 〜 万延1 (1860)

る郷蔵を建築した敷地、用水路をつくった堀敷など公共用地に転用した分であり、これら諸引きを見ていくと自然災害の有無、公共施設の設置年度、規模などを知ることもできる。このような実収に基づく年貢徴収法が検見取りであったが、毎年検見をするということは手間が多く役人の不正にも利用されやすいという弊害もあったので、天領では享保二年（一七一七）定免制の採用を命じるようになった。「定免制」というのは、過去数年あるいは十数年の取米を平均して租率を定め三か年、五か年、十か年、二十か年など一定の期間中原則として年の豊凶にかかわりなく定率の租額を納めさせるという方法であった。大竹の租率が定免制に移ってから一定になったのはそのためであり、また定免は年季が切れると継年季といって年季を切り替え、租率も以前より幾分増して定免を継続するのがふつうであったが、大竹村の場合継年季も同率で継続されたためでもある。年季の期限も大竹村の場合、年貢諸引反別控の備考のように五か年季であった。

大竹村が定免による年貢徴収を受けるようになった時期については天明四年以前の史料が無いのでわからないが、天明四年以前の割付には定免の記載がないので天明二年（一七八二）を初めとすると、幕府の命が出てからずいぶんと後のことになるわけである。

定免制の場合だと凶作の場合、平年作の租額を取られると村方としては困るので、このような場合は村方からの願出に応じ「破免」が許され、検見取りがなされた。大竹村の場合文久二年（一八六二）の『御用留』（大竹・田中文書）の中に、

乍恐以書付奉願上候御事

一、上中下田合五町八反九畝廿歩右者当村田方之儀、春二月中ゟ村内病気引続、農業日薹ニ罷成耕作手入不行届、前書之町歩不熟仕候、何卒格別之御憐愍之御慈悲を以　御検見被成下置候様奉願上候、右奉願上候通被仰付被下置候ハ、　小前一同相助　偏ニ難有仕合奉存候己上

文久二戌年閏八月　大竹村

御掛り様　　役人様

とあり、病気の者が多く耕作できないので検見をしてほしいと願い出ている。この結果検見はなされたが検見引されたかどうかということは史料に記載がなく不明である。また検見取りとちがうが同様の性格をもつものとして定免の中に「年延用捨」という引きが見られることは取高の減少の上で注目する必要のあるところである。

◇　小　物　成

これは、本田畑に課する本途物成に対するもので、「小年貢」すなわち本年貢以外の雑税の意である。小物成は山林・原野・河源などの土地に課するものと、商工業者　漁業者その他の生業に従事するものに課するものとに大別される。

また小物成には、郷帳に記載して年々一定の額を定納するものと、郷帳外書には載せても年季を限るものや年によって増減があったり、また臨時のもので郷帳に記載しないものとがあった。

今も残る炭焼小屋

大竹村に課せられた小物成には「鮎運上」と「百姓林秣場年貢」とがあった。鮎運上は漁業者に課するものであり、大竹村に鮎漁を生業とする人のいたことを示すものである。鮎運上は永五十文が寛延三年（一七五〇）以後幕末まで課せられている。百姓林秣場年貢は、山林・原野に対して課せられたもので、大竹村には村方共有の山林・採草地があったことを示し、明和元年（一七六四）以後永百文が課せられるようになった。このように小物成は、本年貢が米納を原則とするのに対し金納を原則とし、その税額、税率も地域によってまちまちであったようである。

◇　その他の付加税

安永八年（一七七九）の年貢免状を見ると本途物成の後に、

外

一、畑四反五歩　見取

此取米弐斗九升弐合

一、永五拾文　鮎運上

一、永百文　百姓林秣場年貢

一、米壱斗六升六合前々ロ米不掛

一、永百三拾文四歩前々ロ永不掛　夫銭

一、永四文五分　ロ永

一、米壱石三斗壱升　ロ米

というように「ロ米」・「ロ永」・「夫銭」・「夫米」というような以前には見られなかったものが見られる。「ロ永」は金納の租に対する付加税であり、「ロ米」は年貢米に対する付加税である。ロ永は銀または銭をもって納め、質永百文に対し三文、ロ米は年貢米一俵（三斗五升入り）に対し一升の割で課せられた。ロ米、ロ永は初めは年貢徴収にあたる代官の事務費として代官に下付されていたが、天領においては享保（一七一六～三五）以降、諸藩においても漸次本年貢と同様に公納されるようになった。

大竹村の場合、この年のロ永四文五分は鮎運上、百姓林秣場年貢一五〇文に対するものであり、ロ米一石三斗一升は年貢米四五石二斗四升二合に対して付加されたものであったわけである。この両者のうちロ永が幕末まで続いているのに対し、ロ米は安永八年（一七七九）と天明四年（一七八四）の松本右近将監支配の時代のみしか見られないというのは次に述べる「夫米」「夫銭」とともに注目に値するものであろう。

夫米、夫銭の「夫」は夫役の夫であり労働を意味する。「夫米」・「夫銭」とは夫役の代償としての米や銭であり、

支配者に対して村人が人夫役として労働力を提供すべきものを、米または貨幣で代納することの意である。

天領における「伝馬宿入用」「六尺給米」「蔵米入用」のようにそれぞれ出役する代りに貨幣を代納するものとして、私領には「夫米」「夫金」「夫銀」「夫銭」「夫永」というものがあった。これらはともに出役するに遠距離の地にあるとか、専門職に任せるとか種々の理由で、米または貨幣を代納した方が都合の良い場合であって、大竹村に課せられた夫米、夫銭については支配者の松本右近持監について調べればその理由もわかってくるのではないかと思われる。

その他の年に夫銭を課せられたという大竹村の史料がないので、桑原村について『森年代記』（桑原・森文書）を見ると文久三年の記に、

十二月伝馬米夫銭凡五〆文程当村之夫銭相掛、尤伝馬米ハ外ニ相掛り、百石ニ付四俵平も相掛誠以難儀仕候

とあり、大竹村も文久の頃には伝馬米や夫銭を課せられたであろうということが同じ大久保加賀守支配であるので推測されるわけである。夫役のうち夫銭または夫米で代納できない助郷役については次に述べることとする。

以上、大竹村を例として本途物成、小物成、その他の付加税について眺めてきたわけであるが、本途物成について再度眺めてみると、大竹の場合反取りの方法によって上・中・下田畑、屋敷の取り高が算出されているが、実際に名主が各個の所有総反歩に一定の率を乗じて決定するのがふつうであったようである。天明五年（一七八五）の『平井村差出書上帳』（平井・梶尾文書）に、

当村御年貢割付之儀　七段ニ被御付候得共　物百姓相談の上　平均高割ヲ以　上納相勤来申候

農家のくらし

とあるのがそれであり、平井の場合、上田・中田・下田・上畑・中畑・下畑・屋敷の七段に分けて各個の納入分を算出するよう仰せつけられているが、惣百姓が相談の上で平均高割で上納高を算出してきたというわけである。しかし、中には畑のように天和四年（一六八四）の『新五人組一札』（畑・大塚文書）の中で、

御割付諸取候而ハ　名主組頭惣百姓寄合　七段之反別を以御年貢割可仕候、平均割ニ仕間敷候

と、平均高割を固く禁止している例も見られる。

しかし、どのような各戸への割当方法であっても領主とすれば年貢免状通りの年貢がはいれば良いわけで、分割方法などについては名主を中心とする村落自治が強く働いていたことを感ずる。

◇助郷負担

東海道の整備と三島宿の整備に伴って宿近隣の村々の賦役として現われてきたのは宿助郷であった。

『地方凡例録』によると、明暦三年（一六五七）四月幕府は各宿に令達して駅馬と助郷馬を常備させているが、記録の上で三島宿の助郷が現われてくるのは天和二年（一六八二）四月の琉球王通過に関するものからであって、三島宿の定助郷制が整ったのも慶安度（一六四八～五一）から明暦度にかけてであろうと『三島市誌』は推測している。

定助郷は交通量の増加によって内容や助郷負担、村々の数も増加しており、天和二年の文書に見られる三島宿定助郷村々といえば川原谷村・谷田村・竹倉村・中村・小沢村の五か村であって村高の合計も二千石であった。

しかし、享保十一年（一七二六）正月の三島宿定助郷村々を見ると七二か村三万二四二石に増加している。

それでは、その間にどのような変化があり、その変化の中で当町関係の村々がどのようにして助郷負担を負うようになってきたのかというと、寛永十二年（一六三五）六月参勤交代の制が布かれたことによって交通量は急増し、従来の宿人馬や定助郷人馬では常に公用継立に支障をきたすようになってきた。そこで宿方はその場を切り抜けるため参勤交代

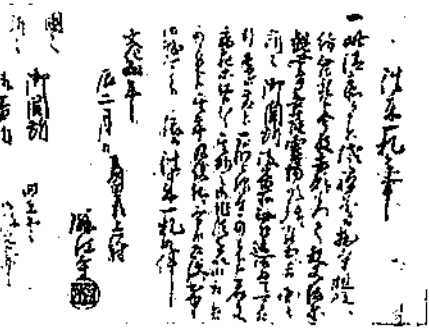

通行手形（上沢・鈴木文書）

や番衆通行のみに人馬を負担する大助郷村々に対しても、平常の人馬継立という定助郷村々と同様の負担をしばしば負った。

そのため大助郷村々の不平不満が生じ、人馬役の勤めを随時に放棄して継立を遅滞させるというようなことをするようなことにもなった。そこで幕府は宿役人と助郷役人を招致して訓戒を加え、相互に御用専一につとめるべき旨の誓紙を両者から奉呈させたのであった。

この時の大助郷村々というのは、塚本村・肥田村・仁田村・柏谷村・畑毛村・間宮村・平井村・桑原村・大竹村・上沢村の十か村である。この十か村のうち塚本村から畑毛村までの五か村は大助郷村々ではあるが平助郷村と呼ばれ、定助郷と同様につとめた。この平助郷は慶長五年（一六〇〇）徳川家康の江戸入府の際及び駿府帰城の際の往復三島伝馬役を助成する意味から徴発された諸村によって起きた呼称であり、当時はまだ助郷制度はなく、人馬役をつとめるといっても寺社領は除かれていたので、平助郷には三島宿から近くは二十町、遠くは二里に及ぶ近隣の村々が選ばれたのである。

しかし、三島宿からみて近い間宮村が大助郷でありながら遠い塚本・肥田・柏谷・畑毛の四か村が定助郷と変わりない平助郷ということで、助郷村々の不満は強く残っていた。元禄七年（一六九四）幕府は各宿助郷の改組、所属の改変を実施、これによって平助郷に属していた村々を定助郷と大助郷とに改め、その他山中筋大助郷の廃止や三島宿大助郷村のうちの幾村かの廃止等が実施された。これによって間宮を除く四か村が定助か大助のどちらかに所属することになったわけであるが、現在資料不足でどちらに属することになったかは不明である。

この改変は助郷村々の負担を生むところとなり、幕府は再び助郷改組を決意するに至った。すなわち助郷村方の希望も容れて、従来の定助・大助を併合して定助郷一本立に定め、その総村高を二分し一か年ずつ隔年勤めとするというものであった。この享保十年の改組によって、塚本・仁田・柏谷・畑毛・間宮・桑原・大竹・上沢・平井・大土肥の十か村は三島宿新定助郷村となったわけであるが、寛永十二年の文書とくらべてみると、肥田村が消え大土肥村がはいってきている。次に定助郷人馬の負担を軽減するために定められたものに、加助郷と増助郷とがあった。

加助郷の勤めは主として定助郷人馬の継立を補うもので、御三家とか宮様方とか御門跡衆の通行の節に限って課役を負うものであった。増助郷は定助郷、加助郷以外の村方をもってふり当てられるものであったが、加助郷と違って十か年の限定された年季負担があった。

加助郷に属していた村々としては土肥村外一七九か村が挙げられ、その中には怪井沢村が属し、また、増助郷村々としては田代村・丹那村・畑村の三か村が属していた。

定助郷の隔年勤めは享保十六年（一七三一）廃止となり定助郷総当たりとなったが、寛保元年二月には再び隔年勤めとなった。

ところで、助郷村はどのような負担を負ったのであろうか。

寛永十七年（一六四〇）の定めによると、東海道の常置人馬は百人百疋と定められ、元禄七年（一六九四）には定助郷の改組に伴って助郷勤高百石につき二人二疋が各村に割り当てられられた。しかし、交通量の激増は宿駅の疲弊を一層顕著としたため、幕府は享保十年（一七二五）定助・大助を併合し定助一本とすることを機会とし、助郷村々の高掛り三役を免除する代わりに課徴人馬の数を増加することとし、さらに囲人馬の制度をしき、臨時の急公用のため宿駅の定置人馬の中から一定数を控除して日常の継立に供しないこととすることにし、東海道では享保十二年（一七二七）には囲人馬

は五人五疋と定められた。さらに宝暦八年（一七五八）には三十人二十疋に増加された。この囲人馬の制度は宿駅の衰微に対する幕府の応急策であったが、それだけに助郷村に転嫁される人馬数が増大したため、助郷村と宿方との間に争論が生ずることもあった。

桑原村の名主三郎右衛門は三島宿助郷六四か村の惣代であり、文化四年には三郎右衛門が惣代となって三島宿問屋六太夫外七人を相手取って訴訟を起こしている。

差上申済口証文之事（梶尾文書）

東海道三嶋宿助郷六拾四ヶ村惣代豆州田方郡桑原村名主三郎右衛門外二壱人ゟ右三嶋宿問屋六太夫外壱人江相掛候助郷出入申立、当二月中当御奉行所様江奉出訴、先月廿九日御差日之御尋判頂戴相付候所、相手方ゟ茂返答書ヲ以御答申上、当時吟味中ニハ御座候処再応御日延奉願上候而懸合之上熟談内済仕候趣左ニ奉申上候。

一、右出入得ハ及掛合候処、当正月朔日暁七時頃三嶋宿定式人足も不立払、其上囲人足三拾人有之候間、何連ニも差賄致シ御継立可仕処無其儀、御用物四掛助郷之内、川原谷村名主嘉左衛門宅江持参り、人足可差出し様申談差懸り人足間ニ合不申、宿方下役之者取斗ヲ以雇立いたし御継立者仕、右賃銭弐拾八貫弐百文訴訟方へ取立候始末全ク宿役人共心得違奉恐入候。依之右賃銭弐拾八貫弐百文者訴訟方江相返シ、以来右体不束之儀無之様可仕候事。

一、宿人足之儀、寛政三戌年済口証文之通、前々仕来相守、上り方江百人、下り方江百人、日々弐百人ツヽ宿方ニ而相立可申候。尤も右之内三拾人ツヽ上下共急御用物並御先触無之不時御通行えた免囲證、残り七十人ツヽ上下共日々相立可申候。且囲人足之儀者、急御用物並御先触無之不時御通行えた免囲證候儀御座候へハ正人足ニ而日々問屋場江囲證可申候。然ル上者何時急御用物至来可申候共御差支無之様御継立可仕候事。

一、宿馬之儀も仕来通百疋ツヽ相立不申候。尤右之内弐拾疋者囲證、日々八拾疋ツヽ相立可申候。且右弐拾疋者囲馬之儀ニ御座候得者、丈夫成馬相撰、日々問屋場江引付置、急御用並ニ御先触無之不時御通行、右之節者急度差出し御差支無之様御継立可仕候事。

文化四年の助郷争論文書
（平井・梶尾文書）

一、加助郷被仰付候節者、平日同様宿人馬差出し相務上申候事。
一、問屋年寄助郷惣代として名主組頭之内、日々問屋場江立会宿人馬立方見届、其上助郷人馬ニ而御継立可仕候事。
一、御先触至来いたし候節者、宿役人並助郷惣代立会之上拝見いたし、双方江写取相談之上宿役人より人馬触差出し可申候。其節助郷惣代よりも別紙添触可致候事。
一、日々宿人馬並助郷人馬共立会見届、双方立会改之上、日ノ帳仕立候上印致置可申候事。
一、人馬賃銭宿役人並助郷惣代立合之上受取其村々勤人馬江無相違相渡し可申候事。
一、宿助郷共万一病馬等有之候節者、其馬代り雇立いたし、少も差支無之様取斗不勤仕間敷候事。
但し馬出之儀も同様相心得可申候事。

前書之趣双方至極納得之上熟談内済仕、偏ニ御威光難有仕合ニ奉存候、然ル上者、右一件ニ付重而双方ゟ御願ケ間敷儀申上間敷候。
為後証訴書連印済口証文差上申候処仍而如件。

文化四卯年四月

東海道三島宿助郷六十四村惣代
松平吉太郎知行所
豆州田方郡桑原村
名主　三郎右衛門
願ニ而代兼
小笠原十郎守知行所

同州堀之内村
訴訟人名主　丈左衛門
河治直之助知行所
同　孫七
江川太郎左衛門御代官所
東海道三嶋宿
問屋　六太夫
願ニ而代兼
同　弥兵衛
年寄　林右衛門
代兼
帳付　次右衛門
人足呼屋入
庄右衛門
藤吉
惣助
帳付　又兵衛
下働　喜兵衛
右五代
右藤吉
道中御奉行様

助郷争論文書（平井・梶尾文書）

この訴訟文書は『三島市誌』に記載されているものと同文であるが、先に述べた囲人馬について触れているとともに人馬継立に対して助郷村々の代表が立会い、さらに宿役人助郷惣代双方立会いのうえで日〆帳を作る等、助郷村々が幾つかの争論を契機として強くなってきていることが伺われる。

次に、桑原の『森文書』から幕末における助郷人馬の実際例を見てみると、

文久三亥

正月ゟ国守様御大名並御分家方御家内、大小名様御奥様御女中及御国屋敷へ御引取ニ相極り、東海道まれ成御女中御通行引つつき、又々将軍様御上洛ニ相成候。

（中略）

百石三人馬壱疋、定助郷ハ毎日三しまへ相つめ申候。

文久三亥

四月中旬に水戸様御下向御座候。大勢御通行、人足大せい相当り候。

又々五月五日夜、一ッ橋様御下り御泊り、正人足助合相当り、三千人之人足百石ニ付五人宛差出し申候。

文久三亥

六月十三日朝、御将軍様上京せんニ而大坂湊をのり出シ、同十六日の未の刻に江戸御本丸江御返城被遊、大慶至極ニ御座候、夫より諸家様御付御供立御長持御鉄砲御夜物、東海道御下り正人足度々相当申候。百石ニ付弐人三人者度々成、又ハ七人八人位相当り候節も御座候。当村之儀者箱根手近ニ御座候故、外村ゟ茂余分勤申候。

右のように毎日のように人馬を出し、しかも行列の規模によっては大勢の人足を出さねばならなかったということは、特に山間の小村では大変なことであった。そこで、同じような苦しみの中にあった軽井沢、平井について『梶尾文書』を見ると、

熱海街道平井宿通り

熱海街道軽井沢宿通り

江川太郎左衛門様

御役所歎願下書（梶尾文書）

軽井沢村
平井村

乍恐以書付奉願上候

御支配所豆州田方郡軽井沢村役人惣代名主組頭之内壱人水野出羽守領分同州同郡平井村役人惣代名主組頭之内壱一同奉申上候。右軽井沢村之儀者、御上様ニ茂御存知被為在候通り山中小高之村方ニ而、素より難渋之儀ニ御座候処、近年凶作打続き、一同困窮被在候。猶又平井村之儀者三島宿定助郷相勤候村方ニ而、近来異国舟渡来ニ付、御用家様方者勿論諸家様方御備場御用御道具等御持下シ労以右御所人馬賃金多分ニ相嵩難渋罷在候。然処右両村之儀者、往古より諸家様熱海筋御廻り之御所上り下り共私共両村江相掛り、誠以難儀仕候得共、前段之御手当等も一切無御座、村高之内ニ而相勤、外村方と追追逃廃仕、右雇揚賃金ニ茂差支、田畑山林質入家財迄売払、他国稼ニ被出候者も有之、極々難渋無此上次第ニ御座候処、去ル寅年三月中より下田港江異舟渡来ニ付、御出張之御役人様方人馬御所雇賃金横道蒲原木村諸掛り之分定助郷村々一同之割合茂出銭致シ、右御役人様方の内、熱海筋御通行往還共前同様私共弐ケ村ニ限り、其外軽井沢村之儀者、東筋海岸御通行之節者、熱海助郷相勤候儀も有之、日々御所仕、二重三重之勤方、素より困窮之村方及退転外致方無御座、既ニ御百姓相続難出来、奉恐入候程之時

節、何卒格別之以御憐愍、右軽井沢村之儀者、加助郷相勤候。御役所御差免被下置度、平井村之儀者村方三分定助郷御伝馬御役之免除被仰付被下置度奉願上候。右様被仰付候得者、弐ケ村一同打込勤ニ仕、御用御差支無御座候様精々相勤可申候。右□無御座候ハ者、大切之御用御差支茂難斗奉恐入候間、右奉願上候通り、出格之以御憐愍御聞済被成下置候ハ、弐ケ村一同相助り、莫大之御慈恵与難有仕合ニ奉存候以上。

安政二卯年三月

御支配所

豆州田方郡軽井沢村

役人惣代

名主　准

水野出羽守領分

同国同郡平井村

役人惣代

名主　准

安政二年の嘆願書（平井・梶尾文書）

軽井沢と平井の両村は根府川街道の通過する村であったために、軽井沢は加助郷のほかに、平井は定助郷のほかに、この街道の人馬継立まで負わなければならず、他村以上の負担と言っても過言ではない課役に苦しんでいた。

根府川街道は古来から日金山信仰の参道として開け、東海道整備以前は箱根越えの重要路であったので、平井には問屋もあった（杉崎文書）。根府川街道の交通量も比較的多く軽井沢は熱海から軽井沢まで、平井は軽井沢から三島宿までの継立を負っていた。この二重負担、軽井沢村の場合は熱海筋の助郷まで加えると三重負担の苦しみから脱却するため

に軽井沢は加助郷免除、平井は定助郷三分の免除を願い出たものである。この歎願の結果がどうなったかは不明であるが、幾重もの課役負担に苦しんでいた村々の姿を知ることができる。

乍恐以書付御届奉申上候（梶尾文書）

一、御□人壱人

但し鼎掛足掛打目籠乗り

並ニ

京堅包雑物　壱箇

右御差添御役人様

江戸

御町奉行所

小田切土佐守様御組

山崎清太夫様

高木万右衛門様

並ニ御付添様方

外ニ

火付盗賊御改御役人様

大林弥左衛門様御組

中村千右衛門様

増田吉次郎様

江戸時代の街道地図（大竹・田中文書）

当月五日

右者去ル五日七ツ時熱海村ゟ三嶋宿へ御通行被遊、平井村御継立之儀仰之通り人足差出し、無□三嶋宿迄御継立仕候。依之乍恐以書付御届奉申上候以上。

文化五辰年九月八日

豆州平井村

名主　伝左衛門

組頭　徳兵衛

沼津御役所

これは根府川街道の人馬継立の記録であり、軽井沢から三島宿までの継立をした時のものである。また、次のものは逆に平井が三島宿から軽井沢へ継立するについての覚えである。

覚　（梶尾文書）

御掛定御奉行様

御連印

一、御先触書　壱通

但中封ニ手づれ有

一、宿村御受印帳　壱冊

一、早川八郎左衛門様江御受取帳　壱冊

外ニ

宿村御諸書弐かしけ

三鴨宿同心心得触　壱通
一、小野蘭山様御内中村与八様御触　壱通
〆書品　但白木箱入風呂敷ニ包
右之通慥ニ受取申候以上
酉九月廿三日
軽井沢村
名主　五左衛門㊞
平井村
御名主中

また平井には宿通りの名が残っているように宿場でもあった。その例として『梶尾文書』に、

九月廿二日
小野蘭山様御通行上下拾三人御泊り平井村
一、百五拾文　本馬壱疋
一、六百拾弐文　人足七人
壱人ニ付八拾四文ツヽ
平井村より三鴨宿迄
九月廿四日
名主　伝左衛門㊞

このように二重課役を負っていながら隣村の伝馬役を請負っている例も見られ興味深い。

請込証文之事（梶尾文書）

一、御伝馬半疋　給米三俵

右者当年御村方御伝馬之内、書面之通然諸以損者共村方江引請相勤可申段実正ニ御座候。尤寄書出勤之上、右給米無相違御渡被下候。為念請負証文仍而如件。

享和四子年二月

平井村

名主　伝左衛門㊞

百姓代　孫吉㊞

柏谷村

御名主五郎兵衛殿

これは柏谷村の伝馬役のうち半疋を給米三俵で一年間平井村で請負ったものである。

交通に関するものとして、ついでに大竹村が負っていた関所詰の課役についてもここで述べておくと、関所詰も夫役の一種であり、文久二年の『大竹村御用留』（田中文書）に、

覚

箱根御関所詰四人

一、七月廿一日四ツ時ゟ

同廿六日朝迄

大竹村　庄左衛門

田京村　惣兵衛

御用留（大竹・田中文書）

善六
門野原村　茂右衛門

一、同廿六日朝ゟ
八月朝日朝迄
（村名、人名欠）

一、八月朝日朝ゟ
同六日朝迄
□□三人　（村名、人名欠）

右者、箱根御関所詰被仰付候間刻限無遅滞詰替更代致候様別段被仰出候間、
其旨厳敷申聞置候尤前□箱根宿泊り□□□様是又申聞被下候以上。

桑原村　小頭　藤左衛門
右村　名主中

御用留の内容（大竹・田中文書）

とあるように大竹村は箱根関所詰として庄左衛門を出すよう仰せつけられており、この触れを出しているのが桑原村の小頭であったことも注目すべきことである。

村の生活

それでは過酷な年貢負担や助郷役を負担していた村の生活はどのようであったろうか。史料を通じていくつかの例を見てみよう。

(1) 江戸時代の「村」

江戸時代の「村」は現在の行政区がそれにあたる。したがって小規模な生活集団であった。特に農民は職業、移転の自由がなかったために「村」は土地（農地）と結びついた共同社会（ゲマインシャフト）としての性格が強かった。村には

天明五年村名細帳
（平井・梶尾文書）

支配者がおり、それによって天領（幕府領・代官領）、私領（大名領）、旗本領に大別され、しかも一村一領主というのはこの地方ではめずらしくほとんどが複数支配で、多いところでは八給地といって一つの村を八人の旗本が支配するというところもありたいへん複雑であった。

このような領主の下に各村々には名主・組頭・百姓代といった村方三役がおり、村落自治を展開してきたのであった。

それでは「村」はどんなであったか『村明細帳』を通じて見てみよう。『村名細帳』とは現在の『町政要覧』のようなもので、領主が変わった時や領主から求められた時に村方から提出したもので実にこまかく村のことを載せている。これは各区の名主をやったと言われている家にはかならず残っているものなので、よく調べ現在と比較するとその変遷が明瞭になってくる。

それでは、平井を例にあげてみよう。

天明五年
豆州田方郡平井村差出書上帳
巳十二月
（平井、梶尾文書）
豆州田方郡平井村
一、高七百四拾六石六升弐合
内弐斗六升五合無地高

江戸時代の農具

此反別七拾九町三反歩
江戸日本橋迄三十里
三島宿江大助御伝馬場
右用水者茶光川音越川分水堰四ヶ所御座候
此訳ヶ
田方四拾六町四反八畝弐歩
此分米五百五拾壱石七斗
中稲ゑ□□——□□畝稲第一作仕候
畑方三拾弐町八反壱畝廿八歩
此分米百七拾八石壱升四合
大豆小豆大角豆茶種大根作仕候
右反別訳ヶ
上田拾四町八反四畝歩　盛十四
此分米弐百弐拾七石七斗六升
内壱反四畝歩　前々川欠引
三畝拾壱歩　前々清代引
中田拾三町七反六畝廿歩半　盛十弐
此分米百六拾五石弐斗弐合
内拾九歩　前々川欠引
下田拾七町八反七畝拾壱歩半　盛十

唯念の妙号塔（平井・長徳寺）

念仏供養塔（軽井沢・泉竜寺）

此分米百七拾八石七斗三升八合

上畑四町四反弐畝四歩　盛七ッ

此分米三拾石九斗四升九合

内五畝歩　郷蔵場御引被下候分

中畑拾三町壱反三畝四歩　盛六ッ

此分米七拾八石七斗八升八合

下畑拾三町六反五畝拾六歩　盛五ッ

此分米六拾八石弐斗七升七合

屋敷壱町六反壱畝四歩　盛十

此分米拾六石壱斗壱升三合

内四反弐拾七歩　田成

外ニ

新下畑三反五歩　盛五ッ

此分米壱石五升

是ハ寛延二巳年松平様津守様御領分之節御改被仰付候

畑三反壱畝五歩　見取場御林内

是ハ三十七年巳前辰年御同人様御領分之節御改被仰付候

畑三反六畝弐拾八歩　右同断

是ハ寛延四未年御同人様御領分之節御改被仰付候

右之内壱反廿七歩

平井村絵図(1)（平井・梶尾文書）

是ハ御同人様御領分之節荒地ニ罷成候ニ付御用捨被下置候

残る壱反九畝八歩

御林　長弐百三拾弐間

横百八拾間

此反別拾三町九反弐畝歩

此木数四拾五本

弐尺より三尺廻り迄長六尺より八尺迄三尺五寸より七尺廻り迄

右御林之儀三十三年以前御払ニ相成り　残木之分ニ御座候

外ニ杉松苗木寸尺雑見定御座候

右外ニ

松木拾九本杉三本

是ハ地蔵堂付ニ前々被成下候ニ付、御支配様御領分替之節者御断申上御除キ被下来候

一、御水帳写壱冊

是ハ年号なしに而御座候。尤慶長三戌年内藤豊前守様御検地之由申伝候、此帳面墨引丸等付けたり或ハよごれ所夥敷御座候得共　本帳写ニ相違無御座ニ付、右の段前々ゟ御断申上来候

一、当村東西弐町五拾間　南北三町拾弐間

一、往還通当村之内六拾弐町三拾間

是ハ熱海村へ通道、但シ大土肥村ゟ軽井沢村境迄

一、当村ヨリ近郷村方江道法

御高札場ゟ大土肥村境江椋の木迄拾壱町半

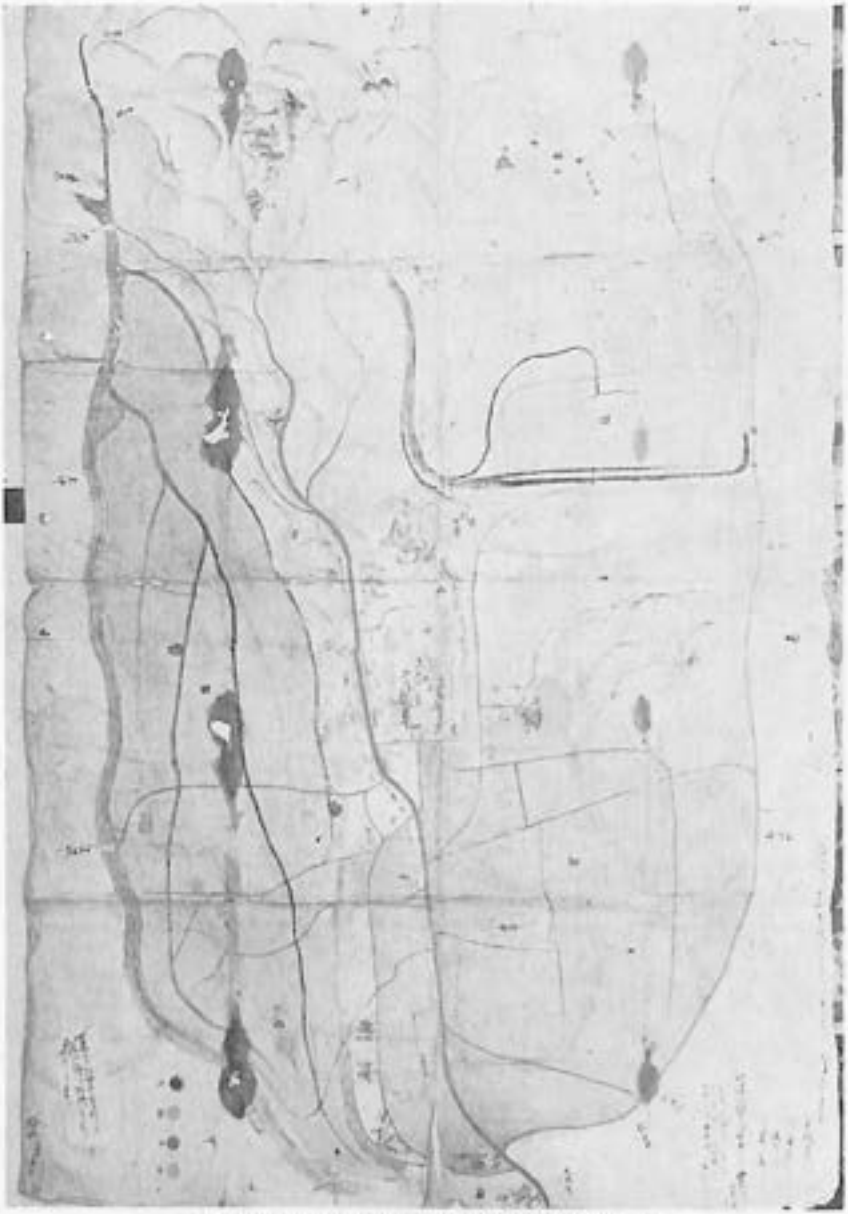

平井村絵図(2)(平井・梶尾文書)

同所ヨリ仁田村境迄八町四拾間
同所ヨリ上沢村延川中迄四町
八ツ面入口ヨリ大竹村境迄但シ橋迄拾壱町
堂之前ヨリ軽井沢村境硯石迄壱里十五町四間
濁の前ヨリ柏谷村辻境迄六町弐拾間
同所ヨリ畑毛村境迄六町

一、郷御蔵壱箇所　但立四間横三間
一、御高札場壱ケ所
一、当村御年貢割付之儀　七段ニ被御付候得共　惣百姓相談之上　平均高割ヲ以上納相勤来申候、依之指申上候得共　当又畑面ニ差上申候
一、寺壱ケ寺神済永宗
　　豆州田方郡奈古谷村天長山国済寺末
　　福翁山狼徳寺
一、当村薬師阿弥陀地蔵庵地三ケ所
一、寺壱ケ寺法花宗
　　豆州田方郡韮山本立寺末
　　杉崎山霊光寺
一、当村明神権現不動三ケ社
一、当村来光川通
　是ハ元禄二巳年巳来御普請所ニ御座候、大破之節ハ御願申上御入用被下来候

名主の家（丹那・川口家）

一、当村ニ大小橋弐拾五ケ所　用水堰四ケ所　源井弐ケ所
一、当村畑代場四月節ヨリ蒔、麻壱反ニ付六七升ヲ、下シ申候
一、畑壱反ニ付麦壱斗程　小麦五升　蕎麦四升などヲ、蒔申候
一、田畑肥草壱反ニ付弐拾駄積り外ニ小肥入申候
一、田植者五月節ヨリ半反迄植申候
一、当村山本ニ御座候得共　材木砥石金石之類悉南名石名木一切無御座候
一、拾ケ年季田地質地直段
　上田壱反ニ付代金壱両弐分弐朱ヨリ弐両迄
　中田壱反ニ付代金壱両弐分ヨリ弐両迄
　下田壱反ニ付代金壱両壱分ヨリ壱両三分迄
一、当村麦田七町程御座候
一、男女之給金壱ケ年男弐両五分ヨリ三両迄　女三分ヨリ壱両壱分迄

一、田地預ケロ之事
　上田壱反三俵ヨリ弐俵弐斗迄
　中田壱反弐俵半ヨリ壱俵三斗迄
　下田壱反弐俵ヨリ壱俵壱斗迄
一、畑方預ケロ之事
　上畑壱反壱俵ヨリ三斗迄
　中畑壱反三斗ヨリ弐斗八升迄
　下畑壱反三斗ヨリ弐斗迄

一、御年貢米俵拵二重皮、三所結目どかけ申候
一、御立豊野□藍山赤土之類無御座候
一、当村川欠永荒之場所　寛文四辰年より巳年迄段々御改之上立帰被仰付候
一、御改之外新田畑開発一切無御座候
一、当村ニ而も名物之類一切無御座候
一、魚鳥鮒鯉井ニ野馬一切無御座候
一、松茸椎茸炭薪其外百姓稼ニいたし候品無御座候
一、欠落物所ニ預置不申候
一、寺院御年貢百姓仕埋不申候、尤御役者少々百姓仕埋申候
一、御用御廻状村継百姓家別ニ相勤メ申候
一、当村古拝借井ニ古米迄無御座候
一、組頭給壱人ニ米壱俵ヲ、井ニ小□役相除申候
一、定使給六俵ニ相極メ申候
一、名主給高五拾石諸役百姓仕埋来申候
一、郷御蔵番給米三俵ニ相定申候
一、当買物万事三嶋宿ニ而調申候道程壱里半御座候
一、当村浪人壱人も無御座候
一、当村より江戸方角丑寅ニ当り申候
一、当村三嶋宿より小田原迄八里難所大助人馬役相勤申候
一、当村家数百弐拾三軒

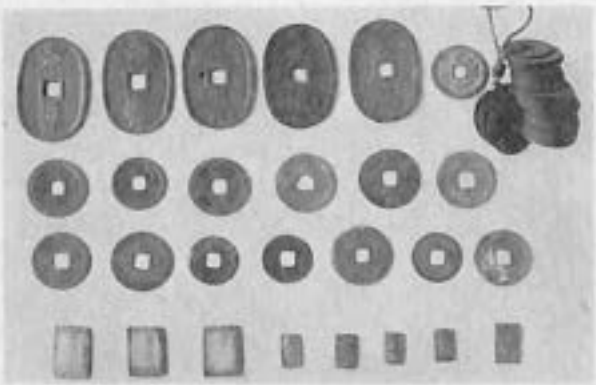

江戸時代の通貨

内

八拾三軒　百姓

九軒　寺社院堂

三拾壱軒　水呑

右人別四百八拾四人　僧男女共

一、当村酒屋壱人御座候得共近年困窮に付売買相止メ申候

一、鉄砲三挺玉なし二而猪鹿威二村中二而所持仕候

一、当村古城跡井ニ名所旧跡御帳面ニ付候弁無御座候

一、当村百姓持林者少々御座候所先年松平摂津守様御吟味之上被為仰付候持林井ニ秣場御年貢として永壱貫文上納仕候

一、当村ニ山伏三人御座候

一、当村馬拾八疋御座候

一、諸川除入用金高掛りを以上納仕候

一、御年貢米駿州塩久津迄道程弐里余之所壱俵ニ付駄銭五拾文宛二而付送申候、海上七拾五里御運賃金壱俵ニ付五分九厘御上ヨリ被下置候

一、当村之儀字来光川音越川両川之内箱根山沢流川通地久□川通二而出水之節ハ沢ニ落込水損仕、殊ニ沢田多ク悪地之場所ニ御座候、山添之場所故ニ猪鹿多く難儀仕候、畑方ハ地高南下り二而少々之日魃旱損仕候

一、当村上沢境川通幅広キ所ハ六間弐間迄ニ御座候、上ハ桑原村境ゟ下ハ大土肥村境迄三拾壱町ほど　右川通り前々ゟ御普請所ニ御座候

右之通り高反別当村ニ前々有来候趣　此度御改ニ付委細書載差上申候

右反別之外壱畝壱歩開ニ而も無御座候、自然隠置キ後日ニ願申候ハヽ、本人者不及申上ニ名主組頭まで何分之曲事ニも可被仰為

仰付候、為其名主組頭百姓代立会吟味仕畳上申候以上

天明五巳年　平井村

十二日　名主　新五郎

組頭　義兵衛

同　伝左衛門

百姓代　孫左衛門

このようにしてわかる平井村は何の特色もない戸数一二三軒、人口四八四人、田畑約半々で米・大豆・大角豆・粟・稗・大根などを栽培し、領主の支配を受けていた平々凡々たる村落であった。

(イ)　五人組制度

平井の『梶尾文書』の中に御支配五人組帳というのがある。写真を見ればわかるように五人ずつの組が作られている。これが五人組制度と言われるものであって、その目的はおのおの近隣が五軒ずつ組を作って相互検察、共同担保、互助救済することにあった。そこで組の者は相互に婚姻立会、後見財産管理、品行監督、旅行通知、請願出訴通知、売買質入証書の連印、犯罪連帯責任、耕作助力、租税代納などの義務を負っていた。

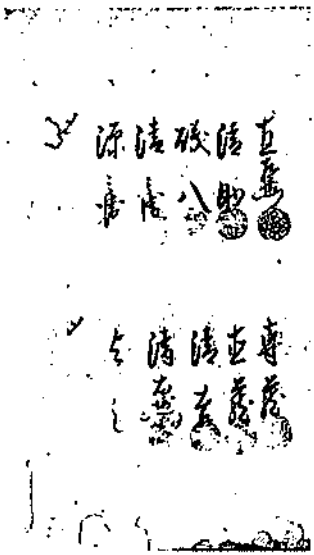

五人組帳の一部（平井・梶尾文書）

この五人組制度は江戸時代に始まったものではなく、戦国時代に郷中町内の自衛組織として自然発生したものであり、秀吉は天下統一とともに身分制度の確立、社会秩序の整備の一法としてこれを取り上げ慶長二年（一五九七）には掟を出し侍階級には五人、百姓町人は十人をもって一つの組合をつくらせ、辻切・

すり・盗賊を防止する自衛組織とし、新しく内部の制裁規定を設けて戦国大名に画一的実施を命じている。

これが全国に普及し完成することになったのが江戸時代にはいってからであり、寛永以後五人組に関する法例が多く発布され、承応四年（一六五五）に五人組帳をつくって、人民から法令を遵守すべきことの手形をとるにいたって完成の域に達したということができる。

それでは具体的には五人組帳にはどのような遵守事項があったのか、天和四年（一六八四）の『五人組帳』（畑・大塚文書）を例にあげてみよう。

天和四年（一六八四）

新五人組一札（畑・大塚文書）

指上ケ申五人組証文之事

一、従御公儀様被仰付候御法度相守可申候。若五人組之内背御法度、悪事仕候者御座候ハヽ、五人組之内ゟ可申上候。組之内ゟ不申上、脇ゟ御聞候ハヽ、其組不残曲事ニ可被仰付候。若又、他組ニ而背御法度悪事仕者御座候を存候ハヽ、可申上候。其品ニ□御褒美可被下候由承届申候。若間類縁者等□□をなす扇きと存候ハヽ、隠密に可申上由承届申候。若存候而隠置不申上候ハヽ、曲事可被仰付候事。

一、吉利支丹宗門之者　郷中ニ御座候ハヽ、不存申、他所ニ御座候共存知候ハヽ、可申上候。若御法度之宗門之者郷中ニ御座候を乍存知隠置申候而、隣郷ニ而御座候を存知不申上におゐてハヽ、一家一□ハ御仕置可仰付、名主組頭ハ曲事可被仰付候事。

一、御公儀御用之儀者、何事ニよらず何方ゟ申来候共、昼夜を不限油断仕間敷候。時付日付違不申様相勤可申候。配触□井村□之□□り候ハヽ、遅々不仕様□□□相届時□手形取可申候。若不念仕遅れ候ハヽ、曲事ニ可被仰付候事。

一、往還道之儀者、人馬無滞様相立、駄賃銭人足賃、惣而御定之通取可申候。泊り之衆有之候ハヽ、旅籠ニ而□□□次第ニ而宿借可

□(申)候。尤慮外仕間敷候。若二日三日も逗留仕候ハ、、其子細承届ケ急度注進可申上候。付馬方人足之者、路□馬□不仕様可申付候事。

一、村次人馬□□□□□御公儀様御触状□御代官様御手形、御手代衆之外ハ□延、一人も出シ申間敷候事。

一、銭売買ハ御法度之通可仕候事。

一、田畑壱歩之所成共□シ申間敷候。永□之□□不及申、野原、川原□□田地ニ可成所ハ切□発可申、其上持高之内作余り候而悪地ニ而候とて□シ置申間敷候。若作り余候ハ、正月之内ニ可申上候。若無念仕不作之場所御座候ハ、、御年貢之儀世なミニ被仰付、名主組頭ハ曲事ニ可被仰付候事。付新田□畑(新)開発仕候ハ、御注進仕、反歩御改可申□、作毛仕付御年貢□□上□□□名田ニ被仰付可被下候由承届ケ申候、若新田新畑ひらき御改請不申、作り取仕候者御座候ハ、申上候ハ、其田畑可被下候由慥承届申候事。

一、御割付請取□□(候而)ハ、名主組頭惣百姓寄合、七段之反別を以御年貢割可仕候。平均割ニ仕間敷候。諸役銭御年貢割之内へ割入申間敷候。引方等明鏡ニ書記、御年貢割帳之面銘々持高之分書抜、通ひ帳壱本ツ、仕、名主組頭印判仕、相渡し置候而、御年貢米□請取候ハ、通帳ニ書付、押切判形仕置候而、□済勘定相受ケ候而、皆済札出可申候。若又、御年貢米未進仕、欠落仕百姓いたし候ハ、、其未進米金共郷中惣百姓弁済可仕候。若名主組頭□ニ□割仕、惣百姓ニ隠□□当座ニ可申上候。付御年貢割相済候上者、御割付之裏惣百姓印判仕、御割付写仕如、御代官様名主判形為致、百姓前へ壱本持可申候事。

一、御年貢石物方之儀者如御定舛之□□を払、三斗七升入納置可申候。御米何方へ納共、其米□(立?)候ハ、百姓足シ可申候。余り候ハ、納申候、□□を以百姓銘々ニ割取可申候事。

御年貢米江戸御城米御蔵江回シ納申候時分ハ、積舟之儀釘□猥碇諸道具不足之舟ニ者積申間敷候。名主組頭共舟敬候而吟味之上、御手代衆懇□相□可申候事。

一、御年貢米ハ□□□□□米□米い□て米無之様ニ米抜成□□□□表抜被仰付候通り仕、籠江縄など縄入札付札ニ合と入納置可申候。若悪米納り申候ハ、表抜悪敷候而、入札付札せし御米御座候ハ、、名主組頭曲事ニ可被仰付候事。

一、御米納□料之儀者、名主組頭惣百姓寄合相談仕相定、村切ニ納御手形請取御勘定可仕候。勿論御米納之儀渡シニ仕間敷候。其上大郷ニ候共、舟壱艘壱村之御米積中間敷候。隣郷之米積入可仕候。若御法度□相背渡シ仕候御米売、他国米買納申おいてハ不残曲事可被仰付候事。

一、御蔵□□舛□之儀者、郷中惣百姓相談を以相受可申候事。

一、米金御役銭之儀者、大名主ゟ割□り候ハヽ、名主組頭小百姓迄寄合、米金之辻見候而明鏡ニ割仕、合点之上割帳判仕置可申候。日切之通無未進相済、百姓前通ヒ小日記付、名主ニ押切判為致置可申候。名主前ニ割帳御手代衆懸肩可申候事。

一、御蔵之儀御納所前名主組頭立合相改、損し申所御座候ハヽ修覆仕、屋称丈夫ニ仕、御米悪敷不被成様ニ可仕候。若下タ敷□□仕御米悪敷成申候而、□□□□御米くさり申候而、火事盗人にあい申候而、如何様之儀御座候而御米紛失有之候共、百姓急度弁納可仕候事。

一、御蔵近所ニ火事出来申候ハヽ、隣郷ニ候共男女によらず欠付、御蔵加者い可申候。遅参之者御座候ハヽ、百姓仲間ニ而穿鑿仕、急度可申上候事。

一、旅人途中ニ而□出候者、其所ニ留置介抱いたし可申候。近所之者ニ候ハ早速籠□遣シ可申候事。

一、役所不知死人有之候ハヽ、名主組頭立合相改、□物有之候ハヽ、其品々帳□記判形仕持参候而御注進可仕候。其之村□(中)ニ而三日番仕、尋来候ハヽ、御断申上相渡し、証文取置可申候。三日過候而も尋来候者無之候ハヽ、死骸をう□ミ□□衣類之品々札書立置可申候。□物之儀ハ名主預置可申候。

一、大小之百姓老衰仕、或ハ長病ニ而存命於為不定ハヽ、其親類名主組頭立合分を可譲分料本人合点之上、品之証文為致、諸親類名主組頭加判仕置可申候。若又、男子無之御居跡立候ハヽ、宗旨も定可仕候。譲受を申上義親之宗旨守可仕候事。

一、町□□□百姓衣類之儀者、名主組頭可為□□□□百姓者木綿□□用可申候由被仰付候通り少も違背仕間敷候。家作仕候ハヽ、往還之外□□り□け□□ませ□し□□以後仕間敷候。嫁取雑取衣類諸道具等分限ニ應セさる儀仕間敷候。左様之時分ハ名主組頭五人組立合相談仕費無之様ニ可仕候事。

一、百姓食物之儀、富貴又ハ大高之百姓ニ御座候共、下々之男女ハ雑石を為□可申候。小百姓ハ□以雑石を用可申候。惣而百姓力持之儀、常々少も費無之様□□仕、名主組頭吟味可仕候。若米石□□申候而力持油断有之候而費度儀仕料作無□成百姓御座候ハ、□見仕、永引不仕候ハ、急度可申上候。若賜ゑ聞候ハ、、名主五人組共ニ箇舎可被仰付候事。

一、御手代衆并名主百姓地主□作等御年貢之儀者不及申、かりそめの諸取渡しも手形なしに諸取渡シ仕間敷候。若金銀諸取候而手形出シ不申候ハ、、御代官様御手代衆成共当座ニ二度三度も御断申、其上ニても手形御出シ不被成候ハ、、御前へ可申上候。其砌者不申上、時過何とも六ケ敷申上候ハ、曲事ニ可被仰付候。惣而金銀米銭之儀者不及申、かりそめの物成共手形無之候ハ、勘定ニ御立ニ成間敷候事。

一、御代官様并御手代衆惣而御家中以下、又ハ、名主組頭至迄少も非分成儀有之候ハ、可申上候。縦御前様被仰付候儀ニ候共非分成儀ハ佗官申上候へ御詮儀之上御用捨被成可被下候由□を□け被仰渡上ハ、少も無隠シ可申上候。当座ニ不申上、時過あり申上候ハ、、此証文を以如何様之曲事ニも可被仰付候事。

一、御代官様御手代衆御内衆成共借物売買被成候共、売も買も借りも仕間敷候。無理ニ御売買借物被成候ハ、当座可申上候。若所ニ御座候品々御売被成候ハ、、直段ハ所之相場次第売渡シ可申候。押売被成候而代物不被下候ハ、、当座可申上候事。

一、御代官様替成ハ正月節句之御祝儀などと申、名主方ゑ百姓方割かけ□□ぬき致候共、銭壱文米壱合も出申間敷候。無理ニ出候江与申候ハ、御前へ可申上候事。

一、五人組一札并御□借手形ニ□申印判□(取?)替申間敷候。若落候者名主長百姓ハ御手代衆へ御断申□□□目にかけ可申上候。小百姓ハ名主方へ断□□見ニ而替可申候。内々ニ而猥ニ替申間敷候。付諸証文ニ印判仕候者、印判主□押可申候。印判渡□と申候共□□間敷候。

一、傍輩百姓之儀ハ不及申、御手代衆之□高ニ候共、我々合点不仕儀ハ判形仕間敷候。若合点不仕□を無理ニ判形仕候へと被仰渡候ハ、、則座ニ御前へ可申上候。其時ハ不申上、時過六ケ敷申出候ハ、御取上被成間敷候事。

一、小百姓を追出し、其跡之田地を持添ニいたし候事御法度被仰付候。急而百姓壱人も弐人も追出し、其田地持添能所米作り悪敷所

ハ□し申ニ付被仰付候。□候而百姓□□跡ハ死失□□百姓仕□□□□跡ハ其儘渡可申候□□手□ニ不被成候ハ、、田地家屋敷□添仕□□可申候。若我儘ニ家を□□□□□□□をあ□し、田地を持添、我儘仕者御座候ハ、名主年寄百姓ニ御座候共、五人組之内ゟ可申上候。隠置候ハ、組中曲事可被仰付候事。

一、田地屋敷或、年季或ハ一作売或ハ質物之定ニ相渡候ハ、、田地請取人方へ名主五人組加判ニ而証文為取可申候上、又名主五人組加判仕候時分□田地ゟ出申御年貢御納所者無滞様ニ吟味仕加判可仕候。其上売候而不□田地屋敷を名主五人組族ヲ申加判不仕候ハ、可申上候。若又証文無之候而田地屋敷売買仕候ハ、、当人之儀ハ不及申名主五人組共ニ曲事可被仰付候。他所ゟ参候而田地屋敷買申候ハ、御仕置存間敷候間、売主五人組為申聞証文為取可申候。又年季或ハ一作売、或ハ質物ニ相渡シ申間敷筈之田地屋敷無理ニ加判仕候へと申候ハ、、名主五人組ゟ可申上候事。

一、本田ニたばこ作り申間敷候事。

一、□□所々ニ悪党御座候而なりをたて候ハ、、郷中出合搦捕可申候。御褒美可被下之由承知仕候。若出合不申者御座候ハ、曲事可被仰付候。#郷中堂宮山林ニ阿やしき者あつまり罷有候を見出し候ハ、、郷中相談仕搦捕候而召連可申上候。若御代官様其所ニ御座不被成候ハ、江戸へ召連御奉行所へ指上ケ可申候。諸事入用御公儀様ゟ可被下候由被仰渡候。若又搦捕申儀不被成追行候ハ、何方迄も付参、落着所へ断搦捕候様ニ可仕候。見のかし聞のかし逃させ候ハ、後日御聞候共曲事可被仰付候事。

一、男女によらず欠落者郷中へ参候ハ、押置可申上候。□□仕間敷候。あやしき者ニ一夜之宿成共かし申間敷候。若他所之者参住居仕度と申者御座候ハ、御公儀様御追放、又地頭代官追□之宿り能々詮議仕、左様之者ニ候ハ、一夜之宿借シ申間敷候。何方ゟも構無之諸類親証人ニ相立候ハ、御手代衆へ申上、御下知次第新田ニ成共置可申候事。

一、外ゟ参候手負之儀者不及申、郷中ニ而あやまち仕、疵出来仕者御座候ハ、当座に可申上候。勿論人をあやめ、若ハ人を殺し申者御座候ハ、郷中寄合押置、早々注進可仕候。縦御手代衆成共下代名主年寄ニ候とて遠慮仕、立のかせ候ハ、名主年寄曲事ニ可被仰付候事。

一、通之衆喧嘩仕、人をうち逃候ハ、、所之者ハ不及申、隣郷之者迄も出合、留置可申上候。若うち逃のき候ハ、何方迄も付参、落

着所へ渡シ可申候。理不尽ニ殺シ申間敷候事。

一、牢人衆一切所ニ慥申間敷候。若旧友親類にて御座候ハ、、跡々牢人之次第詮議仕、其上□□□御手代衆へ申上、御指図次第ニ□仕候。若内々を以牢人ニ家屋敷成共かし慥申者御座候ハ、五人組之内名主組頭ニ為申聞、名主組頭同道仕、急度御手代衆へ可申上候事。

一、毎度御触無御座候共、道橋念を入造可申候。往還之儀ハ不及申、脇道、作場道、□け掘、落掘、堤川除田畑切入道せばめ申間敷候事。

一、川除堤并水御溜□成候所我ままニ切り落申間敷候。落シ□て不□所ニ御座候ハ、御手代衆へ断申上、合点□□候ハ、落シ可申候。切落シ申跡丈夫ニつき可申候。廉相仕水出之時分押切候ハ、曲事可被仰付候事。

一、水出之時分、川端、谷川、井堀□水あまり、田地損候而堤川除用水并往還之道欠込申候ハ、、名主年寄罷出、人足召連、一日二日ニ而可被成所ハ当座ニ普請可仕候。若所々□□可被成候所ハ御手代衆へ可申上候。若油断仕以後ニ損毛御座候ハ、名主組頭曲事可被仰付候事。

一、堤川除井堀御普請、近所之村ハ家別半分ニ人足出し可申候。道□とも参候ハ、□□□□□□□□□□御扶持方被下、□――□□□――□被下候。御扶持方諸役出方ニ引次可申と申候ハ、則時可申上候事。

一、御検見或ハ御公方様為御用と御代官様御通り遊候而、御手代衆郷中へ御越之時分、所ニ御座候□――□薪木出シ可申候。何ニ而も買申物出シ申間敷候。若無理ニ出シ候へと被仰候ハ、御前へ可申上候。其上郷中百姓寄合仕候時分、酒食を調□□(物)をあつめ、其入用□――――□御□用ニ可仕由被仰□□(付候?)。□ニ承届ケ申候。若相背候ハ、五人組之内名主可申上候。

一、□人□之百姓□――――□叶□――――□水□□□□而田畑仕付不被成□――□名主組頭相談仕、村□として介ケ□シ不申様ニ可仕候。若地主方名主組頭を□候へ共、聞のかし□させ候ハ、御年貢之儀ハ不及申、作植□□□名主組頭□可申候。并田地草□不仕損毛之所御座候ハ、御穿鑿之上、御年貢ハ能ナミニ被仰付、名主組頭□□□可被仰付候事。

一、親類縁者ニ而御座候□――――□負人請ニ立□――――□郷中□者□――――□親類縁者又ハ五人組之内請人ニ立候

ハ、□――□内意如□□――――――□可被仰付候。若不慮之儀有之候而□――――――□□出来仕候ハ、名主請人立合急度将明可申候事。

一、五人組之儀者毎年正月相改、水呑百姓迄吟味仕、老人も不残証文差上可申候。若もれ申者御座候ハ、名主年寄曲事可被仰付候事

一、博奕□うひき惣而掛勝負仕間敷候。若左様之者他所ゟ参候共、縦親類縁者ニ候共、一夜宿も借申間敷候。若月待日待□――□掛勝負仕、負候而金銀とられ候ハ、可申上候。左候ハ、御取候へ□可被下由被仰渡候間、左様之儀御座候ハ、無隠可申上候。若隠置脇ゟ後日訴人御座候ハ、如何様之御仕置ニも可被仰付候事。

一、□□ニ有之候□□竹木不叶入用有之候者、御断申御合点之上伐可申候。殊ニ家作無程売候而又家を作り申度と申間敷、野火□分政道仕り分林、殊ニ若木立之山立候様ニ可仕候。薪取草刈ニ参候者共火打つけき為持申間敷候。刈置山焼申候時分ハ境刈仕、能日和を見合御断申上、郷中立合焼可申候事。

一、御法度之□□杉檜榧柏木楠商木ニ伐申間敷候。縦堂宮百姓林御座候共品々御用木□□□返りニ御座候ハ、御注進申上、御差図次第ニ可仕候。隠候而遣申間敷候事。

一、田地拾石以下之百姓分ケ譲候事御法度之由此度被仰付候。郷中小百姓迄具ニ承届ケ申候。御法度背分ケ譲申者御座候ハ、急度可申上候事。

□□新五人組一札指上ケ申候ハ、三月三日、五月五日、七月七日壱ケ年三度宛惣百姓名主前へ寄合、相談承被仰付候条々相背申間敷候。若於相背申者曲事可被仰付候。為後日仍而如件。

天和四年甲子正月日　　郷　村

御代官様

この五人組帳を見ればわかるように、実に細かなところまで触れており、その実施については五人組の責任というものが強く出され

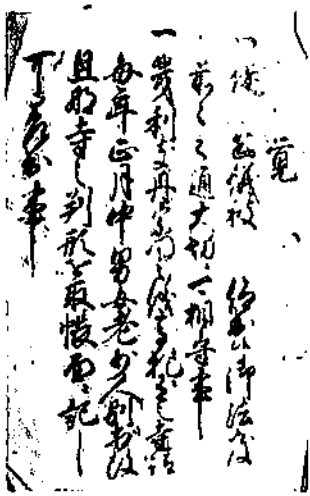

五人組条目（丹那）

宗門改帳（田代・諸星文書）

ており、また最後にあるように三月三日、五月五日、七月七日の三度名主は惣百姓を集めてこの条目に背く者が出ないよう読んで聞かせるという方法で条目の徹底をはかった。五人組の条目は江戸時代の厳しい生活規範であったわけである。

(ウ)　宗門人別制度

江戸時代の生活の規制の一つに宗門人別制度があった。これは幕府のキリスト教禁止政策に対応したもので、毎年定まった時期にその家に属する檀那寺からそれぞれの宗旨にはいっていることの証明を受けさせた。それにともなって宗門改人別帳がつくられたが、これにはその家の檀那寺、戸主以下家族の名および年令、妻の実家、嫁入りした年月日、他家へ嫁した娘の嫁ぎ先、結婚の年月などが記載され、戸籍としての機能ももっていた。この人別帳を調べることによって江戸時代の人口動態、家族構成の変化、さらに村民内部の身分関係などを知ることができる。

文政五年の『間宮村宗門人別帳』（佐野文書）から檀徒二〇戸（男四九人・女四五人）の家族構成を見てみると、

八人家族（一戸）

○九右衛門(80)　忰(38)　後家(32)　孫(15)　孫(11)　娘(29)

七人家族（二戸）

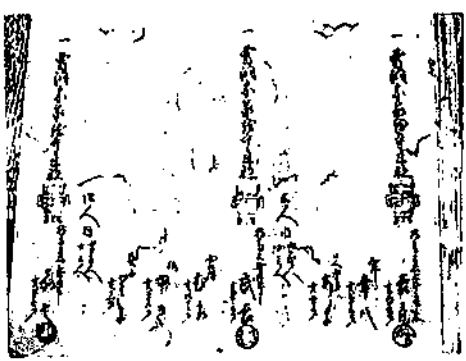

宗門改帳（田代・諸星文書）

○藤左衛門(62)　女房(18)　弟(13)　弟(33)　伜(22)（以下二人判読不能）
○乙右衛門(77)　女房(68)　伜(35)　嫁(34)　孫(34)

六人家族（五戸）

○其兵衛(66)　女房(54)　伜(30)　嫁(28)　孫(9)　孫(4)
○半蔵(38)　女房(29)　母親(65)　娘(27)　伜(25)　妹(9)
○吉右衛門(53)　女房(47)　伜(9)　妹(15)　弟(7)　母親(80)
○喜三右衛門(69)　女房(49)　娘(29)　妹(18)　伜(15)　弟(11)
○徳右衛門(50)　女房(43)　伜(21)　妹(8)　弟(3)

五人家族（三戸）

○次兵衛(56)　女房(60)　伜(　)　嫁(28)　孫(4)
○源兵衛(48)　母親(71)　伜(27)　伜(23)　娘(20)
○定右衛門(41)　女房(36)　母親(69)　娘(27)　妹(11)

四人家族（二戸）

○忠左衛門(42)　女房(35)　伜(27)　伜(14)

三人家族（五戸）

○茂吉(39)　女房(31)　伜(4)
○新七(40)　娘(13)　孫(15)
○佐平二(71)　女房(60)　伜(22)
○伝七(50)　娘(22)　伜(18)
○其左衛門(35)　女房(27)　伜(8)

宗門人別帳（佐野文書）

○二人家族（三戸）
○妙蔵寺(57)　続柄判読不能(60)
○亦助(72)　女房(65)
○庄左衛門後家(38)　娘(15)

となっており、一戸平均四・七人となっている。これは三宅裕之助支配下の村人の人別帳であるが宗旨別にみると、

○法花宗大場村妙國寺旦那　三戸
○法花宗間宮村妙蔵寺旦那　三戸
○真言宗間宮村清水寺旦那　二戸
○浄土宗大場村光明寺旦那　二戸
○禅宗門大場村開田院旦那　一戸
○浄土宗間宮村広渡寺旦那　九戸

となっており　浄土宗・日蓮宗の檀徒の多いことがわかる。

また世帯主を見ると、本百姓六　出百姓一、寺一、地借一二となっており、本百姓よりも地借（水呑百姓）の方が多くなっており、文政五年頃には相当農民の階層分化が進んでいたと想像される。地借の中に弟(43)・弟(33)というのがあるが、これなどは貧しくて嫁をもらえる状態でなく、分家もできず下男同様にして一生を送ったものと思われ、農民の生活の苦しさをまざまざと見せつけられる。

次に平井の弘化四年（一八四七）の『人別帳』（平井・梶尾文巻）から男女別年令別構成を見ると、次表（上）のように若年層が厚く、老人人口が少ないことに気づく。また既婚・未婚の別を見ると男の場合は三〇歳ぐらいまでに結婚、女の場合二一歳から二五歳の間に結婚する者が出はじめているが、三一歳以上にどういうことか未婚者が三人見られる。

弘化４年（1847）平井村法華宗門人別御改帳から
（平井・梶尾文書）

（男）		（女）
○	71〜	○
○○	66〜70	
	61〜65	
○○○	56〜60	
○	51〜55	○○○
○○	46〜50	○○○×（出戻り）
○○	41〜40	○
○	36〜40	
○	31〜35	○○○×××
×××○○	26〜30	○○
×××○	21〜25	○○×
×××	16〜20	×
	11〜15	×
×××××	6〜10	
××	0〜5	×××

○印既婚者　×印未婚者

夫婦の年令差、子どもの年令などを見てみると、何歳頃で結婚したか、何歳頃で子どもを生んだか、子どもの出生間隔なども知ることもできる。弘化四年の『人別帳』からいくつか抜粋すると、次表のような例を見ることができる。

弘化４年の人別帳による家族とその年齢（平井・梶尾文書）

例	夫—妻—長子—次子—三子
1	50—39
2	27—19
3	45—30—8—6
4	34—29—8
5	34—31—10—5—2
6	44—42
7	38—32—11—8—4
8	41—32—6—4
9	53—49
10	33—22—6
11	52—50—7

(エ)　農家の家訓

厳しい年貢徴収、自然災害、貨幣経済の農村浸透の中で土地にしばりつけられている農民は、次々と本百姓から水呑百姓へ転落していくのを見ながら何とかして没落するのを防ごうと努力した。その例として桑原の『森文書』の中に農家の家訓ともいうべきものが残っている。生活に余裕のなかった農民の記録としても貴重であるし、そのような時代を生きた名主層の「家」を保たんとする考えを知ることのできる文書でもある。

森家繁昌法徳事

一、当村之田地二百俵徳茂無之内者、分家別家等決而致間敷事、尤無拠隠居ニ御座候ハヽ、其人一代切之隠居ニ可致事、是迄者少々之徳米ニ而別家致シ候ニ付、本家之相続人難儀至極仕候。向後ハ決而別家等仕間敷事、別家致す程之米金御座候ハヽ、近習組合之難儀成人江ほどこし致扁く事急度相守可申候事。

但シ無拠分家へ分地之節者、御公儀様御召法之通り壱割之勘定を以、百俵徳ニ付拾俵徳を分地ニ致扁く事、尤遠き田地を可遣候

事、前田向者決前分地致量からす可心得事。
別家居家敷之事
木屋敷水呑屋敷之事
一、木屋敷之儀者、本坪屋敷ニ御座候也、風除ニ柿梨子木竹候。其隣ゑ古巻無御座候。
一、新百姓水呑之儀者、畑畝分へ家立候ニ付、畑之取米也、柿梨木竹植事無用なり、隣屋敷ニ
　　古巻致シ候ニ付、段々人の位下り候ニ付可心得事。
右之儀を急度相守可申候。若そむくニおいて者、あやうかるべし、代々末々迄急度子孫江可申聞事。

これは嘉永五年（一八五二）の『森家田畑所持名寄帳』の中に記されているものであるが、分家・分地をすることは家を窮乏させるものであるとしてきつくいましめ、家を保つべく努力している姿がうかがわれる。

古くからの民家（田代）

元禄の石直しと支配者

元禄十一年（一六九八）世にいう元禄の石直しによって各村の支配は大幅に変わった。すなわち幕府財政の窮乏によって旗本への禄米支給が困難となった幕府は、天領を分割して禄米五百俵以上の旗本に知行所を与えるという現地給与に切りかえた。この旗本領は主として江戸に近い関東および東海地方に与えられた。幕府は現地給与の実施にあたって一か所をまとめて与えるのではなくて各所に分散して与え、旗本が土地や領民と結びつけて勢力を伸ばすことをさけることを忘れなかった。これによって当町の村々も幾人かの旗本が支配するという分封が見られるようになった。

『函南村誌』（大正元年編）に、

この頃伊豆国もと三島代官の支配下にあったけれども漸次諸侯麾下に分封、大名領と旗本領に細分化され、幕領はわずか一万余石

となる、この頃の伊豆国石高八三七九一石二斗八升二合余。（増訂豆州志稿等）

とあるように旗本領に多くが移行した。幕末郡下知行表（『田方郡誌』）から当町内の村々の支配者を見ると次のようになっている（石直し後、幕末までの間には若干の変動があったかもしれない）。

仁田（九八〇石七六九四）

大沢、宮崎、松前、金田、西尾、藤田、戸田、藤方、佐久間

間宮（八六八石六二三）

高田斧次郎、能勢重次郎、三宅三郎、久野伊三郎、武島四郎左衛門、井出鉄次郎、能勢兵左衛門

塚本（九二二石三一七）

小宮新五右衛門、阿部忠右衛門、飯田四郎左衛門、永井彦兵衛、秋山源左衛門、小出甚五郎、伊丹新五郎

肥田（五一三石三二三）

大久保長門守（相模荻野山中藩）

上沢（四四七石八九五）

大久保長門守、松野長十郎

大竹（一〇五石〇〇六）

大久保加賀守（相模小田原藩）

桑原（二九二石五九三）

大久保加賀守　森文書より

松平健之助　（筆者記入）

田代（一六二石八四八）

酒井式部

経井沢（七四石八一八）
山本八郎
畑　（一四六石七五八）
宮部甚五郎
丹那（三五六石一九七）
酒井式部
平井（七四六石八八八）
水野出羽守
大土肥（一六二石〇三八三）
井出志摩守
柏谷（八八八石七二一四）
大沢、宮崎、松前、金田、西尾、戸田、藤方
畑毛（四〇二石四八五六）
江川太郎左衛門、大久保帯刀、松野長十郎、水野出羽守
日守（三三二石四〇〇）
水野出羽守

右のように、多いところでは仁田の九人（九給地）、間宮・塚本・柏谷の七人（七給地）のように大変複雑な支配のところもあった。

考えてみても一つの村に七人～九人の支配者がいたのでは村落自治もあったもんではないと思われるし、領民として

もとまどいがあったろう。

七人の支配者の入り組んだ間宮村について三宅三郎支配の地域を『佐野文書』（間宮出身・現在沼津市）で見てみると、石高は間宮村全体が八六八石余であるのに対し約一五％に当たる一三三石弐斗九升一合が三宅三郎の支配となっている。年貢の負担高は天保十三年（一八四二）の『年貢皆済目録』を見ると一五〇俵を出している。

争論　慶安の御触書や五人組条目、諸法度でがんじがらめに領主に拘束され処罰恐さに盲従的となっていた農民の生活の中で山林や採草地、用水をめぐる問題は農民の死活問題であり、個人で解決できるというものでもないので領主に働きかける一方、関係村々と連絡をとり合い、共同体意識を高めつつ自分たちに有利に問題が解決されるよう必死の努力をした。したがって争論は農民の赤裸々な姿が展開された場面であったともいえる。

(ア)　宝永の山論と桑里四君表

桑原村は箱根山系に位置し、その稜線に沿う一帯は桑原村を初めとする下郷村々の共有採草地たる入会山となっていた。入会山をめぐる境界線はしばしば山論のもととなったが、桑原村は自村が入会山と接するために、その境界線をめぐって仲間である入会村々と争うこととなった。これが桑原における宝永の山論であり、この顛末については、『伊豆義民伝』（鳥羽山瀚）にまとめられているので、ここでは、『伊豆義民伝』の中からその顛末を記し概略としたい。

宝永二年（一七〇五）桑原村は猪、鹿による農作物の被害が多く、その対策として入会山境界近く自村内へ猪鹿除けの土手三八〇間を築造した。これに対し入会村々たる梅名村・中島村・新屋村・鶴喰村・松本村・御園村・玉川村・多呂村・間宮村・北沢村・安久村・平田村・肥田村・青木村・長伏村・八反畑村・塚本村・堀之内村・中村・矢田村・竹倉村・大場村の二二か村の村役たちは、二月十二日、

桑原村大土手築立候件に就き、梅名村名主仁右衛門宅にて寄と評議致し度候……

という回状によって参集密議がなされた。下郷二二か村の言い分は、桑原村の築造した土手は猪鹿除ではなく草刈を目的とした自我欲であり、しかも築造土手は入会村々に対して相談もせず、又三島代官の指図も受けていない。従って入会村々としてはこれを認めるわけにはいかないというものであった。

そして同月十八日、二二か村の百姓総勢二千余人は百姓道具を手に桑原村に乱入、三百八十間の新土手を崩壊させ、立木数千本を伐倒すとともにあらぬ限りの暴状を尽くした。

これに対し桑原村の名主六右衛門は怒り立ち向かおうとする村人を必死で押え、韮山代官江川太郎左衛門の役所へ事の次第を注進公正なる裁決を計ろうとした。韮山代官所は容易ならぬ事件として早々に訴状を認めて出府するよう桑原村に勧めてくれたので、桑原村では同様の願いを三島代官小長谷勘左衛門の役所へも出した。ところが三島代官の方では私領の多くある土地故、寺社奉行の許可も必要だし、江戸屋敷に在宅する代官に願わねばならぬという理由で取り上げてくれようとはしなかった。そこで桑原村としては韮山代官の添状を頂き奉行所へ出訴するより他はなく出府の仕度をしたが、韮山代官は病気臥床中であって二月二八日には逝去されてしまった。途方にくれているところへ山木村・平井村両村名主による仲裁が申し入れられたが、その条件は桑原村三分、入会村七分というもので、これでは先祖伝来の土地をけずられることになり承服できず仲裁は成立しなかった。

かくなる上は出府して奉行所へ訴願して桑原村を守らねばと路用の金子などを整え、訴状も役人の目安にかけ、四月下旬に出立と決めたが韮山代官所の都合で度々の願いもいれられず、ようやく韮山代官の添状をもらえたのは盂蘭盆会を過ぎた頃であった。かくして名主六右衛門・組頭弥右衛門・吉右衛門、年寄治右衛門の四人は悲壮な決意で江戸に発った。途中入会村々の待伏せもあったが桑原村に味方する新谷村の名主宇右衛門が通り合わせたことによって助けられ、ようやくのことで江戸へ着いた。江戸下谷三枚橋の江川代官屋敷で江戸詰手代荒井五郎兵衛より、「桑原は小村である

し訴訟費用、路用、その他の入用金を加えると莫大な金子となる、それよりも四分六分、又は五分五分の扱いをしたらどうか」という注言を聞いたが四人の決意は変わらず、手代もその心根に感銘し奉行所へ時期を見て同道してくれることを約した。

かれこれしているうちに一か月は経ち金子にも差支えるようになった時、九月十八日、韮山代官組下三田縫之助に伴われ六右衛門と吉右衛門は勘定頭千五百石中山出雲守の役宅へ出頭することができた。しかし、「この訴状は見当違いである、支配所勘左衛門へ願い出よ、勘左衛門の方でも取り上げてくれぬ時は当所で受理しよう」ということで、せっかくの出頭も水泡に帰し、言われた如く小長谷勘左衛門の役宅へ罷り出たが、勘左衛門は訴状を受け取ったままで音沙汰無く、あげくの果ては国元で待つようにとのことであった。仕方なく訴状の返却を申し出た六右衛門に対して勘左衛門初め手代は横暴な態度をとりまた、狼藉を働き、六右衛門は再び中山出雲守に切願、遂に訴状は取り上げられることとなった。上訴については寺社奉行、町奉行、奏者番衆の裏書連判が必要で、この御召状を持参すれば如何なる者も裁きの場に立たなければならかったわけである。六右衛門等は連判衆の屋敷を巡り三日を費して四人の連判をもらうことができた。この御召状によって訴訟方桑原村と相手方入会村々の名主が奉行所に呼び出されたのは十月二五日のことであった。そして中山出雲守より山論となった所の絵図を双方立会いの上で作成し早々差出すように、その上で裁定を下すとの仰せ渡しがあった。

絵図が作成され、奉行所の白洲へ再び立ったのは翌宝永三年六月五日のことであった。まず双方の訴状を読み上げることから始まり、その後絵図へ双方の主張を書き入れることが行なわれた。

双方の訴状は、

桑原村訴状

乍恐御訴訟申上候御事

豆州田方郡江川太兵衛様御代官所　桑原村訴訟人　名主　六右衛門

惣百姓

百姓自分林伐破出入

伊豆国田方郡君沢郡　小長谷勘左衛門様御代官所十六ヶ村名主十八人御給地

名主十四人、村数十八ヶ村名主三十二人相手也。

一、桑原村山境之儀者、東は、田代大橋尻り、南は大竹村境、西は玉沢村土手限道限り、北は馬坂道切にて、箱根山続之山中にて、猪鹿多く作場へ出、難儀仕候。殊に近年隣村にて猪鹿除土手築申候故、別而桑原村へ落込、軒場迄発向仕り、作も荒し迷惑仕候。依て村中大小百姓入作迄寄合相談の上、玉沢境道之辺、桑原自分刈敷山之内、先年築申候古土手を用、三百八十間余猪鹿除土手築立申候。然所桑原村山続箱根山へ入来候田方郡君沢郡廿五ヶ村之内七ヶ村は檜不用、残十八ヶ村之者共徒党を組、中島村大名主七郎右衛門、大場村名主五左衛門、甚左衛門、北沢村名主長右衛門、梅名村名主仁右衛門、右之者共頭取ニ而寄合付、桑原村百姓林伐破り申沙汰有之に付、吉右衛門、与右衛門を以、七郎右衛門方へ相断候へば、尤梅名村に而致相談候へ共、此上了管も可仕者返答申越候に付見合御有候所、同十八日右十八ヶ村之者共凡三千人余催し、手毎に鉈、斧、鉾、鳶口致所持、螺貝吹立人数彼之場所に乱入、時之声を四五度上げ、右築立申候土手理不盡に切崩し、剰百姓自分林へ乱入、先々より立置候大小之松六七尺廻りより壱尺五六寸迄、雑木栗丸田大小木数千六百本余伐採、或者伐捨狼藉仕候拙者共小村と申し、大勢に手向可申様無御座、其上御公儀様を奉重無是非罷存候。

一、六ヶ年以前辰之年桑原村与左衛門儀、田地永代売仕候付従御公儀様御追放に在為仰付与左衛門田地山林共被御取上、御払に被為仰付候林之内、穴尻りと申を立木不残切取、殊に大小の松三本伐捨申候。

此の林の儀者、御公儀様御払之御廻状御領私領共に村々御触被遊候ニ付、村々名主共御廻状拝見仕、村下に印形仕相廻し申存能居り候事。

一、築立申候土手内に御水張之面にて古畑上中下合七反七畝拾七分御座候処、猪鹿多作も荒し年々実取不申候に付、天和三亥年御代官様へ御願申上御見分之上、当不作に御引被下候得共、高之内に御座候に付、御役之儀相勤申候並辰之間みね下畑壱反四畝拾八分御座候。是も猪鹿取荒申候。御年貢御役改共に相勤申候。

右之通り古畑荒所所々に御座候に付、古土手築立申候を理不盡に切崩し、其上自分林八ヶ所迄伐採桑原村之儀者箱根山続之悪地に而、百姓困窮仕候得共箇様之除申を以て、御年貢御役に勤来申候処、右之通り自分林迄在伐取候は向後桑原村及退転に可申上迷惑に奉存候。右之通拾八ヶ村之名主組頭在御召寄御詮議之上桑原村百姓永々相続申候様偏に御慈悲奉守候。委細御尋之上乍恐口上に可申上候。

以上

宝永二酉十月

桑原村　名主　六右衛門
組頭　吉右衛門
年寄　与右衛門
同　次右衛門
同　嘉左衛門
同　七右衛門
同　与右衛門
同　嘉右衛門

御奉行所様

入会村々訴状

乍恐返答書を以御訴訟申上候御事

伊豆国田方郡　江川太兵衛様御代官所　桑原村

名主　六右衛門
相手　惣百姓

伊豆国田方郡君沢郡　小長谷御左衛門様御代官所並御給所

箱根山之内秣刈敗場出入

田方郡君沢郡二十二ヶ村

名主　惣　百　姓

一、箱根山入会御運上山之内桑原村山境有之、東は田代大橋、南は大竹村、西は玉沢土手根、北は馬坂道切境と被申上候。右之場所惣くるみ三里廿三町御座候。此分桑原山境と申上候段、偽りに御座候。右場所は豆州に而廿九ヶ村、駿州に而内藤筑後守様、大久保加賀守様、秋山重右衛門様御領内都合四十七ヶ村高二万石余之村々三島御役所御吟味之上山札申請候。此御運上米八拾二俵余、御公儀様に年々御上納仕候。

右之場所に而田畑発来り申候儀紛無御座候所に桑原村迚に近所生出申候に付、六拾年以前も生出伐捨申候其已後又候生出、只今は大分に罷成馬草刈敗場すべて申候間、時節を以御訴先規之通に生出之分切捨草山に可仕と奉存候所、剰去る中の二月狩既除土手と偽り御運上山之内立新規に大土手築、芝草焼払人馬通路無之様仕り、自分林に可致方便と奉存候御事。

一、此度新土手築立申候場所古畑荒部に有之由、桑原村申上候得共、其外山付之村々に先規分之古畑御検地請候場所何程も有之候て荒不申候。当分耕作仕候。畑村畔迄不残入会秣刈敗申候儀紛無御座候。其上半左衛門と名付候場、入会刈敗山之内御座候。御運上之内に半左衛門林有之候筈無御座候。其儀は居く裾之内に可有御座と存候御事。

一、新土手狼藉に崩し申候由桑原村申上候得共箱根山之内先々より、何之村に而無相談猪鹿除土手に築申候事不罷成倒に御座候。其外山付に除土手村々先年築申候場所御座候得共、入会村々相談を以三島御役所に御願申上御差図請築申候。尤相談無之築申候付当座に村々無断崩し申筈に相究候申候所に、桑原村而新土手築、山道切留め申候間、村々より人足五人三人宛鍬など持罷出崩し申候。且又六七尺廻りへ大木伐捨申候由申上候儀、偽に御座候。

右場所に二三尺廻りへ松木三本伐申候。右松之幹箱根山入会刈敗山之内所々に御座候。

其外生出之内雑伐之雑木少々切申候所、本数千六百本伐申由大き成偽に御座候。

其上頭取有之由、徒党を組大人数催し狼藉仕候由、是又大き成偽に御座候御事。
右之通少も偽不申上候。桑原村に相続箱根山付之十三ケ村は居く弥計に而内野内山少も無御座候。
然所桑原村高二百八十石余之所斗大分之自分林刈敷山可有様無御座候。
此度双方立合吟味之上、山絵図差上申候間、乍恐御見分之上秣敷場先規の通り在為仰付可被下候、偏に御了管奉願上候以上。

宝永三戌年六月四日

中島村　大名主　七郎右衛門
廿一ケ村　名　主　惣百姓

桑原村の訴状とその反論状である入会村々の訴状との対立点は、まず第一に桑原村の山境であり、桑原村が主張する山境に対して、入会村々はそれを認めず、この場所は豆州二九か村、駿州内藤筑後守、大久保加賀守、秋山重右衛門の領内四七か村の逆上山であり、三島代官所の吟味を受け山札を割け、その証拠として逆上米も八二俵余公儀へ納めてきたと反論している。

第二に桑原村が猪鹿除土手を築いた理由として、箱根山続きの山中であって猪、鹿が多く出て作物が荒らされ難儀してきたが、近年隣村で猪鹿除を築造したので猪、鹿が桑原村へ落ち込むことが前にも増して多くなったので、村中大小百姓入作迄寄合相談の上、玉沢境道の辺、桑原村の刈敷山内へ先に築造した古土手を利用して三八十間の猪鹿除を築いたとしているのに対し、入会村々では、桑原村刈敷山の中ではなく入会村々の刈敷山の中に築造したのであって、目的も猪鹿除ではなく逆上山の中に新規に土手を築き、芝焼の人馬の通踏が無いようにし、その内を自分林としようという魂胆であると反論している。第三に桑原村山続き箱根山へはいっている田方郡、君沢郡二五か村のうち十八か村は頭取が居て密議をし徒党を組み、三千余人を動員桑原村に乱入、新土手を切り崩し、その上桑原百姓林へも乱入、大小松、栗、雑木等千六百本余伐採したと桑原村が主張するのに対し、入会村々では乱暴に切り崩したとのことだが、箱根山の

内は以前より他村に相談なく猪鹿除を築くことはできないことになっており、山付故村々の築いた土手が幾つかあるが、これらは入会村々に相談をし三島代官所に願い出で指図を受けたものである。もし相談なく築いた場合は無断で崩してもよいと決めてあったが、桑原村が新土手を築き、山道を切り留めしたので村々より人足を五人、三人と出し鍬などを持ってきて崩したものである。大木を切ったというのも偽りで細いのを三本伐っただけである。その他入会山へ出てきている雑木を少々伐ったが千六百本も伐ったというのは大きな偽りである。更に頭取が居て徒党を組んで多人数で狼藉としたのも偽りであると反論している。

第四に桑原村が伐りとられた大松三本は桑原村の与左衛門という者が六年以前禁止されている田地永代売買をし、公儀から追放となり田地山林共御取り上げとなり、桑原村に払い下げられた林の内、穴尻というところの立木残らず伐り取り、殊に大松三本伐り捨ててしまった。この地については公儀の払い下げの回状が御領、私領村々に回り、村々名主が村名下に印形をして回したことがあったと主張するのに対し、入会村々では半（与か）左衛門林と名付く場所は入会刈敷山のうちにあり、桑原村運上山内に半左衛門林があるはずはないと反論している。

第五に桑原村が築いた土手内には検地帳上、古畑上中下合七反七畝一七歩あったが、猪、鹿によって年々収穫ができず、天和三年代官へ願い上げ見分を受け引地としてもらったが高の内であるので年貢賄役は勤めてきた。また辰の間みね下畑一反四畝一八歩あったが、これも猪や鹿が荒らしてしまったが年貢賄役は勤めてきたと桑原村が主張しているのに対し、入会村々は桑原村が古畑荒部に築いたということも偽りであって、その場所より外に山付の村々の検地を受けた場所が沢山あるが荒地となっている所はなく耕作しており、猪鹿除など築く必要はないのだと反論している。

以上が双方の主張の主な対立点であり、出雲守は訴状を読み上げると次に双方に絵図面の説明をさせた。ここにおいて入会村々の説明は大きく乱れ、結果は桑原村六右衛門名代次右衛門の説明と変わりないものとなってしまった。

六月十日牛込の屋敷において与力南条金左衛門の取り調べがあり、六右衛門は論所の実証を挙げて問いに答え訴状についての説明をした。六右衛門の口書は次のとおりであった。

吟味口書

一、此の度論所之内、上野と申処に上中下荒畑七反七畝十七歩しやうふか入に、明源郷と申所辰の御後一反四畝十八歩御座候。尤も御水帳に各反別共相違無御座候。

一、十八ヶ村の者共切崩申候木数一尺回り以上千六百本余伐取申候口書差上申候事。

一、与右衛門致所持候林六ヶ年以前辰年御払に罷成り不残切取申候へども林境に五尺七尺之大木三本残置申候。所々是を以伐捨に仕候。右之通少も偽無御座候。又十二日南条金左衛門様に而御詮議被遊候に付則口書差上申候。

一、相手村より御囲山と付札仕候処、田代より往還に出申候。道筋南芝山之儀は、桑原村分に御座候。然所に田方廿二ヶ村並大竹上沢以上廿五ヶ村入会刈敷刈来申候御運上山には無御座候。桑原村地本之証拠と申候は廿二年以前子ノ年橋本三入と申候者、右入会之内桑原村御代官江川太郎左衛門様へ御願申上、新田在為仰付田代大橋尻より水引取し候得共、水筋之谷崩多く、段々欠落相続申候に付荒地に罷成、今新田場所用水堀之部御座候。拙者共境張り仕候。南は桑原村紛無御座候。

一、御運上山にて無御座候由申上候得共、横道上は芝山多御座候。相手方より札付御囲山と申上候は桑原村之分に御座候。御囲山の儀外に御座候。是者箱根山火番仕候に付、御運上出し不申候得共、馬之通申候所迄は入来申候。

一、田方より馬坂横道より南に田地所持仕候を証拠に申上候へ共、少々之儀に御座候。殊に此方に而山之儀彼之者共は勝手に相成申候由、度々申候間見通に差置申候。馬坂のもの先年は家にて二間、桑原村之作り罷有候へども、桑原村人別に乗り不申候に付、押置申候に今屋敷御座候事。

一、先年より猪鹿除土手築立申候。右土手四十間余御座候所に、近年谷田、竹倉、北沢、夏梅木、大場、上沢、平井にて除土手多く築申候間、別而桑原村へ発向仕候。依て大竹にも申合三百八十間築申候。是も田方衆大勢に而切崩申候事。

一、往古田代の正元、桑原の正光と申浪人有之候にて、正光林と申す場所御座候。是を相手方より生田と申上候得共、銘々持主多殊

に野人路に大木之松御座候得共、御見分在遊候得共相知申訳に御座候事。

一、桑原村百姓自分林之内穴尻、梨木平と林七年以前辰年御払に在為仰付田畑屋敷共入札ニ仕、銘々勝手次第多取右之林之儀理兵衛と申候もの所持仕候、理兵衛も此林より外に山無御座、七年以前御代官様へ入札差上申候時之控書物銘々写名付慥成儀に御座候

一、玉沢境に石神と申立石御座候。田方之山神と申候へども右様には無御座候。古来より男神、女神と向前に二ヶ所御座候。年々正月十八日に神酒御供備へ申候。殊に八年以前に神木二本桑原村彌陀堂の板に仕候。少も偽無御座候事。

七月二日には与力高野太兵衛の屋敷へ呼び出されたが、その時には自筆の口書を岩本茂兵衛、高間直右衛門の手許を差し出した。その口書は次のとおりであった。

乍恐書付を以申上候御事

一、豆州桑原村之儀者、山方に御座候得共、渡世営に前々より三島町へ薪商売仕候処、去る九月八日谷山村にて真木百拾把押取、剰往来も通し不申候に付、三島御役所へ御訴訟申上候へ共、御役所より往来留申候も不届之由被仰付候に付、往来防不申候御事。

一、相手十八ヶ村と書面に記し差上申候処、谷田村も返答書に加り罷出申候得共、少分之儀に御座候得共、狼藉に往来留申候薪百拾把押取候段御詮議之上、右薪相返し申候様在仰可在下候。先達而出雲守様へも右之旨御訴状差上申候。右之御事共差上遣御目申候以上。

宝永三戌之七月二日　　桑原村　名主　六右衛門

岩本茂兵衛様
高間直右衛様

江戸における取り調べが一応終わって愈々現地における論所の検証ということになった。それに先だち江戸から赴いた岩本茂兵衛、高間直右衛門両検使役による吟味が十一月四日三島代官所において行なわれた。証人として上沢・大竹両村名主・組頭・年寄が召喚されたが、岩本・高間両検使の吟味は厳しく益々入会村々の立場は不利となっていった。

桑原村の有利、入会村々の不利を決定的としたのは六日から始められた山吟味であった。訴訟方、相手方立会のもとに両検使役の吟味は、六日は玉沢道より上野辺まで、七日は上野の馬坂横道まで、八日は三本松並に三入新田の部、内野・外野・御逗上山境田代大橋尻までというように進められたが、入会村々の反論は吟味によって次々と否定されていった。

そして宝永四年亥二月十七日六右衛門の所へ江戸よりの御召状が届いた。それは、

其村々論所之儀に付、御用有之間、双方共申合、来る廿二日三ツ迄に可被参候。尤大名主は不及申、廿二ケ村名主の内病気などに而不参有えば、組頭名代に差越可申候。

此状官元へ持参、我等方へ可相返候事。

高谷太兵衛手代　高間直右衛門
南条金左衛門手代　岩本茂兵衛

亥之二月十七日

豆州桑原村　名主年寄中
同田方郡、君沢郡、廿二ケ村名主中

というものであった。そして廿五日奉行所において中山出雲守によって山論の裁定が下された。

裁定書

伊豆国田方郡桑原村と、同国同郡間宮村、君沢郡中島村、大場村、梅名村、多呂村、北沢村、寄木村、新屋村、鶴喰村、玉川村、堀之内村、平田村、松本村、御園村、八反畑村、長伏村、中村、谷田村、竹倉村、肥田村、塚本村、安久村、山論裁許之条也。

一、桑原村訴出候者、同村山境、東は田代大橋、南は大竹村境、西は玉沢、北は馬坂道切にて、自分刈敷山之内猪鹿除土手築候処、右廿二ケ村百姓大勢催来り、土手切崩、剰へ百姓林へ乱入、木数千六百本余伐採、大松三本伐捨狼藉方申立、廿二ケ村答候は、

桑原村より申所の山者、駿豆両州四拾七ケ村入会御運上に候処、桑原村、林統六拾年以来生出に付伐採候。入会村々に無断土手築候取崩の松木三本、其外鎌刈之雑木少々伐採候旨答之右今詮議処、運上山者馬坂道より北東山之田、桑原村申之弐拾弐ケ村者入会運上山と雖申、弐拾五年以前、右論所之内新田開発の節、桑原御代官令吟味上者桑原村地元入会場に而、桑原村申場所運上山と相聞候論所之内、馬坂道際、田代橋際に馬坂田代両村より開候畑を運上山之証拠に弐拾弐ケ村より雖申立、年貢も不相納当分之開畑にて証拠雑用向後可荒之百姓林境より馬坂道迄、桑原村並弐拾弐ケ村可入会大竹村、上沢村今度雖不申出元来入来上は可為有来通事。

一、弐拾弐ケ村申候者、百姓林之儀居屋敷より百間と定候所、運上山へ大分に生出、其上冷川入会場にも新林仕立候得共、入会村々多相改候儀及延引旨雖申立、百間と定り候証拠無之、運上山に為致生出新林数十年其通り可指慣間無之殊に桑原村古畑荒所有之、百姓山と相見に候条、桑原村可進退之百姓林之内、伐採相改め候処、大小四百七拾五有之に付弐拾弐ケ村之者共に相尋候処員数は全相違候得共伐採候内口留差出候理不盡之仕形に付、為過料島目百貫文桑原村へ可出之、且又猪鹿除土手切崩候所、廿二ケ村より一々修覆之事。

一、桑原村百姓商売之薪付出候道に而、谷田村之者、薪拾把押取候旨訴出候今詮議谷田村之者石神近所に而秣刈候処、桑原村之者鎌押取候故、薪七拾把押取候旨申候得共、員数不分明候。右之場所今度詮議の上百姓林に相究候間、右之薪桑原申通谷田村より可相返事。

右論所為検使南条金左衛門手代、岩本茂兵衛、高谷太兵衛手代、高間直右衛門差遣道検分敷許為後日絵図の面引墨筋各加印判双方へ下附間不可再犯者也。

宝永丁亥三月廿五日

右　阿波㊞　　丹遠江㊞
中　出雲㊞　　本弾正㊞
戸　日向㊞　　堀左京㊞

荻　近　江㊞　　三　備　前㊞
坪　能　登㊞　　鳥　播　磨㊞
松　壹　岐㊞

かくて三年の間小村でありながら入会村々との訴訟に筋を通し続け勝利を得ることができたのである。惣百姓の支援はもとより六右衛門、吉右衛門、弘右衛門、次右衛門の苦労は大変なものであった。訴訟のために幾度桑原と江戸の間を往復したことであろうか。そのための莫大な出費、その苦労にも打ち勝ったのである。

江戸から戻った四人を迎えた村人の喜びは想像以上で四人を神前に着座させ、桑原村と入会村々を一望できる丘で一週間もの間、鉦・太鼓・笛の鳴物入りで騒ぎ狂い踊り狂ったという。そして今、その地は「踊り畑」という名がついて残っている。

また　この訴訟を進めた六右衛門等四人の功績をたたえるべく「桑里四君表」として熊野神社境内に碑が建てられている。

桑里四君表（桑原）

桑里四君表

正面　桑　里　四　君　表

右面　白翁観清居士　享保十八癸巳二月十二日　通稱　森　六右衛門吉林

鈴心宗肝居士　宝暦四子十一月九日　通稱　中村彌右衛門高重

左面　心月静観居士　寛保三癸亥十一月十五日　通稱　中村吉右衛門貞重

祖山禅道居士　　元文二丁巳三月十九日　　通稱　加藤治右衛門尉

裏面　明治十有八年乙酉二月再建　　（建碑者名省略）

(イ) 安政の争論

安政五年（一八五八）のことであった。宝永の山論以来久しく山論のなかった桑原村において船山高源寺と桑原村並びに下郷十五か村との間に山論が起こった。森年代記によりその顚末の一部をたどると、

同（安政五年）二月中旬頃、船山祖山与申和尚と桑原村並下郷十五ヶ村之役人を相手取出入相成候。船山林堺に生出致候故、下郷十五ヶ村役人小前一同切払ニ参リ候。其せい元改候処六百人程也。生出等切払、其明日林内ニ野火入候而、夫ゟ祖山最勝院へ行き見分願仕候。

この山論の原因となったのは高源寺の寺林と入会村々入会山の境界をめぐって、高源寺林が入会山にはみ出ているとし、入会村々十五か村の村役人百姓六百人が押しかけ、はみ出ているとする部分を切り払い、その翌日には野火を放つという狼藉を働いた。この行為は宝永の山論の時桑原村に対して入会村々が多勢をもってなした狼藉と似たものであったわけである。

高源寺側では早速本山である最勝院へ報告見分を願い添書を頂き、祖山は出府桑原村支配松平健之助のもとへ訴訟の願いを出した。松平健之助の方では双方を呼び出して一応の取り調べをしたが安易な山論と見たか、それとも面倒な山論だと敬遠したのか差し戻ししてしまった。

祖山は納得しかね寺社奉行板倉のもとへ門訴、切願かない取り上げられることとなった。寺社奉行の板倉は更に安藤対島守へも訴訟の裁定を依頼した。かくして訴状は寺社奉行板倉より松平健之助へ引き渡され、松平健之助も仕方なく訴状を公儀に差し出し取り調べが始められることとなった。そして桑原村名主三郎右衛門父伊三郎、林右衛門、小田原

領組頭弥兵衛、間宮村伊右衛門、大場村和吉、梅名村清五郎、茂兵衛、恒右衛門、中島村孫七、久太郎、塚本村勘左衛門、長伏村猪兵衛に対して、

豆州田方郡桑原村高源寺祖山山論出入之儀訴出ニ付相尋旨之間、村々相手者返答書無遅滞を認メ、来ル四月十二日ニ評定所において退けつ致しべく者也。於不参者不為曲事者也。

寺社四人　印
御勘定四人印
町奉行二人印
安藤対島守印

という召喚状が出され、四月十二日江戸安藤対島守屋敷において対決するところとなった。そこで双方出府対決、それより九月まで引き続き、九月からは松平右京守へ取り調べが引き継がれた。その間桑原村の者たちは六月二八日、宝永の山論の裁定を裏面に記した絵図を持って安藤対島守役所へ罷出、絵図面の説明をし、七月十日帰村、更に八月二十日頃桑原村吉右衛門、伊三郎、田代村伝右衛門、軽井沢村五左衛門、間宮村熊右衛門の五人が出府、その時は取り調べが停止となりそのまま帰村、十月下旬再び出府、十二月下旬帰村というように江戸への往復を繰り返したがなかなか調べは進まず、翌安政六年になっても二月林右衛門出府、四月三郎右衛門出府御留役鈴木栄助取り調べ、七月小田原領弥兵衛出府鈴木栄助取り調べと続き、七月の弥兵衛出府の時に至って水図帳を差し出すようにとの旨仰せ付けられ、九月十日林右衛門が水図帳を持って出府、松平右京役所へ差し出したが、その年の暮れになっても何の沙汰もなく万延元年を迎えた。三月中旬になって祖山と桑原村の伊三郎と下郷惣代間宮村熊右衛門出府、同月二三日呼び出しを受け役所へ罷り出たところ秋より冬までの間に見分に遣すので帰村するよう仰せ渡され、祖山、伊三郎、熊右衛門の三人は帰村した。

ところが時は五か国外国船渡来の時で幕府の方は大混乱、訴訟の裁定どころではなくなり、見分もなかなかなされず、ついに流れてしまった。

しかし、安政の仮条約締結による国勢の安定が見え始めた為か取り調べは再開されることとなり、文久四年（一八六四＝元治元年）十一月二四日論所の見分がなされることとなった。

文久四甲子年十一月廿四日、熱海ゟ御先触御座候而、廿五日ニ船山ニ御訴論所地改御役人□月惣蔵様、桑田両蔵様、小者弐人上下四人本馬弐頭、此時初りゆへ御亭寧之御調なり。下郷十七ケ村絵図認メ、道法迄相印、彼是相もつれ、十九日ゟ論所御見分、塚洞ゟ相初メ訴訟人祖山申立堺を御見分、楚天組をはり、儀尺を立、何十何番何えとに当ると印置、訴訟方見分相済、夫より相手方大□洞ゟ初メ、右之通りニ而不残論所堺相済、夫ゟ村内道筋男山大路筋、又は冷川筋迄相済、其ゆへ絵図認メ、高源寺相手方惣代印形取候而……

とあるように、□月・桑田両検使による論所の見分は、まず宝永の山論の時と同様双方の絵図の説明に始まり、山吟味に移った。

絵図の説明では双方が主張を通すのでもつれたようであり、山吟味は祖山と相手方村々の申し立てる境を細部にわたって見分けしたようである。この時どのような問題が生じたかということについては『森年代記』に記載がなく分らない。また裁定についてはどのようになったか史料未発見であり、今後の調査で明らかにしたいところである。

(ウ)　その他の山論

『丹那風土記』によれば山論として前記山論のほかに、次のような山論も川口文書の中に見られている。

文化七年（一八一〇）
　丹那と畑の間で紛争（川口文書）
文政十二年（一八二九）

平井村入会山一件（川口文書）

丹那村農民が平井村分の秣場を刈りいれたために紛争が起こり、土地では解決がつかず江戸町奉行松平丹後守の調停によってようやく解決した。この時、畑・軽井沢・田代の名主も参加して和解している。

慶応三年（一八六七）

池の山秣場一件（川口文書）

長崎村との一件（川口文書）

桑原山一件（川口文書）

(ロ) 八ッ溝用水争論

山の争論に対して水をめぐる争論は農業生産と直接関係あるだけに深刻なものであり、双方ともより多量の用水を得ようとして譲らないので大きな争論に発展しがちであった。

先に述べた八ッ溝用水においても樋築後分水方法について取りきめがなされたであろうが、延享五年（一七四八）塚本村と間宮村との間で分水口の杭をめぐって争論が起き、地元では解決できず、ついに江戸表までもちこまれるほどにこじれてしまった。その結果としての分水方法をめぐる裁決は今日も慣例として活かされている。

表紙

延享五辰年六月

八ッ溝用水争論文書

上沢（竹沢文書）

差上申一札之事

豆州田方郡塚本村之者共訴上候者、田反別六拾弐町九反歩余之用水、上沢川堀筋八ツ溝と申所ゟ引取養来。尤右用水ハ大土肥、仁田、間宮、塚本四ヶ村江無甲乙引来、塚本村用水路堀幅古来九尺余ニ而、分水口江杭木四拾八本打立分水致候処、間宮村ゟ年々堀幅を狭メ杭木打増、今年ニなり新規之杭三拾本余打、大溝口を塞き候故塚本村田地渇水致シ、間宮村ニ而ハ用水沢山ニ引取申候。勿論、塚本村田地之内少々間宮堀用水ニ而任付候場所茂有之候間、用水無甲乙引取候様申達候江共不致得心難儀之旨申上申候。

一、同国同郡間宮村之者共答上候者、塚本村用水之儀者水先と申、殊ニ地窪ニ而水足早ク、其上間宮村用水之末も落込旁水沢山ニ御座候。間宮村ハ地高故用水懸兼難儀ニ付、先規ゟ用水口江杭百七本打置候内、折腐候杭ハ打替申候。去ル春中腐杭五本打替候儀ニ而、新規ニ杭木打増候儀無之、右八ツ溝之上土手拾八間大破致シ水持悪敷候故去ル亥年自普請之儀四ヶ村及相談候処、塚本村不得心ニ付年々蛇籠、土俵ニ而取繕候江共不持□(永)洩水致候儀ニ御座候。且先達而塚本村出訴之儀を承り、仁田村迄訴差上ケ近村之者取扱候処、塚本村ゟ新法之儀申募内済相調不申候。塚本村ゟ申立候杭木抜払間宮村之田地江用水可相掛候哉御見分之上御勘弁奉願上候旨申上之候。右双方被遂御吟味候処、絵図面ニ而ハ御聞難被遊ニ付、御代官大草太郎左衛門様、斎藤新八郎様両御手代為御見分被遣場所御糺明之処、間宮村ゟ塚本村堀筋年々狭メ、其上新杭打増候故田地渇水致シ候由塚本村申立、間宮村ゟ先規より之有杭百七本之内折腐候分ハ打替候儀ニ而、右有杭之内三拾本抜取候而者、高場之間宮村田地江用水不懸旨申之双方申争候迄ニ而、古来ゟ之杭数定も無之、殊更打腐等之杭年々打替候江バ、三拾本新規ニ打増候と申儀難分リ、双方申分難相定候。然共右有杭之内三拾本減候而者、間宮村江用水掛リ兼候儀ハ歴然ニ御座候。右八ツ溝迄之上堀筋拾八間切レ所有之洩水致シ候故自普請之儀四ヶ村江及談所候処、塚本村不得心之旨間宮村申上候ニ付御吟味之処、四ヶ村□々之村役人大勢之亦故相談速々ニ而一聞不致及延引候旨四ヶ村一同ニ申之、塚本村斗リ不得心と申ニ而も無之、然ル処上沢村者水先ニ候故、右相談ニ者相成間敷思召候江共、大場村ハ右用水引取候処切レ所普請ニ不組合段御尋之処、元来上沢村与大場村一村ニ候故普請入用不差出旨申上候江共、分レ郷ニ相成候証拠無之、切レ所取繕普請ニも入用不差出候段大場村心得違ニ思召候。且仁田村ゟ迄訴差上候節、近村之者取扱候而、塚本村新法之儀申募リ候由間宮村申上候江共、無証拠ニ付不被及御沙汰候。依之被仰渡候ハ、仁田村江引取候用水溝、西

之方を壱番と定、弐番迄ハ仁田溝、三番ゟ五番迄間宮溝、六番塚本溝、七番仁田溝、八番大土肥溝。右八ツ溝之内壱番弐番八番溝江、田地仕付前者、古来ゟ毎夜暮六ツ時ゟ堰留メ、翌朝六ツ時取払候由ニ候上者、右四ヶ村之田方反別百弐拾四町七反四畝壱歩之内夜水引取候。大土肥堰懸リ之分、壱番弐番八番之用水掛リ田反別弐拾弐町八畝五歩除之、相残リ反別之内、間宮溝用水懸リ七拾三町四畝拾弐歩余を杭上と御定、塚本、仁田両村之田反別七拾九町弐反五畝拾三歩余を杭下と御定、右杭上杭下用水懸リ田反別を以昼六時ニ割合、杭上ニ而弐時八分余、杭下ニ而三時壱歩余之積リ、杭上江引候節者、塚本、仁田溝入口井ニ壱番弐番八番溝入口を堰留、杭下ニ引候節ハ壱番溝ハ入口ニ而堰留、弐番ゟ順ニ五番溝井八番溝ハ杭所土手際ニ而堰留、右刻割之通リ用水可引取候。尤塚本堀、仁田溝之儀者、入口一方ニ而杭下ニ而弐筋分レ候間、右両村用水懸リ之反別を以テ、植付前後井ニ夜中共ニ前書通リ割合用水無甲乙可引取候者勿論四ヶ村共ニ入更リ、飛地等も有之候上ハ双拳ニ和融之上、無差支様順水可致候。且又、上沢川堀筋之内字かんとりめん太郎兵衛前ゟ申場所ニ而土手切レ所普請之儀井ニ□上沢川用水ニ拘リ候儀者、以来共ニ塚本、間宮、仁田、大土肥、大場五ヶ村田反別割合を以用水差出之自普請ニ而仕旨被仰渡、双方三ヶ村共ニ承知仕難有奉畏候。若被仰渡之趣相背候ハ何分之御科ニも可被仰付候。為後日連判一札差上申所仍而如件。

延享五辰年六月四日

豆州田方郡塚本村

訴訟方　名主　半兵衛

永井伝吉郎　〃　茂兵衛

秋山平吉郎　〃　又兵衛

飯田三左衛門　〃　伝左ヱ門

阿部忠右衛門　〃　伊兵衛

小菅八左衛門　〃　幸七

小出甚太郎

伊丹織部　〃　利右エ門
組頭惣代　惣八
百姓代　源左エ門

同　同国同郡仁田村
佐久間政之丞　名主　大八郎
合田仁十郎　〃　太治右エ門
松前八兵衛　〃　五郎左エ門
戸田豊之丞　知行　〃　五兵衛
大沢弾正　〃　文左エ門
藤方長右衛門　〃　九左エ門
宮崎長兵衛　〃　治兵衛
西尾助之丞　百姓惣代　惣左エ門
清左エ門

同国同郡間宮村
相手方
高田忠右衛門　名主　忠右エ門
三宅千蔵　〃　伝右エ門
能勢重治郎　〃　治郎右エ門
武島乙三郎　〃　時右エ門
能勢弥之助　知行　〃　清左エ門

八ツ溝用水争論文書（一橋大学蔵）

久野五郎左衛門　〃　文兵衛
井出甚五衛門　〃　甚左ヱ門
井出甚五左衛門知行
同国同郡大土肥村　名主　藤右ヱ門
百姓代　清左ヱ門
大久保直之丞領分
同国同郡大場村　名主　五左ヱ門
百姓代　八郎右ヱ門

御評定所

これを解釈すると次のようになる。

〔論点〕

塚本村の田地六二町九反余歩の田地は八ツ溝から分水しており、この用水は大土肥・仁田・間宮・塚本四か村に公平に分水されべきものとなっていながら、塚本村田地には十分に水が懸らない。というのも塚本村用水路は古来から堀幅九尺余と定められ、分水口へ杭木四八本を打ち分水していたのであるが、間宮村がこのところ年々堀幅を狭め、その上に杭木を打ち増し、今年になって新規の杭三十余本を打ち大溝口をふさいだからである。そのため塚本村の田地は渇水しているのに対し間宮村の田地へはたくさんの水が引かれている。塚本村田地の中には間宮堀用水にて灌漑をしている田地もあるが、これでは公平に分水されべきものが公平にされているとはいえない。

右のような塚本村の申し分に対して間宮村では、塚本村用水は水先に当たる上に土地も低いので水足が早く、その上

間宮村用水末も落ち込んでいるので水はたくさんあるはずである。しかし間宮村は土地が高いために用水のかかりが悪く難儀をしている。杭についても先規の通りの百七本の杭のうち折り腐れの分を打ち替えたのであって、塚本村の言うように新規に打ち増ししたものではないと真向から両者の言い分は対立した。

さらに間宮村は、八ツ溝用水の上土手十八間が大破し、水持ちが悪くなっているので亥の年（寛保三年＝一七四三）に四か村で自普請をしようと相談をしたが塚本村は納得せず、仕方なく蛇籠・土俵で取り繕ったが長持ちせず洩水は続いていると申し立てた。

〔経過〕

塚本村の出訴に対し間宮村は仁田村へ訴えを出し、近村村方による調停を願ったが、塚本村が新法制定を主張するので成り立たず、ついに奉行所の裁決を願うにいたった。

〔結果〕

双方の言い分を判別する古来の規定がないこと、間宮堀の杭を三十本抜き払っては間宮村田地へ水がはいらないことは明らかであること、大場村も水を引いているので普請入用を負担すること等を吟味の段階で明らかにし、用水路堀幅及び杭数は従前通りとし、分水方法を改め次のように刻割とするということになった。

一、用水路に番号を西からつける。

一～二番　仁田溝
三～五番　間宮溝
六番　塚本溝
七番　仁田溝

八番　　大土肥溝

一、右八ッ溝のうち一、二、八番溝へ、田地仕付前は古来から毎夜、暮れ六つ時（午後六時）から堰留め、翌明け六つ時（午前六時）に堰を取り払っているので、その慣例に従って四か村田地の内、夜水を引いている大土肥堰懸りの分、

一、二、八番の用水懸り田二二町八畝五歩を除いた残りの内、間宮溝用水懸り七三町四畝一二歩を杭上と定め、塚本・仁田両村の田七九町二反五畝一三歩余を杭下と定めること。

一、杭上・杭下の用水懸り田反別をもって刻割を実施し、明け六つから暮れ六つまでの六時を杭上に対しては二時八分、杭下に対しては三時一分余の割合をもって分水すること。

一、杭上へ引く時は、塚本・仁田溝入口ならびに一、二、八番溝入口を堰留め、杭下へ引く時は一番溝は入口で堰留め、二～五番、八番溝は杭所土手際にて堰留め、右の刻割の通り分水すること。

一、塚本堀・仁田溝は入口が一つであって杭下で二筋に分かれているので、右両村用水懸りの反別をもって植え付け前後、夜中共に刻割をし公平に分水すること。

一、四か村田地が入り交り、飛地等もある時は双方の相談納得の上で分水すること。

一、上沢川堀筋のうち字かんとりめん太郎兵衛という所の土手の決潰個所の普請、ならびに上沢川用水にかかわる普請は以後塚本・間宮・仁田・大土肥・大場五か村の田反別割合をもって入用金を拠出し自普請をすること。

以上のような争論を生んだのも、結局は塚本・間宮・大土肥・仁田、さらに大場村にとっては唯一の用水源であり、新田開発に結びついていたからである。

幕藩体制の動揺　幕府の三大改革、諸藩の藩政改革もそれほど効果があがらず、やがて倒幕の方向へと向かっていくが、一般庶民の生活にも大きな変化が生まれてきていた。特に農村における階層分化は貧富の差を大きくし、間宮村の宗門人別帳に見られるように、本百姓六に対して地借十二という零細農民があらわれていた。このような農村の変質の上に相変わらずの貢租体系で必死に農民にしがみついていたのが大名であり、旗本・代官であった。以下幕末の様相をながめていってみよう。

(ア)　石高変遷と農民の階層分化

桑原における石高の増加について名寄帳、年貢割符を整理し、かつ『増訂豆州志稿』に見られる（恐らく幕末と思われる）石高を比較してみると、文禄の頃と幕末とではそれ程の増加が見られていないが、これは主として地形的な要因によるものと思われる。

	文禄三年（一五九四）	元禄十一年（一六九八）	延享三年（一七四六）	宝暦十一年（一七六一）
田　反　歩		一八町八反五畝二八歩	一八町九反四歩	
畑屋敷反歩		八町四反九畝五歩	八町七反五畝二〇歩	
総　反　歩		二七町三反五畝三歩	二七町六反五畝六歩	二七町八反一畝二九歩
総　石　高	二八六石九斗八升八合	二八八石二斗八升九合	二九〇石七斗一升八合	二九二石一斗七升五合

これを見れば分るように文禄の頃の石高と後の時代における石高との差は五石六斗五合にすぎない。次に時代を追って考察していってみよう。まず慶長から寛永十二年に至る間を記した名寄帳を分析して、その階層分化の状況を見てみると次ページのような表になる。

これを見ると土地を少ししか持たない者は少なく、四反～一町持ちが比較的多く、平均すると一戸一町程度の割合になっている。昔は農耕技術も土地も悪く収穫量が少ないので八～九反持ちが中農程度であったとある本に述べられていたが、その考えでこの階層分化の表を見ると桑原の百姓たちは比較的安定した農業を営むことができたであろうと思わ

反歩	村作	入作
1反以下	惣兵衛	大竹金右衛門
		大竹孫左衛門
3〜4	善十良	
4〜5	甚右衛門	
	平左衛門	
	甚兵衛	
5〜6	長次郎	
	忠右衛門	
	六左衛門	
6〜7	七左衛門	
7〜8	宗源寺	大竹与四右衛門
	弥十良	
	次郎兵衛	
	弥左衛門	
9〜10	次郎右衛門	
12〜13	小兵衛	
13〜14	三郎左衛門	
	久左衛門	
14〜15	七右衛門	
	藤左衛門	
16〜17	甚右衛門	
45〜46	彦左衛門	

れる。この名寄帳は寛永十二年頃書かれたものであり、『森家田畑持地名寄帳』の中に、

伊豆国古箱根山桑原村、文禄甲午三年七月十三日、太閤様御家来伊奈熊蔵様御縄打時、高弐百八拾六石九斗八升八合、寛永十二頃迄右之通り、是より段々新田ふへ候而取米増候。

と記され、文禄の検地当時と石高の相違のないことを述べているが、両年の間には四一年の差があり、その間には耕作者の移り変わり、その他内容的な変化のあったことが十分予想される。そこで念のため分析して屋敷地を持つものと持たないものについて調べてみると、屋敷地を持たないものは七人であり、そのうち一反以下は新田持の惣兵衛唯一人であり、他は四反以上の持主であり、一町以上の持主も二名いる。こうなると彼等を、隷属農民であったが土地を手に入れることによって自立したという姿でとらえることはできず、もう一つの自立農民の形態として分家百姓を考えることができる。

分家は寛文十三年（一六七三）分地によって零細な百姓がたくさん生ずるのを防ぐ意味で、名主は高二十石、百姓は高十石、反別一町以下の小さい土地を分割相続してはいけないという分地制限令が幕府より出され分家することを制限されたが、それ以前の幕藩体制社会成立の時期においては隷属農民の自立と共に分家による自立化という現象が多く見られたわけである。

こうしてみると惣兵衛を除いた他の六人は分家によって独立した百姓であり、かつ依然として本家内に家を借り生活

していたであろうことが想像されるわけである。

また、表面的な石高には変わりないが、畑地を屋敷地として家を建て生活していたであろうということも十分予想されることである。しかし、この問題については文禄の検地帳が全部そろわず、かつ名寄帳も無いので決定的な意見を出すことができず想像するより外はない。

このような内容をもちながら次第に近世的村落としての性格を強めていった。支配の面からみると桑原村は古来から韮山代官江川氏の支配に属していたが、天明五年（一七八五）十二月分郷になり、桑原は南北両桑原に分かれ、南桑原は江戸牛込御門内千百石旗本松平八郎右衛門の知行地となり、北桑原は小田原城主大久保氏の知行地となり、その支配は明治元年（一八六七）韮山県に統合されるまで続いている。

桑原村が分郷によって南北両桑原に分けられて間もない天明七年（一七八八）には知行地別の名寄帳が古帳を元にして作られている。次に南桑原である松平八郎右衛門の知行地について、知行地内の百姓の階層分析をして若干の考察を試みてみたいと思う。

南桑原の総反歩は一三町八反七畝一五歩、宝暦十一年（一七六一）の桑原村（分郷前）の総反歩が二七町八反一畝二九歩であるからその半分に相当する反歩である。

この知行地に土地を有する百姓は五七（内、寺六、入作寺を含む）彼等は桑原村の百姓（入作を除く）であり、北桑原にも自分の持地を持っているわけで、これを天明七年における桑原村の戸数として押え、一戸当たりの平均所有田畑反歩を見ると四反八畝程となる。

先に見た寛永十二年に至るまでの桑原の百姓数二八名（内、寺一、入作三）と比べると百姓数は倍になり、かつ平均所有田畑は半分になっている。このことは寛永十二年から天明八年に至る一五三年間において隷属農民の自立化現象が活

発になされたことを物語るものであり、また石高にさほどの増加が見られず、かつ百姓の人数が倍近くふえたということは土地の分割によって零細な百姓が著しく現出したことを物語るものであると思われる。

また、百姓がふえたと同時に三島や中島・三ツ谷等の百姓たちの入作がふえているということは、借金のかたに取られたということも考えられようが、それよりも『森年代記に』、

嘉永四亥三月、十四両ニ而松本山買返し申候。尤享保十三極月おちよと申者、上松本村次郎左衛門殿へ縁付、其節持参ニ持行候ゆへ、夫より、松本山となり、本名湯山なり、御伊勢平とも云。

反歩	村作	入作
1反以下	文左衛門	山中 元右衛門
	惣左衛門	三島 吉兵衛
	甚蔵	四日木 又兵衛
	清右衛門	
	平左衛門	
	万右衛門	
	三右衛門	
	勘三郎	
	磯右衛門	
	太兵衛	
	次郎兵衛	
	佐兵衛	
	文右衛門	
	嘉左衛門	
	惣右衛門	
	次郎右衛門	
1〜2	忠兵衛	三ツ谷 源右衛門
	弥次右衛門	上平 松右衛門
	久兵衛	四日木 孫左衛門
	兵助	大竹 弥惣右衛門
	弥左衛門	
	勘四郎	
	佐次右衛門	
	要右衛門	
	利左衛門	
	沢右衛門	
	弥惣右衛門	
	舜應坊	
	妙浄寺	
	新正院	
2〜3	仲右衛門	三ツ谷 八郎右衛門
	吉郎兵衛門	
	安右衛門	
	長源寺	
	藤助	

反歩	村作	入作
2〜3	仲右衛門	三ツ谷 八郎右衛門
	吉郎兵衛門	
	安右衛門	
	長源寺	
	藤助	
3〜4	宗源寺	中島 彦右衛門
	七右衛門	三島 吉左衛門
	専右衛門	
	弥兵衛	
	檜左衛門	
5〜6	高源寺	
6〜7	喜右衛門	
	幸左衛門	
8〜9	六右衛門	
	与右衛門	
1町以上	善左衛門	
	藤左衛門	

	村作	入作
1反以下	16	3
1〜2	14(内寺3)	4
2〜3	5(内寺1)	1
3〜4	5(内寺1)	2
4〜5		
5〜6	1(寺)	
6〜7	2	
7〜8		
8〜9	2	
9〜1町		
1町以上	2	
合計	47(内寺6)	10

にあるように婚姻の際持参金の代わりに土地をやる、いわゆる分家、分地によるものと考えた方がよいように思われる。

(イ)　借金借米に苦しむ農民

年貢諸役負担や貨幣経済の発展の中で農民の階層分化はますます進み寄生地主の誕生を見たが、そのような背景の中でくりひろげられた農民の困窮生活のようすは、数多い借用証文によって具体的に示されてきている。

相渡申質地証文之事（梶尾文書）

字中屋敷

一、三拾坪　屋敷壱ケ所

高壱斗　入口米

但シ竹木共

一、居　家　壱軒

但シ立前ニ而張古

弐間長五間

此代金三両壱分

右者去卯御年貢御上納ニ差支、無拠貸殿江御無心申入、前書之居家屋敷、当辰ゟ丑迄拾ケ年季ニ相渡、代金不残慥ニ受取御年貢御納所ニ相立申候処実正ニ御座候。然ル上年季来り代金相済上ハ不残御返し被下候。若又諸出業上ハ此証文ヲ以末々御支配可被成候。右貸物ニ付近所組合親類ハ不申及、外ゟ差構申者毛頭無御座候。為後日立合之者印証加判仕差上申候処仍而如件。

安政二辰年六月

質地主　小右衛門　㊞

親類　由右衛門　㊞

伝左衛門殿

前書之通り相違無御座候ニ付、奥印致候以上。

近所　政　蔵㊞
組合　林　蔵㊞
証人　太治右衛門㊞
〃　五郎右衛門㊞
証元　孫兵衛㊞

これは年貢上納に困った小右衛門が伝左衛門から屋敷と居家を質物として三両壱分を借用したという証文であるが、江戸時代には寛永二十年（一六四三）田畑永代売買が禁じられて以来、公然と田畑を売ることができないので、史料のような質入や年季売りといった法の裏をつく方法をもって事実上の永代売買がなされてきたのであった。例示した史料は屋敷と居家を質入したものであるが、その他、田畑山林に至るまで質入されている例を見ることができる。

質地証文（平井・梶尾文書）

また、個人としてでなく村として仕付米を借用した例も見られる。

借用金証文之事（梶尾文書）

一、御蔵米拾五俵也
　　廿俵五歩かへ
　　此代金

右者村方仕付米差支賃殿江御無心申入、書面之代米慥ニ受取借用申候処実正ニ御座候。然ル上返済之儀者、来ル十月晦日限り壱割五歩利足差加へ、元利とも無相違急度返済可仕候。為念

白証加判差入申候処仍而如件。

嘉永二酉年閏四月

平井村
名主
借主　伝左衛門㊞
証人　常　蔵㊞

大竹村
虎太郎殿

その他種々の証文が残されているが、いずれも農民の生活苦を物語るものであって、幕末における農民生活の深刻さが感じられる。

(ウ)　幕末の混乱のようす

幕末は、ペリー来航とか安政の大地震等が政治上の混乱の上に重なりさまざまな混乱の光景が見られた。その幾つかを史料の中からあげてみよう。

幕末の動乱の中で大きく社会を変えたのは異国船の来航であった。幕府は江川太郎左衛門に命じて品川御台場の普請に当たらせた。この時大場の久八が人足頭（取締り）として貢献した。（『三島市誌』に詳述されている。）当時とすれば外国船の来航は大事件であり、桑原の『森文書』には次のような記録が見られる。

嘉永七寅初而比亜亞加大船六そう早川までのり込み、国主大名其外御かため被成候。御府内御らんさつに御座候。異国人者交易願に参り候、此時分御台場壱番弐番参番ト弐年之内ニ出来致候。是より所々へ御台場つき立候。同夏よりおろしや人伊豆下田へ参り、十一月四日朝五ツ時大地震大津なみニ而おろしや人舟いたみ候而、へた湊へ船こしらへに行節、おせ崎の大海へ志津み候。日本の木ニ而へだ湊ニおいて舟こしらへくれ候。右之礼ニおろしや人大づつ五十弐丁日本へくれ、同八年右之舟を日本へかへし礼を致し候而

返り、是より諸々之異国参り候而交易を願出候而、日本甚だ難儀仕、安政六年春迄阿免里加、おろしや、いきりす、ふらんす、おらんだ五ケ国之交えき也。下田引払神奈川ニ而安政六年春より交易仕候。

これはロシア船の遭難を中心に外国船の接近を書いたものであるが、中に「諸々之異国参り候而交えきを願出候而、日本甚だ難儀仕」とあるように外国の強い態度に鎖国政策が揺さぶられ、和親条約、通商条約と門戸を開けていく幕府の混乱ぶりをよく伝えている。

しかし、当時とすれば外国人は珍しいものであって、

嘉永三戌、流球人通行、我等家内一同見物ニ参り候（森文書）

というように桑原から東海道筋まで家中で見に行くというようなこともあった。このような外国人通行の見物は富士市の史料にも見られており、当時多くの人が外国人の通行の際には見物に行ったであろうことが推測される。

また安政七年、平井を通ったイギリス人とアメリカ人は、七月横浜を出発して富士登山をしようと富士宮から登山したところ、日本は神国であるからか不思議なことに前日からの大風雨が大雪に変わり頂上を極めることができず九合目から下山をせざるをえなかったという。これなどは当時の人々の外国人や日本の国に対する考え方などがわかっておもしろい。

外国人をこわがったり珍しく思ったりする当時の人々は、当時流行した伝染病に対しても阿免里加狐（あめりかぎつね）などと名付けたりするようなことも見られたのであった。

安政六年（一八五八）日米修好通商条約が締結、貿易が始められて以来幕府役人が三島を経て下田を訪れる機会が多くなってきたが、そんな時起きたのが安政の大地震である。この六年十一月の大地震で東海道筋は大荒れとなり三島宿はほとんどの家がつぶれ、そのうえ市ケ原では出火があり、大社前の通りでは十町も焼出するというような大災難が生じ

た。この時は役人たちが三島の町中を通ることができない状態で箱根～山中～桑原～南条のコースがとられたという。

また、この年は大洪水にも見舞われ、人々のくらしは不安定のどん底においやられたようであった。

沼津藩の郷組制度

「郷組」というのは支配下の村々から村推薦の者を集め軍事訓練を施して急の時に備えようという軍事組織であって、沼津藩でこの郷組が結成されたのは文化四年（一八〇七）のことであった。郷組は農民による鉄砲隊であって、この結成は農兵隊で知られる韮山の江川太郎左衛門の結成が嘉永二年（一八四九）であったから、私領における農兵結成は幕府の結成より早かったと思われる。それでは沼津藩の支配下にあった平井村に残る史料を通して郷組について若干の考察を試みてみよう。

差出申一札之事

一、鉄師筒壱挺

但シ其代金壱両也。

右者今般私儀村方御取斗ヲ以、沼津従御役所、郷筒と被為名目ヲ付御米宛々年々被下置、御用之節者御呼出シ御仕ひ被遊旨被為仰付難有奉畏候。依之□□□之鉄砲此度御改御渡シ被成候処相違無御座候。尤も当卯ゟ来ル子年迄中拾ヶ年私方江御預り勝手次第支配可仕候。然上者別紙御条法之通り急度相守り御勤可申候。為後日親類証人加判証文差出シ申候処仍而如件。

文化四卯年八月

主　利左衛門㊞

親類証人　曽兵衛㊞

村

御役人衆中

郷組は初めは郷筒と呼ばれていたが後になって郷組と呼ばれるようになったようであり、年貢免状の中にその変化が見られるので後述する。郷組は四十人をもって構成され、その人選は先に述べたように村方の推薦によった。任期は十年間であって郷組に選ばれた者に対しては手当として米が与えられ、鉄砲筒が預けられ、藩に火急の用件の生じた場合農兵として、また足軽不足の時には足軽として勤める義務を負った。

利左衛門が郷組の者として藩から遵守すべき事柄として示された御条法は次のようであった。

鉄師筒四拾人江年々御米被下、郷筒と申名目ヲ付、御用向有之候節者呼出御仕ひ被成候。条法荒増左之通り。

一、年ニ御米壱人前弐斗宛被下置候積り。

一、鉄師筒名前有之候而も、当時ニ至り候而も、名目斗之者可有之候。左候ハ、村役人ニ而相応成ル人物ヲ撰ひ可差出候。但鉄師名前之内ニ而も十七歳以下或者六十歳ニも及ひ候老年之者御用向新規相弁ニ付、右等之ものハ名代ニ可成もの名前可認出事。

一、鉄師筒名前之者ニ而も相応成ル人物無之候ハ、、村役人より詮議とけ、相応成ルもの見立可差出事。

一、此度当上御米被下候ものハ、年始之節者御役所江罷出御礼可申上候事。

一、一ヶ年ニ一度ツ、鉄砲稽古御出、御城内見分可有之候事。

但し所持之鉄砲打候共、又者御貸鉄砲ニ而打候とも勝手次第之事。

一、御用向ニ而御呼出御遣ひ被成候節者、御貸方御貸被成候。尤右体之節者、相応御手当被下候事、但し右類之節着服物御貸被成候。

一、格別之大通り等有之、御足軽多分御入用之節者、一ヶ年ニ一度も御足軽代りニ勤させ候事有之も可有之候。其節者支度可被下候事。

一、右体仰付候とも村役人に對し失礼有之候而者不相済、又村方之ものへ対シかさつなる事き饒聊無之様ニ可有事。

一、右体者被仰付候而も村方ニおゐてハ玉込鉄砲猥ニ打候事難相成候。

一、右村役人呼出申渡割元名主遂相談取極り能様ニ可取斗事。尤人数相定り候上者御役所ニ而茂遂見見申渡可致事。

一、病死之節者相届ケ之事。

文化四卯年八月

右のような遵守事項が定められた郷組の制度は幕末に至るわけであるが、具体的にどのような活動があったかは今のところ不明で、年貢免状から幕末まで存続したことがわかるのみである。

次に年貢免状を見ると、文化五年二月の『皆済目録』に、

米三斗　　郷筒之者被下米

とあることから文化四年の八月から始められたようである。この米三斗は利左衛門に直接手当として下されたものでなく、郷筒制度に対する負担米で、これは天保十年（一八三九）まで続き、天保十一年からは九斗に増額、維新によって徳川家達が駿府に移封され、沼津藩水野氏が上総の菊間に転封されるまで続いて課せられている。九斗に増額された理由として天保十一年に郷組の人数が増加されたものか、手当が増額されたものかどうか今のところ明らかにする史料がなく不明である。

大政奉還と箱根戦争

慶応三年（一八六七）十五代将軍徳川慶喜が大政の奉還を上奏するや二五〇年余の幕府政治の下で徳川家に恭順を示していた諸大名、旗本、代官は早急に自分の立場を決定しなければならなくなった。そのような中で伊豆国内に領地を持つ小田原藩大久保氏は有栖川宮を大総督とする官軍に対し恭順の意を表し、韮山代官江川英武も柏木忠俊の建策を容れて恭順の意を表し、さらに桑原・平井・畑毛等の支配者であった沼津藩主水野氏も恭順の意を表わし、自ら謹慎の態度を示したのであった。しかしながら、官軍への恭順はそれほどすっきりいったわけではなく、その間には下総佝西（木更津）藩主林昌之助や、伊庭八郎、人見勝太郎ら幕府遊撃隊（脱走隊）の面々が三百余の兵を率い官軍を迎え討たんがために伊豆を訪ね、江川・水野・大久保の諸氏に助力を懇請したのであった。それによって藩主は恭順の意を表わしながらも家臣団の中には官軍に対抗しようという者も出、小田原藩のように二分し、

明治元年（一八六八）五月二二日、林昌之助等と共に箱根において官軍と戦闘を交える藩士もあった。この箱根戦争の敗北によって林昌之助等は房州館山に逃走、ようやく伊豆の国一円は官軍恭順におちついたのであった。

さらに慶応四年（一八六八）四月江戸城が官軍に開け渡され、慶喜が水戸に去って謹慎すると、徳川家の相続人は田安亀之助（徳川家達）に決まり、駿府七十万石が与えられたが、これによって駿河・遠江・伊豆地方を支配していた諸大名は房州（千葉県）へ移封されることになった。沼津藩主水野出羽守もこの例に洩れず上総国（千葉県）市原郡菊間に菊間藩主として移封されたのであった。これによって平井・桑原・畑毛等は韮山代官江川英武の支配するところとなった。

水野出羽守移封の時の記録として次のような史料が残っている。

覚　　（杉崎文書）

一、金四両壱歩

平井村

納人　名主　五郎右衛門

右者不用馬具類品々払代金、書面之通り請取候以上。

辰八月六日

沼津　勘定所㊞

差上申一札之事

一、領主ゟ不用古馬具類御払ニ付、私共買請候間、御関門無相違御通し被遊可被下候以上。

慶応四辰年八月

水野出羽守領分
平井村
当人　名主　五郎右衛門
同
組頭　専　蔵
大場村
御関門
御役人衆中様
（杉崎文書）

前者は移封によって馬具の整理が行なわれ、それを五郎右衛門が買った際の領収書であり、後者は牧之郷村の領主で旗本であった松下嘉兵衛が大政奉還後先祖累代の江戸を引き払って領地へ隠棲したが、天下の形勢西軍（官軍）有利とみて、領内の農民を集めて農兵を組織、三島における西軍の警備隊長となり、征東軍の大総督府参謀木梨清一郎の命によって軍事上交通上の重要拠点に当たる三島・大場・佐野原に関門を設け、農兵の配置をした時のもので、五郎右衛門、組頭専蔵の両人から大場の関門役人に対し通行許可を願ったものである。

このような幕末の動揺の中で、函南も明治の夜明けを迎えたのであった。

五　近代にはいって

(一)　明治時代

維新と静岡県の成立　大政奉還、戊辰戦争、箱根戦争、幕末はまさに末期症状を思わすようなおちつきのない時代であった。

大政奉還による諸大名、奥方たちの国元への毎日の行列によって三島宿助郷村々の農民は悲鳴をあげた。（桑原、森文書）しかし、慶応三年（一八六七）十二月九日王政復古の大号令が発せられ、ようやくにして幕末の動揺は終止符を打たれ近代国家への出発がはかられた。翌四年二月、天皇はみずから外国使臣を引見して、これまでの攘夷をやめて開国和親の方針をとることを内外に明らかにしたのをはじめとして、次々に新しい政治を国民の前に示したが、その内容は決して国民の生活を楽にするものばかりとはいえなかった。

まず中央集権国家建設の必要上から、明治二年（一八六九）版籍奉還、明治四年（一八七一）廃藩置県を実施した。これによって今までの封建制度は大きく変化し、本県の支配も次の表（『静岡県の百年』から）のように変化し、明治九年（一八七六）八月、今日の静岡県の成立を見たのであった。

このように伊豆・駿河・遠江が一つになって静岡県が成立していく中で当町はどうなっていったか考えてみよう。

大政奉還の後、明治政府は幕府直領の城代・所司代・奉行の支配置に「府」を、郡代・代官の支配置に「県」をおき、知府事・知県事を任命したが、各藩はこれを大・中・小の三藩に種別したのみで、そのまま存続せしめた（『地方史研究必携』による）そこで、平井と畑を支配していた水野出羽守は大政奉還による徳川宗家（家達）の駿府移封にともない上総

国（千葉県）菊間へ菊間藩主として移封されたため、伊豆国分としての平井・畑は韮山代官領にくみ入れられ、明治元年六月伊豆が江川英武を知県事とする韮山県に改められたため韮山県の所属となった。明治四年までの平井村の年貢免状を見ると韮山県庁の印が押されており、このことを裏づけている。旗本領であった村々は韮山県に編入されたが田藩はそのまま四年の廃藩置県まで存続させたということで、相模の大名であった大久保加賀守の領地はそのまま小田原藩として、大久保長門守の領地は荻野山中藩として存続した。したがって、加賀守の領地であった大竹・桑原、長門守の領地であった上沢・肥田はそのまま小田原藩、荻野山中藩の領地として残り支配を受けたようである。

水野菊間藩主の平井村安兵衛に対する感状

明治四年十一月十四日、全国的な府県の統合にともなって韮山県・小田原藩・荻野山中藩は統合されて足柄県となった。

同年七月の廃藩置県の際、従来の世襲の藩・県知事は免官され東京に居住することが命じられて韮山県の知県事江川英武が東京に移住していたため、新た

に足柄県参事（足柄県は知県事は置かれなかった）として、韮山県参事であった柏木忠俊が任命され、県政を担当することになった。

一方、廃藩置県の進行の中で明治四年戸籍法が定められ（静岡県は五年に実施）、国民を華族・士族・卒・神官・僧侶・平民に分けるとともに、その国民の人数、生死、出入を管理するための正・副の戸長役を区ごとにおいた。これが大小区制で府県を数大区に、一大区を数小区に分け、大区に区長、小区に戸長が任命された。そこで明治元年以来韮山県の支配を受けていた仁田村など十四か村（仁田村・間宮村・塚本村・肥田村・上沢村・大竹村・桑原村・田代村・軽井沢村・畑村・丹那村平井村・大土肥村・柏谷村の十四か村で、日守村と畑毛村を除く）は明治五年足柄県第四大区七小区となり、今まで村落自治の中心であった名主を廃止、戸長・副戸長が置かれた。

さらに、明治九年四月十八日足柄県から伊豆が分離、静岡県（静岡藩から静岡県）に編入されるに及んで静岡県第八大区七小区と改まり、戸長・副戸長が官選となった。

また同年八月二一日、静岡県は浜松県（堀江藩から浜松県に）と合併、今日の静岡県が生まれた。

函南村の成立

版籍奉還、廃藩置県といった一連の中央集権化の動きと地租改正による農民負担の増加は各層の中で新政府に対する批判を生み、やがては反政府運動として盛り上がってきた。そこで政府は地方制度の再編を考え、廃藩置県後設立された大小区制を廃止し、郡区町村制の制定を急いだ。明治十一年（一八七八）七月三新法と呼ばれる「郡区町村編成法」「府県会規則」「地方税規則」が公布され、静岡県では翌十二年三月大小区制を廃止し郡制に改め、郡役所を三島（田方君沢郡役所）に置いた。これによって郡長を中心としての地方分権が認められるようになった。

明治十七年（一八八四）になると、新たに奈古谷村から分離した畑毛村を組み入れ十五か村となり、「仁田村外十四か

村」と称し、戸長一名を官選とし各村に村務委員を置いた。

明治十八年十二月太政官制が廃止され、わが国初の内閣が伊藤博文を首相として誕生。その翌年秋から憲法草案の起草に着手したが、ドイツから招いた内閣法律顧問モッセの提言によって立憲制の基礎を確保する上で必要な自治体の編成が考えられ、明治二一年（一八八八）四月、市制・町村制が公布され翌年四月から施行された。

この際、今までの仁田村外十四か村に駿東郡日守村を一区として加え、さらに君沢郡山中新田の属里であった馬坂を桑原村に合併させ、総称を「函南村」と称するようになった。「函南」ということばは函嶺の南に位置するところから出たらしいが「函南学校」の扁額があるように、これ以前からこのあたりの総称として使われていたようである。

この市町村制の施行にともなって、市町村会議員は地租および直接国税二円以上の納入者によって公選されるようになり、さらに地方自治の上に立つ新しい郡制ならびに府県制も明治二三年（一九〇〇）五月公布されたことによって、郡会議員・県会議員が公選されるようになった。静岡県の郡制は明治二九年（一八九六）、府県制は翌三十年四月に施行されたが、この施行に先だって郡の統廃合と郡界の変更が行なわれ、従来の二三郡を十三郡に改め、伊豆では賀茂・那賀・君沢・田方の四郡が賀茂・田方の二郡に統廃合された。この郡名は大正三年（一九一四）郡制が廃止された後も使われ今日に至っている。

明治四三年（一九一〇）肥田地籍にあった新田が一大字として独立し、十七字の大村となったが、この間の事情を見てみよう。

新田住民は昔（元和年間という）狩野川流域堀替によって狩野川対岸の駿東郡日守村地籍である耕地保護のため肥田地内へ移住したと言われている（『増訂豆州志稿』）が、明治二二年の町村制実施以前において新田は肥田・日守両区いずれの住民でもない状態にあった。それ以前の明治十八年（一八八五）新田は日守に対して区費（協議費戸数割）を負担しな

いこと、および日守共有山に関する費用のみを負担する旨を申し出たことがあった。日守は十一年（一八七八）頃から諸費の負担を果たしてこなかった新田の諸要求を聞き容れることはできないと拒絶、ここに第一次の紛議が生じ、ついで二二年の町村制実施にともない第二次の紛議が生じた。日守と新田との問題についての対策については、新田が日守山の共有権者であることを認めるか否かにかかっていたので、新田は明治二四（一八九一）年にある動機によって解決を図ろうとしたが、不成功に終わってしまった。明治二八（一八九三）年新田に大火が生じ、新田はその諸費の支出を肥田に請求した。ところが、新田住民は肥田地域に居住はしているが、もともと日守の住民が漸次移住をして寄留届を出しているだけであって、肥田の住民ではないのでその支出をする義務はないと新田の要求を拒否、新田は宙に浮いたような状態になってしまった。

そもそも肥田と新田とが長い年月にわたって生活を共にしながら相容れずにきているのは、人情の差異と感情の衝突のほかに肥田共有金の共有権者に将来知らないうちに新田がなってしまうことをあやぶみ恐れる気持ちが、肥田住民の中に強くあったことも考えられる。

明治二九年（一八九六）四月、新田は日守山に関する費用を新田も負担する代わりに全山四分の一の分割を日守に交渉し拒否された。ここにおいて新田と日守・肥田との間に対立が深まり三字紛争の口火となった。

日守に拒否された翌日未明、新田住民三四名は天秤棒や鎌を持ち、あるいは天秤棒に鎌をつけて狩野川の石堂橋を渡り日守の人家の前を通過して日守山に登り、秣草を刈り取ってようようとして引きとげた。この間、日守住民は新田住民のこのような行動を知るや直ちに一か所に集合待機する一方、区内有志は日守山に登り新田の行動を責めたが、逆に悪口雑言を浴びせられなすすべもなく、ただ見守っているだけに終わった。さらに新田住民は午後にも日守山に登ろうとしたので急報によって出向いた村長や村会議員、警官が熱心な説諭を続け、これを中止させた。そして同夜から翌日

にかけて馬場郡長は関係三字総代を召喚、郡長の委託を受けた両隣村の名士の仲裁するところとなったが相譲らず仲裁も不調に終わった。ここにおいて新田住民は三度日守山登山を計画、山麓において武装した日守住民とにらみ合いを始めた。危機一髪のところで警官一五、六名、役場吏員等がかけつけ極力説諭、再び事なきを得ることができた。その後も仲裁人は尽力をつくしたがなかなかまとまらなかった。そうしているうちに十月になって新田を一字として新設するという条件が出されてきたことによって解決のきざしが見え始め、仲裁人は小柳津村長と共に県庁に出頭、事情を説明し許可を求めたが認められず、せっかくの解決のきざしも消えてしまった。その後新たに仲裁人を加え調停を進めたが不調を繰り返し、いつ解決するか知れない状況となった。

明治三四年、三五年には関係大字の請願、三八年にも請願を重ね紛議に紛議を重ねつつ、四三年三月ようやく熟談相整い、七月通称「新田」を大字名に改めるという村会の議決を経て、ついに紛争の解決を見ることができた。

役場は明治九年七月静岡県第八大区七小区（仁田村外十三か村）事務所を函南学校内に開設したのが始まりで、十二年四月区画廃止で一時閉所したが、十七年七月仁田村外十四か村（畑毛新入）戸長役場を再び函南学校内に開設、二三年五月現在の位置に建築移転し町村制実施の際、函南村役場と称するようになった。

参考までに大正元年における吏員数を記すと一三名で、内訳は、

村長　一人　助役　一人（定員二人）
収入役　一名　書記　六人
雇　三　人　給仕　一人

であった。それに対する戸数および人口は、明治四五年四月現在、

本籍戸数　一一八〇戸

現在戸数　一二〇〇戸
本籍人口　九一五〇人
現在人口　八九〇〇人

であった。

近代国家への諸整備

(ア) 地租改正

新政府は、今まで各藩において異なっていた租法の統一を図るために地租改正を実施した。

すなわち、新政府は明治五年（一八七二）陸奥宗光の税法改革の建議を採りあげ、陸奥宗光を租税頭として旧法を廃し、六年七月二八日地租改正に関する勅諭、法（太政官布告）、条例、施行規則、地方官心得を相次いで発し改正に着手、その後七年をかけて全国的に行なわれた。

足柄県に属していた伊豆では明治七年（一八七四）参事柏木忠俊が、この年から伊豆の地租改正に着手する旨を管内に触れたことによって始まった。

地租改正の要点は、

① 全国の土地を実際に調査して官有民有の区別をはっきりさせ、民有地の所有者には「地券」を与えてその所有権を保障する。

② 地価を定めてその百分の三を地租とし、地租は貨幣で納める。ただし、年の豊凶により増減しない。

③ 納税者は従来の地券所有者、すなわち、地主または自作農としその土地の直接の耕作者であったのを改める。

というものであったが、明治九年（一八七六）四月に足柄県が静岡県に合併されたために改正事業は一時停頓し、翌十年

の春頃までに田畑宅地の丈量が完了、地位等級を決める段階までこぎつけた。

平井には実地丈量が九年十一月に完了した記録が残っている（杉崎文書）。

明治十一年（一八七八）の八月にはいると伊豆金城の収穫米査定が始まり、各区村の等級表や明治八、九年の割付帳などを参考にして区長、地主惣代人の立ち会いのもとに査定が行なわれた。しかし、査定額をめぐって政府と農民の利害が対立、明治十二年両者の妥協をみるまでの間は農民一揆も起こりかねないぐらい激しく農村は揺れ動いていた。

また、地租百分の三という税率をめぐって、その軽減を叫ぶ農民の要求は政府をして明治十年（一八七七）一月、百分の二・五に引き下げさせることにもなったわけである。

このようにして地租改正は完了までの間に種々の問題を起こしたが、明治十二年に山林原野を除き一応の完了を見たのであった。

このようにして地券証が発行されたが、地券証の裏には地券交付の趣旨として次のような記載が見られた。

日本帝国ノ人民土地ヲ所有スルモノハ必ラス此券状ヲ有スヘシ日本帝国外ノ人民ハ此土地ヲ所有スルノ権利ナキ者トス故ニ何等ノ事由アルトモ日本政府ハ地主即チ名前人ノ所有ト認ムヘシ日本人民ノ此券状ヲ有スルモノハ其土地ヲ適意ニ所用シ又ハ土地ヲ所有シ得ヘキ権利アル者ニ売買譲渡質入書入スル事ヲ得ヘシ売買譲渡質入書入等ヲナサントスルモノハ所テ其規

地券証（裏）

地券証（表）

則ヲ遵守スヘシ若シ其規則ニ因ラスシテ此券状ヲ有スルトモ其権利ヲ得サルモノトス。

次に地租改正の段階で、その進行上生じた問題について見てみよう。

① 土地所有者決定のむずかしさ

江戸時代における土地制度は検地を基盤とし名寄帳が作られ所有者を明確にしていたが、幕末に至るまでの間行なわれてきた新田畑開発並びに農民生活窮乏による質地の増加は他村からの入作、寄生地主の発生をもたらし、その所有関係は乱れてきていた。特に検地帳に記載のない山林・原野・入会地などについては所有関係を明確にするのは困難なことであった。

地租改正ノ件タルヤ民家ノ大事ニシテ、是ヨリ大ナルハナク、是ヨリ重キハナシ、此業ヲ始メテヨリ凡七八年事将ニ終ラントス、而リ而メ吾輩等諸君ノ抜擢ヲ被リ、改租担当ノ名義ヲ辱クスル数ニ年アリ故ラン各自所有ノ地ヲ概略承認スト雖、昔年原野或ハ芝地ニシテ現今畑地トナリ各所ニ転在セリ、然レ共其中村持ニ属スルアリ、或ハ持主判然タルモアリ、其判然タルモ只其畑ノミニシテ、囲繞スル秣野又ハ村等ハ村持ニ属スルアリ、他ノ持主ニ属スルアリ、因之寄之元来其人ノ所有地ヲ開墾セシヤ否ヤ疑ヒヲ容レザルヲ得ズ、故ニ今般地租改正ノ際タレバ、戸長用係ノ吏員ハ冒ヲ侯タズ、各員数注目シテ帳簿上ニ因リテ一筆限リ点検シ曖昧タル地ニ至ッテハ逸々持主ニ照会シ、若シ従来ヨリノ所持地ニアラザルモノハ、相当ノ地価ヲ収入シテ村内ノ資金トスルカ、将タ其地ヲ更ニ村持ニ帰スルカ、此際確乎ト判定アラン事ヲ切ニ希望ス。

年号

十月六日

改租担当人兼村会議員

室伏要蔵

杉崎

杉崎
（杉崎文書）

② 共有地の分割をめぐる問題

個人の所有地に対して地券が交付されたと同様に村持ちの共有地に対しても地券が交付された。しかし、その地租や利用の上の問題から個人に分割しようということもあった。次の史料に見られるのは平井の例であるが、個人持ちの山が増加したのはこの時であったと思われる。

□□王政以降去ル明治六癸酉年一般人民所有ノ地ハ其権ヲ有センガ為メ地券ノ証発行被為在人民へ授与、是時ニ当テ豆相ノ両国ハ足柄県令柏木忠俊殿下ノ所轄スル所トナリ、其際当邨ノ如キモ各地券ヲ付与セラレ、草山壱町歩ノ券証モ亦其中ニ在リテ其数口有壱枚アリ、是証タルヤ持主姓命アリト雖其人ノ恣ニスル能ワズ、何トナレバ当村草山ハ其往古ヨリシテ金壱円三十銭ツヽヲ百姓持林株場税ト唱ヘ年々旧石高ニ賦課シテ領主ヘ納メ来リシハ村民ノ知ル所ニシテ皆済目録等ニ明記アリ、其確証アルヲ以テ当時ノ村吏長百姓タルモノカメテ之ヲ議リ官ニ訴ヘテ止マズ、既ニ名目ヲ藉リテ地券ヲ受ケ毎戸進退スル所ナレバナリ、然リ而メ其地券証ヲ得タルヨリ年尚ホ浅シト雖共既ニ七八年ヲ経過シ、追年荊棘ノ為メニ掩ハレ処トシテハ㊤――㊤ナキニ至ル、其之ヲ憂フル亦久シ、然リト雖当時十四ケ村連合シテ亦ヲ執ルノ際タレバ誰レカ之ヲ官フモノナシ、然ルヲ郡区改称ノ布達アリテ連合亦務所ヲ解キ各ク自治ノ政ニ復シ数月ヲ出ズシテ、甲□六十一号ヲ以テ町村会開設ノ布達アリ、之ニ依テ我村十余名ノ議員ヲ公撰シ、毎戸人民ニ代リテ諸般ヲ論決セシム、爰ニ昨明治十二年八月開会ノ時ニ際シ、一議員ヨリ草山割賦スベキノ建議アリ、衆議員数回弁論シ終ニ割賦スベキニ規定ス、然レ共陰ニ苦情ノ発スルヤ否ヤヲ慮リ、退テ衆民ノ言ヲ聞クニ之ヲ拒ムモノ無シト㊤――㊤当明治十三年四月村民一致協同シ、仮ニ図面ヲ製シ毎筆字番号持主姓命等ヲ付シ毎戸ヘ賦課ス、所有ノ権是ニ至テ定マル、故ニ別紙議案第□号規定書ニ追加シ、村民一同調印之上后来ノ則ヲ示ス。

第一条

一、草山百八十有余町歩ヲ旧字宿原両山ニ区画シ、又是ヲ小分シテ百廿トシ、改正反別凡壱町余歩ヲ以テ一戸ニ付与ス、然リト雖壱

戸ニシテ壱町余歩ヲ一処ニ与フル共ハ、甲ハ近クシテ乙ハ甲ヨリモ少シク㊙——㊙ヤヲ覚フ、西丁順次ニ割付クレバ百余数ニ㊙—㊙近殆ント壱里ノ差ヲ生ズル必セリ、㊙——㊙近肥背ヲ酌酌シ壱戸㊙六反歩ヲ近方ニ与フレハ、稍遠クシテ又五六反歩ヲ与（五）ヘ、合セテ規約ノ如ク壱町余歩ヲ得ルニ至ル、其割賦法ヤ各抽籤ヲ以テ両所ノ進退スル所ヲ定メ而メ図面上遠近区画ヲ限リ、其近方ノ分ハ本年ヨリ毎戸ノ進退ニ任ス、遠方ノ部分ハ持主定メタリト雖明治十五年限村民平等ニ草木刈取ルベキ事。

（以下の条項省略）

③　入会地の国有化をめぐる問題

箱根山一帯は江戸時代の争論の項でのべたように田方郡・駿東郡・君沢郡・三島宿といった近郷村々の古来からの入会地（共有地）であったが、地租改正の進行の中で所有者が不明確であるということから国有地に編入されてしまい、それを民有地として再度払い下げてもらうために地元有志が大変苦労したということがあった。大竹にある御山殖産林禁伐林之碑はその事情を次のように伝えている。

御山殖産林禁伐林之碑

静岡県知事従四位熱三等小沼八郎　篆額

函嶺ノ南西麓掛目金ノ連山西部一帯生々タル林野開ク。コレ往昔豆駿一宿五十二ケ村ノ入会ノ地ナリ。明治維新ノ初官府ヨリ屢々租貢ヲ強イラルルヤ、先覚小川宗助、大村和吉郎、田中島雄氏等乃チ所有権ノ確立急務トシ、明治八年四月代表者等ト議リ、足柄県ニ訴願シ、広ク其例証ヲ索メテ諭解ニ資シ、情理ヲ盡シテ訴フルコト多年、遂ニ静岡県ヨリ全山民有地タルノ裁定ヲ下サル。時ニ明治十三年二月ナリ。志アルモノハ事遂ニ成ル、宿志の酬イラレシ郷民の歓喜思フベシ。本立ツテ道生ス、林野施行ノ爲、同年十一月組合保護法規約ヲ制定シ、三年一系ノ函南村外三ケ村共有組合結成ヲ告クルニ至レリ、即チ

御山殖産林禁伐林の碑
（大竹駐在所横）

御山組合ハ、明治三十年ノ頃ヨリ諸部落ノ林草ヲ主トセシ秣場山ヲ開墾若ハ造林地トシテ貸与スルノ端ヲ開キ、既ニ其全面積ハ百七十壱町九段四畝拾七歩ヲ悉ク貸付スルニ至レリ。

殖山林組合ハ、元桑原村外一宿四十九ケ村ノ入会地ナリシガ、明治二十二年二月、元桑原村地籍ニ属セシ部分ヲ二ケ村十三大字ノ共有トナシ本組合ヲ組織セリ、後ニ三部落ノ離合アリシモ地籍ニハ異動ナク所属地百五拾三町四反八畝五歩ヲ以テ今日ニ至ル。

禁伐林組合ハ、明治二十二年二月殖産林組合ト共ニ組織セラル。全山曾テ斧鉞ヲ加ヘザル自然林ニシテ、其地籍三百拾三町八段三畝二拾九歩ハ函南村の内仁田、大土肥、平井、桑原、上沢、間宮、塚本及ビ中郷村大場ノ諸部落ノ田面ニ溉漑スル平時水量十五個ノ水源ヲ涵養シ、春ノ若葉、秋ノ紅葉ノ景観ヲ有ス。

爾来半世紀、人変リ星移レドモ、組合ノ事業ハ駸々乎トシテ進展シ、今日ノ成果ヲ見ルニ至レリ。玆ニ先覚者ノ功労ヲ追懐シ、碑ニ刻シテ後昆ニ伝フト爾云。

皇紀二千六百年二月

三島　山口武夫書

保泉刻

裏

三組合関係大字名

御山組合

函南村　桑原　大竹　上沢　間宮　塚本　肥田　新田　日守　軽井沢　田代

中郷村　梅名　中島　大場　多呂　北沢　勤喰　八反畑　背木　新谷　玉川　堀之内　平田　松本　長伏　御園　安久

錦田村　谷田　中竹倉

清水村　畑中

殖産林組合

前記同村

禁伐林組合

前記各大字ニ左ノ三大字ヲ加フ

函南村　仁田　大土肥　平井

管理者　函南村長　梶尾嘉十郎

補佐員　中郷村長　清水　靖彦

仝　錦田村長　沼上繁太郎

このようにして小川宗助・大村和吉郎・田中鳥雄ら地元有志の強力な働きかけによって民有地としての裁定をとりつけたのであったが、中には個人の所有地の中で国有地とされてしまった例もあるに違いない。

(4) 徴兵制度と在郷軍人会

中央集権国家建設の歩みの中で中央、地方の行政機構の整備とともに進められたのが近代常備軍の整備であった。幕藩体制下においては幕府および藩が武装化されていたが、廃藩置県後は外国に対してはまったく無防備の状態であったわけである。当時、兵部大輔になった大村益次郎とそのあとをついだ山県有朋は広く国民から兵士を徴集して洋式訓練を施した軍隊設立の必要を考え政府に働きかけた。こうして明治五年（一八七二）十一月に太政官の告諭が出され、続いて翌六年一月徴兵令が発布された。それは一般男子二十歳以上を原則とし、その身分や出身を問わずすべての者が兵役に服することを義務とするものであった。

徴兵令の実施は国内に大きな波紋を投じたが、第一に今まで軍事をつかさどっていた士族にとっては完全な失業を意味し、明治初年の九州地方の士族反乱の原因にもなった。また、明治十年の西南戦争は征韓論をめぐっての対立を原因としているが、徴兵令実施もその不満の一つでもあったといわれている。

農民や町民もこの徴兵令によって大切な労働力を奪われることを心配し、激しく反対運動をひきおこした。

この徴兵令は免役規定が多く、免役心得という書物も出版されたほどで、免除される者は官公吏・官公立学校生徒・洋行修業中の者、代人料二七〇円（今日で約三〇万円）を納める者、それに戸主と跡継ぎは免除されたので実際に徴兵される者は貧しく、地租を負担できない農民たちが多かった。

徴兵制度施行後初の戦役は、明治十年の台湾征伐と西南戦争であったが、当時当町からも徴兵された者があり、台湾征伐では一名、西南戦争では四人の出征兵士があった。

軍事力の増大、戦争の勃発、拡大にともなって、その必要上から生まれてきたのが在郷軍人会の組織であった。

明治年間における当町の在郷軍人会の歩みは次のようであった。

二八年七月二五日　函南村在郷軍人親睦会を組織

二九年一月　函南村在郷軍人会と改める

三十年三月　函南在郷軍人同志会と改める

三六年十月十七日　連隊区司令部より発表された在郷軍人会準則に基づいて函南村在郷軍人会と改める

四三年十一月三日　帝国在郷軍人会組織に統合されると共に帝国在郷軍人会函南村分会と改める

会員一六四名

名誉会員　二名
内　特別会員　七名
正会員　一五五名

四三年に統合された帝国在郷軍人会は、陸軍省の監督のもとに発足したもので貞愛親王を総裁とし、連合支部を各師団管区内に支部を、連隊区内に連合分会を各郡に、分会を各市町村区域、職場に、その末端は大字単位の班をもって構成し予備役・後備役・国民兵役をもって会員としていた。機関誌に『戦友』があり、会自体としては政治への不干与をたてまえとして厳正中立を守り、上下の関係に強く結ばれ「良民良兵」「護郷」を目的とし、社会主義・反軍思想・平和思想の防衛を忠実に流す勤派として、また軍隊意識をひろく地方庶民層の末端にまで宣伝し「軍人精神の鍛錬と軍事知識の増進」に果たした会の役割は大きかった。

(ウ)　近代学校制度の確立

明治五年(一八七二)新政府は近代国家建設の基礎としての国民教育の実施を図ろうとし、文部省を設け学制を発布し、近代的教育制度を確立した。

この学制の根本は身分・貧富・男女などの区別なく、何人も教育を受ける機会を均等に与えるようにしたものであり、文盲をなくすことを第一の目標とするものであった。また、教師養成のためにも師範学校が創立された。

当町の教育制度の歩みについては第七章で詳しく述べるのでここでは概略を記すだけとする。

足柄県が学制実施を布達したのは翌六年三月であった。これによって函南学校が同年六月二十日創立され、教場は寺を借用することによって寺子屋に代わる新しい学校教育が始められた。

函南学校は大土肥の妙高寺を教場とし、仁田・柏谷・大土肥・平井・上沢・間宮の六か村の児童の教育を実施した。

平井学校卒業証書

函南学校卒業証書

さらに、通学の不便さから支校（分校）として、同年七月二三日桑村学校が桑原の長源寺を、盛山学校が塚本の興聖寺を、八月十四日には丹那学校が丹那の法輪寺を借用して開業された。この明治六年には四つの学校が創立されたわけである。

しかし、授業料が高く多くの家庭ではその負担が重く、また、子どもは労働力として役にたったので就学率は低く、中でも女子の就学率が低かった。

近代教育も軌道にのり教育への関心が高まり、就学率も高くなってきた明治十四年（一八八一）になると間宮が通学距離が遠く就学者も少ないという理由から県知事の認可を受け函南学校から分離、近くの大場学校（三島市）に編入するといったことや、同様の理由から平井が函南学校から分離、平井学校を単独に設立するといったようなこともあった。この時代には住民の要望や運動によってこのようなことも可能であったわけである。

明治十八年（一八八五）に内閣制度が始まり、森有礼が最初の文部大臣となると国家が教育を統制する国家主義の教育政策が進められるようになり、今までの教育令を廃し学校制度を改正、今までの小学校は尋常小学校となり、小学校の統合も行なわれ、盛山学校・平井学校などは函南尋常小学校に統合され、当町の小学校は函南尋常小学校の他に第一支校丹那学校・第二支校桑村学校の二校が、そして、尋常科一年のみの畑毛分席が十九年四月に創立された。

その後も教育令の改正によって変化が見られたが、第七章に譲ることにする。

実業教育の面でも著しい動きが見られた。明治八年一月から函南学校教室を借り青年のための教育機関として夜学が実施されてきたが、明治二六年には仁田に校舎が新築され、さらに三五年には認可を受けて私立仁田農業補習学校となり農家の子弟の教育が行なわれた。また、郡立の田方農林学校も明治三五年塚本に開校され、本町における農業教育の先駆となった。この私立仁田農業補習学校、郡立田方農林学校の設立および発展に尽力したのが仁田大八郎であったことも忘れてはならない。

近代産業の発達　新政府は資本主義の進んだ欧米諸国に追いつこうと産業の近代化にも積極的に取り組んだ。そのために外国から機械を輸入、技師を招いて官営工場を設立するなどの殖産興業政策をとった。

明治十三年（一八八〇）頃から政府は軍需工場以外の官営工場や鉱山などを民間に払い下げた。これによって民間の産業は次第に発達し、紡績業を中心とした機械生産の大工場がつくられ、各地で綿糸・綿織物・生糸の生産がおこなわれるようになり、日本の第一次の産業革命がまず軽工業の分野から始まった。この産業革命による大量生産は欧米諸国と同じように海外市場の開拓の必要を生じ、朝鮮半島や中国へ進出する原因ともなった。

日清戦争後軍需工業が一層さかんになり、製鉄・車両・兵器などの重工業が非常に発達、日露戦争を経てこの傾向はさらに強まり、三〇年代から

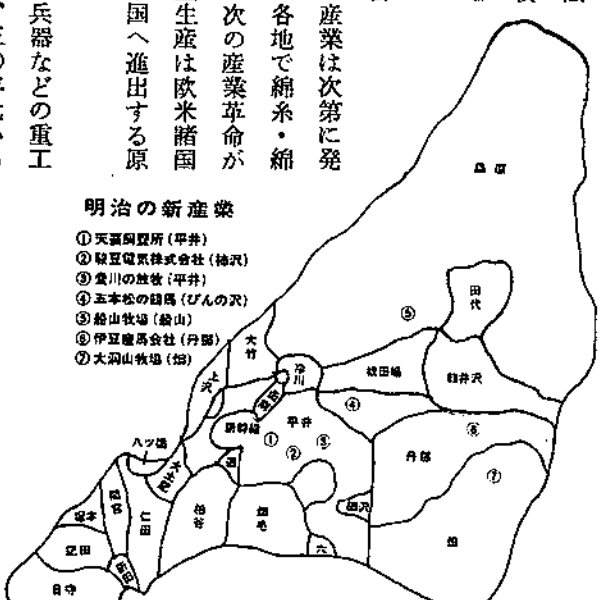

四〇年代にかけて第二次の産業革命が重工業の面で見られた。

一方、農村はこのような工業の発展に影響され、農業生産や家内工業にも種々の変化が見られた。

貿易面で生糸・絹織物・茶などの輸出がふえると農村では養蚕や茶の栽培がさかんになった。しかし、輸出に頼る生糸などは価格の変動が激しく農家経営は不安定であった。そのうえ、手織り木綿などの農家の副業は都市の大工場の製品に押されてつぶれていくものさえあった。

このような動きの中で当町においても幾つかの新産業が芽生えては消えていった。これら先覚者の跡をたどり明治の新産業の特色を考えていってみよう。

山林立木・貸借約定書

(ｲ)　天蚕飼養所の設立

熱海街道と熱海有料道路との分岐点を「天蚕」と呼びバスの停留所名にもなっている。正しい地籍では平井字御座松という。

天蚕という名は、この地に天蚕飼養所が設立されたことに起因する。

東駿や伊豆は昔から野生の桑が多く気候も温暖で養蚕に適していたので、明治の初め頃から長野県や山梨県の蚕種業者がはいり、養蚕をしたり繭を買い入れたりして蚕種を製造していたようである。その頃蚕種は、フランス・イタリアなどへの輸出が非常に良好であったばかりでなく、政府の奨励で養蚕がさかんになりつつあったので需要が高まり、県内各地でも養蚕が行なわれるようになった。

そのような中で明治一三年大竹の田中島雄、軽井沢の大井慧七郎、三島市中島の佐野某など有志が出資をつのり家蚕ならぬ天蚕の飼養所を当地に開設したのは

特筆すべきことであった。

天蚕とは天蚕蛾科に属する野性のカイコで、体軀および翅は大きく形は家蚕に似ているが緑色をしており、多くの突起と叢生の細毛があり、クヌギやナラの葉を食べて成長し、四回の脱皮を経た後緑色で楕円形の繭を作るもので、この繭からとった糸は「天蚕糸」と呼ばれ混紡に使われた。

このような天蚕がこの地のクヌギ・ナラ・シイなどの林地に放たれたわけであるが、その方法はこれらの木の芽が出る頃に小さな紙片に一五粒から三〇粒の卵をワラビ糊ではりつけ小枝に結び孵化させるというもので、孵化した幼虫はただちに若葉を求めて移っていくけれども、卵をはりつけた紙片は狭い場所に結びつけておくので幼虫の成長するにつれてその群がった小枝を取って隣の木に広げていった。こうしていくと第五齢になると五、六合の卵から発生した天蚕は一町歩の林地に放つことができたという。枝上に結繭したものは七月中に採集し、製糸用のものは殺蛹乾燥させ糸をとった。

この管理には平井の神沢長三郎が当り、道路沿いに番小屋を建て天蚕の成長を見守ったという。

しかし、この事業も幼虫が蛙やクモに食べられたり壮蚕期にはカラスや他の鳥に食べられたり、また微粒子病や軟化病のために死ぬものもあって成績は芳しくなかったようで、やがて中止され、地名として名を残すようになった。

天蚕飼養所の株券

田中鳥雄

(イ) 平井の発電所と電気事業

明治二八年(一八九五)頃小柳津五郎・仁田大八郎・渡辺万介・贄川邦作らによって明

治の新産業として隆盛してきた養蚕を土台としての繭糸の製造を行なう製糸工場設立が提唱され、そのために柿沢川（乙越川・音越川とも呼んだ）用水を利用して柿沢に水力発電所を作ることになった。しかし、建設のために招かれたシーメンス＝シッケルト会社の技師は、これからの産業としては製糸工場よりも電灯会社の方が将来性があると助言、これによって製糸会社設立を変更し、電灯会社として発足することとなったといわれている。これは、平井の発電所建設についての古老の話である。

小柳津五郎

これ以後のようすを史料を通じて見ていってみると、明治二九年（一八九六）六月、駿豆電気株式会社が本社を三島に置いて設立され、小柳津・仁田・渡辺・毅川の四人はその専務取締役となった。同年八月駿豆電気株式会社と平井との間に柿沢川用水利用に関する契約がなされ、同三四年九月四日には発電所ならびに導水路敷地として平井地内土地四町七反一畝一〇歩を購入、発電所の建設にとりかかり、同三六年一月二日に落成、三四〇馬力の発電機を購入し電灯事業を開始したのであった。

駿豆電気株式会社定款（杉崎健二家蔵）

第壱章　総則

第一條　本會ノ商號ハ駿豆電気株式會社ト稱ス。

第二條　本會ノ資本総額ハ金弐拾萬円トス。

但営業上必要ノ場合ニ於テハ株主総會ノ決議ヲ以増減スル事。

第三條　本會社ハ静岡縣田方郡三島町弐百五番地ニ設置シ仝郡函南村平井柿沢川ノ水力ヲ使用シ左ノ電気事業ヲ営ミ其料金ヲ収得スルモノトス。

一、電燈及電力ヲ供給シ兼テ電氣器具ヲ販賣スルコト。

第四條　電燈及電力ノ供給区域ハ田方郡三島町一円駿東郡沼津町一円トス。

第五條　本會社ノ収受スヘキ電気料ノ割合ハ取締役會ニ於テ之ヲ議定ス。

第六條　本會社ニ於テ公告スヘキ事項ハ所轄区裁判所ノ公示新聞紙上ニ於テス。

第七條　本會社ノ社印及契印ハ左ノ如シ。

第八條　本會社ノ株主及債權者ハ營業時間中何事タリトモ營業ニ妨ケナキ限リハ諸帳簿ノ展閲ヲ爲スコトヲ得。

第弐章　株式及株主名簿

第九條　本會社ノ株式ハ四千株トシ壱株ノ金額ヲ金五拾圓トス。

第十條　本會社ノ株式ハ壱株毎ニ株券壱通ヲ発行スルモノトス。

第十一條　株券ニハ左ノ事項ヲ記載シ取締役社長之レニ署名捺印スルモノトス。

一、會社ノ商號及株式番號　二、會社設立ノ登記シタル年月日　三、資本総額　四、拂込シタル株金額。五、株主ノ氏名

第十二條　本會社ノ株式ヲ賣買贈與スル時ハ双方連署ノ請求書ヲ作リ本會社ヘ申出株主名簿ニ登録ヲ請ヒ其株券ニ證印ヲ受クヘシ相続又ハ遺産ノ場合ハ親族若クハ本會社ニ於テ適当ト認ムル一名以上ノ保證人ヲ立ツヘシ。

前項ノ場合ニ於テ徴収ハ株券一通ニ付金五錢ノ手数料ヲ徴収ス相続又ハ遺産ニ因リテ名義換ノ場合亦仝シ。

第十三條　本會社ノ株主其所有ノ株券ヲ損傷シタルトキハ申出ニ從ヒ損傷券引換ニ新株券ヲ交付スヘシ若シ紛失焼失シタルトキハ株主二名以上連署ノ上其番號枚数及亡失シタル理由ヲ本會社ニ申出ヘシ本會社ハ本人ノ費用ヲ以テ其旨ヲ三日間以内新聞紙

発電所工事風景

ニ廣告シ滿三十日ヲ經テ尚発見セサルトキハ新券ヲ交付スヘシ。

但新株券ヲ交付スルトキハ一通ニ付金廿錢ノ手數料ヲ徴収ス。

第十四條　本會社ノ株主ハ其族籍住所并ニ印鑑ヲ本會社ニ届置クヘシ住所氏名等ヲ変更シ及改印シタル時モ亦仝シ。

第十五條　本會社ノ株主名簿ニハ左ノ事項ヲ登記ス。

一、各株主の氏名住所　二、各株主所有ノ株式數及株券番号　三、各株式ニ付拂込シタル金額　四、各株式ノ所得及讓賣渡ノ年月日

第三章　株金拂込

第十六條　本會社ノ株金拂込ハ工事竣功豫定期限内ヲ七回ニ分ケ拂込ムモノトス。但拂込期日及ヒ金額ハ株主總會ノ決議ヲ經テ豫メ弐週間前ニ各株主ニ通知スベシ。

第十七條　株主ニ於テ株金ノ拂込ヲ怠リタルトキハ拂込期日ノ翌日ヨリ株金ノ現支拂迄遲延ノ利息トシテ延滯金百円ニ付一日金四錢ヲ支拂ハシムベシ。

第十八條　株金拂込ノ期日迄ニ其拂込ヲナサヽルモノアルトキハ更ニ二週間期日ヲ定メ催告ヲナシ尚ホ拂込マサル時ハ其株主ニ通知シテ其株式ヲ公賣ニ付シ其代金ヲ以テ延滯セル拂込金及利足并ニ之レガ為メ生シタル諸費途ノ償還ニ充テ不足アレバ更ニ之ヲ徴収シ剩餘アレバ之ヲ返付スヘシ。

但第一回ノ拂込ニ対シテハ本章ノ規定ニ準據セス。

第十九條　本會社ノ創立発起人ニ於テ募集スル株式ヲ引受クルモノハ株式壱株ニ付金弐圓ノ證據金ヲ差出サシム其證據金ハ第一回株金拂込ノ時株金ニ振リ替ルモノトスト雖モ若シ其拂込ヲ怠リ訴求若クハ株主タル豫約解除ヲナス時ハ違約金トシ之レヲ没収シ本會社ノ所得トス。

第四章　役員

第二十條　本會社ニ取締役七名監査役三名ヲ置ク。

第廿一條　本會社ノ取締役ハ本會社ノ株式五拾株以上ヲ所有スルモノノ中ヨリ監査役ハ參拾株以上ヲ臨時總會ニ於テ之ヲ選擧ス。

第廿二條　本會社ノ取締役ハ上任中其所有ノ株式參拾株ヲ監査役ニ供托スルコトヲ得。

第廿三條　本會社ノ任期ハ二ケ年監査役ハ一ケ年トス。

但再選ニ依リ重任スルコトヲ得。

第廿四條　本會社ノ取締役及監査役ニシテ業務執行上不都合ノ行為アリト認メタルトキハ何時ニテモ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ改選スルコトヲ得。

第廿五條　本會社ノ取締役中ヨリ互選ヲ以テ社長一名常務取締役一名を選定シ社長ハ業務ヲ統理執行スルノ責ニ任シ外部ニ対シテハ會社ヲ代表ス常務取締役ハ社長ヲ補佐シ社長不在ナルトキハ之ヲ代理ス。

第廿六條　本會社ノ監査役ハ會社ノ業務施行ノ適否ヲ監査シ諸計算書及事務報告書等ヲ検査シテ株主總會ニ報告ス。

第廿七條　本會社ノ取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ定ム。

第廿八條　本會社ノ取締役ハ監査役ニ欠員ヲ生シタルトキハ臨時總會ヲ開キ補欠選擧ヲ行フヘシト雖モ其法定人員ヲ欠カス且事務ニ差支ナキ限リハ次期ノ改選期迄猶豫スルコトヲ得。

但補欠員ハ其前任者ノ残任期間在職スルモノトス。

第五章　株主總會

第廿九條　總會ニ於テハ豫メ株主ニ通知シタル事項ノ外他ノ議事ニ渉ルコトヲ得。

第三十條　定時總會ハ毎年一月七月ノ再度ニ開會ス。

第卅一條　總會ノ決議ハ出席シタル株主議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ定ム。

但定款變更ノ場合ハ商法ノ規定ニ依リ議決スルモノトス。

第卅二條　株主ハ代理人ニ委任シテ議決權ヲ行フコトヲ得ト雖モ其代理人ハ必ス本會社ノ株主ニ限ル。

第卅三條　總會ノ議決ニツキ可否全數ナルトキハ議長ハ裁決權ヲ有ス。

第卅四條　総會ニ於テ議決シタル事件ハ決議録ニ記載シ取締役監査役署名ノ上之ヲ保存ス。

第卅五條　総會ニ於テ各株主ノ議決権ハ壱株ニ付壱個トス。

第六章　計　算

第卅六條　本會社ハ毎年六月十二月ニ於テ諸勘定ヲ決算ス。

第卅七條　本會社ノ損益計算ハ毎期総益金ヨリ諸支拂利息諸経費其他損失金ヲ控除シ其残額ヲ純益金トシテ其配当割合ヲ左ノ如ク定ム。

一、積立金　純益金百分ノ五以上トス。

一、諸機械其他修繕準備金百分ノ五以上トス。

一、役員職員賞与金及交際費純益金百分ノ十以内トス。

但計算ノ都合ニ依リ其他ノ積立金及後期配当金ノ均一ヲ保持スル為メ内幾分ハ端金ト共ニ後期勘定ニ繰越スルコトアルヘシ。

附　則

一、本會社ノ負担スヘキ設立費用ハ金弐千四以内トス。

かくして定款にあるように田方郡・三島町一円・駿東郡・沼津町一帯に電力を供給することになった。しかも、これは県東部においては初の発電所であり電灯会社であったわけである。後に資本金を百万円に増資、配電範囲も三島・沼津・修善寺・熱海・湯ヶ原まで拡大し県下一の電気会社に成長した。営業内容も電灯事業に加えて電車運行の事業をも加えるべく明治三八年六月二六日に臨時株主総会が持たれた。

当日の決議事項は次のようなものであった。

明治三十八年六月廿六日駿豆電気株式会社臨時株主総会決議事項（杉崎健二家蔵）

第壱号

伊豆鉄道線路貸借ニ関シ同発起人ト仮契約承認之件

但シ仮契約左ノ条件ニヨリテ成立ス。

一、期間ハ二十ケ年トシ更ニ二十ケ年間更新スヘクヲ得。

二、貸借料ハ一ケ年金壱万九千五百円トス。

三、其筋ノ認可ヲ得テ電氣鉄道ニ変更スル事。

四、右変更ニ要スル工事費ハ本会社ノ負担トス。

五、期限中譲渡ノ場合ハ金弐拾五万円以下ニ於テ評價スル事。

第弐号

社債償還手続ノ件

社債ハ社債取扱規則ニヨリ金弐万五千円ヲ明治卅八年拾月金弐万五千円ヲ明治三十九年十月ニ於テ償還スベキニヨリ此際全部ノ臨時償還ヲ為サスシテ明治卅八年十月償還ノ分ハ社債ト同一利率ヲ以テ特約預金トヲ期日ニ至リテ之レガ償還ノ手続ヲ完了スルコト而シテ明治三十九年十月償還スベキ分ハ其期日迄修善寺線工事資金及電気鉄道資金ノ内ニ流用スル事。

第参号

定款変更ノ件

一、第三条ニ左ノ一行ヲ追加ス。

二、電氣鉄道ヲ布設シ旅客貨物ノ運輸業ヲ営ム事。

二、第四条ヲ左ノ如ク変更ス。

電燈及電力ノ供給区域ハ田方郡三島町一円、仝郡熱海町一円、仝郡修善寺村修善寺温泉場、駿東郡沼津町一円及仝郡楊原

村ノ内下香貫トス。

電氣鉄道ノ経過地区ハ田方郡三島町ニ起リ駿東郡清水村、大岡村ヲ経テ同郡沼津町ニ達スルモノトス。（以下省略）

これによって正式に電車事業に乗り出し、明治三九年一〇月一日には社名を駿豆電気株式会社から駿豆電気鉄道株式会社と改称、三島・沼津間に本県初の電車を運行することになった。

事業の拡大と共に発電量の増加が必要となり、明治四一年（一九〇八）三月二九日貯水池を建設、その貯水を利用して発電すべく六月には二台目のドイツ製発電機を購入据えつけた。その前年駿豆電気鉄道株式会社と平井との間に柿沢川用水利用に関する明治二九年八月の契約の追契約がなされた。

さらに明治四四年一〇月には貸借関係にあった伊豆鉄道を買収、ますますこの事業は発展を重ねていった。

大正六年（一九一七）になると富士水力電気株式会社に吸収されることとなり、駿豆電気鉄道株式会社の首脳陣であった小柳津ら四人は退陣するという事態を迎えたが、この事業は富士水電によって継続され、富士水電と平井の関係地主との間に新たな契約もなされたのであった。

しかし、翌大正七年丹那トンネル工事が始まると柿沢川の水量が少しずつ減少するようになり、やがては発電不能となり、初めて伊豆地方に文明の灯をともし電車を運行させた平井の発電所も過去の栄光を秘めて閉ざされたのであった。発電機が取りはずされた頃のことを伝える記録もなく、はっきりと記憶している人もいないわけであるが、大正の末期頃であったろうと推測されている。

当町の当時の電気の使用状況は大正元年編の『函南村誌』によると、「現今本村における株主七十二人点火戸数一五一なりとす」とあり当時の村現住戸数が一二〇〇戸であったので点火戸数の割合は全体の一二・六％というものであった。

(ウ) 伊豆産馬会社の設立

函南における牛馬の飼育は明治一四年（一八八一）仁田大八郎・川口秋平・田中鳥雄ら地元有志を発起人として設立され、明治二九年解散するまでの十六年間牛馬の改良繁殖を図った伊豆産馬会社の影響が強かった。仁田大八郎等はこれからの日本にとって牛馬、とりわけ馬の需要が高まることを予測してこの会社を設立したのであり、明治の人たちの決断力、進取の意気が受け取られる。

以下伊豆産馬会社の事蹟（田方郡誌）から十六年間の歩みを見てみよう。

明治十四年

○伊豆産馬会社設立、事務所、畜舎を丹那に置く。

○農用種牡馬貸下げを農商務省へ申請するが不許可。

○牝馬六頭を勧農局所属下総牧場へ引いていって種付を受ける。

○四月、仁田、川口上京、農務局陸産課長（前下総種畜牧場長、後に農務局長となる）岩山敬義に会社創設の主旨を説明、同局より牝馬一頭貸下げ一頭払下げを受け、外に南部産牡馬一頭を購入、この時下総種畜場に牝馬の払い下げのあることを聞き、種付済牝馬五頭および雑種駒一頭払下げを受ける。

○同月下旬仁田社長は陸羽地方の有名な馬産地を視察、伊豆地方が馬産地として適していることに自信を持つと共に岩手県下鬼柳村より牝馬七頭を購入した。

○八月農用種牡馬（青毛）佐野号を農務局より下賜（大蔵大臣佐野常民より農務省へ寄附されたもの）される。

明治十五年

仁田大八郎・高杉三郎と共に青森県五戸、七戸を訪れ、牝馬十六頭購入。

伊豆産馬会社の扇

仁田大八郎

馬数年度別比較表　（旧方郡誌）

年度	種牡	種牝	幼駒	計	備考
明治18年	6	36	32	74	洋種2頭、雑種1頭の官有馬の外ことごとく社有で2雑2、1雑16頭あり
21	4	40	26	70	洋種3、2回雑12、1回雑24 内国種31
22	4	36	23	63	洋種 3　2回雑 12　1回雑 35　内国種 26
23	4	38	45	87	3　3回雑 1　11　46　26
24	4	37	44	85	3　1　15　48　18
25	3	36	23	62	3　1　12　32　14
26	5	32	22	59	4　1　12　30　11
27	4	30	25	59	3　2　17　27　10
28	4	30	24	58	2回雑種3頭増し、1回種4減じ その他前年と同じ

表中18年度は、明治17年7月から18年6月まで
19年および20年度は不明瞭のため省略

明治十六年

○五月桑原に第一船山牧場開設、創業以来社有地および借用地反別合計八六町七反二歩となり、これらの土地は主として運動場に供し、繁殖馬は概ね舎飼とし幾分を本社内に飼養、他は農民に貸付けた。

一頭の種牡馬種は頭数を三十頭とし、社有以外の牝馬には料金をとって余勢種付をし、その産駒には血統書を附与した。

明治十七年

○四月農商務省より種牡馬一頭、第三ブラトリー号の貸下げを受けた。この馬はアメリカケンタッキー産でサラブレット種の血を受け祖先十六代の血統が明らかな駿馬である。

○同年宮内省主馬寮より宮城県思首乗用種牡馬庚崎号（栃栗毛）を貸与され（後に下附される）種用にする。この馬は体尺四尺七寸で、東海道往復数回の御用を務めた駿馬で貸下げ当時十三歳であった。

○明治十八年

○三月宮内省より更に乗用向繁殖用として都島号（鹿毛）牝馬の貸下げを受けた。

○同年牧畜の現業を熟練させるため社員中村善右衛門を下総種畜場に六か月研修させ、また獣医は牧畜上不可欠のものであるので獣医伝習所を設け、牧野終太を教師として短期終業生七名を出す。

明治十九年

○六月、農商務省より雑種牝馬三頭の貸下げを受ける。

○九月、御料局高崎出張所よりハンガリー種牝馬一頭払下げを受ける。

○七月より五か年据置き、明治二三年七月より十か年々賦をもって農商務省より金一万円を借り受け、事業の整理および拡張を計る。

明治二十年

○十月、副社長川口秋平、東北地方産馬実況視察を兼ね、宮城県鬼首を巡視し、岩手県鬼柳で五頭、青森県七戸で七頭、福島県三春で五頭、計十七頭の牝馬を購入して帰社する。

明治二一年

○陸軍省よりアルゼリ国産牝馬一頭払下げを受ける。（当年同省のアルゼリ国より八十余頭購入したうちの一頭）

これより先須藤義衛門・根村堂行・奥田賢英三の鑑定を乞い、横浜在住の仏人ジョランドよりアルゼリ産牡馬一頭を購入し種牡とした。トンキン号で当時年令八才体尺四尺八寸の優物で多数の良駒を挙げた。

明治二二年

○農商務省訓令をもって種牛馬貸与規則が廃止され、本社へ貸与の牛馬はことごとく払下げあるいは無代下附となった。

明治二四年

○八月、丹那に設けた本社の事務所を仁田へ移し、副業として牛乳の搾取を開始し近村へ販売する計画を実施し、同時に従来の事業は縮少主義をとり維持法を専らとし、軍用馬および普通乗用馬の産出に務める方針を立てた。

○同年四月軍馬購買委員来社し、五頭買上げ。

明治二五年

○七月、韮山生産社員渡辺円蔵外二一名来社、本社へ洋種馬購求費として五百円寄附される。そこで十一月下総御料牧場より二三〇

繁殖状況　（田方郡誌）

年次 明治	繁殖歩合 社有 種付	社有 分娩	外来 種付	外来 分娩	計 種付	計 分娩	斃死 4才以上	3才以下	計
15	7	0	53	0	60	0	0	0	0
16	24	3	47	4	71	7	0	0	0
21	39	17	88	18	127	35	6	2	8
22	37	17	40	34	77	51	0	2	2
23	37	18	38	23	75	41	1	2	3
24	35	16	27	20	62	36	1	2	3
25	38	20	14	11	52	31	1	5	6
26	31	13	21	7	52	20	1	4	5
27	31	14	19	12	50	26	1	3	4
28	25	13	20	6	35	19	0	2	2

15年度は明治14年7月から15年6月までである。以下これになろう。
17年～20年の4か年は不明に付省略

円で種牡馬赤松号を購入。

○船山牧場の樹木下刈り焼払いをし、日本および西洋牧草の播種をし試作するが結果はよくなく両三年で中止する。

明治二七年

○二月、本社の定款を商法の規定により株式組織に改正する。

○昨年購入の赤松号斃死のため、更に下総牧場よりスイロン号、第二山本号の洋種牡馬二頭の払下げを受ける。

○第三ブランドレー号、第二東京、アルゼリ号を廃用。

○四月、日本畜産協会が第一回畜産品評会を開設するにあたって、社有雑種馬四頭を出品、三等賞および四等賞を受くるもの各一頭を出す。

解散時現有財産価格　（田方郡誌）

種目	数量	価格
馬	51頭	1896円
牛	11頭	498円
牧場	43町2反1畝20歩	4,734円98銭
山葵沢	1反1畝22歩	400円
立木	不詳	300円
家屋	11棟	327円50銭
寄付金	1口	1,678円51銭4厘
別途積金	1口	77円12銭8厘
器械その他	不詳	25円50銭
椎茸ホダ木	2000駄	200円
合計		10,137円63銭9厘

明治29年6月30日

取締役　平雄
同　秋鳥
同　口中
同　川田

明治二八年

○五月、社長仁田大八郎病死。

従来より欠損多く事業も円滑に進んでいないため株主総会の決議により、明治二九年六月三〇日限り解散することにし、豆駿二ヵ村十三字共有箱根山字御山借地反別四五歩は返納した。

以上が伊豆産馬会社の創立以来の歩みであるが、存続も比較的長く多数の優良馬の移入、繁殖を計ったということで本県の産馬改良上、多大の効果を挙げた点特記すべき事業である。現在も畑にはこの事業に起因する牧場（マバ）の地名が残っている。

立憲政治の始まり

西南戦争以来新政府への不平不満はやがてフランスの自由平等思想と結びつき自由民権運動へつながっていくが、これら自由民権運動論者たちは政府の強い弾圧にも会いながら根強く運動を進め、ついに政府の北海道の国有財産払い下げ事件をきっかけとして明治十四年（一八八一）、一〇年後に国会を開設することの約束を政府にさせることに成功した。

これにともなって政府は憲法制定の準備を進め、伊藤博文をヨーロッパに派遣、諸国の憲法を調査させ、ドイツ憲法を参考にして明治二二年（一八八九）二月十一日ここに近代国家の支柱である大日本帝国憲法を発布、これによって翌二三年はじめての総選挙によって第一回帝国議会が開かれることになった。

帝国議会は貴族院と衆議院の二院からなり、貴族院は華族の代表と天皇から任命された者で構成され、衆議院は国民から選挙によって選出された議員によって構成されたが、衆議院議員の選挙権をもつ者は満二五才以上の男子で、しかも、直接国税一五円以上を納める者に限られている制限選挙であった。直接国税十五円といえば地租にして田地二ヘクタール以上をもつものにあたり総人口の一・一％にすぎなかったのである。

当町における衆議院議員選挙人は、明治二三年六月の選挙人名簿（著作者兼発行者西原喜一）によれば九二名で部落別に分けてみると、

仁田9　大土肥2　柏谷14　畑毛5　平井6　丹那8　畑2　軽井沢1　田代1　桑原6
大竹1　上沢10　間宮8　塚本9　肥田5　日守5

であった。直接国税を段階別に分けてみると、

五〇〇円以上　1

衆議院議員の職業別構成

職業	第1回	第2回	第3回	第4回
農業	129	144	137	155
商業	19	15	24	29
鉱業	1	1	1	2
会社員	7	7	9	6
銀行員	4	3	4	5
弁護士	20	22	28	21
新聞雑誌記者	8	12	10	12
医業	3	3	4	1

議席数はいずれも300。信夫清三郎「明治政治史」による。

一〇〇円以上	10	
五〇円以上	13	計　92
一五円以上	68	

であった。

当町出身の衆議院議員としては大竹の田中島雄がいる。彼は明治六年七月足柄県第四大区副戸長に当選したのを始めとして政界に身を置き、住民も選挙のある毎に彼を推薦支持し、仁田村外一四ヵ村連合戸長に二回、静岡県県議会議員に三度当選、衆議員議員としても明治二五年二月と二七年九月の二回当選し自由党の中にあって活躍、田方郡下における衆議院議員の最初の当選者でもあった。

なお、県会・郡会の動きについては地方自治の章で詳しく述べることにする。

日清日露戦争と出征者

西南戦争以後新政府の目は朝鮮半島に向けられ、朝鮮と結ぶ清国との間に対立が生じ、南朝鮮に東学党の農民反乱の起きたのをきっかけとし出兵、李王朝が反乱鎮圧に援助を求めた清国軍との間に摩擦が生じ、ついに日清戦争（明治二七・八年）へと発展していった。

(ア)　日清戦争

この戦争は日本の勝利に終わり、多額の賠償金や利権を獲得し、その後の日本の国力の増強に大きな影響を与えたが、その裏にあって多くの若者が徴兵で出兵し傷つき、あるいは戦死したことも忘れてはならない。

日清戦争出征者は当町においては陸軍として三三人出征し、戦死一、戦病死一、叙勲一三という記録が田方郡誌に見えている。

戦死者は歩兵一等卒加藤熊蔵（桑原）、戦病死者は歩兵上等兵石井嘉平（仁田）であった。

部落ごとの出征者のすべてを知ることはできないが、塚本の守山山頂にある征清記念碑には次の四名の名を見ることができる。

陸軍歩兵一等卒　勲八等　渡辺梅吉
陸軍歩兵一等卒　勲八等　山口磯吉
陸軍騎兵上等兵下士遇任　勲八等　広田栄旗
陸軍輜重輸卒　広瀬繁太郎

(イ)　日露戦争

日清戦争に負けた清国にはヨーロッパの強国が先を争って沿岸の要地を租借したり、鉄道・鉱山など多くの利権を獲得していった。

このようなヨーロッパの強国の国内進出に対して中国民衆の手による外国人排斥の運動が起こり、ついに清政府も支援する義和団の乱（明治三二年）となり、北京にある外国公使館を襲うようにもなったので列国は日本軍を主力とする連合軍を送ってこれを鎮圧した（北清事変）、その後もロシアは大軍を満州に送り、さらに韓国にまで勢力を及ぼそうとしたため、日本とロシアとの利害関係がまったく対立、日英同盟によるイギリスやアメリカ合衆国の援助のもとに開戦、苦戦ではあったが勝利を納めることができた。これが旅順奉天の戦、日本海海戦などで有名な日露戦争（明治三七・八年）であった。

日守の征清記念碑

塚本の征清記念碑

日露戦争は日清戦争に比べ大軍をもって戦ったので出征者も多く戦死者も多く出た。召集は海軍を第一次として非常召集が発令され、それ以後召集また召集というように明治三七年二月より三八年一〇月に至るまで、ほとんど休みなく召集がかけられるといった状態であった。

当町でも日清戦争を大巾に上まわる一六五人が召集され、すでに召集されている者まで含めると、一八五人が出征した。一六五人の内訳は、陸軍九〇、補充召集三二、臨時召集四、臨時教育召集二七、国民兵召集一二（第一回召集一、補充召集一、臨時召集一〇）であった。この戦争の中で次の一〇人の戦死、戦病死者を当町から出している。

仁田　三田三九郎
柏谷　遠藤藤治郎　野田　藤作
平井　八木戸治助
大竹　田中　宝作
間宮　荒井　鶴吉
肥田　平井　弥一　内田　萬延
新田　植松　清江
不詳　井沢　吉造

塚本の征露記念碑

これらの人たちは、この戦争に参加し叙功一九、叙勲九一を受けており如何に戦ったかそのようすが偲ばれる。

日清戦争同様出征者全員の名を知ることはできないが、塚本満宮神社境内の征露記念碑に塚本出身者一三名の名を見ることができる。

歩兵中尉勲五等功五級　宮内鐵太郎
騎兵軍曹勲七等旭日章　広田　栄祇

歩兵一等卒勲七等瑞宝章　山口　磯吉
輜重兵上等兵勲八等旭日章　市川　林造
歩兵一等卒勲八等旭日章　市川　周助
歩兵一等卒勲八等瑞宝章　宮内文右衛門
砲兵一等卒勲八等功七級　棚井　柳作
歩兵一等卒勲八等瑞宝章　渡辺　万作
輜重輸卒勲八等旭日章　仲川　忠作
輜重輸卒　土屋　忠造
歩兵補充兵　山口　市蔵
歩兵補充兵　鈴木　谷蔵
砲兵補充兵　市川　忠七

出征にあたっては、その町村の家々には国旗が掲げられ、町村長、町村会議員その他名誉職、小学校職員、生徒、親戚故旧隣人などが郷村社など一定の場所に集まり当日出発する出征者と訣別し、集会者の中から町村長やその他おもだった者数名が総代として親戚故旧とともに駅または町村界で見送るのを例としていた。

兵士と共に軍馬の徴発もさかんにおこなわれ、明治三七年三月一一日を初めとして翌年七月五日に至る間に四回の徴発が行なわれている。郡下においては八九九頭徴発のあったうち、二九二頭が合格、当町においても七三頭中二二頭が合格している。

出征兵士や軍隊の三島駅通過に際しても、明治三七年二月一五日田方郡長の協議に応じて次のような対策がとられ、士気を高めた。

一、田方郡を代表する委員二〇名を東海道線三島停車場に出し、日夜捕労に従事せしむること、但し委員は田中村以北の町村に割合配当すること。（注　田中村＝現大仁町）

一、田中村以北の町村長は運番一名づつ事務所に出張して監督すること。

一、国旗及田方郡旗を樹て夜は高張大提灯二個を掲ぐること。

一、委員は各自一定の手丸提灯を携ふへきこと。

一、麦湯を供すること。

また、当時の光景を『田方郡誌』は次のように伝えている。

車窓の将士は風姿颯爽意気業壮皆既に大陸を呑むの概あり、頭して万歳声裡に小国旗を掉りつつ去れり、此際三島町の青年楽隊は来りて捕労委員中に加はり、汽車の発着毎に奏楽以て其行を壮にしたりしも亦時に取りての好況なりき。

耕地整理事業　耕地整理とは農業上の利用を増進するために土地の交換・分合・開墾・地目変換、その他区画形質の変更、湖海の埋立・干拓・堤防・溝渠・畦畔、河流の変更廃置・排水灌漑などを行なうことをいう。

明治三三年（一九〇〇）に山県内閣のもとで地主的土地改良による生産力増強のために耕地整理法が施行された。その後、明治四二年（一九〇九）四三年、大正三年（一九一九）、昭和六年（一九三一）と相ついで改正され、農地改革に引継ぐまで行なわれ、政府の低利資金の融通、助成金交付によって推進され、その結果多少の耕地拡張に成功した。もちろん、この事業は耕地整理をなす地域の土地所有者をもって法人団体として耕地整理組合をつくり、区域内の地主の二分の一以上と

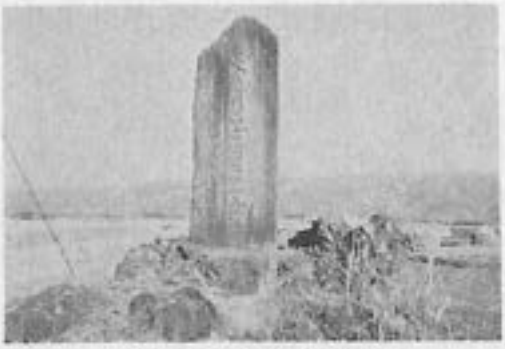

肥田にある長池耕地整理記念碑

総面積、賃貸価格の三分の二以上の賛成によって都道府県知事の認可のもとに行なわれ、生産増強と耕地拡張とが同時に行なわれてもいる。（朝倉書店『郷土史辞典』）

当町の平坦部は狩野川古道の上にあり湿地帯が多く農業上の不便も多く生産性も低い状態にあった。そこで政府の方針に基づいて各字で耕地整理が施行された。肥田に記念碑があり、その規模を知ることができるが詳しくは第四章産業のところで述べることとする。

(二) 大正から昭和へ

函南村誌の編纂　大正元年頃多くの町村において町村誌の編纂がなされる風潮があった。当町においても当時の村長佐藤相三は吉田俊三郎、荒川頭靖、山田泰次郎らの助けを得て村誌の編纂を進めた。内容は、

第一目　概　況
　位置・地勢・区域・面積・戸数人口・経済・生業・産物・交通
第二目　沿　革
第三目　名勝遺蹟
　名勝・鉱泉・瀑布・遺蹟・墓碑古墳・口碑伝説
第四目　社　寺
　神社・仏閣
第五目　官公衙
　役場・三小学校・図書閲覧所・補習学校・農林学校
第六目
　発電所・隔離病舎

第七目
　農会・青年会・報徳社・在郷軍人会・赤十字社・仁田信用組合・戊申貯金会
第八目
　消防・水防・衛生
第九目　娯楽機関
　畑毛遊園
第十目　人　物
第十一目　口碑伝説及風俗
第十二目
　方言訛言・風俗
第十三目　天変地異
第十四目　雑
　箱根山共有組合・道路沿革・海外渡航者

の多くの分野にわたり、当時としては大変な労であったことが想像される。

この村誌は後に田方郡誌に収録され、今日当町の歴史を知る上に唯一無二の貴重な史料となっている。

第一次世界大戦と戦後の動き

日清、日露という大陸進出の二つの大戦による勝利は、日本の国際的地位を高め、また戦争による賠償金によって軍備の拡充が計られ、重工業の発展は更に海外市場拡大の必要を生み、軍部と産業界の目ざすところはますます大陸へと向けられてきていた。

大正三年（一九一四）オーストリアの皇太子夫妻がセルビアの一青年によって暗殺されたことに端を発した第一次世界

大戦に、日本は明治三五年（一九〇二）ロシアの進出に対して相互援助を目的として結ばれた日英同盟によって、イギリス側（協商国側）につき、ドイツ（同盟国側）に宣戦布告、ドイツが中国で軍事基地としていた青島を占領し、山東半島一帯のドイツの利権を奪い、更にドイツ領南太平洋諸島を占領、インド洋・地中海にも艦隊を送るなど目ざましい活躍をし、協商国側の勝利に大きく貢献した。

この大戦中、日本政府は中国政府に二一か条の要求をつきつけ、その大部分を認めさせ、中国大陸支配に大きな前進を示した。

また、国内産業の面でも著しい発達も見られた。

第一次大戦は戦場が国外であり、激戦地となったのは先進工業国である西ヨーロッパ諸国であったために、日本やアメリカは連合国側に兵器や食料などを供給、国内産業は活気づき、戦争成金と呼ばれる者が現われるような好景気となった。

一方、戦争で大勝利を収めた連合国側はアメリカ大統領ウイルソンの提案にもとづいて国際連盟を結成（大正九年）、日本はその常任理事国になるなど国際的地位をますます高め、アジアの日本から世界の日本へと大きく成長するにいたった。

しかし、その後のヨーロッパ諸国の大戦からの復興はアメリカに世界恐慌を引き起こさせ、その波紋はまたたく間に自由主義世界に広まり、日本も昭和二年（一九二七）の金融恐慌に次ぐ世界恐慌の波を受け、多くの会社がつぶれ、人員整理、賃金引き下げなどが行なわれたりして失業者が増大、また、農村では米や繭の値段が下がり社会不安は日に日に高まっていった。

不況を告げる新聞記事

二つの震災

大戦、戦勝、好景気、恐慌、そして二つの震災と大正から昭和にかけてのこの時代はまことに激動の時代であった。特に二つの震災は経済の混乱にだめ押しをしたようなもので、人々の不安は深刻なものとなっていった。

(ア) 関東大震災

大戦による好景気の中での物価の上昇、特に米の値段が急激にあがり、全国的な米騒動が起き社会不安が一段と高まった時襲ってきたのが関東大震災であった。

大正一二年(一九二三)九月一日午前一一時五八分、関東地方に突如として大激震が襲い、一瞬のうちに言語に絶する大惨事を招いた。震源地は小田原沖で、震度は七・九を記録し、死者・行方不明は実に一四万二八〇〇人を数え、家は焼け、壊れ、家財を失ない、負傷者は無数に出て未だない大惨事となった。道路・堤防・橋は破壊され、電信・電話は不通となり、電灯は消え暗黒の世界に放り出された。

被災区域は東京・神奈川・千葉・茨城・埼玉・山梨・静岡の一府六県に及び、被災世帯五九万二二六四戸、死者九万九四七四人、負傷者一〇万二九六一人、行方不明者三万八七八二人であった。

静岡県においても被災世帯一万三一八二戸、死者三七五人、負傷者一二四三人、行方不明者六八人を数え、田方郡下においても被害は大きく被災世帯二七〇一戸、死者一六五人、負傷者五六四人、行方不明者五二人を数えた。

当町における被災状況は別表の通りである。

当時函南村においては震災復興資金の貸付がなされ、政府も非常徴発令・流言蜚語取締令・戒厳令・暴利取締令等を出し、復興と民情の安定に努力を払った。

関東大震災による当町の被害状況

大字	死亡	負傷	住家 全潰	住家 半潰	住家 計	非住家 全潰	非住家 半潰	非住家 計
仁田		3	2	12	14	3	5	8
柏谷		1		2	2			
平井	1		1	8	9	3	4	7
畑			1	8	9	3	4	7
田代				2	2	1	1	2
大竹				2	2		1	1
間宮			30	24	54	12	19	31
肥田			1	2	3	4	4	8
新田			5	2	7	1	1	2
大土肥			1	1	2		1	1
畑毛				2	2	2	9	11
丹那			5	26	31	9	24	33
軽井沢			4	8	12	6	12	18
桑原			2	8	10	2	7	9
上沢				2	2	2		2
塚本								
日守							3	3
計	1	6	52	108	160	48	97	145

(イ) 北伊豆地震と丹那断層

関東大震災(一九二三)、金融恐慌(一九二七)、世界恐慌(一九二九)と打ち続く荒波、不安を更に増大させたのは北伊豆地震であった。

昭和五年(一九三〇)一一月二六日午前四時二分、北伊豆地方一帯に大激震が襲い、当町においても大地は裂け、家は倒れるなどして多くの死傷者を出した。これより前一一月一五日より実に一日百回以上の群発的地震があり、人々が恐怖と不安の中で過ごすうち、二六日早朝大激震となって襲ってきたのである。この地震による当町の被害は次のようであった。

罹災戸数(住家の部)

全潰	六二二
半潰	四九〇
全焼	九
大破	二八〇
小破	一二六

罹災棟数(非住家の部)

全潰	五〇〇
半潰	七七八
大破	四三一

北伊豆地震の時、田代区の竹林内にできた亀裂

小　被　　一八五

罹災人口

死　亡　男一六　女二〇

重傷者　男　四　女　一

軽傷者　男一八八　女九二

（当時の人口一〇三二八人）

住家、住民の被害もさることながら北伊豆地震の遺物として今なお残るのは丹那断層である。

丹那断層の規模について『丹那地域風土記』は次のように説明している。

丹那断層は丹那盆地を中央としほぼ南北に走り、北は箱根に通じ、南は浮橋に連なり、総延長一五キロに達している。地形及び地質の如何に関せず、殆ど同一の方向に同様に垂直又は水平移動し、相対的にいえば、一般に断層線の西側は東にくらべ地盤が沈下し東側は隆起した。東側は北方に、西側は南方に移動転位をした。丹那盆地では名賀の西から沖積平野を縦走し川口の森の西側を通過し、子の神社に出て川口氏宅の前を通り畑・乙越の中間を玄岳山麓に出て南にのびている。北方へは名賀より道路を切り貯水池の西側を過ぎ、丹那より軽井沢へ通ずる道路の熱海街道に会する地点付近のがけくずれあたりから軽井沢のくぼ地に至っている。この断層では名賀から川口の森に至る所では田の隆設七〇センチ、里道の水平転位五〇センチから一メートル六センチを記録した。子の神社前では道路の食い違い五五センチ、落差二五センチを示した。畑・乙越では畦畔の食い違い最大二メートル六センチ、落差三〇センチを示し断層真上の民家は北方にたおれた。軽井沢では断層線付近では崖崩れが生じた。田代盆地入口

北伊豆震災を伝える
「鳥居の宿がへ」

では直径五五センチの木の根を切断し、又低地では地割れが著しかった。田代盆地では道路を横断または斜断して多数の亀裂群を生じ、山道では落差三〇センチ、水平転位二六センチの食い違いが生じた。

以上が丹那断層についての説明であるが、今日その跡を実際に見られる所として右に述べた畑・乙越の国指定天然記念物としての丹那断層と、震災時のままに残してある田代火雷神社の石鳥居と参道がある。

震災の悲報が各地に報道されると県内外から多くの奉仕団が来援し、倒壊家屋の取り片づけ、道路の修築等に献身的な援助を行なった。また、多くの負傷者を手当すべく平井には二七日より一二月一〇日までの間日本赤十字社静岡支部救護班の臨時救護所が設置され、また函南小学校には日本赤十字社東京救護班の病院が開設され、多くの重軽傷者が救護診療を受けた。このような救援、救護のみならず各地からの深い同情と共に義捐金等の援助を受けたことも忘れてはならない。

平井においてはキリスト教会の托児所が直後開設され、保母として原薗英子・鈴木百々子の二氏が派遣され、字の婦人会員・女子青年・その他有志の援助のもとに活動、幼な子を預かってくれたために安心して復旧作業に取り組むことのできたことも前に述べたことと共に忘れてはならないことである。

キリスト教会による平井の托児所

このような大震災を受けた後修養団の活動と共に自力更生ということが叫ばれ、地域住民が力強く立ち上がったのも復旧を早めた一因でもあった。この自力更生の産物として新興生活館、共同作業所が作られたが、なお一部現存しているものもある。

住宅の面でも大地震の反省からトタン屋根の家が多くつくられ

るようになってきた。

丹那トンネル工事と渇水問題

丹那トンネル工事（第五章交通・通信で精述）は多量の湧水に悩まされた。この湧水は工事に重大な支障をきたしただけでなく、地下水に頼る周辺地域の飲料水、農業用水不足をもきたし、渇水問題として早急の対策を鉄道省に要求することが各字で行なわれた。

丹那地域は丹那トンネルの真上にあたるため渇水はひどく、かつては谷間に泉が湧き、山葵が栽培され、農家はその水を引き飲料水とし、水車は昼夜を分かたず回り、水田はむしろ水の多いのに苦しむといった豊かな水量を誇っていた所が工事の進行と共に減少し始めた。逆にトンネル工事の方では坑内の湧水が工事と共に増加し来光川におびただしいほどに注ぐようになった。このためにたびたび請願に出かけたがらちが明かず、昭和二年となって渇水の見舞金が出されると共に飲料水の不足を補うために畑の水頭から水道が引かれた。それでも工事の進行と共に渇水区域は広がり、昭和八年静岡県の協力のもとに渇水対策がはかられることになった。

柏谷の切通しを過ぎて大橋に向う右手に、渇水救済記念碑と刻まれた大きな記念碑がある。これは丹那トンネル工事による渇水問題を記念したもので、当町丹那・畑・軽井沢・田代・柏谷・畑毛・平井・桑原・大竹・上沢・仁田・韮山町の長崎・奈古谷、中郷村（三島市）大場・北狩野村（大仁町）浮橋の十五関係字が渇水救済促進同盟会を組織し（昭和七年）県や鉄道省に交渉し、その解決を図ったことを記念するものである。当町一帯は昔より水利に恵まれ、その豊かさは周辺地域の羨望の的であった。ところが、丹那トンネル工事の進展に伴って大正一三年（一九二四）畑区地内で湧水が減少し始めたのを皮切りに各地にその現象が広がり、水源が涸渇するようになった。

鉄道省では、この救済として昭和二年（一九二七）ごろから特に被害の著しい丹那、畑地区に対しイネの減収の見舞金を支払うとともに水道を布設した。また、昭和四年には、軽井沢・田代地区にも水道を布設した。更に農業用水の

鉄道省が盆地の渇水対策として作った貯水池

に貯水池を設けたが、その効果も上らず被害区域はますます拡大し、昭和七年（一九三二）には四か村、一五大字、戸数一六〇〇余戸、人口一万有余人、田面積五七〇町歩にまたがり、農業や牧畜、飲料水に重大なる支障を生じ、田畑も渇水のため農作物も枯れ、荒れ放題という状態となった。

有志は集い、鉄道省にたびたび救済を訴えたが効果がなく、中には、過激な行動に出るものさえ出た。

そこで、昭和七年被害全域が一丸となって渇水救済促進同盟会を組織し、県知事に窮状を訴えたところ、県知事から耕地課農林主事柏木八郎左衛門に対して救済方策樹立の下命があった。同主事は、当地有志と共に鉄道当局と折衝すること一年余、昭和八年八月八日に見舞金総額一一七万五千円が交付され一応の解決を見た。更にこの見舞金を活用し、水利問題を解決するために新たに「函南村外三箇村普通水利組合」が設立され、柏木氏が引きつづきその管理者となった。

また、平井では、水不足に際し鉄道省の援助を受けて昭和四年水道を完成させた。平井の会館前にある記念碑によると、平井は土地が広く灌漑の便にも富んで

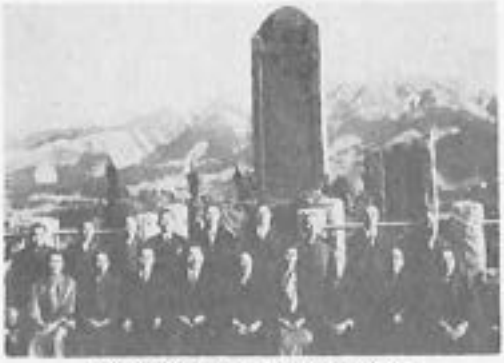

丹那渇水記念と渇水救済同盟役員

いるところであったが、丹那トンネルの工事の進むにつれ地下水脈に変化が生じ、区内の井戸水はほとんど涸渇して、飲料水も窮乏するようになった。そこで上水道布設の話が起き、各戸私財を拠出、鉄道省もまたこれに援助を与え、昭和三年九月着工、トンネル内の湧水を導き、翌四年三月工事は完了したという。これによって平井の水不足は解消したのであるが、各地の渇水に対する取り組みはこれらの例を見るように大変なものであったことが想像される。

水騒擾事件

昭和九年六月、この年の田植えの水不足に困った平坦部の人達は、前年に鉄道省と解決を見た丹那トンネル工事に因る渇水問題の補償金の配分についての不満がこれに加わり、上沢・大竹が丹那トンネルよりの湧水を水道に使っていることと、上沢が苅穴堰の操作が誤っているのが水不足の原因であるとして、大挙して上沢・大竹の責任者の家を襲撃し、居宅や、堰・水道管等を破壊した。理非はともかく、平時でのこの暴行は、当局の許すところではなくこの事件に加わった者は、三島警察署に検挙された。

たまたま、昭和六年頃から全国農民組合の函南支部結成の動きがあり、七年には、函南支部が結成され、八年には函南村でも、全農の指導による小作争議が三件も発生していたから、警察の取調べは、思想問題もからみ、厳しいものがあったと想像される。

当時の石和寅之助村長はこの事件の解決に当り、昼夜をわかたぬ心労から病に倒れ、七月に退職してしまった。しかし、この後、この難問題を前にして、村長になる者が無く、八月に村外の鈴木宗覚が県の指名により村長臨時代理者となった。

鈴木宗覚はこの問題の解決に全力で当り、県会議員鈴木信一（当時中狩野村現天城湯ケ島町）、田方郡町村会長田中村（現大仁町）長室伏正和等に仲介の労を請い、平井梶尾嘉十郎等に調停委員を依頼した。

一時は仲介者も、調停委員も手を引くという事態も生じたが、昭和十一年四月十三日深更にいたり関係部落は、この解決を調停委員に白紙で委任することとなり、水の配分問題が解決し、和解書に調印し円満に解決した。

しかし、この事件に要した費用の問題は事後に持ち越され、昭和十四年梶尾嘉十郎村長の時に、禁伐林の一部を秋田木材に売却することにより捻出せざるを得なかった。

木立入植

昭和十四年から秋田木材の手で禁伐林の伐採がはじめられ、これにともない幾世帯かの人たちが木立に移住した。木立とは箱根山の禁伐林をさし、その面積は箱根山禁伐林組合の財産表を見ると次のようになっている。

畑	町	四七二〇
山林	二九六	九三二〇
直轄林	五	三〇〇〇
総計	三〇二二	七〇四〇

この木立への入植は戦争中の伐採と関係が深く、観音堂には寄進者として次のような名と年代を見ることができる。

皇紀二千六百年十一月十日

寄附者　秋田木材株式会社

東京支店長　鈴森　鎌蔵

沼津市横山木材株式会社

社　長　横山　定

また、賽銭箱には、

昭和一六年四月一六日

大見事業者一同

とあり、昭和十五年頃から戦争中にかけてさかんに伐採が行われたようである。

無人部落になった木立部落

木立への入植者を見ると移住年度では、

昭和一四年　一人
一五年　二人
一六年　二人
一九年　一人
二二年　一人

となっており、出身地を見ると、

桑原・一人　韮山　一人　仁科　一人　河津　一人　山梨県　三人

となっており、個々人の間には地域的なつながりはないようである。

このようにして戦争中禁伐林への入植が見られたが、これは初めてのことではなかったようで、参考までに以前の記録を挙げておこう。

禁伐林入口の橋のたもとに山の神が祀られている。山の神の裏に刻まれた字を見ると、

田方郡中狩野村本柿木
願主　杉山伊三五郎
植田　延六郎
外九名
明治四十一年十月七日

これは入植であったか伐採のためのものであるか明らかではないが、禁伐林と古来より呼ばれて保護されているところにこのような山の神が祀られているのも興味深いところである。

木材の伐採が終ってからも、大部分の人達は、そのまま此所に居住していた。しかし、何分交通の便に恵まれないため、次第に他所へ移住する人が出て戸数が減少した。昭和四八年七月になり最後のひとりが死亡したため、ついに無人部落になってしまった。しかし、この地は、静かで水利にも恵まれているので青少年の野外活動の場として生れ変ろうとしている。

第二次世界大戦への道

(7) 満州事変・日華事変

第一次世界大戦にも勝ち、国際連盟の常任理事国ともなった日本はその後も中国大陸に根強くその勢力を広めていった。このような日本の軍国主義の進出に対して、中国人内部からの激しい排日運動が展開されるようになった。この排日運動は華中・華南から華北に及び更に満州に広がり、日露戦争以来満州に対して日本の持っていた特殊権益とも関係して日本と中国との関係は一層悪化してきた。それで日本は武力を増強して中国を暗に圧迫、日本人保護と特殊権益擁護の名目で革命軍の行動に干渉、満州のみならず山東省へも出兵、昭和三年(一九二八)には蔣介石の北伐軍が山東省にはいったのに対し、日本軍も済南在留邦人保護の名のもとに、第二次山東出兵を決行するという済南事件なども起こした。このようにして日中関係はますます緊迫したものとなっていった。

満州においても、満州の実質的な主権者である張作霖(ちょうさくりん)と対立、昭和三年汽車で奉天にはいろうとする張作霖を爆死させるなどし、欧米諸国からの非難をも受けるようになった。

一方、国際協調主義を維持しようとする動きも見られ、日本は昭和二年のジュネーブ軍縮会議、昭和五年のロンドン

軍縮会議にも参加したが、結果的にはその内容に不満があり、国際連盟を脱退、軍備拡充の方向へと進んでいくのであった。

満州における緊張は更に高まり張作霖の子学良が日本の特殊権益を侵害する態度に出てきたため、関東軍に根を張る軍部の革新派は張学良を倒して一気に満州の実権を握る計画をたてた。そして昭和六年（一九三一）九月、中国便衣隊が柳条溝において南満州鉄道を爆破した（柳条溝事件）との口実のもとに軍事行動をおこし、たちまちのうちに東北三省を軍事占領してしまった。これが満州事変であるが、この頃から出先きの軍部は政府の戦争不拡大方針を無視し、独自で戦局を拡大、上海事変にまで発展していった。

昭和七年（一九三二）三月、軍事活動が一段落すると関東軍は清朝の廃帝宣統帝溥儀を皇帝に擁立して満州国を建国、独立を宣言した。これに対する世界の反響は大きく、中国の提訴に基づき国際連盟はリットン調査団を派遣、調査団は日本軍の軍事行動を自衛手段と認めず、満州国の建国は民族の自主的な独立運動とは認めえないと連盟に報告、連盟の総会はこの報告書およびこれを基礎とする勧告を採択、満州国不承認、満州からの日本軍撤退要求を宣言したのであった。これによって日本は連盟を脱退すること以外国策を遂行する道なしとし連盟を脱退、世界から孤立するとともに軍備の拡充をはかっていった。

そして昭和十一年（一九三六）十一月、ソ連の共産主義による世界侵略政策に対する防衛のためという名目でドイツ・イタリアと共に日独伊三国防共協定を結び、世界からますます孤立する道をたどっていった。

満州での日本軍は満州事変に一応の成功をおさめると、更に華北から内蒙古にまで進出、華北には反共親日の傀儡政権を樹立、中国の共産党、国民党の連合の抗日戦線と激しく対立、昭和十二年（一九三七）七月七日北京郊外芦溝橋における両国軍隊の交戦を端緒として日華事変が勃発した。日本軍は内地および満州より軍隊を増強、半年もたたないうち

に華北五省をほとんど占領してしまった。

更に戦火は華中・華南へと波及、長期戦となった。そのため軍費および軍需品の消耗ははなはだしく、国民生活は窮迫してきた。政府は戦争の長期化に備えて昭和十三年（一九三八）には国家総動員法の一部を発動、軍需生産力の拡充をはかり、十五年には大政翼賛会、大日本産業報告会を組織、国民が軍部に協力していく体制を整え戦局を拡大、ついにアメリカ・オランダ・イギリス・中国のＡＢＣＤラインとも対立を生ずるようになっていった。

満州事変・日華事変における当町の戦死者は五五名に及び氏名は次の通りである。

※満州事変（昭和7～11年）

仁田　石井清太郎、畑毛　西原武義、経井沢　渡辺庄八、奴田場　高橋　直

※日華事変（昭和12～16年）

仁田　友野成太、大土肥　高橋常貴男・久保田芳雄、柏谷　長谷川　勲・佐藤英一、畑　毛　日吉兼光・高橋栄午、平井　杉崎重夫・岩本繁雄・室伏計男・前川　貢、丹那　石川正次・井出　三栄・石川金作・水口安次郎・加藤　栄、畑　大塚　勲・大塚幸作、田代　室伏信一・室伏義雄・諸星八郎、桑原　加藤光栄・秋山久次郎・山木　武・秋山金蔵　大竹　栗田辰之助・飯塚行夫・田中一之、間宮　田中六郎・増汐忠雄・藤井市太郎・遠藤　繁・杉山　弘・増島慈一・新井留夫・川口義雄・小柳正二、塚本　田村正次・土屋義路・市川正美・芹沢春雄・伊達　潔、肥田　石和乙次郎、日守　杉山久男・山崎　清・成川実良・成川三郎、新田　佐藤背雄、奴田場　杉山　孝、（小字不明）　土屋　正・杉山五郎

仁田・殉国士の碑

満州事変・日華事変においては軍馬の徴発も盛んに行なわれ、間宮の清水寺

には次のような軍馬供養塔が建てられている。

昭和十二年七月日支事変勃発スルヤ、翌八月早クモ軍馬数多徴発セラレ、字内赤駿馬五頭ヲ出セリ、爾来聖戦況ニ一年有十月悪路ノ上弾雨ノ下縦横ニ馳駆シテ、或ハ屍ヲ征野ニ曝セシモノアラム、斃生ト雖其効永久ニ没スヘカラス、茲ニ全国軍馬祭ノ挙行セラルルニ当リ、タメニ相謀リテ供養塔ヲ建テ、併セテ広ク牛馬ノ亡霊ヲ慰ム。

昭和十四年四月七日

発起人

馬主　増沢伊太郎

白井福太郎

渡辺　利作

笹原　和一

藤沢　福雄

世話人

新井　晴作

（以下七名省略）

牛馬供養塔（間宮・清水寺）

(4) 太平洋戦争

ヨーロッパにおいて第二次世界大戦の火ぶたが切っておとされると、日本もABCDラインに対して抗戦の構えを決め、昭和十六年（一九四一）十二月八日、真珠湾を奇襲攻撃、また英領のマレー方面をも襲って米・英両国に宣戦を布告、またオランダをも敵とし太平洋戦争に突入した。

最初は日本にとって戦局は優利に展開されたが、昭和十七年連合軍が体制を立て直し、南太平洋において総反攻を開

始するや逆転し、もっぱら日本軍は守勢に回り、退却を続けざるをえなくなった。昭和二〇年四月には沖縄本島が攻撃されるようになり、サイパン島の失陥後はアメリカの長距離爆撃機は本土空襲を開始し、三月以降は東京をはじめ本土の重要施設や大・中都市はしきりに爆撃され、国内の生産機能もほとんど停滞し危機に面した。このような中で連合軍は日本と無条件降伏を勧告してきた。更に広島・長崎へ原爆を投下し、ついに政府はポツダム宣言を受諾、ついに八月十五日長かった戦争の終わりを迎えたのであった。

太平洋戦争中における当町の召集令状、その他の状況は次の通りであった。(平井誌)

陸軍召集令状到着回数	二五八回
海軍召集令状到着回数	一四回
計	二七二回
陸軍召集令状による召集兵	九三八人
海軍召集令状による召集兵	一九人
計	九五七人
防衛召集令状によるもの	四五人
軍属	六一人
昭和二十年防衛召集待命者	一〇二名
馬徴発又は購売に応じた頭数	三〇〇頭
荷車の徴発されたもの	二〇〇台
現役兵　五九五名　応召兵　六九〇名	
計　一、二八五名	

外地従軍者八八一名　内地従軍者四〇四名
在郷軍人総数　昭和二十年八月十五日頃数
合計　二、〇八六名
既教育兵　二六八人　第一国民兵一三四人
第一補充兵三四六　第二国民兵ノ一　二一五
第二補充兵二五九　第二国民兵ノ二　四二八
未適齢ニ国ノ一　一三四人
同　ノ二　一三四
同　ノ三　一六八

未帰還者在地別調

合計	八八一人	比島	三六
満洲	七七	朝鮮	七
北支	三七	台湾	四
中支	八六	南方	三二
南支	二九	海軍	八五
塚州	八	内地	三五四

戦没軍人総数は昭和四十四年一月現在

函南町役場の調査によると、

仁田　一八人・田代　九・日守　一五・大土肥　七・桑原　三三・新田　五・柏谷　二二・大竹　一五・奴田場　三
畑毛　二六・上沢　二五・饗之沢　四・平井　三七・間宮　四六・細沢　三・丹那　二九・塚本　一五・八ツ溝　八

畑　一三・肥田　九・冷川　二・軽井沢　一一・新幹線　五・合計　三六〇

村葬並自宅葬の数は、

函南小学校にて執行村葬数　三六回

丹那小学校にて執行村葬数　一四回

桑村小学校にて執行村葬数　五回

戦争が終わり二十一年六月三日まで学校において執行したが、二十一年七月よりは各戦死者家庭において自宅葬として葬儀を行なった。その数は百九十六名であった。

戦時中のくらし

日華事変以来、戦局の拡大に伴って国内は戦時色に変わり、国民生活も苦しい毎日の連続となり、ことに、戦局が不利になってからの生活というものは大変なものであった。以下平井誌より戦時中のくらしを見てみよう。

(ア) 応召兵を送る

応召兵の出征に際しては各字で武運長久を祈願して盛大に会が催されたが、平井では、出発の朝天地神社において、区長の司会のもとに、在郷軍人班長の進行で次の行事を行なった。

一、天地神社前にて武運長久祈願祭を行なう

二、区長の告辞

三、応召兵の挨拶

四、在郷軍人班長の挨拶

(イ) となり組制度（昭和15年10月12日）

「臣道実践・上意下達・下意上通」をもって国内統一をはかる大政翼賛会が発会式をあげた。それにともなって、全国の市町村に隣組制度がもうけられた。

標　語

「八紘一宇」「新体制・臣道実践」

「南進日本」「一億一心」

国民歌謡「隣組」岡本一平　作詞

一、とんとんとんからりと隣組
　格子をあければ顔なじみ
　まわしてちょうだい回覧板
　知らせられたり知らせたり

二、とんとんとんからりと隣組
　地震やかみなり火事どろぼう
　たがいに役立つ用心棒
　助けられたり助けたり

(ウ)戦　陣　訓

「序

夫れ戦陣は、大命に基き、皇軍の神髄を発揮し、攻むれば必ず取り、戦えば必ず勝ち、遠く皇道を宣布し、敵をして仰いで御稜威の尊厳を感銘せしむる処なり。

されば戦陣に臨む者は、深く皇国の使命を体し、堅く皇軍の道義を持し、皇国の威徳を四海に宣揚せんことを期せざるべからず。」

(陸軍大臣東条英機によって発表された戦陣訓のはじめの一節)

「戦陣訓の歌」　梅木三郎　作詞

日本男子と　生まれきて

いくさのにわに　立つからは
名をこそ惜しめ　つわものよ
散るべきときに　清く散れ

御国にかおれ　桜花

(ロ) 供出と配給

軍需生産に要する中で重要なものとして鉄・銅があり、このため寺院の釣鐘はもちろん、銅像・鍋釜まで供出することになった。また、食糧は配給制がとられた。そして、多くの国民はその日その日の食事にも不自由し、代用食で補った。

当時の食堂では次のような広告文が貼り出された。

節米・代用食の奨励

節米食堂の広告文

「節米昼食」うまくて栄養満点、ご家庭でまねして下さい。

七月20日　大豆入り昆布めし
〃　22日　かぼちゃめし
〃　24日　むぎめし
〃　27日　にしん入りうどんめし
〃　29日　落雁甘露めし
〃　30日　栄養めし
〃　31日　栄養めし
八月2日　しのだ入り大根めし

ご試食後、たき方ご入用の方に書きものをさしあげます。

(オ) 衣料切符制度

食糧と同じく、衣料も例外ではなく切符制が実施された。婦人はモンペを着用し、男はカーキ色の国民服に巻脚絆、戦闘帽といういでたちであった。

衣料切符制度の内容は次のようなものであった。

昭和十七年二月一日より実施された。

都市居住者は一年に百点、郡部居住者は八十点の点数をもらい、この点数内で衣料品の購入が出来たので、衣料切符は重要なものであった。主な衣料品の点数は、

背広一着五〇点、男子オーバー五〇点、袷着物四八点、単衣二四点、ツーピース二七点、レンコート三〇点、学生オーバー四〇点女オーバー四〇点、はかま二四点、ブラウス八点、ワイシャツ一二点、ズロース四点、靴下二点、敷布団二四点、毛布四〇点、スカート一二点、エプロン二点、ズボン下一二点、セーター二〇点、パジャマ四〇点、タオル手拭三点（昭和二十五年九月二十日衣料切符制度廃止された）。

(カ) 疎　開

一、学童の集団疎開実施を発表さる。（昭和19年7月8日）

東京の三年～六年生第一陣出発（8月4日）

二、建築物の強制疎開などの新防空法公布される。（昭和19年1月8日）

三、学童給食、空地利用の食糧栽培、一般疎開促進の三要綱きまる。（昭和19年3月3日）

函南駅空襲　昭和二〇年を迎えた一月には、平井乙越付近に日本機に追われたアメリカ機B二九から爆弾数個が落されたり、また、箱根山中にはたびたび硫黄島から飛びたったアメリカ機P五一の補助タンクが落されるし、更には、連合軍が駿河湾に上陸することを想定して、三島市三ツ谷付近に砲台をつくる作業に狩り出されるなど、本土決戦の時期がひしひしと身近かに迫ってくることを町民は肌に感じ取っていた。

終戦も真近い七月末には、航空母艦から飛び立って来たと思われるグラマン機数機による銃爆撃を大竹の昭和化成工場及び函南駅が受けたがいずれも軽微な被害ですんでいる。

エボナイト工場の煙突

この空襲の目標になった昭和化成の大煙突は、高さ約三〇メートル、基部の広さが約三〇平方メートルもあったので「エボナイト工場の煙突」として有名であった。

大正七年（一九一八）七月五日に、丹那トンネル大竹口工事が熱海口に三か月おくれて着工された。工事が進むについて使用電力量が増加するため、工事担当の鹿島組及び鉄道院は、東京電気株式会社と料金の値下げについてたびたび接衝を重ねたが成功しなかった。たまたま大正九年にいたり、国産の田熊式ボイラーが開発されたので、鉄道院ではこれを用いて自家発電をすることとし、大竹冷川に火力発電所を建設した。

この発電所は、その後東京電気株式会社と鹿島組との間で電力料金の話し合いがついたため使用されなくなり、大きな煙突と建物だけが残った。

昭和一四年（一九三九）東京の久保梅次郎は、この建物に着目し、ここでエボナイトの製造をはじめた。この会社は、軍需産業の波にのり、昭和二〇年には昭和化成株式会社に発展し、特に飛行機用のバッテリー容器を製造していたのでアメリカ軍の空襲の対象になったのであった。

この大煙突は、その後東海製薬工場として利用されたりしたが、昭和四一年三月二九日に工場建物とともに解体されてしまった。

㈢　戦後の復興と発展

日本の民主化と函南町

戦後の当町の歩みについては各章の記述と重複するので簡単な流れを記すに留めたい。

太平洋戦争はわが国の大敗に終わったが、大都市の戦災に比べ当町は軍需工場と目されて、函南駅下の昭和化成（現在はなし）が局部的に爆撃されただけでさしたる被害もなかった。しかしながら、敗戦による政治・経済の混乱は深刻なものがあった。

昭和二〇年八月三〇日に空から厚木に到着した連合最高司令官マッカーサー元帥は、東京日比谷の第一生命ビルにGHQ（連合軍総司令部）を置き、日本の民主化のため次から次へと改革の指令を出した。これが「民主主義」の考えを広めたとも言えるが、また、いろいろの混乱を生んだことも事実である。

同年十月十一日、マッカーサー元帥は、幣原首相との初会見において「ポツダム宣言の達成により日本国民は、数世紀に亘り隷属せしめられ来りたる伝統的社会秩序は匡正せらるべきこと」を前提として、社会秩序の民主的改革に関する五項目の見解を示した。その内容は次のとおりであった。

(1)　選挙権拡充による日本婦人の解放。（男女同権）
(2)　労働組合運動の促進。（労働者の団結権）
(3)　自由主義的教育の開始。（教育の自由化）
(4)　秘密検察制度の廃止。（専制の廃止）
(5)　日本の産業経済機構の民主主義化。（経済の民主化）

農地改革　昭和二〇年一二月九日に、「農地改革についての連合軍最高司令官覚書」いわゆる農地解放指令が出され、同月二九日に「改正農地調整法」が公布され、第一次の農地改革が実施され、農地委員会が設置され、小作・地主・自作からそれぞれ委員が選挙により選ばれた。

この改革は、当時農民が大多数であった当町民にとって反響が大きかった。

明治の地租改正以後広い農地の所有を認められ、多くの小作人を擁し、経済力と家柄を背景にして政治的にも大きな発言力をもっていた地主層にとっては、所有している農地を解放させられることは痛手であったが、小作人層には朗報であった。

これによって小作農の自作農への転換が図られ、意欲的な農村再建と生産向上への努力が見られるようになり、また戦時中、経済統制機関的な役割を果していた農業会が、昭和二二年一一月に制定された「農業協同組合法」により、新しく農業協同組合として生れかわり、農家の民主化と合理的生活への転換に大きな役割を果した。また、翌二三年に制定された「農業改良助長法」にもとづき設置された農業改良普及員の同様な役割を忘れることができない。

しかし、この農地改革も、零細規模の農家を多出させ、産業経済の発展もその一因と考えられるが、兼業農家の増加を生み、農村の都市化への変貌の原因の一つともなったことは否めない。

教育の民主化　次に代表される大きな改革は、六三制に基づく教育制度の改革であった。

終戦の年の暮にはGHQから修身、日本歴史、地理の授業停止の指令が出されたが、翌二一年四月には、アメリカ教育使節団の報告書が発表された。二二年三月に「教育基本法」「学校教育法」が公布され、戦時中、小学校尋常科及び高等科から、国民学校初等科及び高等科と名称及び教育内容を変更させられていた義務教育の学校は、それぞれ小学校及び中学校となり、今まで同一校であったのが別の学校となった。このため、当初は、小学校に併設さ

函南中学校平井原校舎（昭和22年12月1日竣工）

れて急場をしのいでいたが、当然、中学校の新校舎の建設に迫られたのである。終戦後の財政的に苦しい時期であったから地方自治体にとって新制中学の建築は、難事業であった。他町村では、このため村長が自殺するなどの悲劇が起ったが、幸い当町では、翌二三年に平井原に校舎を建築することができた。しかし、進駐軍軍政部の指導が「一町村一中学校」ということであったが、その位置が不適当であるということで、「分村問題」「村会議員の総辞職」など紛糾を重ねた末、平井原の校舎は売却して、新しく現在地へ新築することと、丹那へも一校設置することを条件に解決を見、新しい学習指導要領に基づく戦後の新教育を受けることができるようになった。

昭和二三年に「教育委員会法」が公布され、国の教育支配の力が弱められ、また翌二四年には「社会教育法」が公布された。

地方自治の発展

政治面でも戦後の変革は、大きなものであった。

昭和二〇年一二月に、衆議院議員選挙法の改正があり、婦人に参政権が認められるとともに、大選挙区連記制が用いられることになった。進駐軍から与えられた権利とはいえ、婦人が選挙権及び被選挙権を得たことは画期的なことであり、翌二一年四月一〇日に行なわれた第二二回総選挙では多数の婦人議員が誕生し、終戦後の暗い世相の中に明るい話題を提供した。

昭和二二年の四月は、選挙が相ついで実施された。知事及び市町村長選挙が五月に行なわれたのを皮切りに、戦前の貴族院に代って設かれた参議院議員の選挙が二〇日に、また、三月末に解散した衆議院議員の選挙が二五日に、最後に

村会議員選挙が三〇日に行なわれた。

仁田・上沢の大火　昭和二三年一月一一日、仁田区で全焼二六戸、半焼五戸という当町の歴史はじまって以来の大火災が発生した。子どもの堤防での火遊びから住家へうつった火は、折柄の西の強風にあおられ部落の南西から初姫神社へかけて一すじに焼けぬけた。

役場では、厚生委員・民生委員・食糧調整委員・村会議員・婦人会長等で災害救護委員会を設置し義援金の募集、タキ出し米の募集、学校林を間伐して払下げることなどを決めた。

ところが、仁田の復興が緒についたばかりの二月二三日上沢で全焼六戸、半焼一戸という火災が発生した。役場では仁田に準じて災害救護を行なっている。この相次ぐ火災発生のため、子どもの年中行事として親しまれていた『どんど焼き』が、次第に廃止されてしまったことは心残りでもある。

アイオン台風　昭和二三年は、災害の年であった。春先二つの大火災に見舞われたが、秋の九月十七日にはアイオン台風に襲われ、死者一名、全潰家屋五戸、流失家屋九戸、埋没家屋三戸、半潰家屋二二戸、床上浸水三四二戸、床下浸水二六七戸、流失橋梁一九か所、堤防の被害約一〇〇〇メートルという大きな損害を出した。

この台風は、箱根山系へ大雨を降らせたため来光川水系で大きな被害が発生した。

箱根山の緑化推進　当町の東部に連なる山々は、箱根火山、玄岳火山の広大な裾野であるが、約四〇〇〇ヘクタールのうち四六七ヘクタールの禁伐林、殖産林両組合分以外は、昔からカヤ等の採取地として、一宿五二ケ村の入会地等の原野であった。

戦後、戦争中の森林の乱伐で荒廃した国土に対し、全国的に緑化推進運動が展開されたが、昭和二六年、静岡県は五か年計画で講和記念事業の一環として、当町東部の大原野を含む箱根山系七千ヘクタールの殖林を計画した。

昭和二七年四月五日天皇・皇后両陛下をお迎えして、当町駒止めで国土緑化大会が開催された。この時両陛下がお手植えされたヒノキは順調に成育し記念碑と共に現地にある。

新農村建設事業

集乳所、コンクリート畦畔、共同作業所などが今でも残っている「新農村建設事業」は、昭和二九年頃から三か年にわたって展開された。共同パン焼きがまが各地に作られたことを覚えている方も多いと思う。また、農休日の設定等も生活改良普及員の指導で実施された。

この事業を実施するために、多くの資料が集められ、「函南村農村建設計画書」及び「函南村農村建設計画基本調査書」が作られているが、今回の町誌の執筆に非常に参考になった程綿密なものであった。

昭和三〇年、東部農協に牛乳の加工処理場が建設され、農民の手で、自分達の生産物を加工して販売することになったことは、町の歴史の中でも特筆大書すべきことである。

進む観光開発

このころから戦後の復興が顕著となり、伊豆箱根鉄道の親資本である西武・箱根登山鉄道の親会社である東急二大資本による箱根山の観光開発が急速に進展しはじめた。

その余波は当町にも及び、十国峠にケーブルカーと展望台、大駐車場が作られ、（昭和三一年）鞍掛山にロープウェイが建設された。（昭和四一年）

静岡県では、伊豆の山地の開発が民間資本の手で乱開発されることに対抗して、昭和二七年ごろから当町熱海峠から天城山・達磨山に連なる観光道路、伊豆スカイラインの建設構想を打ち出している。この道路は、静岡県道路公社の手で、昭和三七年に当町の熱海峠から大仁町亀石峠までの第一期工事二一キロメートルが完成している。

狩野川台風

昭和三三年（一九五八）九月二十六日から二七日にかけて、この年の二二号台風が襲来した。九月二一日グァム島東方洋上で発生したこの台風は、発達しながら西北進し、中心示度八八〇ミリバール、中

心付近の最大風速七五メートル、半径四〇〇キロメートル以内は、風速五〇メートル以上の暴風雨をともなう戦後最大と言われた大型台風となり、伊豆半島南岸に接近した。台風の接近にともない狩野川上流天城山系は、時間雨量八〇～一二〇ミリという未曾有の豪雨に見舞われた。

二六日午前九時ごろから次第に増水していた町内の各河川（狩野川・来光川・柿沢川・大場川）は、午後一〇時には、全部警戒水位を突破したので、町消防団は危険地域の住民に避難勧告を出すと共に、堤防の危険箇所の防備態勢を強化した。

午後一一時ごろ、大場川の塚本字大久保、来光川の日守字土手の内、及び来光川の肥田字蛇ヶ橋の三か所の堤防がほとんど同時に決潰した。この決潰箇所から狩野川の上流地帯から押し流されて来た家屋と人、流木を混えた濁流が、当町の平坦部に流れこんで来た。この濁流の中には多数の遭難者がおり、消防団員は夜を徹して救助作業に当り、一〇〇余名の生存者を救助したが、一五〇名以上の人は遺体となって収容された。

大雨が止み、狩野川が洩水すると、流れこんだ水は再び狩野川へ戻ったが、破壊された家屋・流木の山、泥土はそのまま平坦部に残った。上流から流れて来た臼だけでも一四〇近くあったのだから、流失物全体の量は大変なものであった。この被害面積は仁田・間宮・塚本で約二四ヘクタールに及んだ。

主な被害は、床上浸水が日守・新田・塚本・肥田・畑毛・仁田・間宮の各部落、二メートル以上に達したところが珍らしくなかった。また、泥土で埋まった農地は肥田・塚本・間宮・日守・新田・仁田の各部落にわたり、その面積は一一三ヘクタールに達した。

間宮四ツ街道から蛇ヶ橋の間、下田街道の西側の農地一面に残された流木の山は、復興への気力をくじけさせるものがあった。

しかし、災害発生直後から自衛隊が応援にかけつけてくれ、機械力も投入し、この流木の山の排除につとめてくれたことは、各地から応援にかけつけてくれた消防団・婦人会・青年団・宗教団体の奉仕活動とともに被災民を勇気づけてくれた。また、平坦部ほどの大きな災害を受けなかった町内各地域の人達が、消防団・区長会・婦人会・青年団等の各組織をとおして、被害地域の復旧に注いだ力も大きなものであった。特に、消防団・婦人会の目ざましい働きに対して、一一月二四日に村議会が感謝決議をしている。

決　議

昭和三十三年九月二十六日夜半台風襲来の報に接するや情報の蒐集各部落との連絡、河川増水の情況に注意し、刻々増水する米光川、狩野川の堤防決潰必至の状況判断宜しきを得て三ヵ所の堤防決潰后の人畜の被害を最小限に止め更に大場川、狩野川の合流点決潰に当り上流の流木、民家数百戸が没入し塚本肥田方面の美田約百六十町歩を埋めつくすや、消防団全員身を挺して危険を顧みず或は水中に飛びこみ、或はボートに依り水難者の救出に当りよく百余名を救出し引続き数日間繁忙な農作業をなげうち屍体の捜索収容等に当り救援を著しく円滑ならしめた点は遺族は勿論一般村民の斉しく感謝する処であります。

函南村議会はここに感謝の意を表します。

右決議する

昭和三十三年十一月二十四日

函南村議会

函南村消防団殿

☆　☆　☆　☆

決　議

函南村婦人会殿

昭和三十三年九月二十六日台風二十二号襲来に際しては堤防決潰に依り夜半塚本、肥田、新田、日守、間宮、畑毛、仁田が水魔におかされ更に来光川、柿沢川合流点決潰により上流町村の流木、家屋等が肥田塚本方面を埋めつくし消防団、附近の住民が生存者の救出、屍体の収容に当るや、夜半衣類を集め又炊き出し等に当り以後多忙な家事等をなげうち連日被災者の救護等に当ると共に莫大な流出物中のフトン、衣類等の整理又洗たく等を実施して上流町村に返還する等その献身的努力は村内の罹災者は勿論上流罹災町民の斉しく感謝する処であります。

函南村議会はここに感謝の意を表します。

右決議する

昭和三十三年十一月二十日

函南村議会

この台風の被害は、大見川・狩野川両流域の七か町村全域にわたり、静岡県では修善寺町に災害復興事務所を置き、被災町村復興の指導に当った。当町の約二億五千万円にも及ぶ復旧事業は、国の大巾な補助と、農協の経済的協力を受けて、全事業を土地改良法による村営の土地改良事業として進めた。これは、

(1) 負担金の徴収が楽にできること。

(2) 工事が終った後の事務処理が簡単であること。

(3) 換地の登記関係の経費が免税又は免除される。

(4) 登記の事務が早くできるという利点があるためであった。

村議会の定数減　昭和三四年の区長会は、初会合のときから活発な意見が出たが、特に村会議員の定員を減少したいという意見が取り上げられた。

当時、村議会の定員は二六名であったが、これを二〇名程度に減少し、経費の節約をはかろうと言うのである。議員一人当りの経費は、歳費・旅費・食糧費と数えてみるとかなりの額に達する。大災害後の今日、すこしでもこれらの経費を節約すべきだというのが主な趣旨であった。これに対して定員の減少は、小部落では、自分達の代表を町議会に送りこめなくなるという反対意見も強く出た。

また、小選挙区制にしたらとか、部落代表という考え方から先ず直すべきだとか、種々の意見が出たが結局、区長会としては各区民の意見をきき、世論により可否を決める為に調査を行なった。この結果、請願署名運動の結果、村内有権者八二九六名中五三・九パーセントに当る四、四七四人の賛成署名を得て、区長会では村会議長に対し、四月に行われる村会議員選挙から定員の減少が実現するよう請願書を提出した。村議会ではこの請願を取り上げ、村議会の定数を二〇に改正したが、この問題は当時予想外の反響を呼び、沈滞気味の村政に活を入れた感があり、函南情報紙上でも活発な意見が交換された。

集中豪雨　狩野川台風の傷あともほとんど復旧した昭和三六年の六月二八日、前日来の雨は梅雨前線の発達に伴ない集中豪雨となり当町を襲った。大場川・来光川・柿沢川の堤防が決潰し、平坦部の各地域の大半が床上浸水するという大きな被害が出た。特に塚本・肥田・日守・新田・八ッ溝は全戸が床上浸水し、また、間宮の床上浸水も二七一戸の多きに達した。

二八日午後九時、災害救助法が発動されると同時に、役場に災害対策本部が置かれ、本部では直ちに自衛隊の出動を要請し、富士学校の三中隊の応援を得た。消防団・婦人会も災害発生直後より災害地の救援、援助物資の輸送、片づけ、

炊き出し等に出動した。

この時の最も大きな被害は、狩野川台風から折角復興し、ようやく田植えを終った水田が泥土に埋没してしまったことであった。しかも、約四五ヘクタールは、植え直しが可能であったが、植える苗がないという事態が発生した。七月二日、県農事試験場長・種芸部長土壌肥料部長・東部農業事務所長・同指導課長・田方北部改良普及所長・同普及員・農協職員・役場職員が協議した結果、苗を各地の応援を仰ぐことに決定した。七月四日には、苗九千ばが到着し、婦人会員・田方農業高校生等の労力奉仕を得て、田植えが進み、七月一五日に予定を上回る六七ヘクタールの改植が完了するまでに応援苗の合計は、一八万三四五〇ばの多きに達した。この時、苗を送ってくださった諸団体は、村内各部農会をはじめ、遠くは神奈川県の小田原農業改良普及所、磐田郡竜洋町十束農協など一一九団体に及んだ。

函南町の誕生　昭和三八年（一九六三）四月一日に町制が施行され、函南村は函南町になった。一部には、町になるには時期尚早の声もあったが、韮山町が前年の四月一日に町制をしくに及び、郡下で村は、戸田と函南だけになってしまっていたから、おそきに過ぎたとも言える。郡下各町の町制時期を参考に記すと、修善寺町の大正一三年八月三一日が最も早く、以下、

伊豆長岡町　昭和九年一一月三日
土肥町　昭和一三年四月一日
大仁町　昭和一五年一二月一〇日
中伊豆町　昭和三三年一月一日
天城湯ヶ島町　昭和三五年一一月一日
韮山町　昭和三七年四月一日となっている。

この時の人口は一五、一三八人、うち男七、六三六人、女七、六〇五人、世帯数二、九一四であった。（住民登録による）

町制施行十周年まで

各章と重複するので、年を追って主な事項のみを記して置こう。

・昭和三十八年

四月　一日　町制施行。

四月十二日　上水道通水式。

四月三十日　町議会選挙、町となって始めての選挙であった。

五月　一日　役場機構改革、町民相談室と企画室が新設された。

十一月三日　函南小プール完成。

・昭和三十九年

十月十日～十一日　丹那中学校で静岡県畜産共進会が開催された。

十月　六日　オリンピック聖火函南町を通過。

十一月一日　町消防団組織改められる。五分団制となる。

十一月五日　第一次農業構造改善事業はじまる（丹那地区）

・昭和四十年

一月二十九日　丹那地区の電話が農村集団自動電話に切り換えられる。

七月二十八日　狩野川放水路しゅん工式。

・昭和四十一年

一月　十日　函南農協本所落成式。

二月二十六日　婦人青少年会館落成式。
三月二十七日　町長選挙、はじめて記号式投票が採用された。
五月　十日　役場機構改革、住民課が新設された。
七月二十日　丹那小中及び桑村小にプールが完成する。
十月　一日　ごみ回収事業はじまる。

昭和四十二年

四月二十八日　町議会選挙。
十一月二十四日　富士箱根ランド（中小企業センター）落成式。

昭和四十三年

一月　九日　二葉幼稚園新園舎完成。（一六二平方メートル）
四月十三日　函南局電話、自動ダイヤル化される。
十月二十一日　函南小新校舎落成式。（三・九六一平方メートル）
十一月十二日　函南中火災、七一七平方メートルを焼失する。

昭和四十四年

四月二十五日　新幹線、三島駅開業。
五月三十一日　自由ヶ丘保育園新園舎完成。（五一三平方メートル）

昭和四十五年

五月　一日　役場機構改革、企画管理課が新しく設けられる。

六月十五日　前日より二日間にわたる集中豪雨により被害発生する。
十月　四日　大土肥区公民館落成式。
十月　八日　仁田区公民館落成式。
十一月十三日　函南町総合開発計画完成する。

・昭和四十六年

三月　一日　冷川町営住宅十五戸完成する。
四月　一日　間宮幼稚園新設される。

・昭和四十七年

四月　一日　田方地区常設消防函南支署開所される。
十月　二日　役場新庁舎で執務開始する。
十月　四日　函南中新校舎落成式。（六〇一七平方メートル）
十二月一日　伊豆仁田駅郵便局開局、上沢区公民館落成式。

・昭和四十八年

三月二十六日　商工会館落成する。
三月二十九日　熱函道路開通。
四月　一日　町制施行十周年記念式典。みのり幼稚園開園。

第三章　住　民

一　集落の発達

集落の形成

集落の形成というと稲作の始まった弥生時代ということが当町においてもあてはまり、当町の平坦部来光川・柿沢川および大場川流域に多くの遺跡を見ることができる。（第二章参照）

しかし、自治体的性格をもった村落の形成されたのは近世以降であり、各領主支配の下に名主・組頭・百姓代といった村方三役を中心として、貢租事務、用水路管理、入会地管理、争論解決、祭礼挙行等多くの村落生活に必要な事柄を自らの手で解決してきたのであった。

中世の村落は、検地と刀狩、あるいは領主の新田開発等によって近世的村落に変質させられてきているが、江戸時代当町内に属していた村々は、現在の大字に当り列挙すると、間宮村・塚本村・肥田村・上沢村・大竹村・桑原村・田代村・軽井沢村・畑村・丹那村・平井村・大土肥村・仁田村・柏谷村・畑毛村・日守村の十六カ村であった。

『函南村誌』（大正元年編）記載の豆州志稿の抜粋よりこれら各村々の起元を見ると、

間宮村

〃玉海文治元年（注　一一八五）九月ノ條馬宮荘ヲ載ス。北條高帳ニハ間宮ト見ユ。八幡宮昔頗大ニシテ、北條ト三島ノ間ニ在ル故ニ村ニ名クト云フ。人戸稍斉し。其耕地ハ南ニ在リテ塚本肥田仁田等ノ諸村ニ界シ、居落は北ニ在リテ君澤郡大場村ニ接ス。恰モ一村ノ如シ。

塚本村

神鳳抄塚本御厨ヲ載ス。文禄三年（注　一五九四年）ノ検地帳豆州君澤郡塚本郷ト。大陵有リ森山ト云フ。人居ソノ下ニ在リ、阜陵丘隴ノ類國人大抵渾テツカト云フ。森山ハ即八雲御抄ニ載ル所田方杜ナリト。其南面満宮神社アリ、即本村ノ産土神ナリ。

肥田村

東鑑ニ肥田原ノ稱ミユ。神明帳ひたの王子アリ、暦應二年（注　一三三九）圓成寺ノ文書及北條役高帳肥田ヲ載ス（東鑑ニミエタル肥田八郎宗直ハ此地ノ人ナリ）。土厚シテ肥ユ、畠多シテ水田僅ニアリ。サレドモ畠モ亦田ナリ、故ニ肥田ト名ク雖土美而今ハ村特ニ痩タリ。

上沢村

天正十八年（注　一五九〇）、慶長八年（注　一六〇三）、同十二年ノ検地帳アリ（十二年ノハ君澤郡上澤村ト記ス）。コレ佐婆郷ノ内ニシテ山方ニ在リ、故ニ上佐婆ト云フ。佐婆は澤ニシテ本村ヲ貫ク渓流（注　来光川）ヨリ起レル稱ナラム。保元物語・東鑑等ニ載タル澤六郎宗家ハ澤郷ノ人ナリト。本村山崖ニ数十ノ洞窟アリ、是古代穴居迹ナルベシ。又大竹村ニモ三十餘アリ、ミナ之ニ同ジ。

大竹村

天正十八年豊臣氏の文書ニ大竹村中村ト見ユ。（其並記セルハ何ノ故アルヲ知ラズ。文禄三年大竹村検地帳有リ）。村人云フ、モト桑原ト一村ナル時大竹林アリシ故地名トス。文禄ノ頃甲州ノ落人杉山氏来リ居リシ時一村分ツト。

桑原村

明治20年測量　陸軍省

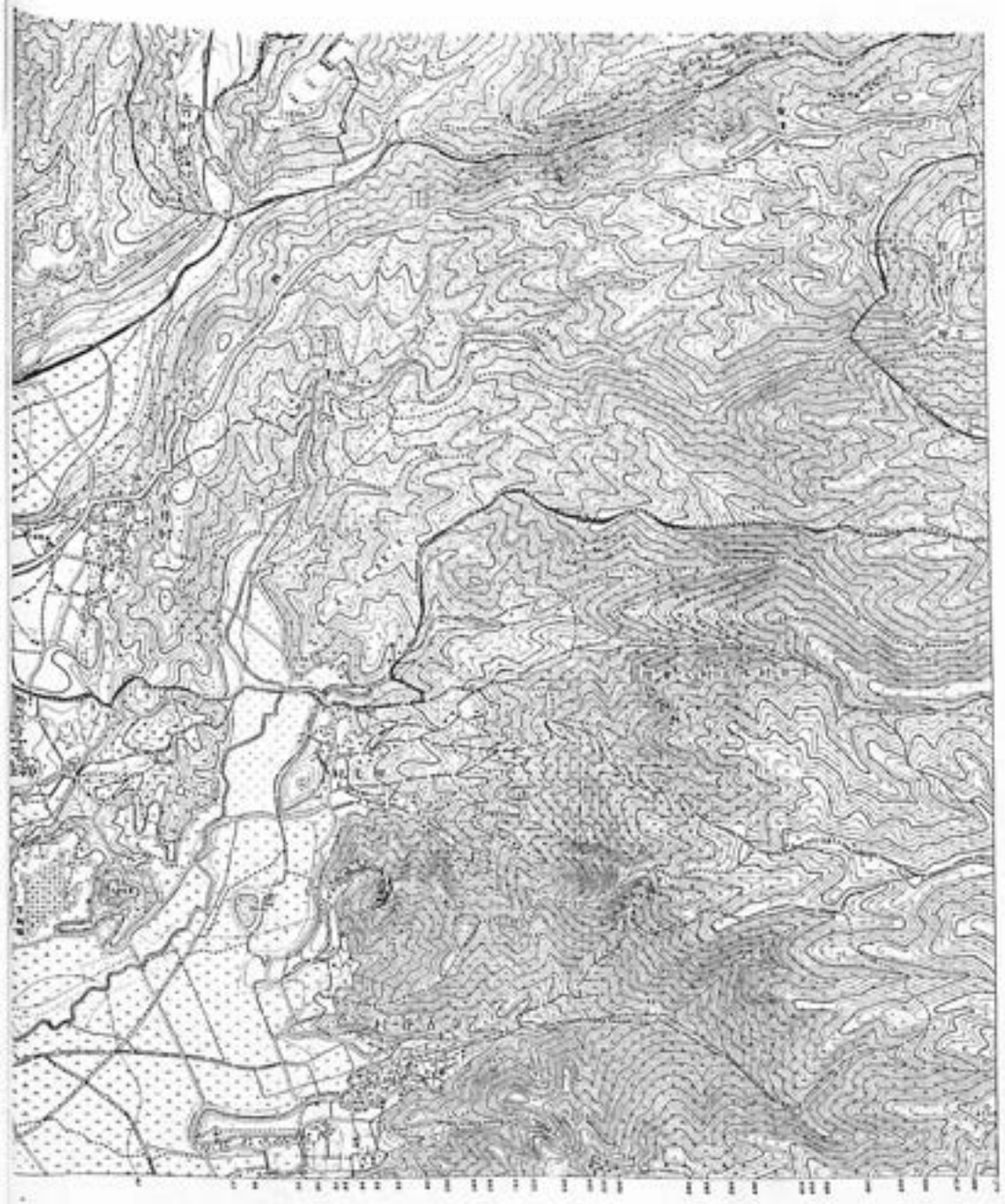

参謀本部陸地測量部「三島宿」より

東鑑巻一ニ三郎者（北條宗時）自土肥山降桑原云云、巻十七被墳墓堂在當國桑原郷云云ト見エ。〔文禄三年（注　一五九四）検地帳豆州君澤郡桑原村トアリ〕。古此村筥根権現ノ神領タリシ時、筥根ヲ大筥根ト稱シ、此ヲ小筥根トモ云フ。（覚明ノ記ニ豆州新居郷桑原村ト記ス、本村ヨリ筥根ヘ通ヒシ古道今猶存ス）

田代村

冠者源信綱狩野ノ田代ニ居リ後此ニ来リ住ス、以テ村名トス。（伊豆鑑ニ云田代冠者居住ノ地也、船山田代丹那軽井澤ハ領地ナル可シト。又古城ハ村ヨリ六七町北山ノ手平ナル所也。惣堀ノ址アリ。先年城跡ニテ大判ヲ堀出ス事三度、マタ瀬戸物出ル事度々アリ）

北条役高帳田代ヲ載ス。

軽井沢村

文禄三年ノ検地帳軽井澤村トアリ。軽渓ハ本渓名遂ニ村名トナル（相傳フ源公頼朝コヽヲ過ギ玉ヒシ時適渇シ水ヲ求メラレシガ有人渓水ヲ汲ンデ上リシニ穴軽キ水哉ト云テ賞シ玉フ軽澤ト名ヅク。井ハ字ヲ加フルハ近頃ノ事ナリ。雷電宮ノ上梁文ニ井ノ字ナシ、サレドモ他方ニモ軽井澤ノ地名アリ）。〔寛文六年（注　一六六六）ノ上梁文田方郡君澤荘軽澤村トアリ。然レドモ、文禄ノ検地帳及ビ延宝・天和・貞享等ノ割付ミナ井ノ字アルヲ以テ考フルニ、軽井澤ト書キ来リシモ亦古キ事ナル可シ〕

畑村

文禄三年ノ検地帳豆州之内畠村トアリ、丹那ノ東ニ畠アリタルヲ一村トス。仍テ名ヅク。

丹那村

北條役高帳ニ丹那ヲ載ス。文禄三年検地帳豆州君澤郡丹那村トアリ。（此地村古ハ池ナル可シ、今径八丁許ノ水田ナリ、昔テ杉木ノ周囲腐チ赤身ノミ遺ルヲ多ク掘出セリ、猶八九尺許ナルアリ神代杉ト云。又紫藤ノ花ナドモ出シ宛然トシテ色鮮明ナレドモ手ニ触レバ灰ノ如クシテ消失ス。丹那ハ谷野ナルカ）、田代以下ミナ筥根山中ニ在リ四箇村ト云フ。

平井村

東鑑巻一ニ降桑原経平井郷ト見エ、北条役高帳及同家天正年度ノ文書皆平井郷ト記ス。慶長三年ノ検地帳平井村トアリ。東鑑ニ平井

又小草井トモ有リ。豈小草井ハ小地名ナルニヤ。薬王寺古縁起ニ云、此村昔井ナシ。唯薬王寺ノ側ニ一井アリ、泉湧出デ地ト平カナリ。一村之ニ頼ル故ニ名ヅク。又村人ノ一説ニ寺ノ前ニ平石アリ、因テシノ字ヲ省キヒライト云ト。皆附会ノ説也。

大土肥村

旧烏井作ル。伊豆雄山点鬼簿ニ大島居村ニ作ル。或云、伊豆権現ノ大島居古代ココニ在リシト。古職録ニ三島ロノ大島居トアル是ナル可シ。後リノ字ヲ省キ村名トナル、本、仁田一村ナル由。文禄三年検地帳ニ豆州君沢郡大土肥村ト。

仁　田　村

北条氏永禄文書仁田郷ト記ス。天正度内藤氏文書同之役高帳仁田堀ノ内ト。今ノ居村ハ、昔者西原ト云人家多ク村ノ北ニ在リシヨシ。伊豆名迹志ニ云、此処ハ仁田四郎忠常ガ居住ノ所也。昔ハ西原村ト云シトカヤ、忠常ガ武勇ノ徳盛ナル故ニヤ。仁田ノ名字世ニ流布シテイツト無ク仁田村ト云ト。然レドモ東鑑既ニ仁田新田ノ称アルヲ思フニ却テ仁田ノ方ヤ旧カラム。

柏　谷　村

天正十八年豊臣氏ノ文書ニ仁田、大とい、はたけなごや、かしやトアリ。村名モト柏ノ一字ヲ用ウ。後人谷字ヲ加フ。又昔仁田ト一村ナリシ非伊豆雄山旧記等ニ見ユ。柏ハ側柏類ノ総名、古カヘト訓ス。今端午ニ餅ヲ包ム大キ掌ノ如キ葉ナルモノカシハト呼ブ。柏ノ字ヲ用キルハ非ナリ。元禄郷柏谷村六万部寺ヲ職ス。此ニ経塚ト称スル古墳アリ。又一百余ノ洞窟アリ。

畑　毛　村

畠倹名鈔八太介地名多ク一字ヲ増テ二字トス。日蓮伝記ニ云。卿公ハ伊豆國畠郷ノ住人ナリト。北條役高帖ニ豆州畠郷、慶長二年検地帳畠毛村ト。鉱泉一、微温ナレド効験多シト。

日守・新田は明治になって併合あるいは独立した字で、その由来はそのようになっている。

日　守

天正の頃は駿州駿河郡金持の庄といい後駿東郡日守村となり、明治二二年（一八八九年）函南村と合併今日に至っている。

大正初期の鉢毛温泉付近　（長泉町　佐久間三千枝画）

新　田

もと日守の住民が肥田地籍に移住開拓した部落であったが、日守山の草刈権をめぐって日守との永い間の紛争の末、明治の末に至って仲介者の労が実を結び新田区として独立、村議会でも承認された。

江戸時代の村々

江戸時代の各村々の規模、支配者を『田方郡誌』（大正七年編）の幕末郡下知行表より抜粋してみると、

仁田　九八〇石七六九四
　大沢・宮崎・松前・金田・西尾・藤田・戸田・藤万・佐久間

間宮　八六八石六二三
　高田斉次郎・能勢重次郎・三宅三郎・久野伊三郎・武島四郎左衛門・井出鉄次郎・能勢兵左衛門

塚本　九二一石三二七
　小宮新五右衛門・阿部忠右衛門・飯田四郎左衛門・永井彦兵衛・秋山源左衛門・小出甚五郎・伊丹新五郎

肥田　五一三石三二三
　大久保長門守

上沢　四四七石八九五
　大久保長門守・松野長十郎

大竹　一〇五石〇〇六

大竹村田畑屋舗名寄帳
文政六年（1823）

大久保加賀守

桑原　二九二石五九三

大久保加賀守・松平八郎右衛門　（桑原森文書より著者記入）

田代　一六二石八四八

酒井　式部

軽井沢　七四石八一六

山本　八郎

畑　一四六石七五八

宮部甚五郎

丹那　三五六石一九七

酒井　式部

平井　七四六石八八八

水野出羽守

大土肥　一六二石〇三八三

井出志摩守

柏谷　八八八石七二一四

大沢・宮崎・松前・金田・西尾・戸田・藤方

畑毛　四〇二石四八五六

江川太郎左衛門・大久保帯刀・松野長十郎・水野出羽守

のようになっている。

村高から見ると、大村として仁田・間宮・塚本・平井・柏谷といった平坦地の村々が挙げられ、小村として大竹・桑原・田代・軽井沢・畑・大土肥などの山間部や地形的に米の石高の少ない地域の村々が挙げられる。

支配者はどうかというと単一支配の村もあれば一村を分轄して複数で支配するところも見られ、仁田村のように旗本が九人で支配するといった九給地、間宮・塚本・柏谷のように七給地など大変複雑な所もあった。

更に平井村の例をとって家数、人口などを見てみると、寛政十二年（一八〇〇）の『平井村宗門人別御改帳』（平井・梶尾文書）によると、

惣高　七四七石五斗七升一合

家数　一一〇軒

内　水呑三二軒

外ニ

寺　三ヶ寺

堂　一ヶ所

修験　二軒

馬　拾五疋

人数　四六九人

内　男二三八人

僧　五人

内　修験　一人

座頭　三人

女三三一人

といったように石高の割に人口が多く、水呑百姓も多いといった零細な村落の姿を示している。

二　人口および世帯数

郡下における位置　昭和四九年一月三一日現在の本町人口は二〇、二五九人で二位の修善寺町の一八、〇〇〇人を二、二五九もぬき、郡下一の人口をもつ町となっている。（第一表参照）

この順位の入れかわりは四六年からであり、四六年において本町一七、六一四人、修善寺町一七、五六一人と五三人多くなっており、それが四七年に八〇九人の差となり、四九年には二、〇五九人の差と当町人口の急速な増加を物語っている。

人口・世帯数の移りかわり　別表（第二表）の通り明治九年からの人口世帯数の移りかわりをたどって当町の発展の姿を明らかにしたいと思う。途中資料不足でぬけているところもあるが、この数字をもとにして検討していくと、そこに大体四つぐらいの変転の跡を見ることができるようである。

㋐まず第一の変転は、大正六年から九年に至る時期に生じており人口指数は、この間に減少しているのに世帯指数は十一も増加している事実

第1表　田方郡下町村人口および人口密度

	面積 km²	人口	人口密度 人/km²
函南町	66.24	19,913	301
韮山町	33.45	14,185	424
伊豆長岡町	16.39	12,057	736
大仁町	45.14	13,810	306
修善寺町	69.10	17,701	256
天城湯ヶ島町	133.51	8,851	66
中伊豆町	110.13	7,047	64
戸田村	35.27	5,311	151
土肥町	50.16	6,975	139

（昭和48年5月1日現在　県民手帳より作表）

第2表　函南町の人口世帯数の推移

年次	人口	人口指数	世帯数	世帯指数	一世帯家族	備考　婚姻
明治 9	5,813	100	950	100	6.1	
大正 1						
大正 2	9,223	159	1,180	124	7.8	
6	9,663	166	1,202	127	8.0	㋐
9	9,610	165	1,687	178	5.7	人口減，世帯増期
14	9,714	167	1,738	183	5.6	
昭和 4	9,948	171	1,642	173	6.1	㋑
5	10,328	178	1,741	183	5.9	人口停滞期
6			1,726	182		
9	10,328	178	1,742	183	5.9	
10	10,043		1,628	171	6.2	
15	10,625	183	1,648	173	6.4	
20	14,794	254	2,534	267	5.9	㋒世帯増
22	14,784	254	2,534	267	5.8	人口増期
23	14,882	256	2,526	266	5.9	350組婚姻
25	14,953	257	2,550	268	5.9	231
28	14,949	257	2,500	263	6.0	233
29	15,058	259	2,633	277	5.7	281
30	15,036	259	2,614	275	5.8	274
31	15,259	262	2,612	275	5.8	249
32	15,178	261	2,641	278	5.7	306
33	15,376	265	2,698	284	5.7	282
34	15,049	259	2,734	288	5.5	342
35	15,505	267	3,017	318	5.1	325
36	15,245	262	2,846	300	5.4	317
37	15,124	260	2,914	307	5.2	350
38	15,315	263	2,940	309	5.2	333
39	15,613	269	2,993	315	5.2	372
40	15,352	264	3,375	356	4.5	326㋓
41	15,894	273	3,424	360	4.6	354 一世帯家族
42	16,149	278	3,458	364	4.7	375 減少期
43	16,462	283	3,604	380	4.6	380
44	16,858	290	3,794	399	4.4	
45	17,738	305	4,207	443	4.2	
46	18,030	310	4,471	471	4.0	
47	18,781	323	4,737	499	4.0	
48	19,808	341	5,106	537	3.9	

がある。

㋑第二の時期は、昭和の初めから昭和十五年に至る時期で、人口、世帯数ともに停滞気味である。

㋒次に昭和十六年から二十二年の間に大発展期がおとずれている。ちょうど太平洋戦中及び直後の時期で戦争の激化に伴う疎開人口の増加とも考えられるが、それのみと思われないふしもある。この頃から新編成された区としてびんの沢・細沢・六本松・八ッ溝などが登場してくるのである。

㊃第四の時期は、昭和四〇年以降でこの頃から始まる世帯数の増加であるが、これは終戦後経済界の発展と生活の安定並に新民法による家の考え方等から立地条件のよい当町への定着、増築等によるものと思われ、現在も増加の一途をたどっている。（第二表参照）

以上四つの変動がどうして生じたかが次に問題になる。そのための資料として一世帯あたりの家族員数の変動を表示した。家の構成員の数が、その時々の社会変動と深い関係をもつと説く社会学者もあるが、前記の四つの変動期に家族数も変化していることから、これらの時期に大きな社会変動があったことが推測される。次に人口、世帯数変転の四つの時期の原因をさぐってみよう。

㋐についてはこの時期の家族構成は一世帯あたり七～八人を示しているのは異常に思われるが、当時までとしては通例であった。しかし大正九年頃から崩された理由は何にあるのであろうか。当時の一般経済情勢についてみると、時あたかも第一次世界大戦の直後にあたり、大戦場外にあった日本が未曾有の好況に我が世の春を謳歌した時期であり、隆盛の途にあった都市産業をめざして農村から急激に流出していったのであろう。

次に世帯数の増加の原因と考えられるのは開墾事業を主軸とした次、三男の分家の流行である。大正三年から十三年に至る十年間に開畑された面積を調べてみると、三五〇ヘクタールで大正三年の畑の六割弱に当るものが新しく開かれたものであり、現在の畑面積が大正十三年のそれを下廻っているのをみると当町における開墾事業は、大正年間に強力に遂行されたといえる。地域的にみれば広大な地積を有する中間部が著しく、この地域における世帯数の増加は、開墾の進展を世帯数の面で裏付けているといえよう。このような開墾事業の成功を導いたものは当時の農産物価格の騰貴であり、主要食糧においては、わずか三年程の短期間に三倍強の上昇を示しているのである。

このような異常な人口の村外流出と開墾事業の進展とが大正時代の変動の理由と考えられる。

伊豆大震災の復興のための県の指導書

㋑については、さきに停滞的であると書いたがもう少し詳細にみていくと昭和五年～十五年の間に人口二九七人の増加に対して世帯数は逆に九三戸の減少を示している。このことは当然、一世帯あたりの家族数を増して、家族構成の高度化を招いている。特にこの事実は中間部、山間部に著しい。

ところで当時の社会経済情勢についてみると経済恐慌の影響が大きい。即ち昭和四年（一九二九）ニューヨークにあらわれた恐慌は、たちまち全世界におよび、昭和八年までその影響は実に大きいものであった。貿易はおとろえるし、米価をはじめ国内物価は下落し、労働者は失業し、一文なしで帰郷してくる子弟も多かった。その上当町では昭和五年十一月二十六日の伊豆大震災に約三〇〇万円の被害を受け二重の苦しみの中にあった。そのような中から徐々に村経済更生計画（森六郎村長の時）が実施され農業の高度化が企画され、また丹那渇水による巨額の補償金を酪農に投資したりした経済状態の改善が、この高い家族構成を支えてきたと思われる。

㋒については第二次世界大戦の激化に伴う人口の流入と丹那トンネル開通による発展が人口増の原因としてあげられよう。昭和十五年～二十二年間の人口増加は四、一五九人、昭和十五年人口の三割九分であり、世帯数の増加は八八六戸、五割四分で人戸増加率をはるかに超えている。この傾向は中間部で顕著で、同期間における中間部の人口増加率、世帯数増加率は昭和十五年に対しそれぞれ五割二分、九割二分の高率である。このことは丹那トンネル開通によって大竹・函南地区に非農家世帯が増加したことを示す。

ただし、山間部においては事情が異り減少の傾向を示している。

柿沢台の宅地開発

㉖㉘で明らかにした発展の傾向はその後も顕著で、今日に至っている。

地区別人口

人口密度の高低は都市のように空地がなく居住区、商工業区として全体がぬりつぶされているのとは違って農村部の場合は農耕地や山林原野の占める割合が大きく居住区（集落）が地域のどこかに片寄り集中する傾向が強いため実際家が密集していても地区の人口密度は必ずしも高いとはいえない。間宮地区のように一見して住宅が密集しているので当町一の人口密度をもつ地区のように思えても実際はそうでないところもある。地区の境界を考えずに住宅の密集の姿だけを

第3表　地区別人口　（昭和45年10月1日現在）

区分＼地区	世帯数	人口 総数	男	女	区分＼地区	世帯数	人口 総数	男	女
	戸	人	人	人		戸	人	人	人
仁田	373	1,475	724	751	肥田	72	374	200	174
大土肥	179	668	330	338	日守	82	439	214	225
柏谷	366	1,478	724	763	新田	47	197	99	98
畑毛	172	723	334	389	奴田場	30	141	66	75
平井	365	1,602	801	801	びんの沢	51	235	112	123
丹那	132	719	372	347	伊豆南病院	2	296	173	123
畑	64	378	180	198	八ツ溝	172	626	317	309
軽井沢	42	233	119	114	細沢	7	46	24	22
田代	41	232	116	116	六本松	5	27	13	14
桑原	229	1,114	567	547	伊豆逓信病院	62	290	139	151
大竹	208	800	377	423	新幹線官舎	72	277	121	156
上沢	218	816	380	436	鉄道官舎	13	47	22	25
間宮	771	2,826	1,406	1,420	函南	139	494	245	249
塚本	229	944	470	474	冷川	57	232	135	97

資料：国勢調査

見ての判断であって実際は集落の大きさを比較しているにすぎない。そこで町勢要覧に出ている昭和四五年一〇月一日現在の国勢調査の統計（第三表）をもとに次のような観点から考察を進めてみた。

(ｲ)一戸当たりの面積

家族構成の差をなくすため地区の面積を戸数で割って平均を出してくらべ住宅の密集具合いを調べてみた。その結果〇・〇一ha未満が鉄道官舎、新幹線官舎で地域面積の割に戸数が多く当町一の密集地であると言える。次に〇・〇一以上〇・一〇以下の地区を見ると、冷川・八ッ溝があげられる。逆に面積の割に戸数の少ないのは一番が一一・六haの六本松、二番目が桑原の一一・〇八ha、三番目が畑の九・八一haという順になっている。これを表にすると次のようになる。（第四表参照）

第4表　1戸当たりの地区面積

地区	1戸当たりの面積(ha)	地区	1戸当たりの面積(ha)
仁田	0.32	肥田	0.89
大土肥	0.11	日守	2.02
柏谷	0.53	新田	0.64
畑毛	0.95	奴田場	1.57
平井	3.30	びんの沢	0.71
丹那	3.13	細沢	7.88
畑	9.81	伊豆逓信病院	0.77
軽井沢	5.45	鉄道官舎	0.008
田代	4.02	新幹線官舎	0.006
桑原	11.08	六本松	11.6
大竹	0.34	冷川	0.02
上沢	0.86	函南	0.12
間宮	0.13	八ッ溝	0.08
塚本	0.50	全体	1.57

こうしてみると面積の広い割に戸数の少ない地区が多くある。それではこれからの住宅地はその方に広がっていくかというと、そういうことにはなっていかない。桑原を見るならば東部は広大な山岳地であり、箱根山の原生林（禁伐林）や各地の共有地があり、住宅地として利用できる可能性はほとんどないまた。平坦地である桑原川流域は昔からの生活の場であり、今後住宅地として利用できる所といえば畑耕地しかない。農業に生活の基盤を置く桑原地区としてはそれはできることではない。また、宅地開発は土地があれば良いということだけで行われるものではなく、他地域とのつながりをもたなければならないので、交通の便の良いこと、距離の短いこと、商店が近くにあること、上下水道の便の良い所、

学校・幼稚園・保育園に近い所、近くに医療機関のある所などというさまざまな条件がかみ合わなくてはならない。その結果限られた所が開発されてくるわけで、畑毛・柏谷地区の開発を見るとまさにそのような条件をそなえていることがよくわかる。

こうしてみていくと今後の住宅の増加は戸数の多い地区に集中していく可能性が強く、ますます過密化していくことが十分予想される。

(イ)集落の大きさ

一見して人口密度が高いと思われるところは実際は集落が大きいということであると先に述べた。団地のように以前は何の変化もなくまたほとんど利用されず、利用価値の乏しかった所が開発されて急激に集落が形成され人口が集中するようなことが最近はあるが、当町のように歴史の古い町は集落としての発展の歴史があり、私たちの先祖が累々として築きあげてきた集落でもある。

当町一の集落をもつ間宮は田方平野に位置し、肥沃な神積平野で農業(稲作)を中心としての生活を営みながら発展してきた集落であり、その歴史は第二章で述べたように弥生時代(間宮遺跡)にまでさかのぼる。同じように大きな集落である平井・柏谷・仁田も江戸時代の村高を見てもわかるように大きな集落であり、子の神遺跡・向原遺跡・仁田坂・五反田遺跡とも結びつく歴史の古い集落である。農業の生産性の高い地に住みたいと考えるのは農業中心の時代では当然のことであった。

函南大竹地区

第5表　地区別人口密度　　（昭和45年10月1日現在）

地区	面積	人口	人口密度	地区	面積	人口	人口密度
	ha	人	人		ha	人	人
仁田	120.0	1,475	12.29	肥田	70.0	374	5.34
大土肥	20.0	668	33.40	日守	166.0	439	2.64
柏谷	192.5	1,487	7.72	新田	30.0	197	6.57
畑毛	264.0	723	4.41	奴田場	47.0	141	3.00
平井	1,208.0	1,602	1.33	びんの沢	36.0	531	14.75
丹那	414.0	719	1.74	細沢	55.2	46	0.83
畑	628.0	378	0.60	伊豆遥信病院	4.8	290	60.42
軽井沢	229.0	233	1.02	鉄道官舎	0.1	47	74.00
田代	165.2	232	1.40	新幹線官舎	0.4	277	69.25
桑原	2,538.0	1,114	0.44	六本松	5.8	27	4.66
大竹	70.0	800	11.43	冷川	1.0	232	23.20
上沢	187.6	816	4.35	函南	1.6	494	30.87
間宮	99.0	2,826	28.55	八ッ溝	13.6	626	46.03
塚本	114.0	944	8.28	計	6,624.0	17,738	2.68

（注）地区別面積は〜図上推定算出による。

それに対し細沢・六本松・奴田場などは明治になってから入植によってできた集落であり、鉄道官舎・新幹線官舎も東海道線開通、弾丸列車（現新幹線）工事の開始によってできた集落であり、歴史そのものは大変浅い。

また、歴史の古い集落であっても現在の生活から見て便の悪いところは集落の発展も遅く戸数の増減もほとんどない。

その他木立部落のように戦争中入植によってできた集落であったが現在消失してしまっている集落もある。

(ウ)人口密度

人口密度の高い地区としては新幹線官舎・伊豆遥信病院・鉄道官舎・八ッ溝・大土肥・函南・間宮。低い地区としては桑原・畑・細沢・軽井沢・平井・田代・丹那等の地区があげられる。（第五表参照）

人口密度は家族構成の地域的な差、下宿間借人の有無などによっても変ってくると思われるので、家族構成の平均を出してみると次のような表（第六表）になった。

こうしてみると丹那・畑・軽井沢・田代・六本松が平均六人以上、仁田・大土肥・大竹・上沢・間宮・八ッ溝・新幹線官舎・鉄道官舎・函南地区が平均四人以下（三・五五〜三・九五人）となってい

参考資料1　部落別戸数，人口の変遷

部	区	寛政5前後（1803年） 戸数	寛政5前後（1803年） 人口	明治9（1876年） 世帯数	明治9（1876年） 人口	明治21（1888年） 世帯数	明治21（1888年） 人口	昭和10（1935年） 世帯数	昭和10（1935年） 人口	昭和40（1965年） 世帯数	昭和40（1965年） 人口	昭和45（1970年） 世帯数	昭和45（1970年） 人口	昭和10年を100としての人口指数
平坦部	仁田	92	569	87	444	105	549	132	827	193	962	373	1,475	178
	大土肥	28	?159	28	158	30	158	41	219	109	431	179	668	305
	八ッ溝	以前は仁田・大土肥の地籍内								99	323	172	626	(193)
	間宮	122	586	121	585	128	564	215	1,191	514	2,325	771	2,826	237
	塚本	78	444	79	422	82	424	73	471	150	752	229	944	200
	肥田	106	419	95	465	112	561	66	400	73	391	79	374	94
	新田					○○44年大字となる		29	192	42	212	47	197	103
	日守	もと駿東郡日守村						83	510	89	515	82	439	86
中間部	柏谷	86	493	81	493	96	466	80	500	226	1,052	366	1,487	297
	畑毛	67	325	55	310	68	326	86	553	163	859	172	723	131
	平井	122	667	117	565	123	638	180	1,033	294	1,440	365	1,602	155
	逓病							農中陸軍病院		71	363	62	290	(80)
	函南							平井地籍		108	425	139	494	(116)
	大竹	21	123	21	117	22	120	85	462	146	660	208	800	173	
	冷川							桑原地籍		57	207	57	232	(112)
	鉄道								職員	17 14	56 53	13	47	(43)
	桑原	66	481	65	461	88	475	155	1,022	177	1,022	229	1,114	109
	新幹線							上沢地籍		74	309	72	277	(90)
	上沢	67	443	65	384	83	426	96	586	143	690	218	816	139
山間部	丹那	80	530	79	494	98	520	113	818	128	693	132	719	98
	畑	38	247	38	238	49	242	59	439	67	429	64	378	86
	軽井沢	38	190	43	168	49	190	48	309	43	270	42	233	75
	田代	24	149	30	136	31	145	35	249	42	248	41	232	93
	びんの沢									56	265	51	235	(89)
	細沢									7	46	7	46	(100)
	六本松									5	38	5	27	(71)
	奴田場					桑原地籍		52	282	30	173	30	141	50
伊豆函南病院												2	296	
合計		1,035	5,825	1,004	5,440	1,164	5,804	1,628	10,093	3,183	15,309	4,207	17,736	167
一戸当人口		5.63		5.42		4.99		6.18		4.78		4.21		

※この表の人口は表と違っているが調査月日の違いによるものである。
※人口指数の（　）内の数字は昭和10年の資料がないので昭和40年と比較したものである。

参考資料2　昭和一〇年を一〇〇とした各区の人口増減（長）

（昭和45・10・1現在）

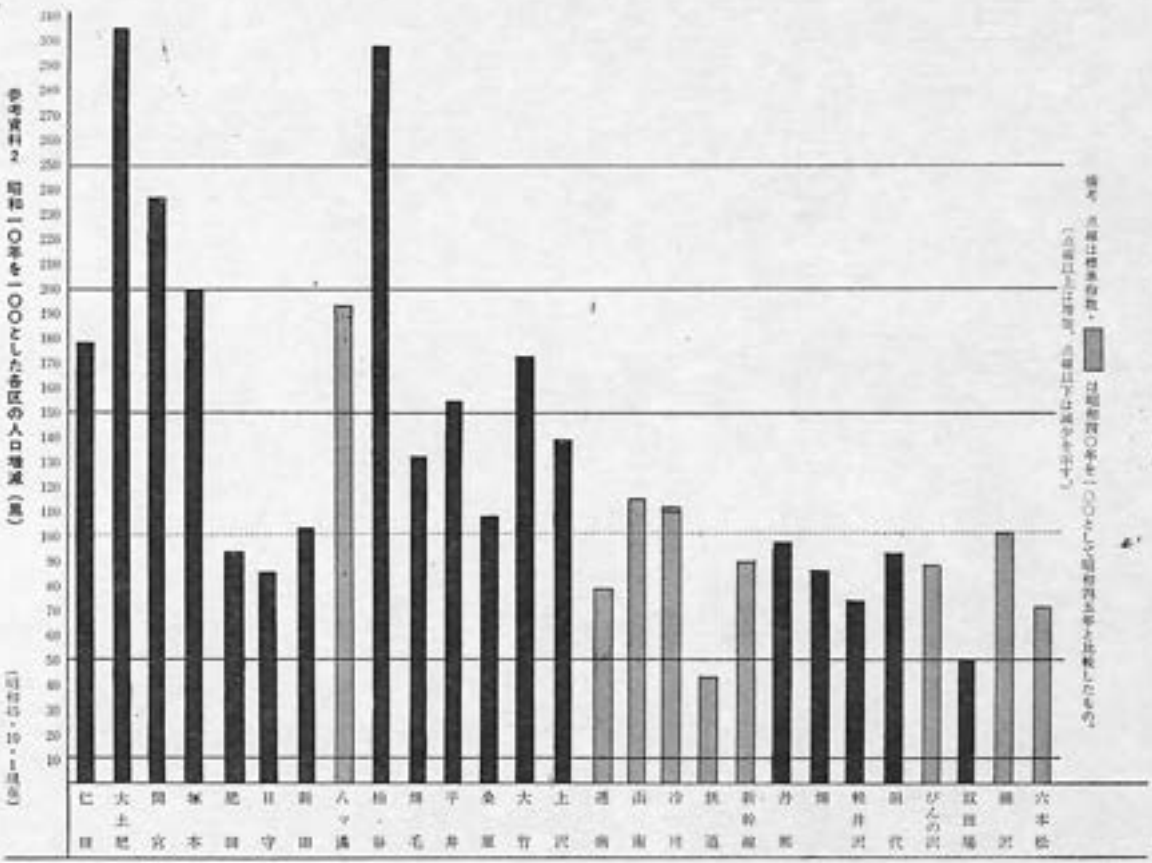

備考　白棒は標準指数・■は昭和四〇年を一〇〇とした昭和四五年を比較したもの。
（白棒は昭和三五年を基準とした。）

る。このことから考えるに、丹那方面は核家族が進行しておらず、産業の性質上多くの労働力を必要としており二～三世代の家族構成が見られること、平坦部においては兼業の進展、核家族化の進展、新婚世帯の新居新築、借家住い、下宿人く一世帯となることなどによって少ない家族構成となっているものと思われる。

なお、参考資料として寛政五年（一八〇三）頃から、昭和四五年国勢調査までの間の区別戸数と人口の推移をまとめたものがあるので載せておこうと思う。各年度の調査月日の違いによって（第二表）の人口とは数が合わないが、各区の発展のようすを知る手がかりとなると思う。

三　人　口　構　成

年令別人口構成　年令別人口構成図は自然界の法則に従えば〇才人口が一番多く、だんだん年令が高まるにつれて死亡者があらわれ減少していき、二等辺三角形のようなピラミット型と呼ばれる人口構成図を示すようになる。

ところが、高度に発達した人間社会はそのような自然界の法則に社会的要因、人為的作為を加えるので必ずしもピラミット型とはならず変型した構成図を示すようになる。

昔は「人生五〇年」といわれた。すなわち人口構成図の頂点が五〇近辺におかれたが、今日では医学の進歩、食生活

第6表　地区別家族構成

地区	家族構成	地区	家族構成
仁田	3.95	肥田	4.73
大土肥谷	3.73	日守	5.35
柏毛	4.06	新田	4.19
畑井	4.20	奴田場	4.70
平那	4.38	びんの沢	4.61
丹畑	5.44	八ッ溝	3.66
軽井沢	5.91	細沢	6.57
田代	5.54	六本松	5.40
桑原	5.65	逓信病院	4.68
大竹	4.86	新幹線官舎	3.84
上沢	3.84	鉄道官舎	1.61
間宮	3.74	函南	3.55
塚本	3.66	冷川	4.07
	4.12	全体	4.22

第8表　年令別人口各町村の年令別人口　(45.10.1 現在)

町村 性別 年令	函南町		韮山町		伊豆長岡町		大仁町		修善寺町		天城湯ヶ島町		中伊豆町		戸田村		土肥町	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
80以上	59	116	57	78	43	84	55	93	72	115	50	85	34	73	25	57	47	117
75～79	102	120	71	124	17	90	76	114	115	150	84	83	61	74	39	56	53	88
70～74	185	221	147	167	111	143	140	167	196	205	123	155	105	133	62	72	109	131
65～69	236	249	190	199	148	171	166	165	241	284	165	176	152	145	84	99	151	170
60～64	313	305	220	257	185	201	220	211	313	314	181	198	157	189	117	97	173	210
55～59	345	404	280	300	234	300	271	297	332	422	187	250	181	223	105	139	187	235
50～54	378	418	288	327	231	317	292	362	363	461	212	257	182	228	115	151	178	292
45～49	460	546	344	410	256	380	348	389	467	547	316	332	210	231	147	178	234	269
40～44	665	629	463	451	427	452	494	493	620	650	376	373	270	264	185	180	295	285
35～39	751	668	502	484	483	490	503	469	666	649	329	344	245	238	223	196	285	301
30～34	731	698	513	489	461	509	502	477	650	649	288	328	223	226	195	188	215	237
25～29	727	754	584	565	408	528	623	556	586	721	266	300	163	202	215	194	169	214
20～24	807	863	571	734	449	620	719	662	735	892	316	395	250	295	209	221	140	237
15～19	774	811	600	636	425	456	607	582	844	805	350	395	307	357	173	108	155	305
10～14	742	690	535	535	402	414	538	545	772	684	428	409	338	307	295	255	360	321
5～9	742	685	512	526	482	480	522	497	732	742	402	358	254	244	212	232	284	280
0～4	769	781	591	605	479	478	560	554	755	705	329	325	267	232	211	201	219	229
総数	8780	8958	6468	6887	5246	6114	6636	6633	8459	8995	4402	4754	3429	3661	2612	2624	3254	3921
	17,738		13,355		11,360		13,269		17,454		9,156		7,090		5,236		7,175	

資料：国勢調査

の向上、肉体を苦使する度合の減少等によって平均寿命も男七〇・一七才（昭和四七年厚生省発表）、女七五・五八才と伸び、構成図の頂点も高くなってきている。

また、死亡率の低下によって縦の年令区分に対して横の年令別人口の年令層の高まりに応じての減少ということも少なくなってきており、ある程度平均した型が見られるようになってきている。

さて、自然的なピラミット型に社会的要因、人為的作為が加えられるとどのように変化を生ずるだろうか。戦後の一時期に女にくらべて青壮年層の男の人口が少なく、くぼんだ型が見られたことがあった。これは戦争による戦死者や未帰還兵の分がくぼんだものであり、戦争という社会的要因によって変形させられたものであった。

今日の傾向を見ると核家族化の進展、生活水準の高まりからくる生活難、養育の問題、レジャーの浸透、家族計画等さまざまな社会的要因によっ

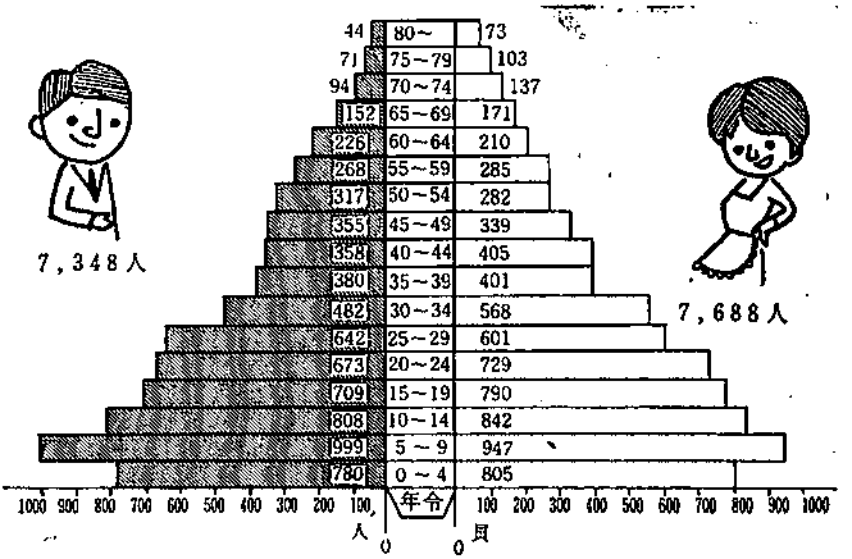

昭和30年10月1日調査函南町年令別人口構成

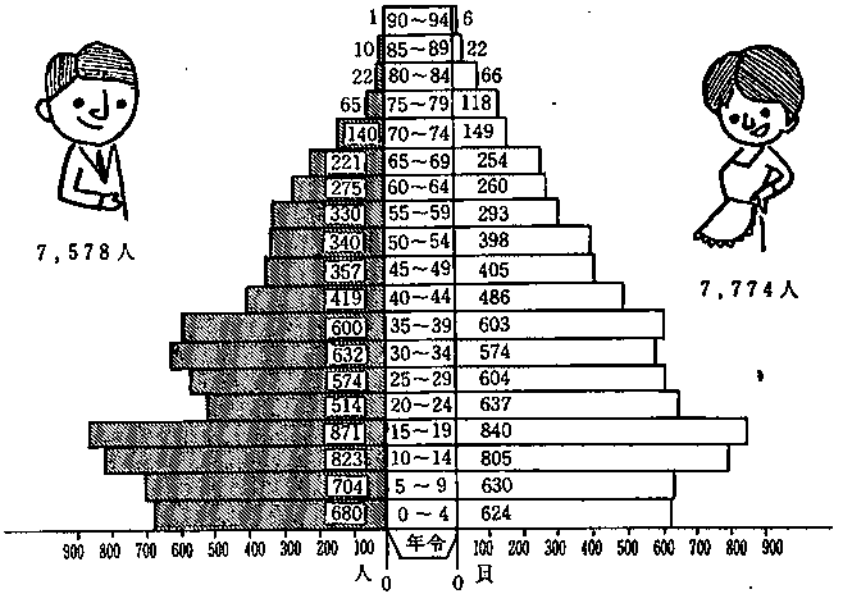

昭和40年10月1日調査函南町年令別人口構成

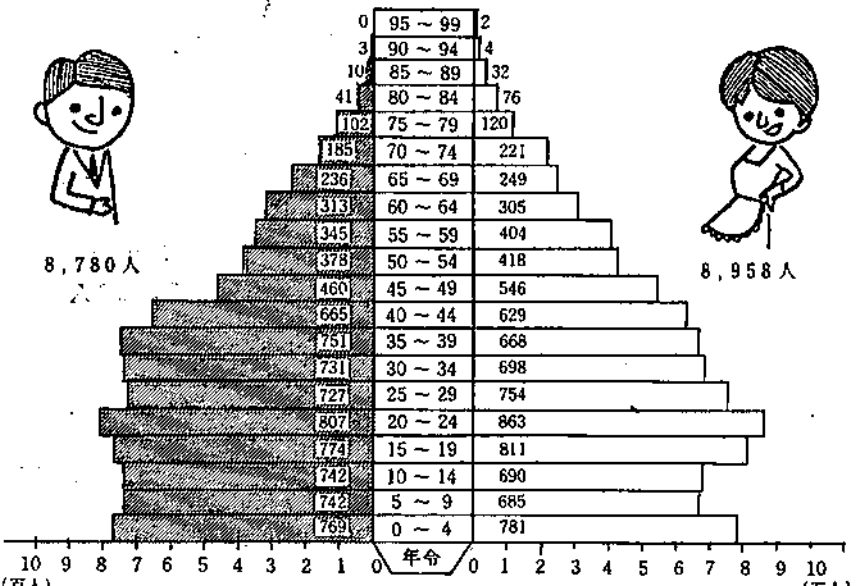

昭和45年10月1日調査函南町年令別人口構成

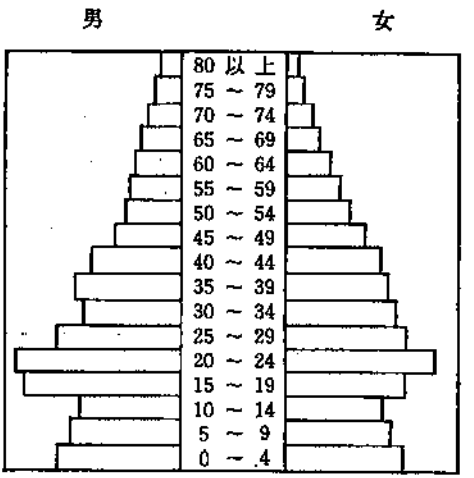

静岡県 (45.10. 1)

て出生率が低下し、昭和四六年現在の出生率は一・九六%で、平均的家族構成は夫婦に子ども二人といった小家族の形態となっている。（昭和四五年全国平均三・七人）そのため若年層の人口の伸びが見られず「つりがね型」と呼ばれる毎年平均化された出生数が見られるようになった。

当町の人口構成図はまさにこのような型にあてはまり、当町の人口の自然増は今後あまり見られず、むしろ地域の発展の方からの社会増の方が多くなっていくものと思われる。

さらに出生率が低下すると中年層が大きくふくらみ、若年層がすぼまる「ねぎぼうず型」という型になってくるが、静岡県の昭和四五年の人口構成図はすでにそのような傾向を示してきている。

このようなつりがね型からねぎぼうず型への進行は、教育の面ではより充実した教育がなされる長所をもつが、生活の基盤である産業面では若年労働力の不足をきたし、進学率の高まりと共に深刻な産業界の問題となり、解決を迫られるようなことにもなりかねない。そういう面で産業界も技術革新を高め、省力化を図る研究を進めているわけであるが現実の問題として「金の卵」と呼ばれるような若年労働力の不足の現象がすでにあらわれてきている。

第10表 (1) 昭和10年職業別戸数　※昭和11年村勢要覧による

	総数	農業	水産業	鉱業	工業	商業	交通業	公務自由業	家事使用人	その他	無
函南村	1,621	1,253	—	1	55	115	51	52	—	85	9

第10表 (2) 産業別世帯数　※昭和35年・38年村勢町勢要覧による

年次	総数	農業	林業狩猟業	漁業水産養殖	鉱業	建設業	製造業	卸売小売業	金融保険業	運輸通信業	サービス業	公務自由業	無
昭和34年	2,734	1,112	35	2	4	176	208	228	45	318	321	38	247
昭和38年	2,914	1,107	8	2	7	327	215	200	24	317	317	62	195

第10表 (3) 産業別就業者数（15才以上）　※国勢調査による

	総数	農業	林業狩猟業	漁業水産養殖	鉱業	建設業	製造業	卸売小売業	金融保険業	運輸通信業	サービス業	公務自由業	電気ガス水道
昭和40年	7,066	2,598	11	18	6	582	1,166	720	76	603	1,105	150	31
昭和45年	8,728	2,377	9	19	40	866	1,845	905	127	667	1,560	244	69

職業別産業別人口構成

職業別や産業別の戸数および人口構成を検討することによって、当町の経済的特徴およびその変遷を知ることができるのであるが、資料が少ないので十分な検討ができない。

昭和十年の職業別戸数を調べると農業が一、二五三戸で七七%を占め、商業が九%、工業が三%となり、農業が当町の主産業として発展して来たことが分る。（第十表参照）

ところが昭和三四年度の産業別世帯数調べによると、農業は一、一一二戸、四四%と大巾に減っていて、運輸・通信・サービスがそれぞれ一二%、それに卸売・小売・保険・金融の商業と製造業が続き、職争をはさんで当町の産業構造に変動の生じてきたのを見ることができる。

三八年になっても相変らず農業戸数は減少しており、建設・サービス・製造業が増えている。

昭和四〇年の国勢調査による十五才以上の産業別就業者数を調べると、製造業に従事する人口が非常に多い。また家の職業は農業や商業でもその家族に会社員を含む家が多くなったことを物語っている。

第11表

産業別人口（昭和45年10月10日現在）

産業分類	男 人	女 人	計 人
農業	1,185	1,192	2,377
製造業	1,129	716	1,845
サービス業	814	746	1,560
卸小売業	472	433	905
建設業	805	61	866
運輸通信業	591	76	667
公務	186	58	244
金融・保険・不動産業	56	71	127
電気・ガス・水道業	47	22	69
鉱業	37	3	40
漁業・水産・養殖業	10	9	19
林業・狩猟業	8	1	9
分類不能の産業	0	0	0
計	5,340	3,388	8,728

表12第

函南町産業別就業者（15才以上）の割合
（昭和40年国勢調査による）

業種	男 人	女 人	計 人
農業	1,334	1,254	2,598
製造業	775	391	1,166
サービス業	585	520	1,105
卸小売業	365	355	720
運輸通信業	546	57	603
建設業	547	35	582
公務・自由業	117	33	150
金融・保険業	35	36	71
電気・ガス・水道業	27	4	31
漁業・水産・養殖業	13	5	18
林業・狩猟業	11	0	11
鉱業	6	0	6
不動産業	4	1	5
計	4,375	2,691	7,066

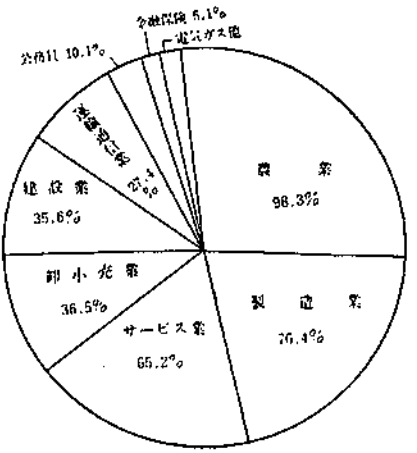

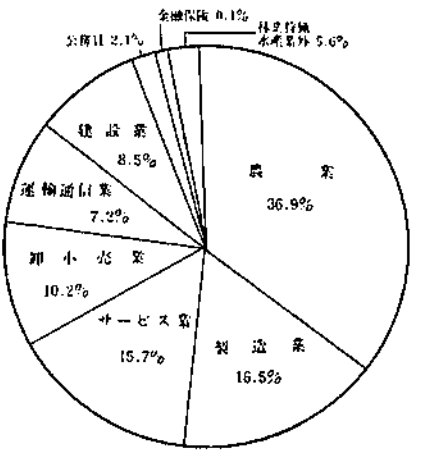

四　人　口　の　動　態

人口の増減は出生・死亡・転入・転出によってきまる。この内出生数と死亡数の差を自然的増減、転入人口と転出人口との差を社会的増減という。ここでは当町の人口の動態を先ず、出生・死亡・自然増減によって観察してみよう。

出生・死亡・自然増減

第十三表によってまず出生率をみていくと大正二年、昭和十年はそれぞれ三六・二%と四六・六%で非常に高率である。昭和十年の全国平均は三一・六%であるから、当時の函南村の出生率四六・六%は極めて高い。以後の出生率は昭和三〇年まで資料不足ではっきりしないが、戦後の出産ブームを経て漸次減少をたどり、昭和二十九年には全国平均が二〇%を割るように変り、昭和三〇年から三九年までの当町の出生率は一

第13表　出生率・死亡率・自然増加率（各年度末）

年次	総人口	出生	死亡	自然増数	出生率	死亡率	自然増加率
大正 2	9,223	334	190	144	36.2	20.6	15.6
昭和10	10,000	466	179	287	46.6	17.9	28.7
30	15,312	274	118	156	17.8	7.7	10.2
31	15,242	220	98	122	14.4	6.4	8.0
32	15,408	281	90	191	18.2	5.8	12.4
33	15,310	226	107	119	14.8	7.0	7.8
34	15,204	257	103	154	16.9	6.8	10.1
35	15,068	261	120	141	17.3	8.0	9.4
36	15,155	263	97	166	17.4	6.4	11.0
37	15,256	224	140	102	15.9	9.2	6.7
38	15,315	254	102	152	16.6	6.6	10.0
39	15,610	260	110	150	16.6	7.2	9.8
40	15,443	303	108	195	19.6	7.0	12.6
41	15,894	210	108	102	13.2	6.8	6.4
42	16,149	315	89	226	19.5	5.5	14.0
43	16,462	309	105	204	18.8	6.4	12.4
44	17,016	309	111	198	18.2	6.5	11.6
45	17,738	323	109	214	18.2	6.1	12.1
46	18,352	319	116	203	17.4	6.3	11.1
47	19,296	409	117	292	21.2	6.1	15.1

八・二～一四・四％の間を上下しながら徐々に一六％台に落着いてきている。これは全国的な傾向でもあるようで、産児制限の普及（主として生活費の向上による）が主因と思われる。

死亡率については、昭和十年は大正二年より減ってきているものの、一九・七％で全国平均の一六・八％より高率であり、農村型の死亡率である。以後死亡率は漸次減少の傾向をたどり年によっては全国平均より低率を示しながら七・〇％に至っている。これは最近の医学の発展と予防接種等衛生環境、医療施策並施設の改善等によるものと思われる。

終りに、出生と死亡との差に示される自然増加率を考察してみよう。昭和十年のそれは異常に高い出生率の影響で、自然増加率も二八・七％を示し、全国平均一四・九％のほぼ二倍の高率を示していたが、以後漸減して三八年は一〇・〇％で全国平均一〇・三％より低くなっている。

第14表　杉山高氏調査
社会的人口増加率（昭和48.8）

年次	総人口	転入	転出	社会的増減
昭和30	15,036	1,027	1,262	−235
31	15,295	1,029	1,221	−192
32	15,178	1,079	1,104	− 25
33	15,376	890	1,107	−217
34	15,049	890	1,157	−267
35	15,090	864	1,025	−161
36	15,245	850	914	− 64
37	15,124	832	1,115	−283
38	15,315	1,007	971	＋ 36
39	15,613	1,007	916	＋ 91
40	15,443	1,194	1,029	＋165
41	15,894	1,041	818	＋223
42	16,149	1,130	1,101	＋ 29
43	16,462	1,507	1,295	＋212
44	17,016	1,648	1,376	＋272
45	17,738	1,546	1,143	＋403
46	18,352	1,558	1,165	＋393
47	19,296	1,944	1,292	＋212

社会的増減

当町の社会的増減は第十四表のように示される。即ち昭和三十年頃から三七年頃までは社会的減少が目立っており農村型の人口動態を思わせるが、三八年度からはこの関係が変ってきている。今後当町の住宅地域、工場地帯が整備発展するにつれて、こういう傾向が助長されて行くことと思われる。なお、転入者・転出者の実態をみると県内他町村との転入出者が県外のそれより多いことが分かる。昭和四八年十一月末には総人口が二万を越している。

昼間人口　当町の人口は年々増加しているのにもかかわらず、他市町村へ通勤通学する者が多く昼間人口は少なくなる。昭和四〇年で見ると、人口の二三%にあたる三五一八人が他市町村へ流出、流入人口を加えても昼間人口は常住人口の八四%となっている。これが四五年となると、二六%と四〇年の三五一八人に対して四五三九人が流出、昼間人口は常住人口の八一%と、昼間人口の占める割合が低くなってきている。田方農高（教職員・生徒で約八〇〇人）や、四六の事業所（昭和四五年）、その他多くの商店などがありながら流出入口の多いのは通学者は仕方ないとし

第15表　流動人口（通勤・通学者数）　（単位：人）

区分 / 年次別	昼間人口 (A＋B)	常住人口 A	他市町村からの流入 C	他市町村への流出 C	差引 C＝D－B
40.10. 1	13,008	15,352	1,174	3,518	△2,344
45.10. 1	14,404	17,738	1,205	4,539	△3.334

流出人口（D）

年次別 / 昼内・昼外別 / 通勤・通学者別	昭和40年10月1日 計	県内	県外	昭和45年10月1日 計	県内	県外
通勤者	2,673	2,473	200	3,650	3,472	223
通学者	845	820	25	889	832	57
計	3,518	3,293	225	4,539	4,259	280

流入人口（C）

年次別 / 通勤・通学者別 / 流入元市町村名	昭和40年10月1日 計	通勤者	通学者	昭和45年10月1日 計	通勤者	通学者
沼津市	103	55	48	100	64	33
熱海市	34	18	16	18	14	4
三島市	338	193	145	381	259	122
伊東市	14	2	12	12	3	9
伊豆長岡町	67	19	48	63	31	32
修善寺町	104	29	75	111	36	75
韮山町	169	57	112	181	98	83
大仁町	67	12	55	100	45	55
天城湯ヶ島町	69	5	64	51	7	44
中伊豆町	89	11	78	71	19	52
清水町	33	18	15	35	34	1
長泉町	25	16	9	50	41	9
その他市町村	22	20	2	32	30	2
他県	40	38	2	0	0	0
計	1,174	493	681	1,205	684	521

資料：国勢調査

第16表　通勤・通学による他地域との結びつき　（昭和45年）人

	函南へ	韮山へ	伊豆長岡へ	大仁へ	修善寺へ	天城湯ヶ島へ	中伊豆へ	戸田へ	土肥へ	沼津へ	三島へ	熱海へ	伊東へ	駿東へ	賀茂へ	その他へ	出
函南より		129 65	75	324 58	61 48	8	4			629 141	1623 406	391 58	25 3	289 48	2		3427 832
韮山より	98 88		258 4	372 76	80 44	7	5		3	357 71	1035 286	42	4	184 14	10		2496 586
伊豆長岡より	31 32	164 51		248 65	74 38	13	5			350 63	400 177	38 4	9	88 15	4		1452 452
大仁より	45 55	158 56	122		326 79	23	20		1 1	228 41	573 251	20 1	16 1	72 11	2		1622 501
修善寺より	36 75	71 79	107 1	1074 245		92	62	1	2	197 34	426 220	39 6	15 1	65 19	5		2222 684
天城湯ヶ島より	7 44	22 33	19	330 110	272 91		18		1 3	44 6	106 126	2	2	6 9	3		837 422
中伊豆より	19 52	23 20	22	312 103	319 54	23				38 11	110 138	18	78 26	10 7	1		983 414
戸田より		1		1	2	7			12 53	7	4	1	1	3	4		50 53
土肥より	1			6	8	4		19		9	4 1			1	81		134 1
沼津より	67 33	66 36	221	180 30	102 34	8	11 1	8	3								
三島より	259 122	162 308	123	286 118	133 144	16	10	1	2								
熱海より	14 4	4 47	7	15 1	8 7				1								
伊東より	3 9	2 15	4	40	9 10	1	43 1		1								
駿東より	84 54	48 109	44	76 17	41 50	5	2	2	1								
賀茂より	2		3	7	1	1		34	55 79								
その他より																	
入	684 521	859 859	1022 5	3988 832	1452 599	217	189 2	100	90 136								
入一出	△ 2743 △311	△ 1637 273	△ 430 447	1466 331	△ 770 △85	△ 620 △422	△ 794 △412	50 3	△44 135								

田方郡中学校社会科資料「伸びゆく郷土」より

上段・通勤　下段・通学　△印・減

て、通勤者を見た場合当町の豊富な労働力を吸収しえない地元産業の弱さであり、未発達の姿であると思われる。

昭和四五年の流出人口を市町村別に見ると、通勤者では三島が圧倒的に多く、一六二三人で通勤者の四八％を占め次が、沼津の六二九、熱海の三九一人となっている。山一つへだてた熱海に通う人が多いというのも隣接する丹那トンネルで結ばれた当町の流出人口の特色といえよう。

通学は公私立高・大学などをもつ三島が四〇六人で一番多く、次が沼津の一四一人となっている。

このようにして流入人口より流出人口が多い当町は三島・沼津の近郊ベットタウン、労働供給地としての性格を強めているともいえよう。

函南町誌〔上巻〕

昭和四十九年五月十日印刷
昭和四十九年五月二十日発行
〔非売品〕

編集　函南町誌編集委員会

印刷者　沼津市市場町十二―二十四
株式会社　耕文社印刷所
代表者　長沢信義

発行　函南町

函南町中央公民館図書室
110208899